

# 韓国の地方自治

韓国の地方自治

財団法人自治体国際化協会  
CLAIR Council of Local Authorities for International Relations

財団法人自治体国際化協会

財団法人自治体国際化協会  
CLAIR Council of Local Authorities for International Relations

## はじめに

当協会では各海外事務所を通じ、海外の地方自治制度や地方行政に関わる各個別政策等を調査研究し、その結果について各種刊行物を通して日本の各地方公共団体や地方自治関係者に紹介している。韓国の地方自治制度についても、2003年11月に刊行した「韓国の地方自治」で紹介している。

その後、日韓の地方自治体間交流は年々活発化し、「日韓友情年 2005」や 2007 年の朝鮮通信使の派遣 400 周年を通じて、日韓友好の機運が高まってきた。そして、友好交流協定等を締結している地方自治体数は、2007 年 10 月末現在で 116 になるなど、行政交流のみならず市民交流、文化交流、経済交流にまで広がっている。

また、韓国では、2007 年 12 月には、経済の立て直しを公約に掲げた李明博氏が第 17 代大統領に当選し、2008 年 2 月に政権が発足することになっており、大規模な制度改革が予想されている。

このような背景の下で、韓国に対する日本の地方自治体関係者の関心は高まりつつあり、韓国の地方自治に関する最新資料の提供を求める声が強くなってきている。そこで、当協会ソウル事務所が収集した情報をもとに、前書を改訂することとした。

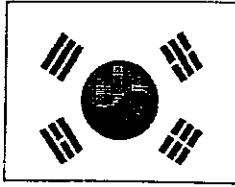
内容については、できるだけ最新かつ正確を期したが、大統領交代に伴う各種の改革が進行中であることもあり、本書発行時点では必ずしも最新の情報になっていない点も少なくないと思う。

しかしながら、韓国における地方自治の概説書として、関係者の方々にご活用いただき、また適当でない部分については、ご指摘、ご教示をいただければ幸いである。

最後に、本書が各地方公共団体や地方自治関係者によって活用され、日韓の地方自治体交流がより発展することを願ってやまない。

2008 年 3 月

財団法人 自治体国際化協会  
理事長 香山充弘



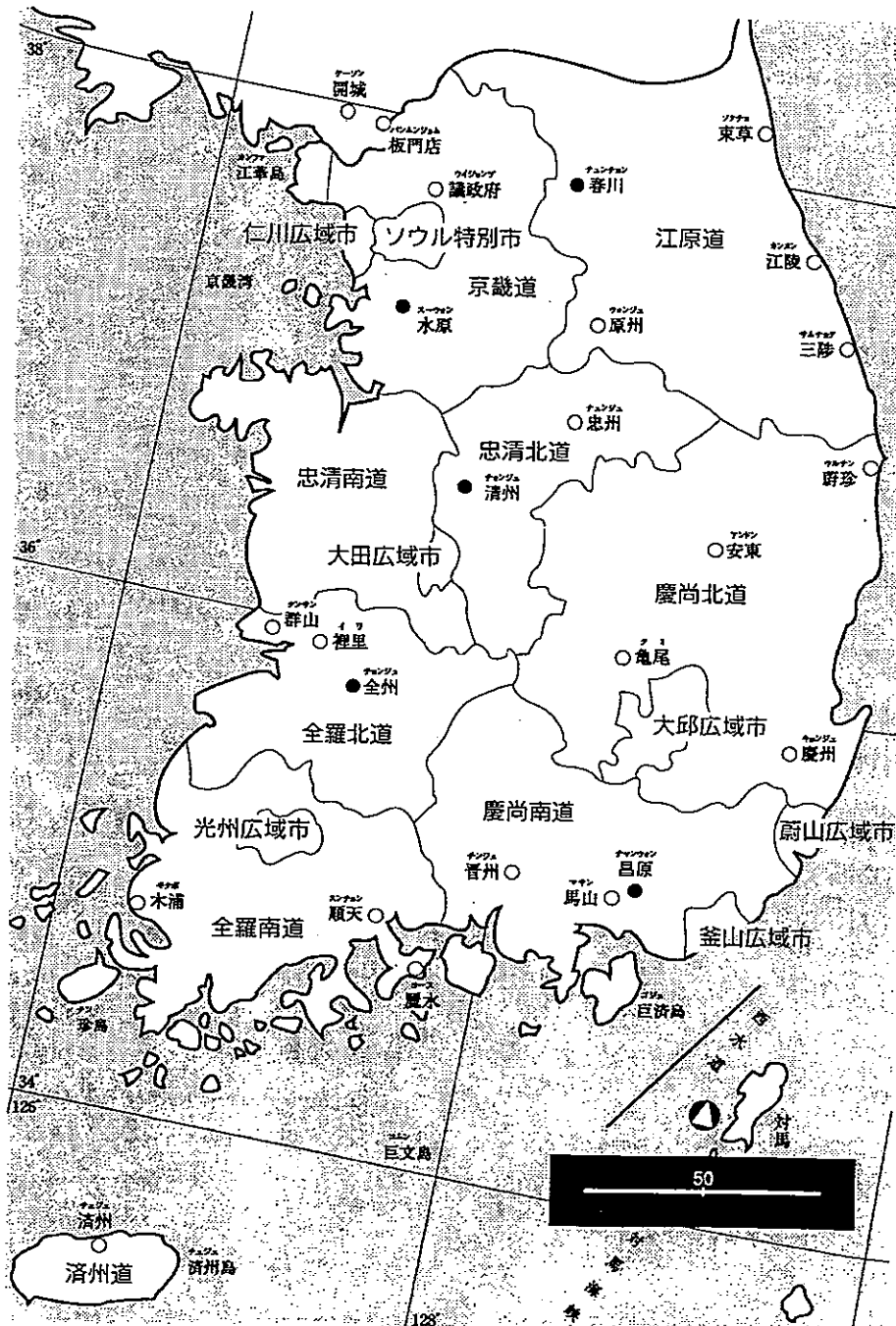
#### 国旗

太極旗(テグキ)と呼ばれ、中央の円模様は中国の易学で「宇宙最高の原理」の意味する太極を表わし、青と赤は陰陽を、四隅の黒線は易の掛の天(左上)、地(右下)、月(右上)、日(左下)を象徴しています。



#### 国花

無窮花(ムグンファ)は散っては咲き、また散っては咲く生命力の強さに、韓国人の歴史と性格をととえられています。日本ではムクゲと呼ばれています。



## はじめに

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| <b>第1章 韓国の地方自治制度の沿革</b> ..... | 1  |
| 第1節 韓国の地方自治制度の変遷.....         | 1  |
| 1 近代以前の地方制度.....              | 1  |
| 2 政府樹立と地方自治法制定.....           | 2  |
| 3 憲法改正に伴う地方自治制度の変遷.....       | 2  |
| 第2節 地方自治法改正の経緯.....           | 4  |
| 1 概要.....                     | 4  |
| 2 地方自治に関する臨時措置法.....          | 5  |
| 3 地方自治法第6次改正（1988）以後.....     | 5  |
| 第3節 地方自治団体の区域改編.....          | 9  |
| 1 都農分離式区域改編.....              | 9  |
| 2 都農統合式区域改編.....              | 9  |
| 第4節 権限委譲と地方分権の推進.....         | 13 |
| 1 権限委譲の推進.....                | 13 |
| 2 地方分権の推進.....                | 13 |
| <b>第2章 地方行政制度の基本構造</b> .....  | 15 |
| 第1節 地方自治法的主要骨子.....           | 15 |
| 1 地方自治法の性格と概要.....            | 15 |
| 2 地方自治法の構成と骨子.....            | 15 |
| 第2節 地方自治団体の種類と階層構造.....       | 16 |
| 1 制度の特徴.....                  | 16 |
| 2 種類と体系.....                  | 16 |
| 3 邑・面・洞の機能転換.....             | 18 |
| 第3節 地方自治団体の機能と事務.....         | 21 |
| 1 韓国の地方自治団体の事務区分.....         | 21 |
| 2 地方自治団体の事務範囲.....            | 21 |
| 3 地方自治団体の種類別事務配分基準.....       | 23 |
| 第4節 ソウル特別市の特例.....            | 28 |
| 第5節 済州特別自治道.....              | 28 |
| 1 高度な自治権の付与.....              | 28 |
| 2 核心産業の重点育成.....              | 32 |
| 第6節 特別地方行政機関.....             | 33 |
| <b>第3章 地方と国、地方間の関係</b> .....  | 34 |
| 第1節 地方と国の関係.....              | 34 |
| 1 行政の関与.....                  | 34 |
| 2 立法による国家の関与.....             | 36 |
| 3 司法の関与.....                  | 36 |

|            |                           |           |
|------------|---------------------------|-----------|
| 4          | 国と地方または地方間の権限争議の審判 .....  | 36        |
| 第2節        | 地方間の関係 .....              | 37        |
| 1          | 基本原則 .....                | 37        |
| 2          | 特定目的のための協力・支援関係 .....     | 37        |
| 3          | 一定の範囲内の指導・監督・調整関係 .....   | 37        |
| 第3節        | 地方自治団体の長の協議体・連合体 .....    | 38        |
| <b>第4章</b> | <b>地方自治団体の機関 .....</b>    | <b>40</b> |
| 第1節        | 地方自治組織の基本構造 .....         | 40        |
| 第2節        | 地方議会 .....                | 40        |
| 1          | 地方議会の性格と議員定数 .....        | 40        |
| 2          | 議員の身分等 .....              | 42        |
| 3          | 地方議会の権限 .....             | 44        |
| 4          | 地方議会の招集と会期 .....          | 44        |
| 5          | 地方議会の組織 .....             | 45        |
| 第3節        | 執行機関 .....                | 46        |
| 1          | 地方自治団体長 .....             | 46        |
| 2          | 補助機関 .....                | 49        |
| 3          | 所属行政機関 .....              | 50        |
| 4          | 下部行政機関 .....              | 51        |
| 5          | 教育・科学及び体育に関する機関 .....     | 51        |
| <b>第5章</b> | <b>地方選挙と住民参加、民願 .....</b> | <b>52</b> |
| 第1節        | 住民の権利及び義務と沿革 .....        | 52        |
| 1          | 住民の権利及び義務 .....           | 52        |
| 2          | 地方選挙と住民参加の沿革 .....        | 52        |
| 第2節        | 地方選挙制度 .....              | 53        |
| 1          | 現行制度 .....                | 53        |
| 2          | 選挙制度の改正経緯 .....           | 55        |
| 第3節        | 直接参政制度 .....              | 57        |
| 1          | 条例制定・改廃請求権 .....          | 58        |
| 2          | 監査請求権 .....               | 58        |
| 3          | 住民訴訟 .....                | 58        |
| 4          | 住民召還 .....                | 59        |
| 5          | 住民投票 .....                | 62        |
| 第4節        | 民願制度 .....                | 64        |
| 1          | 民願とは .....                | 64        |
| 2          | 民願事務手続き .....             | 64        |
| 3          | 民願事務の処理 .....             | 66        |
| 4          | 民願の種類別処理原則 .....          | 67        |

|            |                          |           |
|------------|--------------------------|-----------|
| 5          | 民願事務処理の基準の設定・公表・調整 ..... | 69        |
| 6          | 民願事務統制官制度 .....          | 69        |
| 7          | 民願処理状況の確認・点検 .....       | 70        |
| 8          | オンライン民願 .....            | 70        |
| <b>第6章</b> | <b>地方公務員制度 .....</b>     | <b>72</b> |
| 第1節        | 地方公務員の概念と種類 .....        | 72        |
| 1          | 地方公務員の概念 .....           | 72        |
| 2          | 地方公務員の種類 .....           | 72        |
| 第2節        | 地方公務員の現況 .....           | 73        |
| 1          | 地方自治団体に勤務する公務員数 .....    | 73        |
| 2          | 地方公務員の職位分類制 .....        | 74        |
| 3          | 定員管理と定員の推移 .....         | 75        |
| 第3節        | 地方人事機関 .....             | 76        |
| 1          | 任用権者 .....               | 76        |
| 2          | 人事委員会 .....              | 76        |
| 3          | 訴請審査委員会 .....            | 78        |
| 第4節        | 任用・試験制度と運用 .....         | 78        |
| 1          | 任用 .....                 | 78        |
| 2          | 試験実施 .....               | 79        |
| 3          | 新規任用・昇進の方法 .....         | 80        |
| 第5節        | 勤務条件 .....               | 81        |
| 1          | 勤務時間・休暇 .....            | 81        |
| 2          | 報酬 .....                 | 81        |
| 第6節        | 地方公務員の労働基本権 .....        | 83        |
| 第7節        | 地方公務員の服務、懲戒と身分保障 .....   | 84        |
| 1          | 地方公務員の服務 .....           | 84        |
| 2          | 懲戒処分 .....               | 84        |
| 3          | 身分保障 .....               | 84        |
| 第8節        | 職員研修 .....               | 86        |
| 第9節        | 高位公務員団制度 .....           | 86        |
| 1          | 主要内容 .....               | 86        |
| 2          | 開放型職位制度 .....            | 88        |
| 3          | 公募職位制度 .....             | 90        |
| 4          | 人事審査制度 .....             | 91        |
| 5          | 適格審査 .....               | 93        |
| <b>第7章</b> | <b>自治立法 .....</b>        | <b>96</b> |
| 第1節        | 自治立法制定権の根拠 .....         | 96        |
| 1          | 地方議会と条例制定権 .....         | 96        |



|            |                           |            |
|------------|---------------------------|------------|
| 2          | 条例制定権の法的根拠 .....          | 96         |
| 第2節        | 条例の制定手続 .....             | 96         |
| 1          | 議会の議決等 .....              | 96         |
| 2          | 公布 .....                  | 97         |
| 3          | 報告 .....                  | 97         |
| 4          | 条例・規則審議会 .....            | 97         |
| 第3節        | 法的特徴 .....                | 98         |
| 1          | 日本の制度との比較 .....           | 98         |
| 2          | 条例制定権の範囲を巡る法的問題と解釈 .....  | 99         |
| 第4節        | 条例の制定事例 .....             | 101        |
| <b>第8章</b> | <b>消防防災・教育・警察行政 .....</b> | <b>109</b> |
| 第1節        | 消防防災 .....                | 109        |
| 1          | 韓国の消防制度の沿革 .....          | 109        |
| 2          | 消防防災庁 .....               | 109        |
| 3          | 消防制度 .....                | 110        |
| 4          | 防災行政 .....                | 111        |
| 5          | 民防衛 .....                 | 113        |
| 第2節        | 教育行政（教育自治制度） .....        | 113        |
| 1          | 概要 .....                  | 113        |
| 2          | 教育委員会と教育監 .....           | 114        |
| 3          | 地域教育庁 .....               | 115        |
| 4          | 教育自治と一般自治の関係 .....        | 116        |
| 第3節        | 警察行政（地方警察庁） .....         | 116        |
| 1          | 韓国の警察制度の沿革 .....          | 116        |
| 2          | 警察制度 .....                | 117        |
| <b>第9章</b> | <b>地方財政 .....</b>         | <b>119</b> |
| 第1節        | 地方財政の規模 .....             | 119        |
| 1          | 地方と国の比較 .....             | 119        |
| 2          | 地方自治団体種類別 .....           | 119        |
| 3          | 地方自治団体の財源 .....           | 120        |
| 4          | 財政規模の拡大と財源の伸張 .....       | 120        |
| 5          | 事業予算投資総規模 .....           | 121        |
| 第2節        | 地方財政運営と予算・決算 .....        | 122        |
| 1          | 地方財政運営の基本原則 .....         | 122        |
| 2          | 予算制度 .....                | 122        |
| 3          | 決算制度 .....                | 124        |
| 第3節        | 地方税体系 .....               | 125        |
| 1          | 租税体系 .....                | 125        |

|             |                            |            |
|-------------|----------------------------|------------|
| 2           | 課税主体別税配分 .....             | 126        |
| 3           | 税収構成 .....                 | 126        |
| 第4節         | 税外収入 .....                 | 127        |
| 第5節         | 地方財政調整制度 .....             | 130        |
| 1           | 中央政府の地方財政への財源移転 .....      | 130        |
| 2           | 地方交付税 .....                | 131        |
| 3           | 国庫補助金 .....                | 144        |
| 4           | 国家均衡発展特別会計 .....           | 145        |
| 5           | 広域自治団体から基礎自治団体への財源移転 ..... | 146        |
| 第6節         | 地方債制度 .....                | 148        |
| 1           | 地方債の意義と現況 .....            | 148        |
| 2           | 法的根拠 .....                 | 149        |
| 3           | 発行基準 .....                 | 149        |
| 第7節         | 地方財政管理 .....               | 150        |
| 1           | 地方中期財政計画制度 .....           | 150        |
| 2           | 地方財政投融资審査制度 .....          | 152        |
| 第8節         | 自治団体間財政不均衡の深化と財政自立度 .....  | 153        |
| 第9節         | 教育財政 .....                 | 154        |
| 1           | 概要 .....                   | 154        |
| 2           | 教育財政の現状 .....              | 155        |
| 3           | 教育予算の手続き .....             | 159        |
| <b>第10章</b> | <b>地方公企業 .....</b>         | <b>160</b> |
| 第1節         | 概念、意義 .....                | 160        |
| 第2節         | 地方公企業法 .....               | 160        |
| 1           | 地方公企業法の目的 .....            | 160        |
| 2           | 地方公企業の定義 .....             | 160        |
| 3           | 地方公企業法の適用範囲 .....          | 161        |
| 4           | 経営の基本原則 .....              | 161        |
| 5           | 沿革 .....                   | 161        |
| 第3節         | 地方公企業の類型 .....             | 163        |
| 1           | 地方公企業の経営形態 .....           | 163        |
| 2           | 地方公企業の特質 .....             | 163        |
| 第4節         | 地方直営企業に関する法制度 .....        | 163        |
| 1           | 地方直営企業設置条例の主要内容 .....      | 163        |
| 2           | 地方直営企業に適用される法令 .....       | 164        |
| 3           | 組織 .....                   | 164        |
| 4           | 財務 .....                   | 165        |
| 5           | 予算 .....                   | 166        |



|                                      |            |
|--------------------------------------|------------|
| 6 決算 .....                           | 166        |
| 第5節 地方公社・公団に関する法制度 .....             | 167        |
| 1 設立 .....                           | 167        |
| 2 出資及び株主権行使 .....                    | 167        |
| 3 定款 .....                           | 168        |
| 4 職員の任免 .....                        | 168        |
| 5 財務会計 .....                         | 169        |
| 6 地方公団に関する規定 .....                   | 170        |
| 第6節 地方公社及び地方公団以外の出資法人などに関する法制度 ..... | 170        |
| 1 設立 .....                           | 170        |
| 2 地方自治体の指導 .....                     | 170        |
| 3 地方自治体の社債発行及び償還保証 .....             | 170        |
| 4 経営不良出資法人の解散 .....                  | 170        |
| 5 適用規定 .....                         | 171        |
| 第7節 地方公企業の経営評価、経営診断 .....            | 171        |
| 1 経営評価 .....                         | 171        |
| 2 経営診断 .....                         | 172        |
| 3 経営指導法人 .....                       | 174        |
| 4 報告事項 .....                         | 174        |
| 第8節 罰則 .....                         | 174        |
| 第9節 ソウル市における公企業経営の事例 .....           | 174        |
| 1 社長経営成果契約の意義 .....                  | 175        |
| 2 社長経営成果契約運営体系 .....                 | 175        |
| 3 推進計画 .....                         | 175        |
| <b>第11章 地方税 .....</b>                | <b>180</b> |
| 第1節 地方税制の沿革 .....                    | 180        |
| 第2節 地方税の概要 .....                     | 180        |
| 1 各税目の課税対象及び税率等 .....                | 180        |
| 2 重課税 .....                          | 190        |
| 3 地方税に附加される附加税の現況 .....              | 191        |
| 第3節 韓国の地方税制の特色 .....                 | 191        |
| 1 賦課徴収の委任 .....                      | 191        |
| 2 官許事業の制限 .....                      | 192        |
| 3 課税自主権の拡大 .....                     | 192        |
| (参考資料) 広域自治団体の概要 .....               | 195        |
| (参考資料) 基礎自治団体の概要 .....               | 211        |
| 参考文献 .....                           | 230        |

## 第1章 韓国の地方自治制度の沿革

### 第1節 韓国の地方自治制度の変遷

#### 1 近代以前の地方制度

韓国は早くから中央集権体制が確立した国であり、一貫して中央集権的な官僚統治体制下にあったが、自治的な仕組みもいくつか存在したといわれている。

##### (1) 高麗時代

936年に半島を統一した高麗王朝は983年に地方を12牧に分けて中央官僚を派遣した。その後、全国は5道、2界に分けられ、道の下には3京・5都護府・8牧が置かれ、牧のもとに県と郡が置かれた。道に対しては長官として按察吏が、都護府・牧・県・郡には、それぞれ府吏・牧吏・郡事・県令が中央政府から派遣されていた。しかし、高麗時代には、すべての郡県に中央から官吏が派遣されたわけではなく、派遣されない県がより多かったといわれている。

郡県では、末端行政は戸長以下の郷吏が担当した。また、郷職団体という地方土着の豪族等に一定の職位を付与し、賦役を課したり租税を徴収したり秩序を維持する小規模な地方行政組織もあった。

一方、地方の郷吏の動静を探り地方勢力を牽制する目的で、その地方出身の官吏を事審官に任命して地方に派遣し、郷吏の推薦や監督に当たらせた。

##### (2) 朝鮮時代

1392年に建国された朝鮮王朝の時代には、地方行政区画は8道に分けられ、道の下に統治上の重要性や規模の大きさなどにより、4府・4大都護府・20牧・44都護府・82郡・175県が置かれた。中央政府から、道には觀察司（監司）、道の下に行政機関には、府尹、大都護府使・牧使・都護府使・郡守・県令がそれぞれ派遣されていた。朝鮮時代初期以降、郡守、県令の諮問機関的存在であり郷吏を牽制し民意を代弁する機能を持つ「郷庁」（留郷所）があり、その役職には郷村の人望ある人が名誉職として住民の推薦により選任された。また、朝鮮時代中期以後、地方の両班、土豪、儒林等の階級を中心として展開した自発的な民間教化運動である「郷約」があった。

地域社会は、高麗時代の郷などの自然村が成長して、面・里制へと発展した。地域の区画は郡毎に邑内とその周辺地域に区分され、周辺地域は東西南北の4面に区画され、面の下には数10戸の自然村で形成されるいくつかの里、統が編成された。面・統・里の長を選任するに当たって住民の意思が反映されたり、公共事務の処理費用を原則として当該地域の住民の負担で賄ったりするなど、自治的運営がなされていたといわれている。特に面・里は、農村にあつて、耕地・山林・堰といった共同財産の管理を行っていた。

1895年には、「郷会」が「郷会条規・郷約弁務規定」により地方政府機関として初めて制度化されたが、これは、地方公共事務の処理に住民の参与を保障するもので、従来の郷会制度と面・統・里自治制度の伝統の上に築かれたものであった。

### (3) 日本統治時代

1910 年からの日本統治時代には、1913 年に府制、1917 年に面制、1930 年に邑制・道制が施行されたことにより、道・府・邑・面には法人格が付与され、法制上地方自治団体となった。道には長官が総督府から派遣され、府には府尹、郡には郡守が長官から任命された。議決機関として府会、道会、邑会、諮問機関として面協議会があったが、中央集権的官僚統治の道具的なものに過ぎなかったといわれている。

### (4) 米国軍政時代

1945 年からの米国軍政下における地方制度上の改編としては、京畿道の管轄から京城府が分離され道と同等の地位を持つソウル特別市に昇格したこと、道会、府会、邑会、面協議会が解散させられ顧問会が設置されたこと、全羅南道に属していた済州道が分離し道に昇格したことである。

## 2 政府樹立と地方自治法制定

韓国の地方自治制度は、1949 年に制定・公布された地方自治法から始まる。

社会的な混乱の中で構成された初代制憲国会は 1948 年 7 月 17 日に韓国最初の憲法を制定・公布し、8 月 15 日に大韓民国政府を樹立した。憲法第 8 条で地方自治を定め、第 96 条と第 97 条でその内容を規定した。自治団体の機能と議会の設置を明示し、必要な事項は法律で定めることとした。

それに基づき、政府は 1949 年 7 月 4 日に最初の地方自治法を制定・公布し、8 月 15 日から施行した。韓国地方自治法は、団体自治の性格を強く帯びており、住民自治的要素が小さかった。自治団体の種類を道とソウル特別市、そして市・邑・面と定め、法人格を付与した。各自治団体に議会を構成し、議会議員は任期 4 年の名誉職とし、条例、予算、決算、地方税賦課・徴収、財産、争訟、補償、請願等に関する審議権を持つと規定した。

また、道知事とソウル特別市長は大統領が任命し、市・邑・面長は各地方議会で無記名投票による選挙を行った。道に郡を置き、ソウル特別市と人口 50 万以上の市には区を置き、市・邑・面と区には洞・里を置いた。郡の郡守は、道知事の提請（提案して要請すること。以下同じ）により内務部長官経由で大統領が任命、ソウル市の区長は市長の提請により内務部長官経由で大統領が任命、他の市の区長は市長の提請により道知事が任命、洞・里長は任期 2 年で住民の直接選挙により決定した。

地方議会は、自治団体長を不信任することができ、自治団体長にも地方議会を解散することができる権利を付与した。

## 3 憲法改正に伴う地方自治制度の変遷

### (1) 憲法制定から 1961 年まで

韓国の憲法は制定して以来、9 回の改正（全文改正は 1962 年、1972 年、1980 年、1987 年の 4 回）が行われ、それに伴い、地方自治に関する規定も変更されてきた。

1948 年 7 月 17 日に公布された最初の憲法（第 1 共和国憲法）は、第 96 条にお

いて「地方自治団体は法令の範囲内において、その自治に関する行政事務と国家が委任した行政事務を処理し、財産を管理する。地方自治団体は法令の範囲内において自治に関する規定を制定することができる」と規定し、第 97 条では「地方自治団体の組織と運営に関する事項は法律で定める。地方自治団体にはそれぞれ議会を置く。地方議会の組織、議員の選挙は法律で定める。」と規定した。自治団体の事務を自治事務と委任事務に分け、地方議会を構成し、自治法規を制定する権限を付与すると同時に、その他具体的事項は地方自治法に委託し規定するように明示した。

1952 年の第 1 次改正と 1954 年の第 2 次改正では、地方自治条項に関する変更はなかった。1960 年 6 月 15 日に第 3 次改正された第 2 共和国憲法では第 8 章地方自治を第 11 章地方自治とし、「地方自治団体長の選任方法は法律でもって決定し、少なくとも市・邑・面の長はその住民が直接これを選挙する。」という条項を 97 条に新設し、市・邑・面長は住民の直接選挙により決めることを憲法で保障した。1960 年に第 4 次改正が行われたが、この改正では自治に関する変更はなかった。

## (2) 1961 年以後 1979 年まで

1962 年 12 月 26 日の第 5 次全面改正時（第 3 共和国憲法）には、自治団体に関する多くの項目が変更された。第 3 章の統治機構に第 5 節地方自治を設定し、第 109 条では「地方自治団体は住民の福利に関する事務を処理し、財産を管理し、法令の範囲内において自治に関する規定を制定することができる。地方自治団体の種類は法律で定める。」とされた。ここで、地方自治団体の権能は公共事務処理権と財産権及び自治法規制定権に限定されることとなった。

また、第 110 条では「地方自治団体には議会を置く。地方議会の組織・権限・議員選挙と地方自治団体長の選任方法及び地方自治団体の組織と運営に関する事項は法律で定める。」とし、附則第 7 条第 3 項は「この憲法による最初の地方議会の設置時期に関しては法律で定める。」と規定した。議会設置時期を法定事項として留保し、議会の設置を遅らせた。このため、地方議会の設置時期に関する法律の制定は、1969 年 10 月 21 日の第 6 次改正まで待つこととなった。

1972 年 12 月 27 日の第 7 次全面改正の憲法（いわゆる「維新憲法」といわれる第 4 共和国憲法）では、附則第 10 条で「この憲法による地方議会は祖国統一が成し遂げられる時まで設置しない」と規定し、地方議会設置の途を閉ざした。

## (3) 1980 年以後

1980 年 10 月 27 日に第 8 次全面改正（第 5 共和国憲法）があり、地方議会設置時期を附則第 10 条で「この憲法による地方議会は地方自治団体の財政自立度を勘案し順次設置することとするが、設置時期は法律で定める。」と規定した。1987 年 10 月 29 日の第 9 次改正（第 6 共和国憲法）では地方議会設置時期を再び別に法律で定めるよう規定した。

〈図表 1－1〉 憲法改正による地方自治条項の変遷

| 時代         | 改定日付                | 関連条文                 | 自治団体権限                                | 議会構成時期             | 法律制定事項                                                                  |
|------------|---------------------|----------------------|---------------------------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 第 1<br>共和国 | 制定<br>1948.7.17     | 8 章<br>96・97 条       | 自治事務処理、<br>委任事務処理、<br>自治法規制定、<br>議会設置 |                    | 団体の組織と運営<br>事項、議会の組織・<br>権限・議員選挙                                        |
|            | 1 次改定<br>1952.7.7   | 同上                   | 同上                                    |                    | 同上                                                                      |
|            | 2 次改定<br>1954.11.29 | 同上                   | 同上                                    |                    | 同上                                                                      |
| 第 2<br>共和国 | 3 次改定<br>1960.6.15  | 11 章<br>96・97 条      | 同上<br>市邑面長は住民直<br>接選挙による              |                    | 同上                                                                      |
|            | 4 次改定<br>1960.11.29 | 同上                   | 同上                                    |                    | 同上                                                                      |
| 第 3<br>共和国 | 5 次改定<br>1962.12.26 | 3 章 5 節<br>109・110 条 | 公共事務処理、<br>財産管理、自治法規<br>制定、議会設置       | 法律で定める             | 自治団体の種類、議<br>会の組織・権限・議<br>員選挙、自治団体長<br>の選任方法、団体の<br>組織・運営事項・議<br>会の設置時期 |
|            | 6 次改定<br>1969.10.21 | 同上                   | 同上                                    |                    | 同上                                                                      |
| 第 4<br>共和国 | 7 次改定<br>1972.12.27 | 10 章<br>114・115 条    | 同上                                    | 祖国統一成立後            | 同上                                                                      |
| 第 5<br>共和国 | 8 次改定<br>1980.10.27 | 8 章<br>118・119 条     | 同上                                    | 財政自立度を勘<br>案し、順次設置 | 同上                                                                      |
| 第 6<br>共和国 | 9 次改定<br>1987.10.29 | 8 章<br>117・118 条     | 同上                                    | 法律で定める             | 同上                                                                      |

## 第 2 節 地方自治法改正の経緯

### 1 概要

地方自治法は 1949 年に制定され、1960 年の第 5 次改定では住民自治の性格が大きく特徴づけられた。しかし、5・16 軍事クーデター後の 1961 年 9 月 1 日に制定された「地方自治に関する臨時措置法」によって地方自治法の相当部分の自治条項の効力が停止された。この臨時措置法は、5・16 以後の政治状況下で地方自治権の制限を目的とした一時的な法律であったが、27 年間 6 次の改定を経ながら引き続き適用され、1988 年 4 月 6 日の地方自治法第 6 次改定によってようやく廃止された。

## 2 地方自治に関する臨時措置法

5・16 軍事クーデター（1961 年）により地方自治は停止した。

9 年間実施された地方議会は解散し、9 月 1 日に制定・公布され 10 月 1 日から施行された「地方自治に関する臨時措置法」の規定によって、市・郡においては市・道知事が、市・道においては内務部長官が地方議会の機能を代行するようになった。すなわち、臨時措置法によって従前の地方自治法は事実上その効力を喪失し、国家中心の官治的地方行政制度となった。地方自治団体を道とソウル特別市及び市・郡とすることによって、従前の基礎自治団体であった邑・面の代わりに市・郡を基礎自治団体とし、自治団体の行政機構は、道とソウル特別市は閣令で、市・郡は内務部長官の承認を得た当該自治団体の規則で定めるようにした。また、市・郡に国家公務員を置くようにし、邑・面長は郡守が、洞・里長は市・邑・面長または区庁長が任命、地方議会の議決を要する事項は、道とソウル特別市においては内務部長官の、市・郡においては道知事の承認を得て施行するようになった。

この臨時措置法は、その後 6 次にわたる部分的修正と補完が行われ、その間、ソウル特別市行政に関する特別措置法（1962 年 1 月 27 日）と釜山市政府直轄に関する法律（1962 年 11 月 21 日）、大邱直轄市及び仁川直轄市設置に関する法律（1981 年 4 月 13 日）などが制定された。

## 3 地方自治法第 6 次改正（1988）以後

全斗煥・盧泰愚政権下で地方自治法改正の検討が開始され、第 6 共和国（1987 年）以後の民主化の流れの中で、中断された地方自治法の復活論議が活発化した。1988 年 4 月 6 日には、全面改正された地方自治法が公布され、同年 5 月 1 日から施行された。この改正においては、特別市・直轄市に基礎自治団体として自治区が設置された。なお、自治の空白期間が長い間続いた結果、法の適用過程で多くの問題点が浮かび上がったことに加え、地方分権などの流れもあり、1989 年以降 2007 年まで合計 31 回の一部改正が行われてきた。主な改正は図表 1－2 のとおりである（地方自治法全文については、巻末の資料参照）。

< 図表 1－2 > 地方自治法の主な改正経緯（1989 年～）

| 改正     | 年月     | 主な改正内容                                                                                                                                                                     |
|--------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 7 次  | 1989 年 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地方自治団体の長を住民が直接選挙することを明文規定した。</li><li>・ 市・道の年間会議日数を 70 日から 100 日に延長した。</li><li>・ 議員 10 人以上で議案発案を可能とした。</li></ul>                    |
| 第 8 次  | 1990 年 | ※前回改正時の附則に定めた期限内に地方選挙を実施することが出来なかったため再び改正                                                                                                                                  |
| 第 9 次  | 1991 年 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 非常勤組合長と地方議員の兼職を可能とした。</li></ul>                                                                                                    |
| 第 10 次 | 1992 年 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地方議会議員は名誉職であり、会期中、本会議または委員会に出席する時には日当だけを支給することができ、また、公務旅行に対しても支給できるようにした。</li><li>・ 地方議会の本会議または委員会は、その議決する案件の審議等と直接関連した書</li></ul> |

|        |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        |                | 類の提出を地方自治団体の長に対して要求できるようにした。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 第 11 次 | 1994 年<br>3 月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の市と郡を統合した地域や人口 5 万以上の都市形態を持つ地域がある郡を、都・農複合形態の市とすることができるようにし、このような市には邑・面・洞を置けるようにした。</li> <li>・ 地方自治団体の長が地方自治団体の主要決定事項などに対して別途法律が定めるところにより住民投票に付することができるようにした。</li> <li>・ 地方自治団体が条例違反行為に対して条例により 1,000 万ウォン以下の過怠料を賦課することができるようにした。</li> <li>・ 地方議会議員の議政資料の収集・要求とこれのための補助活動に必要な費用などを補填するために毎月議政活動費を支給することができるようにした。</li> <li>・ 地方自治団体及びその長が委任を受けて処理する国家事務と市・道の事務に対して、国と市・道議会が直接監査しようとする事務を除き、それぞれ当該地方議会が監査を行うことができるようにし、国と市・道議会は必要な場合、当該地方議会に監査結果を要求できるようにした。</li> <li>・ 地方自治団体の長の定年退職事項を規定した。</li> <li>・ 地方自治団体の長は地方議会の再議決事項が法令に違反すると認定される時には大法院に訴えを提起できるようにした。</li> <li>・ 地方議会の再議決事項が法令に違反すると判断されるときには地方自治団体の長は大法院に訴えを提起することができ、その議決の執行を停止する執行停止決定を申請することができる反面、この場合当該地方自治団体の長が提訴をしないときには、内務部長官または市・道知事は当該地方自治団体の長に提訴を指示したり直接提訴及び執行停止決定を申請したりすることができるようにした。</li> </ul> |
| 第 12 次 | 1994 年<br>12 月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本格的な地方自治時代を迎え、不適切だという指摘を受けてきた直轄市という名称を広域市に変更し、関連法規定を整備した。(第 2 条第 1 項及び第 2 項、第 3 条第 2 項及び第 3 項、第 5 条第 2 項など)</li> <li>・ 広域市の管轄区域内に自治区以外に郡も置くことができるようにし、都・農複合形態の市の区には洞以外に邑・面も置くことができるようにした。(第 3 条第 2 項及び第 4 項)</li> <li>・ 地方議会の監査・調査時、証人とは違い宣誓義務がない参考人は不出席などによる過怠料処罰対象から除外し国会の場合と均衡をとるようにした。(第 36 条第 5 項)</li> <li>・ 地方自治団体の長の在任期間は 3 期に限るようにした。(第 87 条第 1 項)</li> <li>・ 特別市の副市長は 2 人置くことができるようになっていたが、以後は 3 人まで置くことができるようにした。(第 101 条第 1 項)</li> <li>・ 地方自治団体が直属機関を条例で設置する場合、従来はすべて内務部長官の承認が必要だったが、大統領令が定めるところによるよう緩和した。(第 104 条)</li> <li>・ 特別市・広域市の自治区相互間の財源調達方法は内務部長官の承認を得て定めるという制限を廃止し、自立的に決めることができるようにした。(第 160 条)</li> </ul>                                                                                                                                       |



|        |               |                                                                                                                                                            |
|--------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 13 次 | 1995 年<br>1 月 | ・ 地方自治団体所属国家公務員を任用するとき、5 級以上公務員は地方自治団体の長の意見を聞いて所属長官の提請により大統領が任用し、6 級以下の公務員は地方自治団体の長の意見を聞いて所属長官が任用するようにしていたものを、地方自治団体の長の提請により大統領または所属長官が任用するとした。            |
| 第 14 次 | 1995 年<br>8 月 | ・ 人口が 15 万以上の郡で、郡内に人口 2 万以上の都市形態をもった地域が 2 箇所以上ある地域の人口をあわせて 5 万以上である場合にも都・農複合形態の市とすることができるように改善した。                                                          |
| 第 15 次 | 1999 年<br>8 月 | ・ 住民の直接発案制の導入（条例制定・改廃請求権、住民監査請求権）、会期制度の変更、地方自治団体の長の権限代行規定、紛争調整制度の緩和（委員会に議決権を付与）、地方自治団体の長の協議体構成など新制度を導入した。                                                  |
| 第 16 次 | 2000 年<br>1 月 | ・ 広域市の副市長及び道の副知事の定数はこれまで 2 人以内だったが、人口 800 万人以上の広域市及び道は 3 人以内とし、その事務分掌を大統領令で定めることとした。また、3 人の場合にはそのうち 1 人を特定地域の事務を担当できるようにした。（第 101 条第 1 項第 2 号、第 2 項、第 6 項） |
| 第 17 次 | 2002 年<br>3 月 | ・ 首長の権限の代行について、従来、空席の場合、控訴提起の後拘禁状態の場合及び医療機関に 60 日以上続けて入院した場合、副団体長が代行することとしていたが、地方自治団体の長が禁固以上の刑の宣告を受け、その刑が確定されない場合にも副団体長がその権限を代行するようにした。（第 101 条の 2 第 1 項）  |
| 第 18 次 | 2003 年<br>7 月 | ・ 地方議会議員を名誉職とする規定を削除した。（第 32 条第 1 項）<br>・ 人口 15 万人以上の都農複合形態の市の地域で、国家政策により、都市が形成され道の出張所が設置された人口 3 万人以上の地域は、都農複合形態の市を設置できるようになった。（第 7 条第 2 項第 4 号）           |
| 第 19 次 | 2004 年<br>1 月 | ・ 住民投票法制定に伴い、住民投票に関連する条文を変更した。（第 4 条第 2 項、第 13 条の 2 第 1 項）                                                                                                 |
| 第 20 次 | 2004 年<br>1 月 | ・ 行政遂行範囲の拡大、行政需要の多様化などで大都市行政の新しい枠組みが要求されていることから、人口 50 万以上の大都市についてはその特性を考慮し、関係法律の定めに基づき、行・財政運営及び国家の指導・監督上の特例を規定できるようにした。（第 161 条の 2）                        |

|        |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 21 次 | 2005 年<br>1 月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民監査請求のために連署が必要な住民（20 歳以上住民）数の要件を、市・道は 500 人、50 万以上大都市は 300 人、その他の市・郡・区は 200 人を超過しない範囲のうちで当該地方自治体の条例で定めるようにした。（第 13 条の 4 第 1 項）</li> <li>・監査請求対象事務の請求期間を、その事務の処理日または終了日から 2 年とした。（第 13 条の 4 第 2 項）</li> <li>・地方分権ロードマップの一環で、住民の直接参加による地方行政の公正性と透明性強化のため、住民訴訟制度を導入した。（法第 13 条の 5 及び第 13 条の 6）</li> <li>・地方分権ロードマップの一環として、地方議会運営の自律性を拡大するため、地方議会会期制限規定を削除し、地方議会が年間総会議日数の範囲内で定例会及び臨時会の会期を自律的に調整できることとした。（第 41 条第 2 項削除）</li> <li>・違法な地方議会議決に対する統制強化のため、地方自治体の長が法令違反を理由に再議要求指示を受けたにもかかわらずこれに応じない場合および再議要求指示を受ける前に法令に違反した条例案を公布した場合、主務部長官または市・道知事が大法院に直接提訴及び執行停止決定を申請できるようにした。（第 159 条第 7 項）</li> </ul> |
| 第 22 次 | 2005 年<br>3 月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方分権を通した先進自治を実現するため、自治区でない区（一般区）、邑・面・洞の名称及び区域変更に関する行政自治部長官及び市・道知事の承認事務を廃止し、その変更結果を市・道知事に報告することとした。（第 4 条第 3 項）</li> <li>・地方自治団体事務所所在地の設置・変更に関する行政自治部長官または市・道知事との協議関連事務を廃止した。（第 6 条第 1 項）</li> <li>・市・郡・区の行政機構設置時の、市・道知事による承認事務を廃止した。（第 102 条第 1 項）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 第 23 次 | 2005 年<br>8 月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方議会議員に対して会期により支給される会期手当を、職務活動に対し支給する月次手当に転換することにより、地方議会議員が専門性を持って議院活動に専念できる土台を用意し、手当の支給基準は大統領令が定めるところにより当該地方自治体の議政費審議委員会で決定する範囲の内で当該地方自治体の条例に定めるようにした。（第 32 条第 1 項第 3 号及び第 2 項）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 第 24 次 | 2005 年<br>12 月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員法改正により高位公務員団制度が導入され、これに伴い 5 級以上の国家公務員だけでなく、高位公務員団に属する一般職公務員も当該地方自治団体長の提請により所属長官を経て、大統領が任命することとした。（第 103 条第 5 項）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 第 25 次 | 2006 年<br>1 月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・済州道を廃止し、済州特別自治道を設置するよう地方自治体の種類に特別自治道の新設した。（第 2 条第 1 項第 1 号ほか）</li> <li>・済州特別自治道の行政体制の特殊性を考慮し、別途法律により特例を設けることができることとした。（第 161 条第 2 項）</li> <li>・条例の制定及び改廃並びに監査請求に関して、年齢要件（20 歳以上→19 歳以上）、請求に必要な住民数を緩和するなど関連制度を改善した。（第 13 条の 3 及び第 13 条の 4）</li> <li>・国家が地方自治団体またはその機関に委任した事務の手数料などに対する標準料率</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|        |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        |                | を制定できるようにした。(第 130 条第 1 項)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 第 26 次 | 2006 年<br>2 月  | ・「済州特別自治道設置及び国際自由都市造成のための特別法」制定に伴い、済州特別自治道に限り自治警察機関を条例で定めることにより、直属機関として設置することができるようにした。(第 104 条第 1 項)                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 第 27 次 | 2006 年<br>4 月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方議会で地方議会議員の倫理綱領及び倫理実践規範を条例に定めなければならないこととした。(第 34 条の 3)</li> <li>・ 地方議会の委員会には、委員長と委員の自治立法活動を支援するために専門知識を持った専門委員を置くこととした。(第 51 条の 2)</li> <li>・ これまで地方議会の年間会議総日数をこの法律で定めていたが、年間会議総日数と定例会・臨時会の会期を条例で定めることとした。(第 41 条第 3 項)</li> <li>・ 地方議会議員の倫理審査及び懲戒に関する事項を審査するために倫理特別委員会を置くことができることとした。(第 50 条の 2)</li> </ul> |
| 第 28 次 | 2006 年<br>5 月  | ・ 選挙で選ばれた地方自治体の長及び地方議会議員（比例代表議員を除く）に対する住民による統制装置として、住民召還制度に関する根拠規定を置き、住民召還の投票請求権者・請求要件・手続き及び効力などに関しては、別に法律で定めることとした。(第 13 条の 8)                                                                                                                                                                                                                        |
| 第 29 次 | 2006 年<br>12 月 | ・ 「地方教育自治に関する法律」の改正に伴い、地方自治団体の長と地方議会議員の兼任禁止職から、地方教育会の教育委員を除いた。(第 33 条第 1 項第 2 号及び第 88 条第 1 項第 1 号)                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 第 30 次 | 2007 年<br>4 月  | ・ 「河川法」改正に伴い、地方河川に関連する条文を変更した。(第 9 条第 2 項第 4 号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 第 31 次 | 2007 年<br>5 月  | ・ 条文について、難しい用語や複雑な文章は体系を整理し、簡潔に整えた。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

### 第 3 節 地方自治団体の区域改編

#### 1 都農分離式区域改編

1948 年の政府樹立以後、行政区域設定に関する最も大きな特徴は、都市化の進展に従い、邑が市に、大都市が広域市に昇格して郡や道から分離独立し、邑を郡から分離させて市に昇格させるといういわゆる都・農分離式の区域改編を選択してきたことである。特に 1960 年から 1970 年にかけては、高度成長を達成するために都市中心の工業化が要求され、膨張する都市を効率的に管理するためには、都市を農村から分離して管理することがより望ましいと考えられた。

1949 年から 1994 年までの市・郡数の推移を見ると、市の増加に比べて郡の増加が少ないことが、この都農分離式の区域改編を物語っている。

#### 2 都農統合式区域改編

##### (1) 1995 年の市・郡統合

しかしながら、過去の都市部と農村部を分離して郡を市に昇格させた「分離型」の行政区画再編は様々な問題をもたらした。

ア 行政能力の低下

同一生活圏でありながら行政官庁が分離したために、行政機関の増設、公務員数の増加、公務員職級の調整による人件費過剰など、行政の濫費を招く要因が生じた。

イ 市・郡間の葛藤

上下水道、ゴミ処理場、交通問題、公害対策、下水道処理場建設などの問題は、隣接する市・郡に深く関係しており、両者の便益と費用をめぐり葛藤が生じた。

ウ 地域の総合的開発の困難性

同一生活圏でありながら、郡地域の空洞化や都市地域の土地不足などの問題をうまく調整できず、地域の総合的開発が困難となり地域発展が阻害される傾向があった。

エ 郡の行・財政力の低下や地域一体感の低下

中心地がなくなった郡の行・財政力は低下し、地域開発が制約されることとなったほか、都市と周辺地域の住民の地域一体感を弱めた。

このような中で、1995 年下半期から始まる本格的な地方自治時代に備えるとともに、1993 年ウルグアイラウンド交渉妥結による米市場開放に備え、農村部の地方自治団体の競争力強化を図るため、都農統合式の区域改編が行われた。

(2) 第 1 次市・郡統合及び第 2 次市・郡統合

内務部は、1994 年 3 月に市・郡統合の対象地選定基準など、次のような推進指針を発表した。

ア 1995 年の地方自治団体長選挙を勘案し、統合作業を 1994 年内に完結する。

イ 統合対象地域は、統一生活圏が、過去の行政区域改編において人為的に分離されていた全ての市・郡を対象とする。

ウ 統合の可否は、地域住民の意思を最大限に尊重して決定する。

エ 統合地域の地位は地域住民の情緒を勘案して市とし、郡地域の立場も考慮して、都・農統合型（都市と農村部の統合）として推進する。従来の農村地域が享受していた特例はそのまま認定する。

オ 統合により削減される公民の身分を保障するとともに統合市の財政のための特別対策を検討する。

このような指針に基づき、内務部は、まず、統合勧誘対象地域の選定に入った。全国 68 の一般市（当時）の中から隣接地域に郡がない市、また、郡が独自に発展する可能性のある地域を除外し、48 市 43 郡の地域を第 1 次の統合勧誘地域として選んだ。その後、統合勧誘対象地域別に公報及び公聴会が実施された。

続いて住民意見調査が行われた。地方自治法には既に住民投票の規定が盛り込まれていたが、未だに実施法等が制定されていないために住民投票は実施できず、代わりに該当する市・郡全域の世帯に対し住民意見調査（個別配布または郵送で後日回収）が実施された。この住民意見調査では、統合対象地域の中で 33 の地域において 50%を超える住民が賛成した。

住民意見調査の結果を受け、統合対象の市・郡議会が統合の是非を議決し、さら

に広域自治団体の道議会が市・郡議会の議決を再度審議した後に、内務部に建議する作業が行われた。一部の市・郡では統合案が否決される事態も生じた。

1994 年 5 月には、政府は最終的に 33 市・32 郡の統合と支援策を決定した。次いで、各市・郡議会及び広域自治団体の道議会が統合市の名称を議決し、内務部は 6 月と 7 月に統合市の名称を発表した。市と郡の名称が同一である 16 地域はそのまま統合市の名称となったが、市と郡の名称が異なる 17 地域の場合は、10 地域において市の名称が、7 地域において郡の名称がそれぞれ統合市の名称となった。また、遅れて 2 市・2 郡の統合も決定した。

1995 年 1 月付けで、33 市・32 郡の統合（第 1 次市・郡統合）（南楊州市、春川市、原州市、江陵市、三陟市、忠州市、提川市、牙山市、公州市、瑞山市、保寧市、群山市、井邑市、南原市、金堤市、順天市、羅州市、浦項市、慶州市、安東市、荣州市、金泉市、慶山市、尚州市、永川市、聞慶市、亀尾市、昌原市、馬山市、晋州市、統営市、巨済市、密陽市）及び 2 市・2 郡の統合（第 2 次市・郡統合）（光陽市、蔚山市）が実施された。なお、3 月には、釜山、大邱、仁川の 3 広域市の市域拡張（周辺部編入）が行われている。

#### （3）第 3 次市・郡統合及び第 4 次市・郡統合

引き続き、1995 年 3 月に内務部は第 3 次市・郡統合を行うことを発表した。これは、第 1 次及び第 2 次市・郡統合において住民が統合に同意したものの、市・郡議会の反発などで統合が見送られていた 3 地域の統合を再推進するとともに、行政区画が生活圏と合致していない一部の市・郡の行政区域を再調整するものであり、順次、第 1 次及び第 2 次市・郡統合と同様に公聴会、住民意見調査などが進められた。

この結果、5 地域において過半数の住民が統合に賛成したため、5 地域の統合が確定され、5 月に第 3 次市・郡統合（平澤市、天安市、泗川市、益山市、金海市）が実現した。

さらに、1998 年 4 月には、3 市・郡合併（第 4 次市・郡統合）が行われ麗水市に統合された。

#### （4）その後の区域改変

その後は 2001 年 3 月に 2 郡が市（華城市、広州市）に昇格。また、2003 年に 2 郡が市に昇格（楊州市、抱川市）するとともに 1 市（鷄龍市）1 郡（曾坪郡）が新設された。さらに 2006 年には済州特別自治道の設置に伴い、広域自治団体としては済州道が特別自治道へ移行し、基礎自治団体としては 2 市 2 郡が廃止され、基礎自治団体でない 2 行政市（済州市、西帰浦市）が置かれた。

〈図表 1－3〉 韓国地方自治団体数の変遷

|      | 広域自治団体 |     |   |       |    | 基礎自治団体 |       |     |      | 総計   | 備考<br>(団体数は年末現在)             |      |                      |
|------|--------|-----|---|-------|----|--------|-------|-----|------|------|------------------------------|------|----------------------|
|      | 特別市    | 広域市 | 道 | 特別自治道 | 合計 | 市      | 郡     | 自治区 | 合計   |      | 邑                            | 面    |                      |
|      |        |     |   |       |    |        |       |     |      |      |                              |      |                      |
| 1949 | 1      |     | 9 |       | 10 | 19     | (134) |     | 1542 | 1552 | 75                           | 1448 | 市・邑・面<br>が基礎自治<br>団体 |
| 1953 | 1      |     | 9 |       | 10 | 19     | (135) |     | 1542 | 1552 | 75                           | 1448 |                      |
| 1954 | 1      |     | 9 |       | 10 | 18     | (140) |     | 1540 | 1550 | 78                           | 1444 |                      |
| 1955 | 1      |     | 9 |       | 10 | 24     | (140) |     | 1533 | 1543 | 73                           | 1436 |                      |
| 1957 | 1      |     | 9 |       | 10 | 26     | (140) |     | 1518 | 1528 | 80                           | 1412 |                      |
| 1960 | 1      |     | 9 |       | 10 | 26     | (140) |     | 1518 | 1528 | 85                           | 1407 |                      |
| 1962 | 1      |     | 9 |       | 10 | 27     | 140   |     | 167  | 177  | 市・郡が基礎自治団体に                  |      |                      |
| 1963 | 1      | 1   | 9 |       | 11 | 30     | 139   |     | 169  | 180  | 釜山市直轄市昇格                     |      |                      |
| 1969 | 1      | 1   | 9 |       | 11 | 30     | 140   |     | 170  | 181  |                              |      |                      |
| 1973 | 1      | 1   | 9 |       | 11 | 33     | 138   |     | 171  | 182  |                              |      |                      |
| 1980 | 1      | 1   | 9 |       | 11 | 36     | 139   |     | 175  | 186  |                              |      |                      |
| 1981 | 1      | 3   | 9 |       | 13 | 46     | 139   |     | 185  | 198  | 大邱市・仁川市直轄市昇格                 |      |                      |
| 1986 | 1      | 4   | 9 |       | 14 | 57     | 139   |     | 196  | 210  | 光州市直轄市昇格                     |      |                      |
| 1988 | 1      | 4   | 9 |       | 14 | 56     | 138   | 46  | 240  | 254  | 自治区制度化                       |      |                      |
| 1989 | 1      | 5   | 9 |       | 15 | 67     | 137   | 56  | 260  | 275  | 大田市直轄市昇格                     |      |                      |
| 1992 | 1      | 5   | 9 |       | 15 | 68     | 136   | 56  | 260  | 275  |                              |      |                      |
| 1995 | 1      | 5   | 9 |       | 15 | 67     | 94    | 65  | 226  | 241  | 第 1～3 次市・郡統合                 |      |                      |
| 1996 | 1      | 5   | 9 |       | 15 | 72     | 93    | 65  | 230  | 245  |                              |      |                      |
| 1997 | 1      | 6   | 9 |       | 16 | 71     | 94    | 69  | 234  | 250  | 蔚山市広域市昇格                     |      |                      |
| 1998 | 1      | 6   | 9 |       | 16 | 72     | 91    | 69  | 232  | 248  | 第 4 次市・郡統合                   |      |                      |
| 2001 | 1      | 6   | 9 |       | 16 | 74     | 89    | 69  | 232  | 248  | 2 郡が市に昇格                     |      |                      |
| 2003 | 1      | 6   | 9 |       | 16 | 77     | 88    | 69  | 234  | 250  | 2 郡が市昇格、1 市・1 郡新設            |      |                      |
| 2006 | 1      | 6   | 8 | 1     | 16 | 75     | 86    | 69  | 230  | 246  | 済州道が特別自治道に移行。済州道の 2 市 2 郡を廃止 |      |                      |

(注 1) 広域市は、1995 年 1 月までは、直轄市。

1995 年 3 月から広域市にも郡設置が認められ、釜山 1、大邱 1、仁川 2、蔚山 1。

(注 2) 基礎自治団体合計数は 1962 年までは市・邑・面、1963 年～1987 年は市・郡、1988 年以後は、市・郡・自治区。

(注 3) 済州特別自治道内の行政市は、上表に含まれない。

(参照：「行政区域実務便覧 2006」行政自治部ほか)

## 第4節 権限委譲と地方分権の推進

### 1 権限委譲の推進

韓国では、1991年に地方自治が復活した後、中央政府から地方自治体への権限委譲にも取り組んできた。韓国政府は中央行政権限の地方委譲のため、1991年から1998年まで7年間、地方委譲合同審議会を運営しつつ、委譲対象事務として総数3,701件について審議し、その中の2,008件の地方委譲を決定、確定した。この中で1,743件(86.8%)は委譲を完了した。

1998年2月に金大中政権がスタートしてからは、中央行政権限委譲を通じた地方自治発展と国家競争力強化のために『中央行政権限の地方委譲推進等に関する法律』が制定されることとなった(99年1月)。同年8月には、地方委譲推進委員会が発足し、国の事務の地方委譲を推進してきた。当時の調査結果によれば、3,353の法令に明示された国・地方事務は41,603件で、国の事務は30,240件(72.7%)、地方の事務は11,363件(27.3%)であった。地方委譲推進委員会は、2003年6月25日に開催された第22次本会議を最後にその任務を終えたものの、地方委譲対象事務として5,622件の事務を発掘・審議して、1,426件の事務(25%)が地方委譲事務に確定している。2006年12月末日現在、法令改正等を通じ実際に委譲が完了した事務は、1,087件(地方移譲確定事務の76%)である。

### 2 地方分権の推進

政府は、2003年10月に地方分権特別法案を審議・決定し、国会の議決を経て2004年1月16日に同法を施行した。主な内容は次のとおりである。

#### (1) 中央と地方の権限再構築

中央政府の事務と財政など中央の権限を地方に委譲し、住民の生活と直結する教育自治制度の改善、自治警察制の導入を行うと共に、特別地方行政機関の実態を総合的に把握して、地方自治体が遂行することがより効率的な事務は、地方自治体が担当することとした。

#### (2) 地方財政の強化

地域発展のための財政拡充方案として、国税と地方税の財源を調整して地方自治団体の自主財源を拡大することや、交付税を段階的に上方修正して国庫補助金制度を改善することが規定され、また、自治団体間財政格差を緩和すること等も盛り込んだ。

#### (3) 地方の自治行政力強化

地方の自治行政力強化のために、地方の条例制定範囲を拡大して自治立法権を高め、組織・人材管理の自立性を保障したほか、地方議会の活性化を図り、地方選挙制度を改善することとした。またその一方で、住民監視と住民参加を保障するために住民投票法を制定するようにした。

〈図表 1－4〉 地方分権特別法の主要内容

| 区 分                   | 主要内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 章 総則              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○目的、定義、基本理念、他の法令との関係、国家・地方の責務、事務配分の原則、参加と自律の原則、分権政策の試験的实施</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 第 2 章 地方分権推進課題        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○権限及び事務の委譲 <ul style="list-style-type: none"> <li>…事務配分の原則に従っての事務委譲、機関委任事務整備、包括的・一括的な委譲措置など</li> </ul> </li> <li>○特別地方行政機関の再編など（重点分権課題） <ul style="list-style-type: none"> <li>…特別地方行政機関の再編、教育自治の改善、自治警察制の導入、行政区域の調整などの関連制度の整備など</li> </ul> </li> <li>○地方財政の拡充及び健全性の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>…地方の課税自主権拡大、非課税及び減免の縮小、機能委譲と連携した交付税の法定率を段階的に上方修正、国庫補助金制度の改善、予算・会計制度の改善など</li> </ul> </li> <li>○自治行政力の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>…条例制定範囲の拡大、組織・人材管理の自律性保障、地方公務員の専門性の向上、人事交流、教育訓練制度の改善</li> </ul> </li> <li>○地方議会の活性化と地方選挙制度の改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>…主要政策事項に関する地方議会の審議・決定権拡大、議員の専門性強化及び議長の方地方議会所属公務員に関する人事権強化、団体長・議員の選出方法の改善、選挙公営制の拡大などの選挙制度改善</li> </ul> </li> <li>○住民参加の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>…住民投票・住民召喚・住民訴訟制度導入方案の工夫、ボランティア活動の奨励・支援</li> </ul> </li> <li>○自治行政の責任性強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>…行政体制の整備、監査制度の改善、行財政の診断・評価の実施</li> </ul> </li> <li>○国家と地方自治団体の協力体制の定立 <ul style="list-style-type: none"> <li>…自治団体協議体の支援及び意見を国政に反映</li> <li>…紛争調整機能の強化・協力体制の構築、特別自治団体の活性化</li> </ul> </li> </ul> |
| 第 3 章 地方分権推進機構及び推進手続き | <ul style="list-style-type: none"> <li>○推進機構：大統領所属の委員会、委員 20～30 名で構成 <ul style="list-style-type: none"> <li>…分権の基本方向の設定、推進計画の樹立、分権課題の推進審議、推進状況報告及び推進実態の点検・評価</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 附 則                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>※公布する日から施行、施行日から 5 年間の効力を持つ</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

※ 法効力期間を 5 年とした期限立法になっている。



## 第2章 地方行政制度の基本構造

### 第1節 地方自治法の主要骨子

#### 1 地方自治法の性格と概要

韓国の地方自治法は、その法源と関連して次のような法的性格を備えている。

地方自治法は、憲法第118条第2項の「地方自治団体の組織及び運営に関する事項は法律で定める」を規定の根拠とする法律で、これは、地方自治に関する法律であると同時に国家の地方行政に対する法律を兼ねている。また、この法は地方財政法、地方公務員法等の関連分野の法律に対して、地方行政の全般にまたがる大綱を扱っている総合法である。地方自治関連各種特別法に比べ、一般法の性格を帯びた地方行政に関する根幹法である。このため、この法は自治団体の種類別に法律を制定した個別授權主義的な法律ではなく、すべての種類の自治団体を統一的に規定した概括法である。

#### 2 地方自治法の構成と骨子

このように、地方自治に関する根幹法であり、総合法である地方自治法は、全10章175条と附則で構成されている。その主要内容は次のとおりである。

- (1) 第1章の総綱では、法の目的、地方自治団体の種類と階層、管轄区域、機能と事務を扱い、第2章では、住民の資格と権利・義務を規定している。
- (2) 第3章では、条例と規則の立法限界及び制定手続きに関する事項を、第4章では地方選挙に関して、この法の定めていることを除き、必要な事柄は別途法律で定めることとしている。
- (3) 第5章では、地方議会の構成、議会の権限、議事の進行、議員の身分、議会秩序、請願等の関連している諸般事項を比較的詳細に規定しており、第6章では、地方自治団体の長に関する地位、権限、地方議会との関係、そして、補助機関及び所属行政機関と下部行政機関等に関して規定している。
- (4) 第7章では、財政運営の基本原則、予算と決算、収入と支出、財産及び公共施設のほかにも特別に地方債の発行と地方公共企業の設置・運営に関する事項を規定している。また、この他に必要事項は別の法律（地方財政法等）に定めるようにしており、健全財政運用による自治財政権の保障を規定している。
- (5) 第8章では、地方自治団体相互間の協力及び紛争調整、そして地域経営論的観点での地方行政のため事務委託方式を導入し、広域事務の処理をするための行政協議会、地方自治団体組合等広域行政に関する制度に関して規定している。
- (6) 第9章では、国家及び上級団体は地方自治団体の自治事務に対して指導及び支援とそれに対する監査をできるようにし、委任事務の処理に関する指導・監督を規定している。特に地方議会の議決や自治団体の長の命令や処分が違法であったり、公益に反すると判断されるときは、これに対し国や上級団体の権限をもって、再議要求、提訴、命令や処分の取消など自治立法権と自治行政権行使の濫用を防止できるようにしている。
- (7) 第10章では、ソウル特別市等の大都市と済州特別自治道の行政特例に関する事項を、最後の附則には経過措置等、諸般事項を規定している。

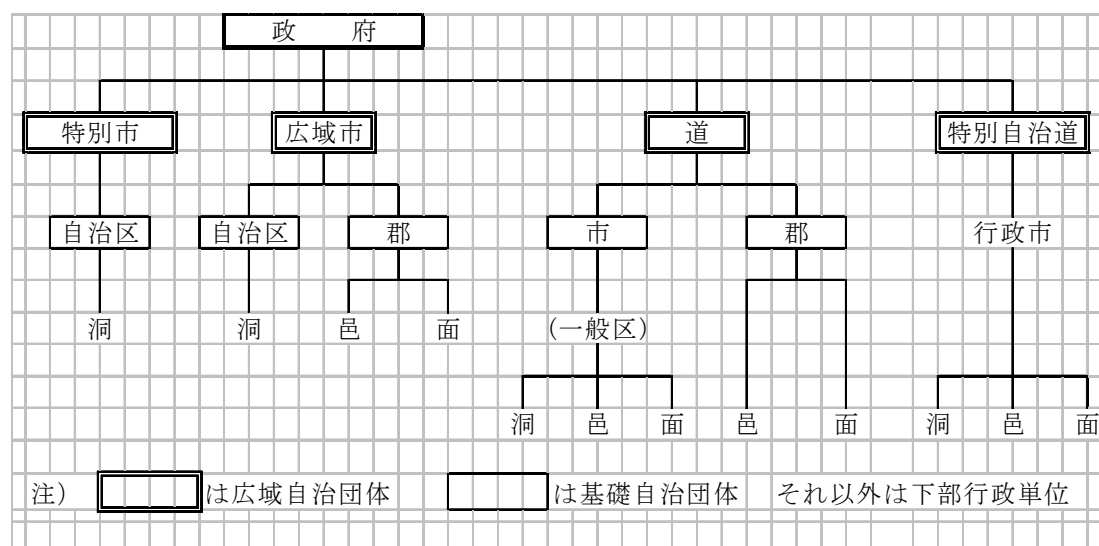
## 第2節 地方自治団体の種類と階層構造

### 1 制度の特徴

- (1) 韓国の地方自治制度は、まず類型面をみると、都市化の過程によって地方自治団体の地位と権限を異とする変容型地方制度をとり、地方行政の特殊性と多様性を認めている。
- (2) 階層構造面をみると、地方自治団体としては、広域自治団体（特別市・広域市・道・特別自治道）と基礎自治団体（市・郡・自治区）の2層構造であるが、地方行政組織として見ると、下部行政単位としての邑・面・洞を含めて3層構造をなしている。ただし済州特別自治道の場合、地方自治団体としては広域自治団体の特別自治道があるのみで、下部行政単位として、行政市と邑・面・洞が2層構造をなしている（済州特別自治道に関しては別途説明）。
- (3) 広域自治団体と基礎自治団体の関係は、両者とも独立した公法人である。市は道の管轄区域内に、郡は広域市または道の管轄区域内に、自治区は特別市または広域市の管轄区域内に置かれるが、これは上下関係にあるのではなく、相互協力関係にあるということである（注）。ただし、基礎団体の下部行政組織（一般区・邑・面・洞）は基礎団体長の指揮・監督を受けて国家事務及び地方自治団体の事務を処理するようになっている。

（注）広域自治団体と基礎自治団体が相互協力関係にある一方で、韓国では、団体委任事務及び機関委任事務が広汎に存在するため、広域自治団体の長が基礎自治団体の長を指揮・監督することは多い。

〈図表2－1〉地方自治団体の階層構造



### 2 種類と体系

広域自治団体は、1 特別市（ソウル）、6 広域市（釜山、大邱、仁川、光州、大田、蔚山）、8 道（京畿道、江原道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尚北道、慶尚南道）及び1 特別自治道（済州道）を指す。

基礎自治団体は、日本の市町村に該当するものであり、8 道内の市・郡並びに1 特

別市及び6広域市内の自治区・郡を指し、基礎自治団体は75市、86郡、69自治区を合わせた230の市・郡・自治区となる。2007年1月1日現在の地方自治団体数は、広域自治団体が16、基礎自治団体が230であり、合計で246団体となる。

基礎自治団体である市・郡・自治区は、地域住民の日常生活と密接な関係を有する事務を処理する団体である。

一方、広域自治団体である特別市・広域市・道は、基礎自治団体の能力では処理できない事務、多様な基礎自治団体を越えて処理しなければならない広域的事務を補完的に処理するとともに、中央政府と基礎自治団体の間の連絡調整などを行うことを目的とする。

特別市、広域市、道及び特別自治道は、広域自治団体として同等の権限を持つが、ソウル特別市は首都としての特殊性を、済州特別自治道は行政体制の特殊性を考慮して、地位・組織・運営において特例的な取扱いを受けている。

元来、特別市、広域市内に設置されていた区は市の単なる下部行政単位に過ぎず、特別市と広域市はかつて基礎自治団体としての権限も併せ持っていた。しかし、特別市と広域市は行政事務処理量が膨大であり、単独でこれを所掌事務として処理するには負担が大きくなっていた。このため、1988年に特別市と広域市（当時は直轄市、1995年1月に直轄市から広域市に名称変更）において、区を基礎自治団体である自治区として独立させることとした。この結果、住民の日常生活に密接な関係を有する事務は自治区が担当し、特別市・広域市は市域全体に関連した行政サービスを処理することとなった。なお、特別市長及び広域市長は、市税収入中の一定額を確保して条例の定めるところにより当該地方自治団体の管轄区域内の自治区相互間の財源を調整しなければならない（地方自治法第160条）こととされている。

また、基礎自治団体ではない区域として、行政市と自治区ではない区が設置される場合がある。済州特別自治道への移行に伴い、行政市として済州市及び西帰浦市の2市が設置された。そして、人口50万人を超える市は、任意に自治区ではない区（一般行政区）を置くことができ、京畿道水原市、全羅北道全州市、慶尚北道浦項市などに26の区が設置されている。

このほか、地方自治法上の位置付けを持つ下部行政単位として3,584の邑・面・洞（2007年1月1日現在）がある。邑と面は地域の規模・形態からいえば、それぞれ日本の町と村に相当し、1949年に韓国で初めて制定された地方自治法においては邑・面も基礎自治団体であった。しかし、1961年の地方自治に関する臨時措置法により道と邑・面の間位置する郡が基礎自治団体となった。一方、邑・面は基礎自治団体の資格を失い、郡の下部行政単位となった。なお、洞はもともと市の下部行政単位として位置づけられている。

また、邑・面の下には里が置かれ（任意、地方自治法第3条）、洞・里には当該地方自治団体の条例で下部組織を置くことができることとなっている（地方自治法第4条）。この下部組織は、統・班であり、20～40世帯でひとつの班を構成し、6～8の班でひとつの統を構成することとしている。統・里は、民防衛隊の最小単位にもなっ

ている。

### 3 邑・面・洞の機能転換

邑・面・洞については、地方行政の第一線機関として活躍してきたが、交通通信網の発達で邑・面・洞単位の行政機能が弱まる一方、生活水準の向上で、民願・福祉・文化などのサービス需要は増大していた。したがって、このような時代的变化に合わせて、1998年以降、邑・面・洞の機能転換が推進されている。

具体的には、

- (1) 邑・面・洞の事務を民願（住民が行政機関に対して行う申請・苦情・その他行政機関に特定の行為を要求すること）・社会福祉業務中心に調整して、その他の機能は市・郡に移管して人員を削減する。
- (2) 余裕ができた事務所施設に住民のための文化、福祉等のサービスを提供する住民自治センターを設置する。
- (3) この住民自治センターの運営に当たって中心的な役割を担う一種の住民自治組織として、住民自治委員会を設置するというものである。

第1段階の1999年には、94市区の都市地域にある1654カ所の洞の中から278カ所の洞がモデルとして選定され、転換が試みられた。その後、モデル事業の推進過程から生じた問題点を補完しながら2001年にはすべての洞を対象として実施され、2002年末にはすべての市区で条例整備が行われた。2007年6月末現在、住民自治センターは設置対象となっている1,688箇所のうち1,676箇所（99.3%）で設置されている。

第2段階は、邑・面（農村地域の洞を含む）である。2001年に、31カ所の邑・面がモデルとして選定され、転換が試みられた。邑・面についても、モデル実施過程から生じた問題点を補完する一方、農村部の特殊事情も考慮して、漸進的に住民自治センターを設置することとしていた。現在ではすべての邑面洞が対象となり、2007年6月末現在、設置対象となっている1,898箇所のうち928箇所（48.9%）で設置されている。

なお、2007年以降、福祉や雇用、住居などの住民生活に関連したサービスをより効率的に提供することができるよう小規模な洞については統廃合を本格的に推進することになった。

〈図表2-2〉行政区域調整基準及び根拠

| 区 分                                | 法 定 要 件                                               | 根 拠 | 備 考                                                                           |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------|
| ●機関設置<br>特別市、広域市、<br>道、特別自治道設<br>置 | 政府の直轄に置く。<br>※広域市昇格；法定要件はないが、通常は人口<br>100万人以上を対象として検討 | 法律  | ・地方自治法第3条第2<br>項、第4条第1項・第2<br>項<br>・済州特別自治道設置及<br>び国際自由都市造成のた<br>めの特別法（以下、「済州 |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |    |                                                                                                                                                                                            |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |    | 特別法」という) 第 10 条<br>第 1 項<br>・ 地方自治法施行令第 2 条                                                                                                                                                |
| 市設置 | <p>道の管轄区域内に置く。(平均 28 万 3 千人)<br/>人口 5 万人以上で都市形態を具備(以下の条件を満たさなければならない)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街地住居人口及び都市的産業(商工業等)従事世帯が各々全体の 60%以上</li> <li>・ 一人あたりの地方税納税額: 人口 10 万人以下の市の平均以上</li> <li>・ 人口密度: 人口 10 万人以下の市の平均人口密度より高い</li> <li>・ 人口増加: 5 年間の増加傾向</li> </ul> <p>○都農複合形態の市の設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市(都市形態を具備する人口 5 万人以上)と郡が統合した地域</li> <li>・ 人口 5 万人以上の都市形態を持つ地域がある郡※ 1</li> <li>・ 人口 2 万人以上の都市形態を持つ 2 個以上の地域の人口が 5 万人以上であり、郡全体の人口が 15 万人以上である郡※1</li> <li>・ 国家の政策のため都市が形成され道の出張所が設置されている地域のうち、地域の人口が 3 万人以上であり、人口 15 万人以上の都農複合形態の市の一部である地域※ 2</li> </ul> <p>※1 以下の条件を満たさなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該地域の都市的産業従事世帯が郡全体の 45%以上であること</li> <li>・ 当該郡の財政自立度(以下の式を用いる)が全国の郡の平均値以上であること</li> </ul> <p>[ (地方税 + 税外収入 - 地方債) / 一般会計予算 ] × 100</p> <p>※2 2003 年に議員立法による鶏龍市設置法と同時に改正された地方自治法で制度化。この区域には陸海空軍の軍事施設があり、道の出張所が置かれていた。</p> | 法律 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法第 3 条第 2 項、第 4 条第 1 項・第 2 項、第 7 条第 1 項・第 2 項</li> <li>・ 地方自治法施行令第 7 条第 1 項・第 2 項</li> <li>・ 行政区域調整業務処理に関する規則(以下「行政自治部令」という) 第 6 条</li> </ul> |

|                      |                                                                                                                                             |                            |                                                                                          |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 郡設置                  | 広域市や道の管轄区域内に置く。<br>分郡は行政需要を十分果たすことが難しい場合に検討。<br>(平均 5 万 6 千人)                                                                               | 法律                         | 地方自治法第 3 条第 2 項                                                                          |
| 自治区設置                | 特別市と広域市の管轄区域に置く。<br>分区は行政需要を十分果たすことが難しい(人口が特別市で 70 万人以上、広域市で 50 万人以上の区の場合)に検討。<br>(平均 32 万 4 千人)                                            | 法律                         | ・地方自治法第 2 条第 2 項、第 3 条第 2 項、第 4 条第 2 項<br>・地方自治法施行令第 2 条                                 |
| 自治区でない区<br>(一般行政区)設置 | 人口 50 万人以上の市(任意規定)<br>行政需要を十分果たすことが難しく、分区後の区当たりの平均人口が 20 万以上になる場合(政府の新都市建設計画地域を除く)。                                                         | 市条例(行政自治部長官承認。以下「長官承認」という) | ・地方自治法第 3 条第 3 項、第 4 条第 3 項<br>・行政自治部令第 7 条                                              |
| 行政市設置                | 済州特別自治道の管轄区域の中に地方自治体でない市を置く。                                                                                                                | 法律                         | 済州特別法第 15 条第 2 項                                                                         |
| 邑設置                  | 市(行政市含む)や郡の管轄区域内に置く。<br>都市形態を具備し、人口 2 万人以上(郡庁所在地の面または邑がない都農複合形態の市の面は、人口 2 万人未満でもよい)であり、更に市街地の居住人口及び都市産業に従事する所帯が各々全体の 40%以上<br>(平均 1 万 9 千人) | 市・郡・区条例(長官承認)              | ・地方自治法第 3 条第 3 項・第 4 項、第 4 条第 3 項、第 7 条第 3 項<br>・済州特別法第 15 条第 2 項<br>・地方自治法施行令第 7 条第 3 項 |
| 面設置                  | 市(行政市含む)や郡の管轄区域内に置く。<br>各級の行政機関が所在し、面行政体制を整えて独自発展できる場合<br>(平均 4 千人)                                                                         | 市・郡・区条例(長官承認)              | ・地方自治法第 3 条第 3 項・第 4 項、第 4 条第 3 項<br>・済州特別法第 15 条第 2 項<br>・行政自治部令第 7 条                   |
| 洞設置                  | 市(行政市含む)と区(自治区及び一般行政区)に置く。都農複合形態の市では都市の形態をそそいだ地域に置く。<br>大規模地域開発事業など地域条件の変動により避けられない事由がある場合<br>(平均 1 万 8 千人)                                 | 市・郡・区条例(長官承認)              | 地方自治法第 3 条第 3 項・第 4 項、第 4 条第 3 項<br>・済州特別法第 15 条第 2 項<br>・行政自治部令第 7 条                    |

|                                     |                                                   |                                     |                                          |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------------|
| ●境界変更<br>市・道<br>市・郡・自治区<br>区・邑・面・洞  | 道路・河川等による土地の区画形態、生活圏、<br>交通・学群・経済圏等を総合考慮          | 法律<br>大統領令<br>市・郡・区<br>条例           | ・地方自治法第4条第1<br>項～第3項<br>・地方自治法施行令第2<br>条 |
| ●事務所変更<br>市・道<br>市・郡・自治区<br>区・邑・面・洞 | 主となる事務所の移転又は機関新設時<br>市・郡・自治区を単位<br>邑・面・洞を単位<br>なし | 市・道条例<br>市・郡・区<br>条例<br>市・郡・区<br>条例 | ・地方自治法第6条<br>・地方自治法施行令第6<br>条            |
| ●名称変更<br>市・道<br>市・郡・自治区<br>区・邑・面・洞  | 歴史的伝統及び文化継承等を総合考慮                                 | 法律<br>法律<br>市・郡・区<br>条例             | 地方自治法第4条第1項<br>～第3項<br>地方自治法施行令第2条       |

(参考資料；行政自治部「行政区域実務便覧 2006」)

### 第3節 地方自治団体の機能と事務

#### 1 韓国の地方自治団体の事務区分

韓国の地方自治団体の事務区分は、2000年の地方分権一括法による改正前の日本の事務区分となっており、固有事務と団体委任事務、国家の指導・監督を受けて処理する機関委任事務に分かれる。

- (1) 固有事務は、地方自治団体設立の本来の目的に該当する、住民の福祉増進を進めるための住宅、上下水道、医療、環境、福祉施設等の自治的な事務(2002年 24%程度)である。
- (2) 委任事務は、国家または上級自治団体から委任を受けて、地方自治団体がその委任者の統制下において執行する戸籍、兵役、国会議員選挙、伝染病、失業対策等の事務で、自治団体自体に委任する団体委任事務(2002年 73%程度)と長等の機関に委任する機関委任事務(2002年 3%程度)がある。

韓国では、これまで委任事務の問題はあまり議論されてきていなかったが、地方分権をめぐる議論の高まりの中で、その抜本的見直しが議論されている。

#### 2 地方自治団体の事務範囲

地方自治法で事務を列挙する概括授權方式をとっており、広域自治団体が処理しなければならない事務と基礎自治団体が処理しなければならない事務を区分している。この点も2000年の地方分権一括法による改正前の日本の規定方式となっている。(地方自治法第9条)

##### (1) 地方自治団体の区域・組織及び行政管理等に関する事務(11項目)

- ア 管轄区域内の行政区域の名称、位置及び区域の調整
- イ 条例及び規則の制定及び改廃並びにその運営及び管理
- ウ 管下行政機関の組織管理
- エ 管下行政機関及び団体の指導及び監督

- オ 所属公務員の人事、厚生福祉及び教育
- カ 地方税及び地方税外収入の賦課及び徴収
- キ 予算の編成及び執行並びに会計監査及び財産管理
- ク 行政装備管理、行政電算化及び行政管理改善
- ケ 公有財産管理
- コ 戸籍及び住民登録管理
- サ 地方自治団体が必要とする各種調査及び統計の作成
- (2) 住民の福祉増進に関する事務(10 項目)
- ア 住民福祉に関する事業
- イ 社会福祉施設の設置、運営及び管理
- ウ 生活困窮者の保護及び支援
- エ 老人、児童、心身障害者、青少年及び婦女の保護及び福祉増進
- オ 保健診療機関の設置及び運営
- カ 伝染病その他の疾病の予防及び防疫
- キ 墓地、火葬場及び納骨堂の運営及び管理
- ク 公衆接客業所の衛生改善のための指導
- ケ 清掃並びに汚物の収去及び処理
- コ 地方公企業の設置及び運営
- (3) 農林、商工業等の産業振興に関する事務 (14 項目)
- ア 小溜地、堰等の農業用水施設の設置及び管理
- イ 農林畜産水産物の生産及び流通の支援
- ウ 農業資材の管理
- エ 複合営農の運営及び指導
- オ 農業外所得事業の育成及び指導
- カ 農家の副業の奨励
- キ 公有林管理
- ク 小規模畜産開発事業及び酪農振興事業
- ケ 家畜伝染病の予防
- コ 地域産業の育成及び支援
- サ 消費者保護及び貯蓄の奨励
- シ 中小企業の育成
- ス 地域特化産業の開発、育成及び支援
- セ 優秀土産品の開発及び観光民芸品の開発
- (4) 地域開発及び住民の生活環境施設の設置・管理に関する事務 (15 項目)
- ア 地域開発事業
- イ 地方土木及び建設事業の施行
- ウ 都市計画事業の施行
- エ 地方道、市郡道の新設、改修及び維持



- オ 住居生活環境改善の奨励及び支援
- カ 農村住宅の改良及び集落構造の改善
- キ 自然保護活動
- ク 地方河川及び小河川の管理
- ケ 上水道及び下水道の設置及び管理
- コ 簡易給水施設の設置及び管理
- サ 道立、郡立公園及び都市公園、緑地等の観光及び休養施設の設置及び管理
- シ 地方軌道事業の経営
- ス 駐車場、交通標識等交通便宜施設の設置及び管理
- セ 災害対策の樹立及び執行
- ソ 地域経済の育成及び支援

(5) 教育、体育、文化、芸術の振興に関する事務 (5 項目)

- ア 乳児院、幼稚園、初等学校、中学校、高等学校及びこれに準ずる各種学校の設置、運営及び指導
- イ 図書館、運動場、広場、体育館、博物館、公演場、美術館、音楽堂等公共教育、体育及び文化施設の設置及び管理
- ウ 地方文化財の指定、保存及び管理
- エ 地方文化及び芸術の振興
- オ 地方文化及び芸術団体の育成

(6) 地域民防衛及び消防に関する事務 (2 項目)

- ア 地域及び職場民防衛組織(義勇消防隊を含む。)の編成及び運営並びに指導及び監督
- イ 火災予防及び消防

### 3 地方自治団体の種類別事務配分基準

(1) 原則

地方行政階層間の事務配分原則は、階層間不競合の原則と基礎団体優先の原則をとり、住民の身になって行政が行われるようにしている。配分基準によると、広域団体の事務は各地方自治団体の共通的な事務(広域的事務、統一基準による処理を要する事務、統一性維持を要する事務、基礎団体の処理が不適当な事務等)で、基礎団体の事務はこれ以外のことについて行うと定めている。

この事務の種類は、大統領令に定め、市・道と市・郡及び自治区間で互いに競合しないようにしており、競合する場合、市・郡及び自治区の方に優先配分するようになっている。(地方自治法第 10 条)

ア 特別市・広域市・道・特別自治道(広域自治団体)

広域的・統一的な事務、国家との連絡・調整事務、基礎自治団体の独自での処理が困難な事務等

イ 市・郡・自治区(基礎自治団体)

広域自治団体が処理する以外の事務

ウ 人口 50 万人以上の市に対する特例認定

道の事務のうち、地方公企業に関する事務（地方公社及び地方公団の設立・運営）や職員の定数管理事務（6 級以下の定員策定）など計 18 事務について、市が直接処理できる（地方自治法施行令第 10 条、同令別表 3）。

（2）自治区の特例

大都市の特殊性に鑑み、基礎地方自治団体の事務のうち、次の事務については、自治区ではなく、特別市または広域市に事務が帰属している（地方自治法施行令第 9 条、同令別表 2）。

ア 地方自治団体の人事及び教育等に関する事務

- （ア）市と自治区、自治区相互間の人事交流（6 級以上）
- （イ）地方公務員任用試験及び各種資格試験の実施
- （ウ）地方公務員の教育・訓練の実施（職場教育を除外）

イ 地方財政に関する事務

- （ア）土地等級設定及び修正の承認
- （イ）財産税課税時価標準額の決定承認

ウ 埋葬及び墓地等に関する事務

公設墓地・公設火葬場または公設納骨堂の設置・運営

エ 清掃・汚物に関する事務

- （ア）一般廃棄物（し尿、ゴミ等）処理施設の設置・運営
- （イ）一般廃棄物の処理手数料料率決定

オ 地方土木・住宅建設などに関する事務

- （ア）国民住宅建設事業の施行
- （イ）国民住宅事業特別会計の設置・運営
- （ウ）アパート地区開発に関する基本計画樹立
- （エ）民営住宅投機過熱地区指定

カ 都市計画に関する事務

- （ア）都市基本計画の樹立
- （イ）都市計画地域の立案
- （ウ）都市計画施設の立案
- （エ）都市計画用途地域の立案
- （オ）都市計画に関する基礎調査
- （カ）都市計画事業の施行
- （キ）都市計画事業受益者負担金賦課徴収
- （ク）都市再開発事業の基本計画樹立及び施行（住宅改良再開発事業は除外）

キ 道路の開設と維持・管理に関する事務

幹線（12 メートル以上）以上の道路として路幅と路線の重要度を勘案して特別市・広域市条例で決めた道路の維持・管理

ク 上水道事業に関する事務

- (ア) 上水道の新設・改築及び修繕ならびにその維持管理
- (イ) 上水道公債発行
- (ウ) 上水道事業特別会計設置・運営
- (エ) 水道事業所設置・運営
- ケ 公共下水道に関する事務
  - (ア) 公共下水道整備基本計画の樹立・施行
  - (イ) 公共下水道の設置・改築及び修繕
  - (ウ) 下水終末処理場の設置と維持・管理
- コ 公園など観光・休養施設の設置・管理に関する事務
  - (ア) 都市公園及び遊園地造成計画の立案
  - (イ) 都市公園・遊園地設置及び管理
  - (ウ) 都市公園・遊園地の入場料・使用料・占用料の徴収
  - (エ) 公園・遊園地・野外公演会場等の市民休養施設の設置・維持に関する事務
  - (オ) 公設運動場・体育館・博物館・図書館・美術館・市民会館等の設置・運営に関する事務（特別市・広域市条例で決定）
- サ 地方軌道事業に関する事務
  - (ア) 地方軌道事業運営計画の樹立
  - (イ) 地方軌道事業の設置・運営
  - (ウ) 地方軌道事業特会計の設置
- シ 大衆交通行政に関する事務
  - (ア) 都市鉄道の設置・運営と市民利用に関する行政
  - (イ) 市内バス・市外直行バスの運行など大衆交通行政に関する事務
  - (ウ) 大衆交通手段の調整・統制に関する事務
- ス 地域経済育成に関する業務
  - (ア) 地方工業団地の造成・管理
  - (イ) 公設市場・屠殺場・農水産物共同売場などに関する事務
  - (ウ) 流通団地の指定申請・造成及び運営管理
  - (エ) 農水産物 卸売市場の開設・運営
- セ 交通信号機、安全表示等の設置・管理などに関する事務

〈図表 2－3〉大韓民国の行政区域別人口、面積ほか

(2007 年 1 月 1 日現在)

| 市道名         | 市道庁<br>所在地 | 基礎自治団体 |    |    |         | 行政市・<br>自治区で<br>ない区 |    | 邑・面・洞 |     |       |       | 人口<br>(名)  | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) |
|-------------|------------|--------|----|----|---------|---------------------|----|-------|-----|-------|-------|------------|---------------------------|
|             |            | 計      | 市  | 郡  | 自治<br>区 | 計                   | 邑  | 面     | 洞   |       |       |            |                           |
|             |            |        |    |    |         |                     |    |       |     | 市     | 区     |            |                           |
| ソウル特別市      |            | 25     | —  | —  | 25      | —                   | —  | 522   | —   | —     | 522   | 10,181,166 | 605                       |
| 釜山広域市       |            | 16     | —  | 1  | 15      | —                   | —  | 223   | 2   | 3     | 218   | 3,611,992  | 765                       |
| 大邱広域市       |            | 8      | —  | 1  | 7       | —                   | —  | 143   | 3   | 6     | 134   | 2,496,115  | 884                       |
| 仁川広域市       |            | 10     | —  | 2  | 8       | —                   | —  | 143   | 1   | 19    | 123   | 2,624,391  | 1,002                     |
| 光州広域市       |            | 5      | —  | —  | 5       | —                   | —  | 91    | —   | —     | 91    | 1,407,798  | 501                       |
| 大田広域市       |            | 5      | —  | —  | 5       | —                   | —  | 80    | —   | —     | 80    | 1,466,158  | 540                       |
| 蔚山広域市       |            | 5      | —  | 1  | 4       | —                   | —  | 58    | 4   | 8     | 46    | 1,092,494  | 1,057                     |
| 京畿道         | 水原市        | 31     | 27 | 4  | —       | —                   | 20 | 533   | 30  | 112   | 391   | 10,906,033 | 10,183                    |
| 江原道         | 春川市        | 18     | 7  | 11 | —       | —                   | —  | 193   | 24  | 95    | 74    | 1,505,420  | 16,874                    |
| 忠清<br>北道    | 清州市        | 12     | 3  | 9  | —       | —                   | 2  | 153   | 14  | 89    | 50    | 1,494,559  | 7,432                     |
| 忠清<br>南道    | 大田<br>広域市  | 16     | 7  | 9  | —       | —                   | —  | 211   | 24  | 147   | 40    | 1,974,433  | 8,600                     |
| 全羅<br>北道    | 全州市        | 14     | 6  | 8  | —       | —                   | 2  | 244   | 14  | 145   | 85    | 1,868,365  | 8,055                     |
| 全羅<br>南道    | 務安郡        | 22     | 5  | 17 | —       | —                   | —  | 295   | 31  | 198   | 66    | 1,942,925  | 12,095                    |
| 慶尚<br>北道    | 大邱<br>広域市  | 23     | 10 | 13 | —       | —                   | 2  | 338   | 36  | 202   | 100   | 2,688,577  | 19,026                    |
| 慶尚<br>南道    | 昌原市        | 20     | 10 | 10 | —       | —                   | —  | 314   | 22  | 177   | 115   | 3,172,857  | 10,522                    |
| 済州<br>特別自治道 | 済州市        | —      | —  | —  | —       | 2                   | —  | 43    | 7   | 5     | 31    | 558,496    | 1,848                     |
| 計           |            | 230    | 75 | 86 | 69      | 2                   | 26 | 3,584 | 212 | 1,206 | 2,166 | 48,991,779 | 99,990                    |

< 『2007 統計年報』(行政自治部) より >

〈図表 2－4〉自治体等の平均規模の日韓比較

| 国区分 | 区 分  | 平均面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 平均人口<br>(千人) | 最高・最低人口<br>(千人)                    | 最大・最小面積<br>(km <sup>2</sup> )        |
|-----|------|-----------------------------|--------------|------------------------------------|--------------------------------------|
| 韓国  | 広域市  | 792                         | 2,116        | ○釜山広域市：3,612<br>○蔚山広域市：1,092       | ○蔚山広域市：1,057.10<br>○光州広域市：501.31     |
|     | 道    | 10,515                      | 2,901        | ○京畿道：10,906<br>○済州特別自治道：558        | ○慶尚北道：19,026.06<br>○済州特別自治道：1,848.44 |
|     | 市    | 513                         | 283          | ○水原市：1,068<br>○忠清南道・鷄龍市：36         | ○安東市：1,521<br>○九里市：33                |
|     | 郡    | 664                         | 56           | ○蔚山広域市・蔚州郡：177<br>○慶尚北道・鬱陵郡：10     | ○江原道・洪川郡：1,817.96<br>○鬱陵郡：72.83      |
|     | 自治区  | 49                          | 324          | ○ソウル特別市・原区：618<br>○釜山広域市・中区：51     | ○光州広域市・光山区：222.88<br>○釜山広域市・中区：2.80  |
|     | 邑    | 68                          | 19           | ○慶尚南道巨濟市・新縣邑：85<br>○江原道 越郡・上東邑：1.3 | ○麟蹄郡・麟蹄邑：315.44<br>○論山市・江景邑：7.02     |
|     | 面    | 62                          | 4            | ○慶尚南道金海市・長有面：90<br>○京畿道坡州市・鎮東面：0.1 | ○洪川郡・内面：447.98<br>○南楊州市・退溪院面：3.26    |
| 日本  | 都道府県 | 8,040                       | 2,703        | ○東京都：12,362<br>○鳥取県：607            | ○北海道：84,456.20<br>○香川県：1,876.47      |
|     | 市    | 267                         | 135          | ○横浜市：3,563<br>○北海道歌志内：5.1          | ○岐阜県高山市：2,177.67<br>○埼玉県・蕨市：5.10     |
|     | 町村   | 159                         | 13           | ○愛知県三好町：54<br>○東京都青ヶ島村：0.2         | ○北海道留別村：1,450.24<br>○富山県・船橋村：3.47    |

(出典 『2007 統計年報』(行政自治部)、『平成 19 年度版全国市町村要覧』)

#### 第4節 ソウル特別市の特例

大都市行政の能率性と特殊性を保障することに加え、首都であるソウル特別市の権限と地位・組織及び運用に関して別の法律制定（ソウル特別市行政特例に関する法律）による特例を認めており（地方自治法第174条第1項）、次のようなものがある。

- ・行政自治部長官が地方債券の発行を決める際には国務総理に報告する（ソウル特別市行政特例に関する法律第4条第1項）。
- ・自治事務についての監査をする際には、国務総理の調整を経由する（ソウル特別市行政特例に関する法律第4条第2項）。
- ・所属公務員についての叙勲の推薦権は、ソウル特別市長に属する（ソウル特別市行政特例に関する法律第4条第7項）。
- ・ソウル特別市に関連した道路・交通・環境などについての計画樹立とその執行において関連中央行政機関の長とソウル特別市長が意見を異にする場合には、国務総理が調整する（ソウル特別市行政特例に関する法律第5条）。

#### 第5節 済州特別自治道

済州道は2006年7月から、軍事・外交・司法以外の高度な自治権を付与された地方分権モデル「済州特別自治道」へ転換した。こうした済州特別自治道における行政体制の特殊性を考慮して、その地位・組織および行政・財政などの運営に対する特例を別の法律（済州特別自治道設置及び国際自由都市造成のための特別法）によって定めることとしている（地方自治法第174条第2項）。

済州特別自治道設置及び国際自由都市造成のための特別法では、済州道において「理想的分権モデルの具体化」と「国際自由都市への持続的発展のための土台構築」を実現させるための各種規定が設けられており、概要は次のとおりである。

##### 1 高度な自治権の付与

###### （1）自治立法権の強化

ア 現行憲法の枠組みの中で条例制定及び規律範囲を拡大し、自治立法権を強化

イ 条例制定範囲の実質的拡大

- ・外交・国防など国家存立事務を除外したすべての事務の段階的自治事務化、まず中央事務の果敢な地方委譲及び条例委任拡大
- ・国務総理室傘下に「特別自治道支援委員会」を設置、法令規定事項中で条例に委任する事項及び委譲事務の継続的な発掘・審査

ウ 法律案提出要請権の付与

- ・単純な法律改正建議より次元高い法律案提出要請権を特別自治道に付与；地域政策発議権の認定

法律案(特別自治道) → 済州特別自治道支援委員会 → 部署の妥当性検討

→ 2ヶ月以内に検討結果を済州道及び委員会に通知

- ・法律案提出は地方議会在籍議員の2/3以上の賛成を得るようにして乱用防止

###### （2）自治組織・人事の自律性強化

ア 機関構成方式及び機構・定員管理自律性の拡大

- ・住民投票手続きを経て道民自ら機関構成を別に定められるように自律性付与（機関統合型、折衷型など）
- ・総額人件費制度の適用排除、機構設置及び定員策定の自律性付与  
ただし、補助機関・下部行政機関の長など職級基準存続（報酬・年金関連）
- イ 公務員競争力・専門性向上のための制度強化
  - ・開放型職位及び職位公募制の拡大など公務員補充システム開放  
警察・教育自治、特別行政機関移管など新しい環境変化に適合した外国人・民間の専門家など柔軟で弾力的な人材補充
  - ・全国単位の人材採用、外国語能力者加点制など優秀人材の誘致
  - ・職群・職列統合、分野別補職管理制度の導入、職位分類制の段階的实施などを通じた公務員の専門性強化
- ウ 能力と成果中心の人事管理及び報償体系改善
  - ・優秀公務員の特別昇級制及び特別昇進制度の拡大実施
  - ・職務成果契約制導入、成果主義年俸制の画期的改善など成果管理システム強化
  - ・成果賞与金に対する自律性付与により業務成果に対する報償強化
  - ・適格審査制度導入による能力と成果中心の公職風土の造成（3級以上）  
成果評価で2年連続最下位など非適格者職権免職などの人事措置
- エ 教育訓練の充実及び人事交流・派遣制度の活性化
  - ・公務員教育訓練権限の条例委任、教育の自律性拡大  
教育訓練機関場の開放型職位化・職位公募採用、民間専門家の教授採用活性化により教育・訓練の専門性強化
  - ・派遣制度の条例委任、人事交流拡大を通じた職務能力の向上
- オ 責任性確保のための人事・監査委員会の地位強化
  - ・人事委員会設置・運営の条例委任、委員長を公務員でない中立的な人事により委嘱、任期制  
委員は1/2以上が、学界・専門家・市民団体などから委嘱
  - ・自治団体長所属下に職務の独立性が保障される監査委員会設置（委員長は議会の同意を得て任用、委員長・委員は任期制）  
※国会と監査院監査を除外した政府合同監査排除
- カ 人事の透明性確保のための任用前聴聞会制度の導入
  - ・政務職及び地方公企業社長など主要職位に対する任用前人事聴聞会の実施、資質検証

### （3）議政活動力量の強化

- ア 地方議会の支給経費・会期運営の自律化
  - ・議員に支給する各種経費の種類・金額を議政費審議委員会の審議を経て条例で決定（議政活動費、旅費、会期手当など）
  - ・地方議会の会期運営の自律化；会期・総日数を条例で規定

イ 地方議会の独立的人事運営

- ・事務局職員定数は条例で規定し、専門委員、別定・技能職に対する人事権を議長に付与（一般職現行維持）

ただし、報酬・服務・身分保障・懲戒などは地方公務員法適用

\* 議会職列新設など前職員に対する人事権付与問題は段階的に推進

ウ 地方議員議政活動支援機能の強化ー（仮称）政策諮問委員制導入

- ・現行専門委員制及び「有給補佐官制」の不備点を相互補完できる共同勤務形式の「政策諮問委員制」導入

常任委別 1 名→ 2～3 名ずつ追加配置、契約職または別定職採用（5 級相当）、政策諮問委員導入根拠特別法規定

（4）住民参加の拡大

ア 住民召還制の導入

- ・召還対象は選出職公職者（団体長、議会議員、教育監、教育委員）

有権者 20～30%の発意、1/3 以上の投票及び有効投票数が過半数以上賛成時に確定

関連公職者の就任 1 年以内、残余任期 1 年未満、同一人 1 年以内の再召還禁止など召還請求を制限して、乱発防止

イ 住民の直接参加制度活性化

- ・住民の条例制定・改廃請求の要件緩和（有権者 1/20→ 1/50）
- ・財政住民投票制導入（一定規模以上の財政・投資事業）
- ・予算編成、決算・評価などに対する住民参加の制度化

参加住民の 1/2 以上は公開募集

ウ 邑・面・洞の機能強化

- ・邑・面・洞の機能・組織、人材の補強
  - ・住民自治委員会の法廷機構化など制限された範囲での自治機能付与
- 住民自治センター運営関連事項の審議・議決（邑・面・洞の開発審議、住民和合・共同体事業の審議など）

（5）財政自主権の強化

ア 地方税を特別自治道税に転換

- ・地方税の全税目に対して特別自治道税化、財政自主権確保

税率調整対象税目拡大（11→14 税目）及び税率調整権の大幅引き上げ調整（50%→ 100%以内加減）

地方税減免が必要な場合、議会の議決により施行

イ 国庫支援方式の改善

- ・現行水準維持のために地方交付税（教育含む）の特例規定用意
- 済州道が占める交付税の一定比率を法定化

- ・均衡発展特別会計に別途勘定を新設して国家事務の機能委譲分及び国庫補助事業に対し支援



\* 企画予算処と協議、国家均衡発展特別法改正の反映推進

ウ 地方債発行の完全自律化

- ・ 外債発行、地方債発行の総額限度超過分に対しても中央政府の承認なしに議会議決により発行するように改善

エ 財政運営の責任性強化

- ・ 成果主義予算制度、複式簿記制度、財政公示制度など強化

(6) 教育自治制の先導的实施

ア 教育監・教育委員の住民直接選挙

- ・ 教育監・教育委員を住民直接選挙で選出して、間接選挙制度に伴う非効率を除去して住民代表性を確保

\*地方選挙と同時選挙

\*教育監の任期と団体長の任期（～2006.6.31）が異なるので、教育監選挙日程の細部に再調整必要、補助機関・所属教育機関の設置、定員などは条例委任

イ 教育委員会を道議会常任委員会で一元化

- ・ 教育関連審議・議決機関を一元化することにより非合理的な二重審議・議決構造を改善

道議会内に特別常任委員会設置

\*定数の 1/2 以上は、教育専門家により構成

ウ 教育庁改編（3→2 機関）など教育自治の条件造成

- ・ 現行 3 教育庁を行政市単位で統合、運営

教育庁管掌事務の拡大；高等学校事務の移管（道教育庁→地域教育庁）

- ・ 教育長任用「公募制」導入

- ・ 教育費特別会計制度を維持しながら、地方教育財政交付金の法定率支援制度により教育財政の自主権強化

- ・ 地方債発行承認、中央政府の監査権限排除など

(7) 「済州型自治警察制」試験実施

ア 現行の国家警察組織の運営システムはそのまま維持しながら、特別自治道知事の所属下に自治警察設置

- ・ 自治団体と国家警察の相互間業務協調のため広域単位の治安行政委員会設置

イ 自治警察組織

- ・ 住民に対する責任・権限所在を明確にするために独任制により行い、自治警察隊長は内部任用（必要時開放型の運営）

\* 自治警察の政治的中立保障のための制度的装置の準備推進

ウ 自治警察の事務及び権限

- ・ 防犯巡察、交通安全指導取締り、基礎秩序維持、施設・行事警備など住民生活密着の治安サービス

\* 国家警察と事務処理協約（行政市に委任処理推進）

- ・ 環境・食品・山林・公衆衛生など 17 分野の司法警察管理職務

\*自治警察権限は警察官職務執行法を準用し、一般犯罪の捜査権なし（国家警察に引き継ぎ）

エ 自治警察の財源調達

・所要予算は自治団体財源による負担を原則とし、国家支援の検討

オ 国家警察で遂行している交通安全施設管理業務を特別自治道へ移管（国家警察との協調・参加方案工夫）

※その他自治警察の目的・事務・職務遂行・相互協調・人事・階級区分・罰則などは現在、法制処で審査中である自治警察法案の内容を積極的に受容・反映

（８）特別地方行政機関の移管

ア 特別地方行政機関の再編

- ・特別地方行政機関で道と類似・重複的な機能を遂行することによって人材及び予算の浪費と過剰規制などの問題点が台頭
- ・「国民の政府（金大中政権）」で政府組織改編と連係、特別地方行政機関の整備を推進したが未実現

※道内の特別地方行政機関現況（2005.10月現在）；48機関

イ 7つの特別地方行政機関の優先移管

- ・住民便宜性と現地性が要求され、道と類似・重複する部分が多い事務を取扱う7機関の優先移管

残る機関は特別法制定以後、全部段階的に移管推進

※ 7機関；済州地方国土管理庁、済州地方中小企業庁、済州地方海洋水産庁、済州環境出張所、済州報勲支庁、済州地方労働委員会、済州地方労働事務所

- ・特別自治道が地域の総合行政の主体として、より効率的な住民便益の次元で業務遂行
- ・今後、道内の特別地方行政機関の設置を原則禁止、やむを得ない場合に限り設置（特別法に明示）

2 核心産業の重点育成

（１）規制緩和措置

ア 核心産業育成と関連した規制の優先的緩和（1段階）

イ 2段階で2007年中の Negative System の全面導入のための制度的装置を用意

（２）環境にやさしい観光・休養地の建設

ア 世界的水準の総合観光地及び国際会議都市の造成

イ ショッピング観光の活性化及び清浄済州の建設

（３）国際競争力を備えた教育環境の造成

ア 教科課程、授業料など学校運営の自律性の大幅拡大

イ 投資条件造成による国内外の優秀な学校を誘致

（４）特化された良質の医療サービスモデルの開発・育成

ア 国内外の優秀な医療機関の誘致及び医療インフラの拡充

イ 医療と休養が結びついた新しい医療サービスモデルの開発

(5) 清浄 1 次産業の育成

ア 環境にやさしい農業の育成及び地域特性に合った水産資源管理体系の構築

(6) 先端産業などが飛躍的に発展できる条件の拡充

ア 新技術の試験施行で先端情報都市を具現

イ バイオテクノロジー産業の戦略的育成による健康・美容・バイオ産業基盤の構築

## 第 6 節 特別地方行政機関

事務の専門性や管轄地域の特殊性から必要がある場合に、国の特定の行政機関によって専門的な指揮監督を行う機関が特別地方行政機関であり、具体的には、次のようなものがある（括弧内はそれぞれの下級行政機関）。

労働行政機関；地方労働庁（地方労働事務所）

税務行政機関；地方国税庁（税務署、支所）、税関（税関監視所）

公安行政機関；地方矯正庁（刑務所、拘置所、支所）、少年院、少年分類審査員、保護観察所（支所）、出入国管理事務所（出張所）、高等検察庁（地方検察庁、支庁）、地方警察庁（警察署、派出所、地区隊）、地方海洋警察庁（海洋警察署、派出所）、鉄道公安事務所（分署）

現業行政機関；逓信庁（郵便局、郵便集中局）

その他行政機関；地方公正取引事務所、地方報勲庁・報勲支庁、地方調達庁（出張所）、地方統計庁・統計事務所（出張所）、地方兵務庁（支庁）、航空気象管理本部（空港気象台、空港気象観測所）、地方気象庁（気象台、地方観測所）、地方山林管理庁（国有林管理所）、山林航空管理本部（山林航空管理所）、鉱山保安事務所、地方中小企業庁、国立検疫所・支所、地方食品医薬品安全庁（輸入食品検査所）、流域環境庁（出張所）、地方環境庁（出張所）、地方国土管理庁（国道維持建設事務所、出張所）、洪水統制所、地方海洋水産庁（海洋水産事務所）

2005 年の鉄道庁の公社化に伴う大きな変動などを経て、2006 年現在の機関数は 4,492（労働行政機関；46、税務行政機関；181、公安行政機関；1,900、現業行政機関；1,974、その他行政機関；391）となっている。

なお、国の特別地方行政機関については、地方行政の一体性、総合性を阻害するものとして、批判が多く、地方分権推進の過程でその見直しが議論されている。前述のとおり済州特別自治道においては、済州地方国土管理庁など 7 つの特別地方行政機関が優先的に移管され、残る機関も段階的に移管が推進されることになっている。

### 第3章 地方と国、地方間の関係

#### 第1節 地方と国の関係

##### 1 行政の関与

地方自治団体と国家機関の相互関係は、基本的には独立して支援・協力・調整を行う非権力的な監督関係であり、例外的に国政の統合性の確保等のために権力的な監督手段が認められるにすぎない。しかし、国家委任事務（団体委任事務及び機関委任事務）においては、国の強い監督下にある。

〈図表3-1〉行政権による関与

|        |                           |
|--------|---------------------------|
| 準立法的関与 | 大統領令等の命令の制定、条例準則・訓令等の制定など |
| 準司法的関与 | 行政審判制度                    |
| 行政的関与  | 非権力的関与及び権力的関与             |

〈図表3-2〉行政機関（国家）による行政的関与の例

| 非権力的関与       | 権力的関与      |
|--------------|------------|
| 資料提出の要求      | 行財政監査の実施   |
| 報告の受領        | 承認、許認可     |
| 技術的助言又は勧告、指導 | 命令、取消などの処分 |
| 協議、調整        |            |

##### （1）地方自治団体に対する国家の指導・監督・支援・調整

###### ア 国家の指導・監督関係

- ・ 地方自治体の行政機構と地方公務員の定員に係る勧告（地方自治法第112条第3項）
- ・ 地方自治団体の事務に対する助言・勧告・指導とそれに関する資料提出要求（地方自治法第166条第1項）
- ・ 国家委任事務処理についての指導・監督（地方自治法第167条）
- ・ 違法・不当な命令・処分の是正命令（地方自治法第169条）
- ・ 国家委任事務不履行時の職務履行命令及び代執行（地方自治法第170条）
- ・ 地方自治団体の自治事務についての監査（地方自治法第171条）
- ・ 地方議会の違法議決事項等に対する再議要求と提訴（地方自治法第172条）

###### イ 国家の支援関係（地方自治法第166条第2項）

- ・ 財政支援：国家補助金、地方交付税、地方譲与税など
- ・ 技術支援：科学・技術の開発・普及など

###### ウ 紛争及び協議事項の調整

- ・ 市・道（知事）間あるいは市・道を異にする市・郡・区（長）間等の相互間紛争等に対する行政自治部長官による調整（地方自治法第148条第1項）
- ・ 行政協議会において市・道間で合意形成されない場合における行政自治部長官による調停（地方自治法第156条第1項）
- ・ 中央行政機関と地方自治団体間の意見相違の場合の協議調整のため、国務総理

所屬下に行政協議調整委員会を設置（地方自治法第 168 条第 1 項、同法施行令第 104 条第 1 項）

〈図表 3－3〉指導・監督者の区分

| 対 象     | 指導・監督権者                                            |
|---------|----------------------------------------------------|
| 広域自治団体  | 行政自治部長官又は主務部長官（国）                                  |
| 基礎自治団体  | 広域自治団体長（広域自治団体）…第 1 次的<br>行政自治部長官又は主務部長官（国）…第 2 次的 |
| 国 家 事 務 | 行政自治部長官又は主務部長官（国）                                  |

## （２） その他

### ア 国家公務員の配置

地方自治団体の職員のほとんどは地方公務員であるが、法律で規定する場合には国家公務員を置くことができる（地方自治法第 112 条第 5 項）ほか、地方自治団体のいくつかの職は国家公務員とされている。例えば、広域自治団体の副団体長（2 人以上の場合は 1 人）は国家公務員とされおり、その副団体長は人事委員会委員長を兼ねることになっている。

なお、地方自治体に勤務する国家公務員の数は、地方自治体に置く国家公務員の定員に関する法律により制限されているほか、地方分権の進捗により減少傾向にあり、2006 年現在では 79 名となっている（中央・地方間の人事交流を除く）。

### イ 監査院の検査及び監査

#### （ア） 必要的検査事項

国家機関である監査院は、地方自治団体及び地方自治団体が資本金の 2 分の 1 以上を出資している法人の会計を検査することとされている（監査院法第 22 条第 1 項）。

#### （イ） 選択的検査事項

監査院は必要と認める場合あるいは国務総理の要求がある場合には、次の事項について検査できる（監査院法第 23 条）。

- a 地方自治団体以外の者が地方自治団体のために取り扱う地方自治団体の現金・物品または有価証券の受払
- b 地方自治団体が直接または間接に補助金・奨励金・助成金・出捐金等を交付しまたは貸付金等で財政援助を供与した者の会計
- c b の者がその補助金・奨励金・助成金・出捐金等を交付した場合、その交付された者の会計
- d 地方自治団体が資本金の一部を出資した者の会計
- e 地方自治団体が資本金の一部を出資した者の出資先の会計
- f 地方自治団体が債務を保証した者の会計
- g 民法法人または商法法人以外の法人で役員の一部または全部が地方自治団体から任命されたり任命承認された団体等の会計
- h （ア）または b～f の者と契約を締結した者のその契約に関連する事項に関する

る会計

#### (ウ) 職務監察

監査院は、地方自治団体の事務と当該団体に所属する地方公務員の職務、法令に基づき地方自治団体の事務を受託・代行する公務員・準公務員の職務を監察することとされている（監査院法第 24 条）。

### 2 立法による国家の関与

憲法の規定によって、地方自治団体の組織と運営などは法律で決める。法律の制定を通じて地方自治制度を具体化してその活動の領域と自由を事前に保障・制限することもできる。

地方自治団体の種類、地方議会の組織、権限及び議員選挙並びに地方自治団体の長の選任方法、その他地方自治団体の組織及び運営に関する事項は、法律で定める（憲法第 117 条第 2 項、第 118 条）。国会は法律または予算の審議権を通じて、地方自治団体の活動を間接的に統制する。

立法による関与は本来、行政の全国的統一を維持する必要があることに関して行政の目的と水準の基準を表わすことであるが、行政範囲の拡大とともに地方自治団体の事務に関連する立法が増大している。

さらに、地方自治団体の組織及び運営に関連する法律の形式で決定できなければ、これを補うために行政立法、すなわち大統領令等により規制することも少なくない。

### 3 司法の関与

司法機関による関与は、地方自治団体の権限行使に対して、その適法性の有無を裁判するという事後関与の形で現れる。

例えば、地方議会の議決が法令に違反すると判断される時は首長や上部行政機関による再議要求が可能であるが、地方議会がそれを再議決した際には、地方自治団体の首長は大法院に提訴することができる（地方自治法第 107 条第 3 項、第 171 条第 3 項）。また、該当地方自治体の長が提訴しなければ、上部行政機関が直接提訴できる（第 171 条第 4 項）。

法院は自治団体の違法な処分に対する抗告訴訟、自治団体に対する公法上の権利関係に関する訴訟、その他自治団体が当事者となる訴訟を法院の管轄とし（憲法第 107 条第 3 項、行政審判法第 5 条等）、判決を通し、間接的に自治団体に対する法規監督を行う。

### 4 国と地方または地方間の権限争議の審判

韓国には憲法裁判所があり、国家機関相互間、国家機関と地方自治団体間及び地方自治団体相互間にその憲法的権限・義務の範囲や内容について争いが生じた場合、当該国家機関または地方自治団体が憲法裁判所に権限審判請求をすることができ、口頭弁論により審判を行うこととされている。

憲法裁判所の権限争議決定に対しては、関係国家機関または地方自治団体は、その処分や不作為を是正しなければならない。なお、他の国家機関や地方自治団体も憲法裁判所の決定を尊重しなければならない（憲法第 111 条、憲法裁判所法第 61 条～第

67 条)。

## 第2節 地方間の関係

### 1 基本原則

地方自治団体は独立した法人格を持つ団体として、相互間には対等・独立した関係を持つ。

その前提で、地方自治法は、地方間の協力の仕組みを定めている。

なお、国家委任事務など一定の範囲内においては、広域自治団体の長が基礎自治団体を指導・監督する仕組みとなっている。

### 2 特定目的のための協力・支援関係

#### (1) 行政協議会

地方自治団体は、2 個以上の地方自治団体に関連する事務の一部を共同処理するために、関係地方自治団体の行政協議会を構成することができる（地方自治法第 152 条第 1 項）。

関連する事務とは、広域計画及び執行、公共施設の共同設置などであり、2006 年 12 月末現在、7 つの広域行政協議会と 53 の基礎行政協議会が設置・運営されている。このうち、一番代表的な協議会は首都圏行政協議会である。1988 年 11 月 16 日結成され、ソウル、仁川、京畿、江原、忠北等漢江に面している五地域市・道知事がメンバーである。その他、釜山圏（釜山、慶南）、大邱大都市圏（大邱、慶北）、光州大都市圏（光州、全南）、大田・忠清圏（大田、忠北、忠南）行政協議会等があり、情報交換や懸案問題に対応し、自治団体間の紛争の予防にも繋がっている。

#### (2) 地方自治団体組合

2 以上の地方自治団体が相互間の事務を共同処理するために、法人である地方自治団体組合を設立することができる（地方自治法第 159 条）。なお、公益上必要な場合、行政自治部長官が地方自治体組合の設立や解散または規約の変更を命じることができる（地方自治法第 163 条第 2 項）。2006 年 12 月末現在、地方自治団体の情報化を支援する自治情報化組合など 6 つが存在する。

#### (3) 事務の委任・委託

所管事務の一部について、他の地方自治団体に委任・委託して処理することができる（地方自治法第 104 条、第 151 条第 1 項）。

#### (4) 広域自治団体による基礎自治団体への財政・技術支援

市・郡及び自治区に対しては、市・道から財政及び技術の支援が提供される（地方自治法第 166 条第 2 項）。

### 3 一定の範囲内の指導・監督・調整関係

#### (1) 広域自治団体による指導・監督関係

国家による指導・監督と同じように、市・郡・区に対する市・道知事による指導・監督も存在する。

・地方自治団体の事務に対する助言・勧告・指導とそれに関する資料提出要求（地

方自治法第 166 条第 1 項)

- ・国や市・道の委任事務についての市・道知事の指導・監督（地方自治法第 167 条）
- ・違法・不当な命令・処分の是正命令（地方自治法第 169 条）
- ・国や市・道委任事務の不履行時の職務履行命令及び代執行（地方自治法第 170 条）
- ・市・郡・区の自治事務についての監査（地方自治法第 171 条）
- ・地方議会の違法議決事項等に対する再議要求と提訴（地方自治法第 172 条）
- ・市・郡・区の地方自治団体組合に対する指導・監督。なお、市・道の地方自治団体組合に対する指導・監督は行政自治部長官による指導・監督を受ける（地方自治法第 163 条）。

(2) 地方自治体相互間の紛争調整

地方自治体相互間や地方自治体の長相互間の事務を処理する時に紛争が生じた場合、行政自治部長官や市・道知事が当事者の申請により調整できる（地方自治法 148 条第 1 項）。

なお、行政協議会において合意形成されない事項に対しても、行政自治部長官や市・道知事が関係自治体の長の調整要望により調整できる（地方自治法 156 条第 1 項）。

ア 中央紛争調停委員会による調整

行政自治部内に地方自治体中央紛争調停委員会を設置し、協議事項の調整に必要な事項を審議・議決する。中央紛争調停委員会が審議・議決する事項は、以下のとおり。

- ・市・道間またはその長の間の紛争
- ・市・道を別にする市・郡および自治区間またはその長の間の紛争
- ・市・道と市・郡および自治区間またはその長の間の紛争
- ・市・道と地方自治体組合間またはその長の間の紛争
- ・市・道を別にする市・郡および自治区と地方自治体組合間またはその長の間の紛争
- ・市・道を別にする地方自治体組合間またはその長の間の紛争

イ 地方紛争調停委員会による調整

中央紛争調停委員会が行う調整以外のものについては、市・道内に地方自治体地方紛争調停委員会を設置して協議事項の調整に必要な事項を審議・議決する。

第 3 節 地方自治団体の長の協議体・連合体

1991 年の地方自治の復活とともに、地方自治団体の利益を代弁する全国連合組織が順次結成されてきた。

地方自治法第 165 条第 1 項では、地方自治団体の長または地方議会の議長は相互間の交流と協力を増進するとともに、共同の問題を協議するため、次の区分に従い、それぞれ協議会を設立できるとし、全国連合組織に法的根拠を与えている。



- 1 市・道知事
- 2 市・道議会議員
- 3 市長・郡守・自治区庁長
- 4 市・郡・自治区議会議員

さらに 2006 年 1 月の改正で、これら 4 種の協議体がすべて参加する地方自治団体の連合体も設立できることとなった。

協議会又は連合体を設立した場合には、その代表者はそのことを遅滞なく行政自治部長官に申告しなければならない。協議会又は連合体は地方自治に直接的な影響を及ぼす法令等に関し、行政自治部長官を経由して政府に意見を提出できるとされている（地方自治法第 165 条第 4 項）。

〈図表 3－4〉 韓国の地方自治団体全国連合組織

| 名 称            | 発足年    | 会 長                | 事務局所在地                  |
|----------------|--------|--------------------|-------------------------|
| 全国市・道知事協議会     | 1999 年 | 金振晙（江原道知事）         | ソウル特別市庁内                |
| 全国市長・郡守・区庁長協議会 | 1996 年 | 盧載東（ソウル特別市恩平区庁長）   | ソウル特別市龍山区<br>大韓地方行政共済会館 |
| 全国市・道議会議員協議会   | 1991 年 | 朴柱雄（ソウル特別市議会議員）    | ソウル特別市龍山区<br>大韓地方行政共済会館 |
| 全国市郡自治区議会議員協議会 | 1991 年 | 鄭東秀（ソウル特別市松坡区議会議員） | ソウル特別市江南区               |

（2007 年 11 月現在）

## 第4章 地方自治団体の機関

### 第1節 地方自治組織の基本構造

韓国の地方自治制度においては、日本と同様に地方議会と地方自治団体の長が両立する機関分立型をとっている。この場合、地方議会は議決権、行政監査権（自治団体の行政事務監査及び調査と行政事務処理事項の報告を受け、質疑できる権限）、選挙権、請願受理・処理権及び自律権を持っている。反面、自治団体の長は、自治団体の代表、行政事務の統轄、地方議会に対する牽制権限（地方議会の一般議決或いは予算上執行不可能な議決に対し再議を要求することができ、緊急時、先決処分権を行使する権限）をもっている。

行政監査権と地方議会に関する牽制権限を行使することで、分立している両機関が適切な牽制と均衡を保つことができるようになっている。

なお、地方自治団体長に対する議会の不信任案議決と地方自治団体長の議会解散権は、共に認められていない。

また、教育、科学及び体育に関する事務を分掌するために別途機関を置くこととされており（地方自治法第112条）、市・道議会の常任委員会として教育委員会が置かれる（第8章第2節 教育行政を参照）。

### 第2節 地方議会

#### 1 地方議会の性格と議員定数

##### （1）性格

地方議会は、住民が選定する議員で構成されて自治団体の意思を審議・議決する住民の代表機関である。

すなわち、議決機関として地方自治団体の政策と立法、住民負担、その他地方自治団体の運営事項について地方自治団体の意思を最終的に決定する議決機関であり、地方自治団体の自治法規（条例）を制定する立法機関ともいえる。

さらには、同意権、承認権と行政事務監査及び調査権などを通じて、地方自治団体の首長の事務執行を監視・監督する牽制機関である。

##### （2）議員定数

地方議会の議員定数は、公職選挙法で決められている。

#### ア 市・道議会の議員定数（公職選挙法第22条）

##### （ア） 地域区選出議員

- ・ 基本的にその管轄区域内の自治区・市・郡ごとに2人。
- ・ 1の自治区・市・郡が2以上の国会議員地域選挙区とされた場合には、行政区画ではなく国会議員地域選挙区単位で数え、行政区画の変更により国会議員地域選挙区と行政区画が合致しなくなったときには、行政区画単位で数える。
- ・ 市及び郡を統合して都農複合形態の市とした場合には、統合後最初の任期満了による市・道議会議員選挙に限り、当該市の道議会議員の定数は、統合前の市及び郡ごとに2人とする。

- ・ これらの基準により算定された議員定数が 16 人未満となる広域市及び道は、その定数を 16 人とする。

(イ) 比例代表議員

- ・ 地域区市・道議員定数の 100 分の 10（この場合、端数は 1 とする）。
- ・ 算定された比例代表議員定数が 3 人未満のときは、3 人とする。

イ 自治区・市・郡議会の議員定数（公職選挙法第 23 条）

(ア) 地域区選出議員

- ・ 公職選挙法の別表で市・道別の総定数を定めているが、その範囲内で市・道に置かれた自治区・市・郡議員選挙区画定委員会が、人口と地域代表性を考慮し中央選挙管理委員会規則が定める基準に基づき、決める。
- ・ 最小定数は 7 人。

(イ) 比例代表議員

- ・ 自治区・市・郡議員定数の 100 分の 10（この場合、端数は 1 とする）。

〈図表 4－1〉韓国地方議会の議員定数（教育議員を除く）

| 市・道<br>名 | 広域議會議員定数 |      |     |       |      |     | 基礎議會議員定数 |       |
|----------|----------|------|-----|-------|------|-----|----------|-------|
|          | 2002年    |      |     | 2006年 |      |     | 2002年    | 2006年 |
|          | 地域区      | 比例代表 | 合計  | 地域区   | 比例代表 | 合計  |          |       |
| ソウル      | 92       | 10   | 102 | 96    | 10   | 106 | 513      | 419   |
| 釜山       | 40       | 4    | 44  | 42    | 5    | 47  | 213      | 182   |
| 大邱       | 24       | 3    | 27  | 26    | 3    | 29  | 140      | 116   |
| 仁川       | 26       | 3    | 29  | 30    | 3    | 33  | 130      | 112   |
| 光州       | 16       | 3    | 19  | 16    | 3    | 19  | 84       | 68    |
| 大田       | 16       | 3    | 19  | 16    | 3    | 19  | 74       | 63    |
| 蔚山       | 16       | 3    | 19  | 16    | 3    | 19  | 59       | 50    |
| 京畿       | 94       | 10   | 104 | 108   | 11   | 119 | 496      | 417   |
| 江原       | 39       | 4    | 43  | 36    | 4    | 40  | 180      | 169   |
| 忠北       | 24       | 3    | 27  | 28    | 3    | 31  | 150      | 131   |
| 忠南       | 32       | 4    | 36  | 34    | 4    | 38  | 209      | 178   |
| 全北       | 32       | 4    | 36  | 34    | 4    | 38  | 236      | 197   |
| 全南       | 46       | 5    | 51  | 46    | 5    | 51  | 291      | 243   |
| 慶北       | 51       | 6    | 57  | 50    | 5    | 55  | 334      | 284   |
| 慶南       | 45       | 5    | 50  | 48    | 5    | 53  | 314      | 259   |
| 済州       | 16       | 3    | 19  | 29    | 7    | 36  | 36       | －     |
| 合計       | 609      | 73   | 682 | 655   | 78   | 733 | 3,459    | 2,888 |

※ 広域議会平均 46 名（最小：光州広域市・大田広域市・蔚山広域市 17 名、最大：京畿道 119 名）

※ 済州道については公職選挙法によらず、済州特別自治道設置法に議員定数が規定され

ている。

※ 基礎議会平均 13 名（最小：鬱陵郡など 7 名、最大：水原市・城南市（京畿道）36 名）

## 2 議員の身分等

### （1）任期及び身分、手当

地方議会議員は、住民の普通・平等・直接・秘密選挙により選出され（地方自治法第 26 条の 2）、任期は 4 年である（地方自治法第 31 条）。被選挙権は、25 歳以上で、選挙日現在 60 日以上 の居住者である（公職選挙法第 16 条第 3 項）。

議員の身分・手当については、以前は名誉職であり無報酬であったが、2003 年 6 月の地方自治法改正で名誉職とする規定を削除し、さらに 2005 年 8 月の改正で地方議会議員に対して会期により支給される会期手当を、職務活動に対し支給する月次手当に転換し、地方議会議員が専門性を持って議院活動に専念できる土台が用意された。

その他会期中の職務等における障害・死亡等の場合には補償金が支払われる（地方自治法第 32 条の 2）。

手当の支給基準は地方自治法施行令第 15 条に定める範囲内で、各地方自治団体の議政費審議委員会が決定した金額以内で各自治団体の条例に定めることとなっている。

なお、地方自治法施行令第 15 条に定められた支給範囲は以下のとおりである。

### ア 地方議会議員議政活動費支給範囲（地方自治法施行令別表 5）

| 区分          | 議政活動費支給範囲    |             |
|-------------|--------------|-------------|
|             | 議政資料収集・研究費   | 補助活動費       |
| 市・道議会議員     | 月 120 万ウォン以内 | 月 30 万ウォン以内 |
| 市・郡・自治区議会議員 | 月 90 万ウォン以内  | 月 20 万ウォン以内 |

### イ 国内旅費支給範囲（地方自治法施行令別表 7）（単位：ウォン）

| 支給基準額<br>区分     | 鉄道<br>運賃 | 船舶<br>運賃 | 航空<br>運賃 | 自動車<br>運賃 | 現地<br>交通費<br>(1 人) | 宿泊費<br>(1 人) | 食費<br>(1 人) |
|-----------------|----------|----------|----------|-----------|--------------------|--------------|-------------|
| 市・道議会議員         | 一等級      | 二等<br>定額 | 定額       | 定額        | 20,000             | 46,000       | 25,000      |
| 市・郡・自治区<br>議会議員 | 一等級      | 二等<br>定額 | 定額       | 定額        | 20,000             | 46,000       | 25,000      |

※議会所在自治体内での出張・旅行や旅行距離が 12km 未満の場合、現地交通費と食費のみ。

ウ 国外旅費支給範囲（地方自治法施行令別表 8）

（単位：ドル）

| 支給基準額<br>区分 |           | 航空<br>賃  | 日<br>当 | 宿<br>泊<br>費 | 食<br>費 | 準備金    |                  |        |
|-------------|-----------|----------|--------|-------------|--------|--------|------------------|--------|
|             |           |          |        |             |        | 15 日未満 | 15 日以上<br>30 日未満 | 30 日以上 |
| 市・道         | 議長<br>副議長 | 一等<br>定額 | 40     | 205         | 133    | 150    | 180              | 210    |
|             | 議員        | 一等<br>定額 | 35     | 166         | 107    | 140    | 170              | 195    |
| 市・郡<br>自治区  | 議長<br>副議長 | 一等<br>定額 | 35     | 166         | 107    | 140    | 170              | 195    |
|             | 議員        | 二等<br>定額 | 30     | 145         | 81     | 130    | 155              | 180    |

エ 月次手当支給範囲（地方自治法施行令第 15 条第 1 項第 3 号）

地域住民の所得水準、地方公務員報酬引上率、物価上昇率及び地方議会の議院活動実績等を総合的に考慮した金額

（2）兼職禁止

以下の職との兼職は禁止されている（地方自治法第 33 条第 1 項）。

ア 国会議員及び他の地方議会議員

イ 憲法裁判所裁判官、各級選挙管理委員会委員及び教育委員会の教育委員

ウ 国家公務員及び地方公務員（ただし政党法の規定により政党の党員になることのできる公務員は除外）

エ 政府投資機関（韓国放送公社と韓国銀行を含む）の役職員

オ 地方公社及び地方公団の役職員

カ 農業協同組合、水産業協同組合、畜産業協同組合、林業協同組合、葉たばこ生産協同組合及び人参協同組合（これらの組合の中央会及び連合会を含む）の常勤の役職員並びにこれらの組合の中央会長または連合会長

キ 政党法の規定により政党の党員となることができない教員

（3）当該地方自治団体との営利目的の取引禁止

当該自治団体ならびに公共団体との営利目的の取引は禁止されている。また、これに関連した施設・財産の譲受人または管理人になれない。（地方自治法第 33 条第 2 項）

（4）議員の義務

韓国では、議員の義務として、公共の利益を優先し良心に従いその職務を誠実に遂行しなければならない、清廉の義務を果たすとともに議員としての品位を維持しなければならないと規定されている。

また、議員は、その地位を濫用し地方自治団体・公共団体または企業体との契約やその処分により財産上の権利・利益もしくは職位を取得したり他人のためにその

取得を斡旋したりしてはいけなと規定されている。(地方自治法第 34 条)

#### (5) 議員逮捕及び確定判決の通知

議員が逮捕・拘禁された場合、関係捜査機関の長は、遅滞なく議長に令状の写しを添付してそのことを通知しなければならない、もし議員の刑事事件の判決が確定したときは、各級の裁判長は、遅滞なく議長にそのことを通知しなければならないとされている。(地方自治法第 34 条の 2)

### 3 地方議会の権限

議会の権限については、議決権、行政監査及び調査権、その他に分かれ、それぞれ、次のとおりである (地方自治法第 35 条～37 条)。

#### (1) 議決権

地方自治法は法定議決事項として、次の事項を掲げている (地方自治法第 35 条第 1 項)。

ア 条例の制定・改廃

イ 予算の審議・確定

ウ 決算の承認

エ 法令に規定されたものを除いた使用料・手数料・分担金・地方税または加入金の賦課と徴収

オ 基金の設置・運用

カ 重要財産の取得・処分

キ 公共施設の設置・処分

ク 法令と条例に規定されたものを除く予算外の義務負担・権利放棄

ケ 請願の受理と処理

コ 外国の地方自治団体との交流協力に関する事項

サ その他の法令によりその権限に属する事項

なお、地方自治団体がこれらのほかに条例で定めるところにより議会の議決事項を追加することができる (地方自治法第 35 条第 2 項)。

#### (2) 行政監査及び調査権

議会は、毎年 1 回当該地方自治団体の事務に関して、市・道の場合は 10 日、市・郡・区の場合は 7 日の範囲内で監査を実施することができる。

また、地方自治団体の事務のうち、特定事案に関し、本会議の議決により本会議または委員会をして調査をさせる権利がある。これには理由を明示した書面に、在職議員の 3 分の 1 以上の連署が必要である。(地方自治法第 36 条)

#### (3) その他

請願受理・処理権 (議会の議決を要さないもの)、自立権 (内部組織決定権、議会会期決定権、議会規則制定権、議員懲戒権、自治団体の首長及び関係公務員の出席・答弁要求権、自治団体の首長の専決処分承認権) などがある。

### 4 地方議会の招集と会期

定例会が年 2 回開かれる。定例会の招集日他、定例会の運営に関する必要事項は大

統領令で定めるところにより各地方自治団体の条例で定めることとされている（地方自治法第 38 条）。

臨時会は、総選挙後及び当該自治団体長または在籍議員の 1/3 以上の要求により開かれる。招集については、総選挙後の場合、議員の任期開始日から 25 日以内に議会事務処長・事務局長・事務課長が、自治団体長等の要求により招集する場合は、15 日以内に議長が招集する（地方自治法第 39 条）。

会期は、地方議会運営の自立性を拡大するため、2005 年 1 月の地方自治法改正で会期制限規定を削除し、地方議会が年間総会議日数の範囲内で定例会及び臨時会の会期を自由に調整できるようになったところだが、さらに 2006 年 4 月の改正で、年間総会議日数も条例で定めることができるようになった。（地方自治法第 41 条）

## 5 地方議会の組織

### （1）議長・副議長

議会は、無記名投票選挙により、議員の中から議長、副議長を選出する。議長及び副議長の任期は 2 年で、欠員となった際は補欠選挙により選出する。その場合の任期は前任者の残任期間とされる（地方自治法第 42 条及び 47 条）。

議長は、議会を代表し、議事を整理し、会議場の秩序を維持し、議会の事務を監督する（地方自治法第 43 条）。副議長は、議長に事故がある場合にその職務を代行する（地方自治法第 45 条）。

なお、韓国では議長・副議長不信任の制度がある。これは、議長または副議長が法令に違反したり正当な理由なく職務を遂行しないときに、議会が不信任を議決することができるというものである。不信任議決には、在籍議員の 4 分の 1 以上の発議及び在籍議員の過半数の賛成が必要である。議決された場合、議長または副議長は解任される。（地方自治法第 49 条）

### （2）委員会

議会は、条例が定めるところにより委員会を設置することができる。委員会には、所管議案、請願等を審査処理する常任委員会と、特別な案件を一時的に審査処理する特別委員会の 2 種類とされる。委員は本会議で選任する。（地方自治法第 50 条）

2006 年 4 月の地方自治法改正では、地方議会の信頼性を確保するため、議員の倫理審査や懲戒に関する事項を審査するための倫理特別委員会を設置できるとし、また、委員長と委員の自治立法活動を支援するために、議員ではない、専門知識を持った専門委員を置くこととされた。（地方自治法第 50 条の 2、51 条の 2）

### （3）事務機構

議会事務処理のため、条例に基づき、広域自治団体の場合は事務処、基礎自治団体の場合は事務局または事務課を置くことができる（地方自治法第 82 条）。

〈図表 4－3〉地方議会の組織

|        | 議長  | 副議長 | 委 員 会                     | 事務機構      | 事務職員                  |
|--------|-----|-----|---------------------------|-----------|-----------------------|
| 広域自治団体 | 1 名 | 2 名 | 常任委員会<br>特別委員会<br>倫理特別委員会 | 事務処       | 平均 74 名（50<br>～206 名） |
| 基礎自治団体 | 1 名 | 1 名 |                           | 事務局または事務課 | 平均 15 名（7<br>～28 名）   |

### 第 3 節 執行機関

#### 1 地方自治団体長

##### （1）地方自治団体長の地位

地方自治団体長は、当該地方自治団体の長として、地方自治団体を内外に代表するとともに、地方自治団体の行政首班としての地位を有する。

また、これと同時に国家または広域自治団体（特別市・広域市・道）の事務を機関委任されて処理する場合には、国家あるいは広域自治団体の下級行政機関として地位を持つ。

地方自治団体長は、特別市に特別市長、広域市に広域市長、道と特別自治道に道知事、市に市長、郡に郡守、自治区に区庁長を置くこととされている（地方自治法第 85 条）。

#### ア 地方自治団体の長の選任

住民の普通・平等・直接・秘密選挙によって選任される（地方自治法第 86 条）。（1995 年から実施された。それ以前は、議会による間選制や政府による任命制などが実施されていた。）

任期は 4 年で、在任は継続して 3 期までに限定している（地方自治法第 87 条）。被選挙権は、25 歳以上で、選挙日現在 60 日以上居住者で、地方議会議員と同じである（公職選挙法第 16 条第 3 項）。なお、長が欠けたときは補欠選挙が行われるが、任期は前任者の残存任期であり、選挙日から任期満了までの期間が 1 年未満のときは、補欠選挙は行わないこともある（公職選挙法第 200 条、第 201 条）。

#### イ 兼任等の制限

以下の職との兼職は禁止されている（地方自治法第 33 条第 1 項）。

- （ア） 大統領、国会議員、憲法裁判所裁判官、各級選挙管理委員会委員、地方議会議員及び教育委員会の教育委員
- （イ） 国家公務員及び地方公務員
- （ウ） 他の法令の規定により公務員の身分を有する職
- （エ） 政府投資機関（韓国放送公社と韓国銀行を含む）の役職員
- （オ） 農業協同組合、水産業協同組合、畜産業協同組合、林業協同組合、医療保険組合、葉たばこ生産協同組合及び人参協同組合（これらの組合の中央会及び連合会を含む）の役職員
- （カ） 教員
- （キ） 地方公社及び地方公団の役職員



(ク) その他、別の法律により兼任できないとされる職

また、地方自治団体の長は、在任中、当該自治団体との営利目的の取引は禁止され、当該地方自治団体と関係のある営利事業に従事できないとされている。

ウ 地方自治団体長の逮捕及び確定判決の通知

地方自治団体長が逮捕・拘禁された場合、関係捜査機関の長は、遅滞なく令状の写しを添付してそのことを当該地方自治団体に通知しなければならない。この場合、通知を受け取った地方自治団体が、基礎自治団体ならば広域自治団体長を経由して、広域自治団体ならば直接このことを直ちに行政自治部長官に報告しなければならないとされている。もし、刑事事件の判決が確定したときは、各審級の裁判長は、遅滞なく当該地方自治団体にそのことを通知しなければならないとされ、逮捕・拘禁の場合と同じく、行政自治部長官への報告、市・道知事経由手続きが規定されている。(地方自治法第 91 条)

(2) 地方自治団体の長の権限

地方自治団体長は、当該地方自治団体を代表し、その事務を統括することとされている(地方自治法第 92 条)。また、地方自治団体長は、当該地方自治団体の事務(固有事務)及び法令によりその地方自治団体長に委任された事務(機関委任事務)を管理執行することとされている(地方自治法第 94 条)。

また、地方自治団体長は、条例・規則に基づき、その権限に属する事務の一部を補助機関、所属行政機関、下部行政機関または管轄基礎自治団体、公共団体もしくはその機関(事務所、出張所等を含む)に委任することができる。そのほか、調査・検査・検定・管理業務等住民の権利義務に直接関係ない事務について、法人・団体・個人等に契約により委託することができる。(地方自治法第 95 条)。

さらに、地方自治団体長は、所属職員を指揮・監督し、法令・条例・規則に基づき、職員の任免、教育訓練、服務、懲戒等に関する事項も処理する(地方自治法第 96 条)。

このほか、地方自治団体長は、議案発議権、地方自治団体の予算編成権、臨時会招集要求、再議要求、先決処分権、再議決についての提訴権、条例公布権、条例案拒否権、規則制定権などを持つ。

(3) 議会に対する権限

(2) のとおり、地方自治団体長は様々な権限を持つが、議会に対する権限のうち、主なものは以下のとおりである。

ア 再議要求権(地方自治法第 98 条、第 99 条)

以下の議決に対し、首長は議決事項の受領日から 20 日以内に再議決要求ができる。

- ・ 越権あるいは法令違反であったり、公益を著しく害すると認められる場合
- ・ 議決された予算に執行できない経費が含まれている場合
- ・ 法令により地方自治団体が義務的に負担しなければならない経費の削減

- ・ 非常災害による施設の応急復旧のために必要な経費の削減
- ・ 議決された条例案に異議がある場合（地方自治法第 19 条）

しかし、再議の結果、在籍議員過半数の出席と出席議員の 2/3 以上の賛成で前と同じ議決をした場合は、再議決案が確定される。

その場合でも、首長は再議決された事項が法令に違反すると認められる場合には、大法院に提訴できる権限を持つ。

#### イ 先決処分権

以下のような場合に首長は先決処分をすることができる。

- ・ 議員の拘束等で規定議決定足数に足りず、議会が成立しない場合（地方自治法第 100 条）
- ・ 地方議会の議決事項のうち、住民の生命と財産保護のために緊急に必要な事項があり、それに対し議会を招集する時間的な余裕がなかったり、議会の議決が遅滞している場合（同条）
- ・ 地方自治体の廃置分合により自治体が新たに設置され、予算が成立するまで、経常的収入・支出を行う場合（地方自治法施行令第 4 条）

この場合、遅滞なく地方議会に報告して承認を得なければならず、議会の承認を得られなかった場合は、その時から効力を喪失する。

#### ウ 準予算の執行

新しい会計年度が始まるまでに地方議会で予算案が議決されなかった場合には、首長は以下の場合に限り、前年度の予算案に準じて執行することができる。

- ・ 法令または条例によって設置された機関または施設の維持・運営
- ・ 法令または条例上の支出義務の履行
- ・ すでに予算で承認された事業の継続

〈図表 4－4〉地方自治団体長と地方議会の関係

| 項 目     | 自 治 団 体 長     | 議 会      |
|---------|---------------|----------|
| 議 案 関 連 | 議案の提出・付議案件の公告 | 議案の提出    |
|         | 条 例 の 公 布     | 議 決 権    |
| 再 議     | 再 議 要 求 権     | 再議決議権    |
| 先決処理    | 先 決 処 理 権     | 承認・拒否権   |
| 行 政 事 務 | 行政事務の管理・執行    | 書類提出要求権  |
|         |               | 事務監査・調査権 |
|         |               | 出席要求・質問権 |
| 予 算     | 予算の編成・提出      | 予算の審議    |
|         | 執 行 権         | 確 定 権    |
| 決 算     | 決算の作成・承認要求    | 決算承認権    |
| そ の 他   | 臨時会の招集要求      |          |
|         | 議員選挙日の公示      |          |

## 2 補助機関

### (1) 副団体長（副市長・副知事、副市長・副郡守・副区庁長）

#### ア 副団体長とその定数、任務

特別市及び広域市に副市長、道に副知事、市に副市長、郡に副郡守、自治区に副区庁長を置くこととされ、その定数は次の通りとされている。（地方自治法第 101 条第 1 項）

(ア) ソウル特別市：3 人を超えない範囲で大統領令により定める

(イ) 広域市・道・特別自治道：2 人以下（人口 800 万以上は 3 人）の範囲内で大統領令により定める

(ウ) 市・郡・区：1 人

その任務は、首長を補佐して事務を総括することと、その所属職員を指導・監督することだが、首長に事故等があった場合はその職を代行することとなる。（地方自治法第 101 条第 5 項、101 条の 2）

#### イ 副団体長の身分

広域自治団体の副団体長は、政務職または一般職の国家公務員が充てられ、その等級は大統領令で定められている。また、広域自治団体の副団体長が 2 人以上の場合は、1 人は政務職または別定職の地方公務員が充てられ、その資格基準は、当該地方自治団体の条例で定めることとされている（地方自治法第 101 条第 2 項）。

基礎自治団体の副団体長は、一般職の地方公務員が充てられ、その職級は大統領令で定められている。

具体的には、次のとおりである。

#### (ア) ソウル特別市副市長

行政副市長：政務職の国家公務員（2 人）

政務副市長：政務職の地方公務員（1 人）

#### (イ) 広域市・道・特別自治道の副市長・副知事

行政副市長・副知事：高位公務員団に属する一般職の国家公務員

政務副市長・副知事：別定職 1 級相当の地方公務員

#### (ウ) 副市長・副郡守・副区庁長

人口 50 万以上の市：2 級地方公務員

人口 15 万以上 50 万未満の市・郡：3 級地方公務員

人口 15 万未満の市・郡：4 級地方公務員

#### ウ 任用

広域自治団体（市・道）の国家公務員をもって充てられる副市長・副知事は、広域自治団体長の提案要請により行政自治部長官を経て大統領が任命する。この場合、提案要請のあった者に法的欠格事由がなければ 30 日以内にその任命手続きを終了しなければならないとされている（地方自治法第 101 条第 3 項）。

基礎自治団体（市・郡・区）の副市長・副郡守・副区庁長は、当該地方自治団体長が任命する（地方自治法第 101 条第 4 項）。

## (2) 行政機構

地方自治団体はその事務を分掌させるために必要な行政機構と地方公務員を置くが、行政機構の設置と地方公務員の定員については、人件費など大統領令が定める基準により地方自治団体の条例で定めることとなっている。(地方自治法第 102 条)。

## 3 所属行政機関

地方自治法は、地方自治団体の所属機関として、直属機関、事業所、出張所、合議制行政機関の 4 種類を規定している。

### (1) 直属機関

地方自治団体の所管事務の範囲内で、大統領令または大統領令に基づく条例により設置されているものであり、自治警察機関（済州特別自治道に限る）、消防機関、教育訓練機関、保健診療機関、試験研究機関、中小企業指導機関等がある（地方自治法第 104 条）。

地方自治法施行令では、条例で直属機関を設置できる場合について、その所管事務の性格が別途の専門機関で遂行することが効率的な場合でなければならないとしており、特に大学、専門大学（日本の短大に相当）の設置については、①地方自治団体の財政支援能力があること、②地域内の産業人材需要と大学及び専門大学の人材供給上の必要性があること、③地域間の均衡発展に寄与できること、④大学及び専門大学中長期計画・学科編成及び学生定員が適正なこと、⑤設置に関して地域社会の積極的な支援があることといった条件を明示している（地方自治法施行令第 39 条の 3、第 39 条の 4）。

### (2) 事業所

特定業務を効率的に遂行するために必要な場合、大統領令が定めるところにより地方自治団体の条例で事業所を設置できる。設置の必要要件としては、業務の性格や業務量等から別途の機関で業務を遂行することが効率的であること、事業場の位置上、現場での業務推進が効率的であることが求められる。(地方自治法第 105 条、同法施行令第 40 条)

### (3) 出張所

遠隔地の住民の便宜や特定地域の開発促進のために必要な場合には、大統領令で定める範囲内で条例の定めるところにより出張所を設置できるとされている（地方自治法第 106 条）。地方自治法施行令では、出張所の設置要件として、

- ア 遠隔地住民の便宜のために所管事務を分掌する必要があること、
- イ 業務の総合性と継続性があること、
- ウ 管轄区域の範囲が明確なこと

とし、自治区でない区または洞が設置されている市は、都農複合形態の市を除き、出張所を設置することができないとしている。

### (4) 合議制行政機関

所管事務の一部を独立させて遂行する必要がある場合には、法令または条例の定めるところにより合議制行政機関を置くことができるとされている（地方自治法第

107 条)。

人事委員会（地方公務員法第 7 条）、訴請審査委員会（地方公務員法第 13 条）等が設置されている。

なお、合議制機関として選挙管理委員会があるが、韓国では国家機関（選挙管理委員会法）である。

#### 4 下部行政機関

下部行政機関として、自治区ではない区（行政区または一般区と呼ばれる）に区庁長、邑には邑長、面には面長、洞には洞長が置かれる（地方自治法第 108 条）。これら下部行政機関は一般職地方公務員をもって充てられ、当該基礎自治団体長が任命する。（地方自治法第 109 条）

行政区の区庁長、邑長・面長・洞長は、それぞれ基礎自治団体の長の指揮監督を受け、所管の国家事務及び地方自治団体の事務を受託処理し、所属職員を指揮監督することとされている（地方自治法第 110 条）。

これら下部行政機関の事務を分掌させるため必要な場合には、条例に基づき、下部行政機構を設置することができるとされている。（地方自治法第 111 条）

#### 5 教育・科学及び体育に関する機関

教育・科学及び体育についての事務は、地方自治団体の事務（市道事務）であっても、教育の自主性、専門性、地方教育の特殊性を考慮して、教育・学芸についての事務を管掌する機関を別途置くよう規定されている（地方自治法第 112 条）。（第 8 章参照）

## 第5章 地方選挙と住民参加、民願

### 第1節 住民の権利及び義務と沿革

#### 1 住民の権利及び義務

韓国地方自治法は、住民の権利及び義務を次のように規定している。

地方自治団体の区域内に住所を有する者はその地方自治団体の住民となる（地方自治法第12条）。そして、住民は法令の定めるところにより、所属する地方自治団体の財産と公共施設を利用する権利を有するとともに、その地方自治団体から均等に行政の恵沢を受ける権利を有する（地方自治法第13条第1項）とされ、国民である住民は、法令の定めるところにより、その地方自治団体において実施される地方議会議員選挙及び地方自治団体の定める選挙に参加する権利を有するとされている（地方自治法第13条第2項）。

一方、住民は、法令の定めるところにより所属する地方自治団体の費用を分担する義務を負うとされている（地方自治法第21条）。

#### 2 地方選挙と住民参加の沿革

韓国において、はじめての地方選挙は、南北戦争の最中、首都を釜山へ移していた1952年に実施された（ソウル・京畿・江原地域は除外）。4月に市・邑・面議会議員選挙（任期4年）が、5月には、道議会議員選挙（任期4年）がそれぞれ実施された。

ソウルを含めた全国的な地方議会議員選出は、1956年8月に行われた。この選挙で、市・邑・面議会議員とともに市・邑・面長も選出され、民選の基礎自治団体長が登場した。1960年12月に実施された地方選挙では、初代ソウル市長を始めとし、全国の道知事と市・邑・面長はもちろん、洞・里長までが選挙で選ばれ、地方議会が新しく設置された。しかし、1961年5月16日、軍事クーデターにより、当時の軍事革命委員会の布告令4号で、すべての地方議会が解散され、続く9月1日の臨時措置法で相当部分の地方自治法の効力が停止した。その後、30年を経て、ようやく1991年3月に基礎議会議員選挙が実施され、続いて6月には広域議会議員選挙が実施された。1995年6月27日の地方選挙では、完全な地方自治が復活し、自治団体長まで住民の直接選挙で選出されることとなった。この日は、基礎議会議員、基礎自治団体長、広域議会議員、広域自治団体長の選挙が同時に実施され、第1回の全国統一地方選挙となる。なお、この選挙では、地方選挙と国会議員総選挙を2年ごとに実施するため、このときに限り任期を3年とした。したがって、第2回全国同時地方選挙は、3年後の1998年6月4日に実施された。それから4年後の2002年6月13日には、第3回全国同時地方選挙が実施され、2006年5月31日には、第4回全国同時地方選挙が実施された。

〈図表5－1〉地方選挙の実施状況

| 区分<br>実施年度  | 地方議会議員の選挙 |     |       | 自治団体長の選挙 |     |      |
|-------------|-----------|-----|-------|----------|-----|------|
|             | ソウル市議会    | 道議会 | 市邑面議会 | ソウル市長    | 道知事 | 市邑面長 |
| 1952年4月及び5月 |           | 第1回 | 第1回   |          |     |      |
| 1956年8月     | 第1回       | 第2回 | 第2回   |          |     | 第1回  |

|                 |                 |       |       |              |       |       |
|-----------------|-----------------|-------|-------|--------------|-------|-------|
| 1960 年 12 月     | 第 2 回           | 第 3 回 | 第 3 回 | 第 1 回        | 第 1 回 | 第 2 回 |
| 1991 年 3 月 26 日 | 市道自治区議員選挙       |       |       | 延期           |       |       |
| 1991 年 6 月 20 日 | 市道議員選挙          |       |       | 延期           |       |       |
| 1995 年 6 月 27 日 | 広域・基礎議員同時選挙     |       |       | 広域・基礎団体長同時選挙 |       |       |
| 1998 年 6 月 4 日  | 第 2 回全国同時地方選挙実施 |       |       |              |       |       |
| 2002 年 6 月 13 日 | 第 3 回全国同時地方選挙実施 |       |       |              |       |       |
| 2006 年 5 月 31 日 | 第 4 回全国同時地方選挙実施 |       |       |              |       |       |

さらには、住民の直接参加の途も開かれるようになってきた。まず、住民投票制（レファレンダム）は 1994 年地方自治法改正の際に導入された。しかし、いまだ住民投票に関する法律が制定されていないため、住民投票は実施されていなかった。続いて 1999 年、地方自治法の改正により住民に条例の制定改廃請求権（地方自治法第 15 条）と住民監査請求権（地方自治法第 16 条）が認められるようになった。

地方分権推進の過程で住民投票制度が導入され、このほか、首長・地方議員に対する住民罷免（リコール）、住民訴訟制度も導入された。

## 第 2 節 地方選挙制度

### 1 現行制度

#### （1）選挙権

地方議会議員及び地方自治団体長の選挙権を有する者は、以下のとおりある。

- ・ 19 歳以上の国民で、選挙人名簿作成基準日現在、当該自治団体の管轄区域内に住民登録されている者。
- ・ 永住在留資格取得後、3 年が経過した 19 歳以上の外国人で、選挙人名簿作成基準日現在、当該自治団体の外国人登録台帳に記載されている者

（公職選挙法第 15 条）

#### （2）被選挙権

地方議会議員及び地方自治団体長の被選挙権を有する者は、以下のとおりである。

- ・ 選挙日現在継続して 60 日以上、当該地方自治団体の管轄区域内に住民登録されている 25 歳以上の国民（公職選挙法第 16 条 3 項）

#### （3）選挙事務管理

選挙事務の管理は、各自治団体単位に設置される選挙管理委員会が行う（公職選挙法第 13 条）。選挙管理委員会は国の行政機関や自治団体とは別の独立した合議制の機関であり、憲法を根拠とし、その組織、職務範囲等は選挙管理委員会法に規定されている。

市・道選挙管理委員会の委員は、国会議員の選挙権を有し、政党員ではない者のうち国会で交渉団体を構成する政党が推薦する人物、市・道を管轄する地方法院長（地方裁判所長）が推薦する 3 人（裁判官 2 人を含む）、教育者または学識と徳望がある者 3 人を中央選挙管理委員会が委嘱する。定数は 9 人で、委員任期は 6 年である。（選挙管理委員会法第 2 条、第 4 条第 2 項、第 8 条）

〈図表 5－2〉選挙管理委員会と所管

|              |                                   |
|--------------|-----------------------------------|
| 市・道選挙管理委員会   | 広域議会選挙（比例代表）、広域自治団体長選挙            |
| 区・市・郡選挙管理委員会 | 広域議会選挙（地域選挙区）<br>基礎自治団体長選挙、基礎議会選挙 |

（４）選挙経費の負担

地方議会議員及び地方自治団体の長の選挙の管理準備と実施に必要な次の経費は、当該地方自治団体が負担することとなっている。（公職選挙法第 277 条第 2 項）

- ア この法の規定による選挙の管理準備と実施に必要な経費
- イ 選挙に関する啓発・広報及び取締まり事務に必要な経費
- ウ 選挙に関する訴訟に必要な経費
- エ 選挙に関する訴訟の結果、負担しなければならない経費
- オ 選挙結果に対する資料の整理に必要な経費
- カ 選挙管理のため、選挙管理委員会の運営及び事務処理に必要な経費
- キ 予測できない経費または予算超過支出に充当するための経費として①及び②の規定による経費の合計金額の 100 分の 1 に相当する金額

ただし、このような事務の中でも統一的に遂行するために必要な経費は国家が負担することとなっている。（公職選挙法第 277 条第 1 項）

（５）選挙区域と定数割振

選挙区域と議員定数の割振は、公職選挙法で定められており、割振の方法は次の図表のとおりである（公職選挙法第 22 条、23 条、26 条）。なお、議員定数については、第 4 章を参照。

〈図表 5－3〉選挙区域と定数

| 選挙区分    |       | 選挙区・定数割振概要                                                                       |
|---------|-------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 自治団体長選挙 |       | 当該自治団体の管轄区域全体から 1 名                                                              |
| 広域議会選挙  | 地域選挙区 | 自治区・市・郡毎に 2 名とする。選挙区は緒条件を考慮して自治区・市・郡を分割して画定し、1 つの選挙区から 1 名選出。（広域市および道議会の下限 16 名） |
|         | 比例代表  | 広域議会議員定数の 10／100(端数を 1 名とし下限 3 名)                                                |
| 基礎議会選挙  | 地域選挙区 | 選挙区は諸条件を考慮して画定し、1 つの選挙区から 2 名以上 4 名以下とする。（自治区・市・郡議会の下限 7 名）                      |
|         | 比例代表  | 基礎議会議員定数の 10／100(端数を 1 名とし下限 3 名)                                                |

（６）候補者

- ア 候補者登録（公職選挙法第 47、48、49 条）

各候補者は候補者登録の際、以下の推薦状を添付せねばならない。



〈図表 5－4〉候補者登録と必要な推薦状

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 政党推薦候補者 | 政党の推薦書（代表者の署名・捺印）    |
| 無所属候補者  | 選挙権者の推薦状（一定数以上の署名捺印） |

イ 公職者立候補制限（公職選挙法第 53 条）

以下の公職者が立候補する場合、当該選挙日 60 日前（比例代表議会議員選挙・補欠選挙等では候補者登録申請前）までにその職を辞任しなければならない。（現職者が再選のため立候補する場合を除く。）

- ・ 国家公務員・地方公務員。ただし、「政党法」の規定により党员となれる公務員（政務職公務員を除く）は、この限りではない。
- ・ 選挙管理委員会委員または教育委員会の教育委員
- ・ 他の法令の規定により、公務員の身分を持つ者
- ・ 政府投資機関（韓国銀行を含む）の常勤役員
- ・ 「農業協同組合法」・「水産業協同組合法」・「山林組合法」・「葉タバコ生産協同組合法」により設立された組合の常勤役員とこれら組合の中央会長
- ・ 地方公社と地方公団の常勤役職員。
- ・ 「政党法」の規定により政党の党员になることができない私立学校教員。
- ・ 大統領令に定められたジャーナリスト。

（7）寄託金（公職選挙法第 56 条、57 条）

ア 立候補者は登録申請時に以下の寄託金を管轄選挙区の選挙管理委員会に納付しなければならない。

〈図表 5－5〉候補者区分別寄託金

|         |            |
|---------|------------|
| 広域自治団体長 | 5,000 万ウォン |
| 基礎自治団体長 | 1,000 万ウォン |
| 広域議会議員  | 300 万ウォン   |
| 基礎議会議員  | 200 万ウォン   |

イ 寄託金の返還について

（ア） 寄託金が全額返還される場合（負担費用を除き、選挙日後 30 日以内）

- ・ 候補者の当選または死亡
- ・ 候補者が有効投票総数の 15／100 以上を得票した場合

（イ） 寄付金の半分が返還される場合

- ・ 候補者が有効投票総数の 10／100 以上、15／100 未満を得票した場合

（ウ） （ア）（イ）により返還されない寄託金は当該自治団体に帰属する。

2 選挙制度の改正経緯

近年の選挙制度改正内容は、次のとおりである。

（1） 1998 年 4 月の選挙関係法改正

ア 定数

(ア) 基礎議会議員定数減 ( 4,541 → 3,490 )

原則として各邑・面・洞ごとに一人とするが、人口が 5,000 人未満の邑・面・洞は隣接の邑・面・洞と統合することとした。

(イ) 広域議会議員定数 ( 972 → 690 )

各選挙区で 3 名であったものを 2 名とした。

イ 候補者

任期途中の自治団体長の他の選挙への出馬が禁止された。

ウ 選挙運動

(ア) 広域自治団体長選挙において、テレビ、ラジオなどでの放送広告が禁止された。

(イ) テレビ、ラジオでの候補者演説

基礎自治団体長 (なし → 2 回)

広域自治団体長 (2 回 → 5 回)

(ウ) 屋外での政党演説会

広域自治団体長選挙において、市、郡、区ごとに 3 回開催することができたものが、1 回のみとなった。

(エ) 公の場での演説、配偶者の演説が可能となった。

(オ) 懸垂幕が禁止された。

(キ) 名刺型小型印刷物の配布が不可能となった。

(2) 2002 年 3 月の選挙関係法改正内容

ア 広域議会議員における一人 2 票制 (政党投票制) の導入

広域議会議員選挙において、地域区では候補者に 1 票、比例区では政党に 1 票をそれぞれ投票するようにしたことである。

過去 2 回の統一地方選挙では、地域区候補者のみに投票し、比例区については、地域区候補者の得票率がその所属する政党に自動的に振り分けられていた。

今回の統一地方選挙では、広域議会の比例区で、初めて政党投票制が実施された。有権者が、候補者とは別に自身が支持する政党に直接投票し、その得票率によって政党別候補者名簿の順に当選者が決定される。これにより、政党の支持率が明らかになった。

(ア) 導入経緯と趣旨

地域区候補の得票率を合算し、それにより議席を配分する従来の比例代表制は、直接選挙の原則に反するという憲法裁判所の判決(2001 年 7 月)が、政党投票制導入の直接的な契機となった。地域感情を背景とした特定政党による広域議会での議席独占を防止するという趣旨も踏まえている。

(イ) 議席配分の方法

比例区議員定数は全国合計で 73 人であり、ソウル・京畿道が 10 人ずつ、慶尚北道が 6 人、残りの広域自治団体で 3 ～ 5 人である。比例区議席は、有効投

票の 5 % 以上を得た政党を対象に得票率によって配分されるが、各自治団体に特定の政党が総議席の 3 分の 2 を超えないようにした。

(ウ) 政治的効果

政党の支持率が明確になり中央政治の動向がより地方選挙に反映される効果をもたらした。また、地方区候補を思いどおりに出せない小政党でも比例区で議席を確保する途を開いた。

イ 広域議会議員比例区選挙における女性割当制（いわゆるクォーター制）の導入

政党が比例区で広域議会議員候補者名簿を作成するときに、二人ごとに一人の女性を置くこととし、これを守らない候補者登録申請は無効となるようにした。なお、基礎議会議員選挙では、この女性割当制を義務化しなかったが、女性を 30 % 以上推薦した政党に対しては国庫補助金を追加支給できるようにした。

ウ 広域議会議員定数

(ア) 広域議会議員定数の下限を 14 人から 16 人に増員。

(イ) 広域議会議員の総数を 690 人から 682 人に減らした。

エ 選挙運動

(ア) 選挙運動を行うことができる労働組合・団体のうち、特定の政党や候補者のために選挙運動をしようとする団体は、候補者を招いての対談・討論会を開催することができないこととした。

(イ) 候補者が選挙運動のために開設したインターネットホームページ管理費用や電話を利用した選挙運動費用などを、国家または地方自治団体が選挙日後に補てんするようにし、候補者の選挙費用を軽減した。

(ウ) 選挙期間中候補者の姓名・写真・学歴・経歴等を掲載した 9×5 cm 以内の名刺を候補者が直接配ることができるようにした。

(エ) 合同演説会・TV 対談・討論会時に聴覚障害者の手話通訳を義務化した。

オ 候補者

(ア) 候補者は、所得税・財産税の納付実績のほかに総合土地税納付実績も公開することとされた。

(イ) 広域議会議員の選挙寄託金が 400 万ウォンから 300 万ウォンに、基礎自治団体長の選挙寄託金は 1,500 万ウォンから 1,000 万ウォンにそれぞれ引き下げられた。

### 第 3 節 直接参政制度

地方自治法は、直接請求制度である条例制定・改廃請求権（地方自治法第 15 条）、監査請求権（地方自治法第 16 条）、議員・長等の解職請求権として住民召喚（地方自治法第 20 条）と直接請求以外の直接参政制度として住民投票（地方自治法第 14 条）、住民の監査請求（地方自治法第 16 条）住民訴訟（地方自治法第 17 条）を規定している。

## 1 条例制定・改廃請求権

地方自治団体の 19 歳以上の住民（以下「この節で住民」と省略）は、特別・広域市、道と人口 50 万人以上の大都市には住民総数の 100 分の 1 以上 70 分の 1 以下、市、郡、及び自治区では、住民総数の 50 分の 1 以上 20 分の 1 以下の範囲で、住民の連署をもって、当該地方自治団体の長に対して条例の制定、改廃を請求することができる。

（地方自治法第 15 条）

次の事項は、請求対象から除外されている。

- （1）地方税・使用料・手数料・負担金の賦課・徴収または減免に関する事項
- （2）行政機構の設置・変更に関する事項または公共施設の設置に反対する事項

## 2 監査請求権

地方自治団体の住民は、特別市・広域市、道においては 500 名、人口 50 万以上の大都市においては 300 名、その他の市・郡・自治区は 200 名を越えない範囲で当該地方自治団体の条例において定めるところによる住民数以上の連署をもって、特別市・広域市・道に関しては、主務部長官に、市・郡・自治区においては、特別市・広域市・道知事に対し、当該地方自治団体とその長の権限に属する事務の処理が法令に違反したり公益を著しく害していると認める場合には、監査を請求することができる。その場合、次の事項は監査請求の対象から除外されている。（地方自治法第 16 条）

- （1）捜査または裁判に関与することとなる事項
- （2）個人的な私生活を侵害するおそれのある事項
- （3）他の機関が監査し、または監査中の事項。ただし、他の機関において監査した事項であっても、新たな事項が発見され、または重要事項が監査において遺漏した場合は、この限りではない
- （4）地方自治法第 17 条第 2 項の各号に該当する訴訟が進行中であったり、その裁判が確定した事項

主務部長官または市・道知事は、監査請求を受理した日から 60 日以内に監査請求のあった事項に関し監査を終了させなければならない、その監査結果を請求人の代表者と当該地方自治団体の長に対し書面をもって通知するとともに、その内容を公表しなければならない。ただし、期間内に監査を終了させることが困難な正当な事由があるときは、その期間を延長することができる。この場合、あらかじめ、請求人の代表者と当該地方自治団体の長に対し通知するとともに公表しなければならない。

主務部長官または市・道知事は当該地方自治団体の長に対し、監査結果に従い必要な措置を要求することができる。この場合、当該地方自治団体の長は、このことを誠実に履行しなければならない、その措置結果を地方議会と主務部長官または市・道知事に対し報告しなければならない。

## 3 住民訴訟（地方自治法第 17 条）

監査請求をした事項のうち、公金の支出に関する事項、財産の取得・管理・処分に

関する事項、当該地方自治体を当事者にする売買・賃借・請負契約やその他の契約の締結・履行に関する事項、地方税・使用料・手数料・過怠金など公金の賦課・徴収を怠った事項に該当し、その監査請求が監査請求を受理した日から 60 日を過ぎても終わらない場合、監査請求結果・必要な措置に不服がある場合は、地方自治体の長が措置を履行しない場合等、当該地方自治体の長を相手方にして訴訟を提起できる。

#### 4 住民召還

##### (1) 導入背景

- ・ 1995 年民選による地方自治の実施により任期が保証されている地方選出職の公職者が、不正や汚職に関わったとしても、裁判所の判決以外には制裁する方法がないことから、住民召還制の必要性が提起された
- ・ 地方行政への地域住民の参加を促し、選挙により選ばれた地方公職者の不正や独善的な行政、権威主義的行政を予防する機能として、住民召還制の導入について議論が活発化
- ・ 2002 年の大統領選挙及び 2004 年の国会議員総選挙の課程で、主要政党が住民召還制の導入を公約に挙げたことによって、市民団体や、マスコミなどから同制度の早期導入が求められた

##### (2) 導入経過

- ・ 盧武鉉政権の重要公約課題、地方分権ロードマップの課題として推進（2003 年 7 月）  
地方政府の責任を強化するため、住民召還制を導入
- ・ 地方分権特別法の制定（2004 年 1 月）  
住民召還制度導入の推進など、住民の直接参加制度を強化する。
- ・ 済州特別自治道において住民召還制をモデル施行（2006 年 7 月 1 日）  
済州特別自治道の設置及び国際自由都市造成のための特別法
- ・ 住民召還に関する法律の議員立法の推進（2006 年 5 月 24 日）  
3 名の国会議員が 2004～2006 年にそれぞれ代表発議した議員立法案をもとに、国会の行政自治委員会が代案を作成し、国会で議決

##### (3) 住民召還に関する法律

- ・ 1995 年民選による地方自治の実施により任期が保証されている地方選出職の公職者が、不正や汚職に関わったとしても、裁判所の判決以外には制裁する方法がないことから、住民召還制の必要性が提起されていたが、2002 年の大統領選挙及び 2004 年の国会議員総選挙の課程で、主要政党が住民召還制の導入を公約に挙げたことによって、2006 年 5 月 24 日に改正された地方自治法第 20 条に住民召還制度が規定された。地方自治体の長および地方議会議員（比例代表地方議会議員は除外する）及び、済州道の教育長（他の地方自治体の教育長は含まない）を召還する権利を持つ。（地方自治法第 20 条第 1 項）投票請求者・請求要件・手続き及び効力などに関しては、他の法律で定めると規定している（地方自治法第

20 条第 2 項)。これに基づき 2006 年 5 月に制定され、2007 年 5 月施行された法律が住民召還に関する法律である。その主な内容は次のとおりである。

ア 住民召還投票権（住民召還に関する法律第 3 条）

住民召還投票の権利がある者は、以下の 2 種類である。

- (ア) 19 才以上の住民で、住民召還投票人名簿作成基準日現在その地方自治団体の所轄区域に住民登録がされている者(公職選挙及び選挙不正防止法第 18 条の規定により選挙権がない者は除外)
- (イ) 19 才以上の外国人で、出入国管理関係法第 10 条の規定により、大韓民国に永住滞在できる資格を得て 3 年が経過したもののうち出入国管理関係法第 34 条の規定に従い、その地方自治団体の所轄区域に外国人登録対象に登載されている者

イ 住民召還投票の請求、発議

(ア) 住民召還投票の請求（住民召還に関する法律第 7 条）

- ・ 特別市、広域市の長・道知事においては、その地方自治体の住民召還投票権者の総数 100 分の 10 以上の連署および住民召還請求理由を記載した文書で請求できる
- ・ 市長、郡守、自治区の長においては、その地方自治体の住民召還投票権者の総数 100 分の 15 以上の連署および住民召還請求理由を記載した文書で請求できる
- ・ 地方自治体の議員においては、その地方自治体の住民召還投票権者の総数 100 分の 20 以上

上記の署名条件に加え、特別市、広域市の長、道知事においては、その地方自治体の中の 3 分の 1 以上の市、郡、自治区において 10,000 分の 1 以上 1,000 分の 10 以下の範囲の中、また地方議員および市長、郡守、自治区においては、その選挙区内の邑、面、洞の各住民召還請求権者総数の 10,000 分の 1 以上 1,000 分の 10 以下の範囲の中で大統領令が定める数以上の署名を集める必要がある。

(イ) 住民召還投票の発議（住民召還に関する法律第 12 条）

管轄選挙管理委員会（公職選挙法第 13 条第 1 項の規定を準用）は 住民召還投票請求が適法だと認める場合は、遅延なしでその要旨を公表し、召還請求人代表者および召還住民召還投票対象者である地方公職者にその事実を通知しなければならない。該当地方公職者は釈明機会を保障されており、通知を受けた日から 20 日以内に釈明用紙を提出できる。（住民召還に関する法律第 12 条）管轄選挙管理委員会は、住民召還投票対象者の釈明要旨を受け取った日、または釈明要旨の提出期間が経過した日から 7 日以内に住民召還投票日と住民召還投票案を公告し、住民召還投票を発議しなければならない。

(ウ) 住民召還投票の請求制限期間（住民召還に関する法律第 8 条）

次の何れかに該当する場合は、住民召還投票請求ができない

- ・ 任期開始日から 1 年が経過しないとき
- ・ 任期満了日から 1 年未満であるとき

- ・その地方公職者に対し、住民召還投票を実施した日から1年以内であるとき
- (エ) 住民召還投票と住民召還の確定（住民召還に関する法律第15条）

住民召還投票日は、公告日から20日以上30日以下の範囲の中で管轄選挙管理委員会が決める。（住民召還に関する法律第15条第1項）

住民召還投票は賛成または反対を選択する形式で実施し（住民召還に関する法律第22条第1項）、住民召還投票権をもつ有権者総数の3分の1以上の投票と有効投票総数過半数の賛成で確定する。住民召還投票者の数が有権者総数の3分の1未満の場合は開票しない。

管轄選挙管理委員会は、この結果を遅延なく公表し、召還請求代表者、住民召還投票対象者、関係中央行政機関の長、当該地方自治体の長等に通知しなければならない。

- (オ) 住民召還投票の効力（住民召還に関する法律第23条）

住民召還投票が確定した時には、住民召還対象者はその結果が公表された時点からその職を喪失する。

- (カ) 住民召還投票訴訟（住民召還に関する法律第24条）

住民召還投票の効力に関して、異議がある該当住民召還投票権者は、住民召還有権者総数の100分の1以上の署名で、住民召還投票結果が公表された日から14日以内に管轄選挙管理委員会委員長に被請願人として、市、郡、自治区においては、特別市、広域市、道の選挙管理委員会に、特別市、広域市、道においては、中央選挙管理委員会に請願ができる。この請願に対する結果に不服があるものは、管轄選挙管理委員会委員長を被告として、この決定書を受けた日から10日以内に特別市、広域市、道においては、大法廷、市、郡、自治区においては、管轄高等法定に訴訟を提起することができる。

#### (4) 住民召還の主な事例

- ・京機道河南市での市長及び市議員3名を対象にした火葬場の建設推進にかかる争い
- ・慶尚南道咸陽郡での郡守を対象にしたゴルフ場及びヘリ格納庫の誘致にかかる争い
- ・全羅北道全州市での市長を対象にした共同住宅管理に関する監督の無能及び職務遺棄に関するもの

#### (5) 制度施行後の反響

##### ア 市民団体など

住民召還制の導入は、国民の直接参政権を大幅に強化し、地方自治を参加自治へと発展させる重要な契機となったとして大歓迎

しかし、現行の請求要件もハードルが高いため、請求事由を制限するなど請求要件を強化しようとする動きについては、制度自体が有名無実になるのではないかととして反対している。

##### イ 召還対象の当事者

制度の趣旨については同意するが、現行の住民召還制は政治的に悪用されたり、地域エゴなどにより乱発する恐れがあるため、改善を要求

## ウ 政界

住民召還請求事由を具体的に明示することと、署名要請活動制限対象者に当該選挙の落選者を含むことを骨子とした、2件のハンナラ党議員発議の改正法律案が国会に提出されている。

## 5 住民投票

地方自治法は、地方自治団体の長は、住民に過度な負担を与えたり重大な影響を及ぼす地方自治団体の主要決定事項等について住民投票に付することができるとし、住民投票の対象、発議者、発議要件その他投票手続き等に関しては、他の法律で定めると規定している（地方自治法第14条）。これに基づき2004年1月に制定され、同年7月施行された法律が住民投票法である。その主な内容は次のとおりである。

住民投票の結果は法的効力があり、確定した事項について、地方自治体の長は、行政・財政の必要な措置をとらなければならないと定めている。

### （1）住民投票権（住民投票法第5条）

住民投票の権利がある者は、以下の2種類である。

ア 投票日現在、20才以上の住民で、投票人名簿作成基準日現在その地方自治団体の所轄区域に住民登録がされている者（公職選挙及び選挙不正防止法第18条の規定により選挙権がない者は除外）

イ 投票日現在、20才以上の外国人で、出入国管理関係法令の規定により、大韓民国に継続居住できる資格（在留資格変更許可または在留期間延長許可を通し継続居住できる場合を含む）を備えた者として地方自治団体の条例が定める者（住民投票請求権者）上記の住民投票権があるものは住民投票請求権がある。

（住民総数の基準）この法に規定された20才以上の住民総数は年度別で算定するものの、住民登録法の規定による住民登録票及び外国人登録票による前年度12月31日現在人口統計による。

### （2）住民投票の対象（住民投票法第7条）

住民に過度な負担を与えたり重大な影響を及ぼす地方自治団体の主要決定事項のうち、その地方自治団体の条例で定めた事項を住民投票に付することができる。

### （3）住民投票対象外の事項（住民投票法第7条第2項）

次の事項に対しては住民投票にかけることができないとしている。

ア 法令違反であつたり裁判中である事項

イ 国家または他の地方自治団体の権限または事務に属する事項

ウ 地方自治団体の予算・会計・契約及び財産管理に関する事項と地方税・使用料・手数料・分担金など各種公課金の賦課または減免に関する事項

エ 行政機構の設置・変更に関する事項と公務員の人事・定員など身分と報酬に関する事項

オ 他の法律により、住民代表が直接意志決定主体として参加できる公共施設の設置に関する事項（ただし、第9条第5項の規定により、地方議会が住民投票の実施を



請求する場合にはこの限りではない)

カ 同一事項(その事項と趣旨が同じ場合を含む)に対し住民投票が実施された後2年が経過しない事項

(4) 国家政策等のための住民投票の特例(住民投票法第8条)

原則的に国家政策については、住民投票の対象にならないが、中央行政機関の長、は地方自治団体の廃置・分合また区域変更、主要設置など国家事務に対する住民意見を取りまとめるために必要だと認める時には、あらかじめ行政自治部長官の意見を聴いて、住民投票の実施区域を定め、関係地方自治団体の長に住民投票に付すことを要求できるとしている。この場合、住民投票に付すことを要求された地方自治団体の長は当該地方議会の意見を聴き、30日以内に住民投票を実施しなければならない。

(5) 住民投票請求及び発議

住民投票の実施は、地方自治体の長の発議により実施されるが、その発議の請求は、下記の要件による。

ア 地方自治体の長が地方議会在籍議員過半数の出席と出席議員過半数の同意

イ 住民投票請求権者総数の20分の1以上5分の1以下の範囲案で地方自治体の条例に定まる数以上の署名

ウ 地方議会は在籍議員過半数の出席と出席議員の3分の2以上の賛成

エ 国策政策に関する住民投票については、地方自治体の長が関係中央行政機関の長に住民投票を発議すると通知したとき

(6) 住民投票結果の確定(住民投票法第24条)

住民投票に付した事項は 住民有権者総数の3分の1以上の投票と有効投票数過半数の投票で確定する。但し、全体投票数が住民有権者総数の3分の1に満たない場合、付した事項に関する有効投票数が同数である場合は、二者択一がなかったものとみる。地方自治体の長は住民投票結果を通知されたときには、遅滞なく地方議会に報告し、国家政策に関する住民投票であるときには関係中央行政機関の長に通知しなければならない。

地方自治体の長および地方議会は住民投票結果確定した内容のとおり行政・財政上の必要な措置をしなければならず、確定した事項に対し、2年以内に変更したり新しい決定をすることができない。

(7) 住民投票訴訟(住民投票法第25条)

住民投票の効力に関して、意義がある住民投票権者は、住民投票権者総数の100分の1以上の署名で住民投票結果が公表された日から14日以内に管轄選挙管理委員会委員長に被請願人として、市、郡、自治区においては、特別市、広域市、道の選挙管理委員会に、特別市、広域市、道においては、中央選挙管理委員会に請願ができる。この請願に対する結果に不服があるものは、管轄選挙管理委員会委員長を被告として、この決定書を受けた日から10日以内に特別市、広域市、道においては、大法廷、市、郡、自治区においては、管轄高等法定に訴訟を提起することができる。

#### (8) 住民投票経費（住民投票法第 27 条）

投・開票、委員会が開催する説明会など住民投票管理に必要な経費は当該地方自治体が負担する。国家性格に関する住民投票である場合は国家が負担する。

### 第 4 節 民願制度

韓国では、住民が行政機関に対し、申請や処分等、特定の行為を要求する行為を「民願」と称しており、様々な特色がある。地方自治団体は、民願に関し、様々な配慮をしている。

#### 1 民願とは

##### (1) 民願

民願とは「民願人が行政機関に対し、処分等、特定の行為を要求する行為」（民願事務処理に関する法律第 2 条第 2 項）を言い、行政手続法等の内容も含んでいる。具体的には、次の項目に該当するものを言う。

- ・ 許認可・免許・特許・承認・指定・認定・推薦・試験・検査・検定等の申請
- ・ 台帳等への登録・登載または申請
- ・ 特定の事実または法律関係に関する確認または証明の申請
- ・ 法令・制度・手続等の行政業務に対する質疑・相談を通じた説明や解説の要求
- ・ 行政制度や運営の改善に関する意見の建議
- ・ その他行政機関に対し特定の行為を要求する事項

##### (2) 民願人

民願人とは、「行政機関に対し処分等特別な行為を要求する個人・法人または団体」（民願事務処理に関する法律第 2 条第 1 項）と言う。但し、行政機関または公共団体は、私経済の主体として行う場合を除き民願人と認めない。また、偽名・仮名や虚偽の住所で申請することはできない。

##### (3) 苦衷（不服・苦情）民願

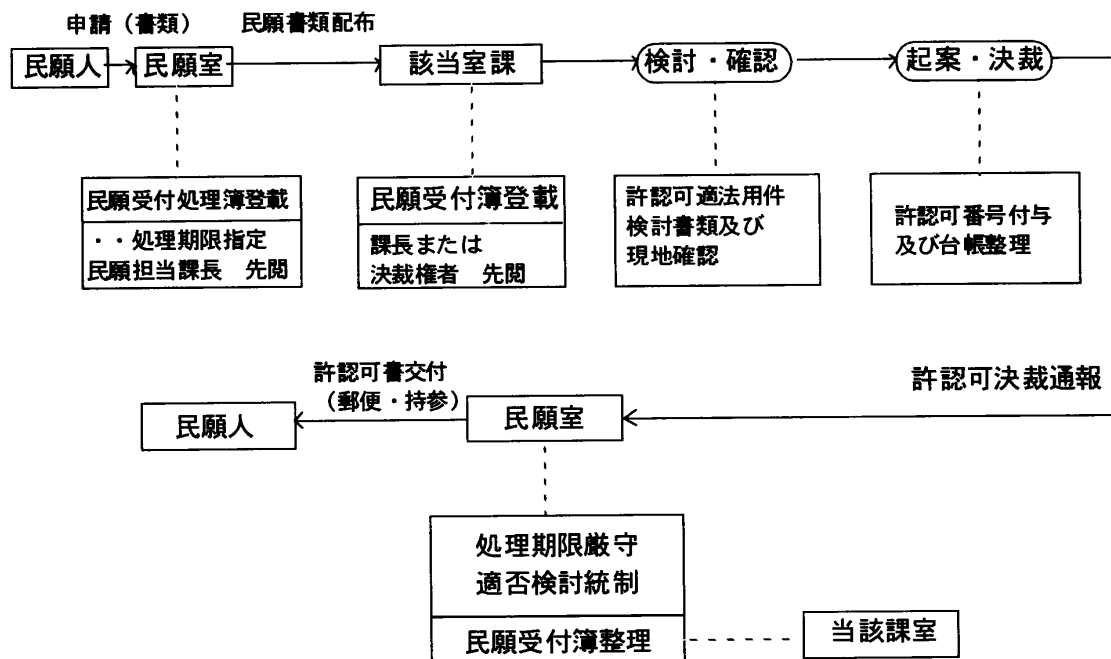
苦衷民願とは、「行政機関の違法・不当もしくは消極的な処分（事実行為及び不作為を含む）及び不合理な行政制度によって国民の権利を侵害し、もしくは国民に不便・負担を与える事項に関する解決要求」（民願事務処理に関する法律施行令第 2 条第 6 項）である。

#### 2 民願事務手続き

民願人は民願を申請する際には、民願室（民願室が設置されてない場合には文書課または処理主務部署、以下同じ）を訪問し、そこですべての申請をすることができる。民願室は受け付けた後、処理主務部署（民願を処理する部署または主に処理する部署）に書類を回し、そこで処理をして行政機関の長から民願人へ書類等を交付するというものである。

民願室では案内・相談業務も行っており（民願事務処理に関する法律第 11 条）、民願室で処理主務部署を決定することとなっているため、処理主務部署が不明確な場合でも、各部署をたらい回しにされることは生じないようにしている。また、書類の記入方法等も相談できる。

〈図表 5－6〉 一般的な民願事務の流れ



### 3 民願事務の処理

#### (1) 受付

民願事項は法令で定める書式に従った書類で受け付けることを原則としており（民願事務処理に関する法律第4条）、民願書類（申請書等）は民願室で受け付ける。

この際、民願事項の性質上、民願人またはその委任または委託を受けた者（行政書士等の一定の資格を有する代理人だけを指すのではなく、広く民願人から依頼を受けた者を含む）が直接行政機関を訪問し、意思表示等を行う必要がない場合には、行政機関を訪問させるよう要求してはならない（民願事務処理に関する法律第8条）と規定しており、その要件も定めている。

#### (2) 民願書類の移送

民願室で受け付けられた民願書類中、その処理が民願室の主管に属さないものについてはほかの文書に優先して処理主務部署へ移送しなければならないと規定されている。

#### (3) 処理期間

行政機関の長は迅速な民願事務処理を図るため、行政機関へ申請が到達・受付されたときから、当該民願事務の処理が完了するときまでに要する処理期間を民願事務種類別にあらかじめ定めなければならないと規定されている。

#### (4) 民願書類の補完・補正

##### ア 補完・補正の要求

民願室は、受け付けた民願書類に不欠があると認めるときには補完または補正に必要な相当の期間を定め、民願人に補完または補正を要求しなければならない。

##### イ 補完・補正の不履行

民願室は民願人が補正要求を受けてもその期間内に補完または補正を行わないときは、その理由を明示し、受け付けた民願書類を返却することができる。また、民願人の所在地が明らかではなく、補完または補正の要求が二度返送されたときには、民願を撤回したとみなし終結処理することができる。

#### (5) 処理担当者の明示

行政機関が民願人に民願書類の補完要求、処理期間の延長または処理遅延事由の通知、処理進行の状況及び処理結果等を通知するときには、公文書の施行文書に当該民願事務の処理を担当する公務員の所属・姓名・連絡先（電話番号、電子メール住所等）を記載しなければならない。

## (6) 民願事項の変更または取下げ

### 民願事項の変更

民願人は当該民願事務の処理が終結する前に、その申請内容を変更または取下げをすることができる。ただし、他の法令に特別な規定がある場合や民願事項の性質上変更することができない場合にはその限りではない。

## (7) 処理結果の通知及び確認・点検等

### ア 処理進行状況の通知

行政機関の長は民願事項受付後 30 日が経過したとき、または民願人の要請があるときには、民願人へその処理進行状況と処理予定日等を書面で通知しなければならない。

また、処理進行状況等の通知は民願事項受付後 30 日が経過するたびに通知することを原則とするが、電話、インターネットのホームページなどその他の方法で民願処理進行状況を民願人にあらかじめ公開している場合は省略できる。

### イ 処理結果の通知

行政機関の長は処理結果の通知を必要とする民願事項の処理を完結したときには、その結果を直ちに民願人に通知しなければならない（民願事務処理に関する法律第 24 条）。拒否処分を通知するときには、その理由と共済手続きを一緒に通知しなければならない。

### ウ 拒否処分の不服申請

行政機関の長の拒否処分に対し、不服がある場合は、90 日以内に文書で異議申請ができる。これに対し、行政機関の長は、10 日以内にその異議申請に対し決定してその結果を遅延なしに文書で通知しなければならない。その拒否処分に対し、行政審判の請求もしくは行政訴訟の提起をすることができるかどうか、行政審判の請求または行政訴訟の提起ができる場合、不服申請を提出する機関、不服申請を提出できる期間その他必要な事項を知らせなければならない。

また、民願には、異議申請有無に関係なく、行政審判、行政訴訟を提起できる。

## 4 民願の種類別処理原則

### (1) 複合民願の処理

複合民願とは、一つの民願目的を実現するため、多数の関係機関または部署の許可・認可・承認・推薦・協議・確認等を経て処理される民願事務である。

### ア 処理主務部署の指定

行政機関の長は複合民願を処理するために処理主務部署を指定し、その部署に係る機関または部署間の協力を通じ、民願事項を一括処理させるようにすることがで

きる。

#### イ 民願書類の一括提出

行政機関の長は複合民願と関連する全ての民願書類を処理主務部署に一括して提出させることができる。この場合、複数機関と関連する複合民願は予め関係機関と協議しなければならない。

#### ウ 複合民願の指定

行政機関の長は関係機関と協議し、一括受付・処理する複合民願の種類と受付方法・必要書類・処理期間・処理手続等を予め定め、民願人がこれを閲覧することができるよう提示もしくは備え付けなければならない。

### (2) 質疑及び行政改善建議の処理

#### ア 質疑・相談の処理

行政機関の長は法令・制度・手続等、行政業務に関する質疑または相談形式を通じた説明や解説を要求する民願事項を受付けたときは、特別な事由がない限り、次の期間内に処理しなければならない。

- ・ 民願人が行政機関を訪問し、単純な行政手続または形式要件に関し質疑・説明または助言を要求する場合 → 即時
- ・ その他一般質疑 → 7日以内

#### イ 行政改善建議の処理

行政機関の長は政府施策や行政制度及び運営の改善に関する意見提示・要望または建議を受け付けたときには、特別な事由がない限り、14日以内にその処理結果を民願人へ通知しなければならない。

### (3) 苦衷民願の処理

#### ア 処理期間

行政機関の長は苦衷民願を受け付けたときには、特別な事由がない限り7日以内にその処理結果を民願人に通知しなければならない。

#### イ 処理方法

行政機関の長は苦衷民願の内容が正当な事由であると認められるときは、遅滞なく原処分 of 取消変更等の適切な措置をとり、その内容を民願人へ通知しなければならない。

### (4) 反復及び重複民願の処理

#### ア 反復民願の処理

民願室は民願人が同一内容の苦衷民願書類（複写した場合を含む）を正当な事由無く3回以上反復し提出した場合には、2回以上その処理結果を通知した後に、受け付けた民願書類を当該機関の長の決裁により内部終結処理することができる。

#### イ 重複民願の処理

民願室は民願人が同一内容の苦衷民願書類（複写した場合を含む）を作成、2以上の行政機関に提出された場合、2回以上その処理結果を通知した後に、受け付けた民願書類を当該機関の長の決裁により内部終結処理することができる。

### （５） 多数人関連民願の処理

多数人関連民願とは5人以上の共同利益と関連し、5人以上が連名で提出する民願である。

行政機関の長は多数人関連民願の発生防止のために事前防止策をとらなければならない。また、多数人関連民願が発生した場合には、迅速・正確に解決されるよう措置しなければならない。また、行政機関の長は多数人関連民願の効率的な処理のため、当該機関の監査または調査業務担当部署等を通じて多数人関連民願の処理状況を調査・確認しなければならない。

## 5 民願事務処理の基準の設定・公表・調整

### （１） 民願事務便覧の設置、民願事務処理基準表の告示

行政機関の長は、民願人の便宜のために、民願事項の申請に必要な事項（申請書類、必要書類、処理部署、経由機関、処理手続き、処理期間、審査基準、手数料）を種類別に掲載した民願事務便覧を民願人に閲覧できるように設置しなければならない。また関係法令等に規定されている民願事項の処理機関、期間、必要書類、申請方法等に関する事項を総合して作成した民願事務処理基準表を設置し、官報に告示し、インターネットに掲載しなければならない。

### （２） 民願事務処理基準表調整など

行政自治部の長官は民願事務処理基準表を作成・告示する際に、民願事務簡素化のため必要と認められるときには、関係行政機関の長の合意を経て、関係法令等の改正がなされるまで暫定的に関係法令等に規定されている処理機関、処理期間、必要書類、処理手続、申請方法等を変更することができる。この調整・変更が告示されたときは、行政機関の長は、これに伴い処理しなければならない。この内容により関係法令などを遅滞なく改正・整備しなければならない。

## 6 民願事務統制官制度

### （１） 民願事務統制官

民願事務を処理する行政機関の長は、所属公務員の中から民願事務統制官を選任し、民願事務処理状況の確認・点検をしなければならない。業務が過大な場合には、

その業務の一部を分掌するため分任民願統制官を置くことができる。

## (2) 職務内容

民願事務統制官は、民願事務の処理状況を随時に点検し、処理期間が経過した民願事務を発見したときには、遅滞なく処理主務部署の長（民願事務統制官が処理主務部署の長である場合には関係公務員）へ催促状を発給しなければならない。

また、民願人から、処理遅延、受付拒否、不必要な書類の追加提出要求等の事実を申告された場合は、その措置事項を当該機関の長に随時報告しなければならない。

## 7 民願処理状況の確認・点検

行政機関の長は、民願事務の処理状況と運営実態を毎月1回以上、確認・点検しなければならない。このことによって、重大な法例違反事実を発見したり、履行状況が不良だと判断した場合は、遅滞なくこれを是正し、その事務処理と関連ある公務員などに対し懲戒その他の必要な措置をしなければならない。

## 8 オンライン民願

### (1) 概要

行政自治部では、民願申請及び民願案内を行う「民願サービス革新（G4C）システム」を2002年11月1日から開始し、2003年3月から、市、郡、区のホームページとG4Cを連携し、インターネット等を通してオンライン民願サービスを利用できるようになった。

民願人はインターネットを通じ、約5,000種の政府民願に対する必要書類、処理機関、手数料、根拠法令等の詳細内容を知ることができる。戸籍謄抄本交付、住民登録謄抄本交付、土地台帳謄抄本交付、地積図（林野図）交付、民防衛隊編入申告、地方税納税証明、建築物管理台帳謄本発給等723種については、民願申請が可能である。また、世代別住民登録票、自動車登録原簿閲覧、土地台帳閲覧、国民基礎生活受給者証明、個別公示地価確認、事業者登録証明、納税事実証明等40種の民願は、電子ファイル形態の閲覧・発給サービスを受けることができる。住民登録、戸籍、納税情報等、約40種の行政情報については、インターネットを通じて各行政機関が共同利用し、このことにより、民願必要書類が大幅に削減された。

本人確認（公認電子署名）が必要な民願（約270種）を申請する際には、公認電子署名を銀行、証券会社、郵便局等で受けることができ、手数料については、クレジットカード、口座振替、電子貨幣等の電子支払システムを通じて納付される。

オンラインサービスにより、証明書類添付減少や直接窓口に行く必要がなくなるとともに、各種申請の処理状況を公開し、行政の透明性の向上が図られている。



## (2) ソウル市江南区の取り組み

オンライン行政サービス先進都市である江南区では、「インターネット民願」、「無人民願発給機（KIOSK）」、「TV 電子政府（e-government）」、「携帯電話等を利用するモバイル（PDA）」と4つのオンライン民願サービスを施行している。

インターネット民願発給は、24時間申請・発給可能な地籍図謄本、衛生許可証等の発給と、区庁が開いている時のみ利用できる土地台帳、工場登録証明書等の発給と2種類あり、家庭や職場で、インターネットを利用して、14種の民願の発給、閲覧ができる。

無人民願発給機（KIOSK）は、江南区で開発され、現在全国に設置されているが、住民の利用が高い、区管内の地下鉄駅、病院、コンビニエンスストア等、江南区内では、61ヶ所に設置され、指紋認識システムを導入し、不動産登記簿謄本、税証明書、住民登録謄・抄本、医療給与証明、兵役給与証明等が発給可能である。

TV 電子政府は、税金納付、行政情報の提供等多様な行政サービスを、パソコンではなく、テレビを通して提供できるよう、江南区が、行政自治部、江南ケーブルTVと協力して開発したケーブルTVを通したサービスであり、2006年12月から運用されている。現在は、ケーブルTVを視聴しているか、受信のためのチューナを購入する必要がある。今後、このシステムを、他の地方自治体に普及するよう推進するとともに、デジタル放送が全国化される2012年には、全テレビから行政サービスが受けることができるよう構築を進めている。

モバイル（PDA）技術を適用した、民願処理は、時間や空間に制限されず迅速に業務処理ができるよう構築されたユビキタス現場行政システムのひとつであり、騒音、公告物など13の分野別の生活不便事項を申告でき、その処理結果を、SMSサービスを通じて確認ができるようにしている。

江南区では、行政自治部と協力し、今後も、オンライン民願ができる種類を増やし、市民の利便性を図るためシステムを構築していくとともに、他の地方自治体に普及・拡大していくよう技術を提供している。

## 第6章 地方公務員制度

### 第1節 地方公務員の概念と種類

#### 1 地方公務員の概念

地方自治法第112条第1項で、「地方自治団体においては、その事務を分掌するため必要な行政機構と地方公務員を置く。」と規定されている。地方公務員の任用及び試験、資格、報酬、身分保障、懲戒、教育訓練等については、地方公務員法で定められている（地方自治法第112条第4項）。

国家公務員と地方公務員の勤務機関は概ね図表6－1の区分による。韓国の場合、警察官と学校教員は国家公務員である。また、地方自治団体において勤務する公務員の大半は地方公務員であるが、法律で規定する場合には国家公務員を置くこととされており（地方自治法第112条第5項）、地方自治団体のいくつかの職は国家公務員とされている。

〈図表6－1〉国家公務員と地方公務員の勤務機関区分

| 項 目              |                  | 国家公務員    | 地方公務員  |
|------------------|------------------|----------|--------|
| 勤<br>務<br>機<br>関 | 立法機関（3,421名）     | ○        | ×      |
|                  | 司法機関（15,482名）    | ○        | ×      |
|                  | 警 察（102,064名）    | ○        | ×      |
|                  | 教 師（346,133名）    | ○        | ×      |
|                  | 国家行政機関（127,671名） | ○        | ×      |
|                  | 地方行政機関（347,247名） | ○（※一部のみ） | ○      |
| 適用法令             |                  | 国家公務員法   | 地方公務員法 |

（○は該当するもの、×は該当しないもの）

※特別市・広域市・道、市・郡、農村指導所、消防署

地方公務員とは、地方自治団体、教育自治団体に勤務する職員

#### 2 地方公務員の種類

地方公務員の区分は次のとおりである（地方公務員法第2条）

##### （1）経歴職公務員

実績と資格により任用され、その身分が保障され、生涯、公務員として勤務することが予想される職業公務員

##### ア 一般職公務員

行政一般または技術・研究に関する業務を担当する公務員であり、職群・職列別に区分される。現在、8職群、38職列、74職類がある。

##### イ 特定職公務員

特殊分野の業務を担当する公務員であるが、公立大学及び専門大学に勤務する教育公務員、地方消防職公務員、その他特殊分野の業務を担当する公務員として法律で指定された公務員である。

ウ 技能職公務員

技能職業務を担当する公務員であり、職群・職列別に区分される。現在 10 職群、22 職列、35 職類がある。

(2) 特殊経歴職公務員

ア 政務職公務員

(ア) 選挙により就任する公務員、任命時に議会の同意を要する公務員

(例) 首長、政務副知事、政務副市長

(イ) 高度な政策決定業務を担当したりそのような業務を補助する公務員として法令または条例により政務職として指定する公務員

イ 別定職公務員

秘書官、秘書など法令、条例等により別定職公務員として指定する公務員。

かつては、邑・面・洞長も別定職公務員であったが、94 年 3 月 16 日の地方自治法改正で、その身分が別定職から一般職に転換されたため、改正後に新たに任命される邑・面・洞長は一般職となっている。

ウ 専門職公務員

地方自治団体との契約により一定の期間採用される専門家。研究または技術業務に従事する科学者、技術者及び特殊業務の専門家である。

常勤の場合は専任専門職、非常勤の場合は非専任専門職

エ 雇用職公務員

単純な労務に従事する公務員

〈図表 6－2〉職種別定員数 (2006 年 12 月 31 日現在)

| 職種         | 全体      | 政務<br>職 | 別定<br>職 | 一般職     | 高位<br>公務<br>員 | 研究<br>職 | 消防<br>職 | 技能<br>職 | 警察<br>職 | 指導<br>職 | 教育<br>職 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 合計         | 279,826 | 252     | 4,163   | 188,350 | 39            | 2,747   | 29,946  | 48,183  | 127     | 4,750   | 1,269   |
| 構成比<br>(%) | 100.00% | 0.09%   | 1.49%   | 67.31%  | 0.01%         | 0.98%   | 10.70%  | 17.22%  | 0.05%   | 1.70%   | 0.45%   |

第 2 節 地方公務員の現況

1 地方自治団体に勤務する公務員数

2006 年 12 月 31 日現在、韓国の地方自治団体に勤務する職員は 272,584 名であり、そのうち、地方公務員が 272,508 名、国家公務員が 76 名である。

推移は、図表 6－3 のとおりであり、地方自治団体に勤務する国家公務員は、地方自治の復活を機会に大きく減少している。

〈図表 6－3〉地方自治団体公務員の定員推移

| 年    | 全体      | 地方公務員   | 国家公務員  |
|------|---------|---------|--------|
| 1986 | 182,155 | 166,726 | 15,429 |
| 1987 | 190,798 | 175,369 | 15,429 |

|      |          |          |         |
|------|----------|----------|---------|
| 1988 | 201, 642 | 186, 098 | 15, 544 |
| 1989 | 217, 857 | 202, 344 | 15, 513 |
| 1990 | 234, 080 | 218, 576 | 15, 504 |
| 1991 | 252, 778 | 238, 152 | 14, 626 |
| 1992 | 269, 258 | 254, 642 | 14, 616 |
| 1993 | 272, 581 | 258, 030 | 14, 551 |
| 1994 | 274, 360 | 264, 630 | 9, 730  |
| 1995 | 283, 358 | 273, 440 | 9, 918  |
| 1996 | 289, 567 | 288, 962 | 605     |
| 1997 | 291, 673 | 291, 110 | 563     |
| 1998 | 256, 139 | 256, 010 | 129     |
| 1999 | 250, 822 | 250, 693 | 129     |
| 2000 | 246, 762 | 246, 633 | 129     |
| 2001 | 242, 797 | 242, 668 | 129     |
| 2002 | 248, 141 | 248, 012 | 129     |
| 2003 | 256, 581 | 256, 452 | 129     |
| 2004 | 264, 533 | 264, 404 | 129     |
| 2005 | 274, 400 | 274, 271 | 129     |
| 2006 | 279, 826 | 279, 747 | 79      |

## 2 地方公務員の職位分類制

韓国の公務員制度においては、いわゆる職務職階制である職位分類制が採られている。すなわち、すべての職位を職務の種類・困難性及び責任度に応じて階級及び職級別に分類し同一の職級に属する職位に関しては同一の資格要件を必要とし、同一の報酬が支給されるよう分類することとされている。地方自治団体の長は、法令の定めるところに従い職位分類制の適用を受けるすべての職位を一つの職級に配分決定しなければならないとされており、随時、その職級を再審査し必要と認める場合は改正しなければならないとされている（地方公務員法第 22 条）。

現在、一般職の職級は 1 級から 9 級まで、技能職の職級は 1 級から 10 級までとされている。（地方公務員法第 4 条）

韓国の一般職公務員の職位は、図表 6－4 のとおりとされている。韓国では、職の種類、形態によって公務員を細かく分類し、給料表と連動させることにより、厳格に職務職階制を運用し、日本のような複数格付けや枠外級はなく、また、最高到達級、定年等を制度的に差別化してきており、職員同士も厳格に階級を意識するといった現状にある。一般職地方公務員の職級別人数は、図表 6－5 のとおりであり、最高到達級が 6 級の職員が多い。

〈図表 6－4〉公務員の職級

|     |     |      |     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1 級 | 2 級 | 3 級  | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 7 級 | 8 級 | 9 級 |
| 管理官 | 理事官 | 副理事官 | 書記官 | 事務官 | 主事  | 主事補 | 書記  | 書記補 |

〈図表 6－5〉一般職地方公務員の職級別人数（2006 年 12 月 31 日現在）

| 職級  | 人数      | 構成比    |
|-----|---------|--------|
| 1 級 | 33      | 0.02%  |
| 2 級 | 55      | 0.03%  |
| 3 級 | 304     | 0.17%  |
| 4 級 | 2,337   | 1.29%  |
| 5 級 | 13,552  | 7.47%  |
| 6 級 | 45,249  | 24.93% |
| 7 級 | 67,305  | 37.08% |
| 8 級 | 28,657  | 15.79% |
| 9 級 | 24,016  | 13.23% |
| 合計  | 181,508 | 100%   |

### 3 定員管理と定員の推移

大統領令（地方自治団体の行政機構と定員基準等に関する規定）で定める基準に従い地方自治団体の条例で定めるところにより、当該地方自治団体は地方公務員の定員管理を行いその規模の適正化と運用の合理化を図らねばならないこととされている。

#### （1）沿革

1988 年以前の韓国における定員管理制度は、内務部（現行政自治部）長官の個別承認制で定員数は各地方自治団体の条例で定められていたが、1988 年に内務部令に基づく総定員管理制に変更された。1995 年には大統領令で定められることになり各地方自治団体における定員数は規則から条例で定めることに変更された。

1997 年には既存の総定員管理制を基本に、地方の自立性を認める現行の標準定員制に改正された。これは、当該地方自治団体の最近 6 年間の人口、面積、傘下機関数（行政区、邑・面・洞）、一般会計総決算額等の数値により算定される地方自治団体別の標準定員の範囲内で運用するようにするというものである。なお、地方自治団体の種類別に補正率（特別市 1.10、広域市・道・一般市・自治区 1.05、郡 1.03）を乗じ、定員策定の自律性の幅を拡大している。しかし、補正後の定員を超過する場合には、あらかじめ行政自治部長官の承認を受けなければならず、地方自治団体別に標準定員を基準として地方交付税を算定していることから、標準定員を超過する場合には、地方交付税人件費支援に関して不利益を受けるというインセンティブが講じられている（第 9 章参照）。

このような中で、1998 年の IMF 危機に際して、早期名誉退職制度の活用や欠員補充等により約 12%減という大幅減員を実施した。標準定員制は実施が停止され、「地方自治体の行政機構と定員基準等に関する規定」（大統領令第 15875 号、1998

年 8 月 31 日改定) 附則第 6 条において、新標準定員算定方法が定められるまでは適用されず、それまでの間、行政自治部長官が地方自治体別に定める定員によることとなった。

## (2) 標準定員制再施行

2003 年 5 月、「地方自治体の行政機構と定員基準等に関する規定」改正により、新標準定員算定方法が定められ、標準定員制が改めて施行されることとなった。

同時に人材運営に対するインセンティブ制も実施される。すなわち、財源措置として定員 1 人縮小で 1 千 8 百万ウォンのインセンティブを与えることとし、今後より一層拡大するとしている。

自治行政部は標準定員制再施行のため、韓国地方行政研究院と共同で約 2 年にわたり 研究開発を推進してきており、自治体の多様な意見を集約し合理的客観的な基準を設定した。地方自治制実施以後増加した福祉サービス、情報化、災難・環境管理需要と地方分権により増加する国家委譲事務を推進する人材需要を反映し、標準定員算式審議委員会(統計学専攻の大学教授、韓国地方行政研究院研究員等で構成)の審議を経て標準定員算式の科学性・妥当性の検証手続きを踏んでいる。2003 年から 3 年間はその算式で運用される。

代表的な指標としては、人口、面積、傘下機関数、一般会計総決算額の 4 つが重要な役割を持ち、地域特性の指標としては、生活保護者数、商工業従事者数、自動車登録台数、観光客数、後進地域面積、公園面積、都市公園面積、舗装道路面積、文化体育施設面積、公共建物面積、昼間人口指数、都市計画対象面積、林野面積、耕地面積、河川延長、海岸線延長、保健施設面積、環境衛生処理施設容量が用いられ、標準定員の算定は、指標と公務員数との相関関係を統計学的多重回帰分析方法により算出することによって行われる。

## 第 3 節 地方人事機関

### 1 任用権者

地方自治団体の長は、任用権者として、所属の地方公務員の任命・休職・免職及び懲戒を行う権限を有する。任用権者は、その権限の一部をその地方自治団体の条例の定めるところに従って補助機関、その所属機関の長、地方議会事務処長(または事務局長あるいは事務課長)に委任することができる。地方教育機関の場合は、任用権者は教育監で、その権限の一部を条例の定めるところに従って教育委員会の事務局長に委任することができる(地方公務員法第 6 条)。

なお、当該地方自治団体に所属する 5 級以上の国家公務員及び高位公務員団に属する公務員については、地方自治団体の長の提請(提案して要請すること。以下同じ)により所属長官を経て大統領が任命し、6 級以下の国家公務員については地方自治団体の長の提請により所属長官が任命する(地方自治法第 112 条第 6 項)。

### 2 人事委員会(地方公務員法第 7 条～第 11 条)

#### (1) 概要

地方自治団体長の任用権を牽制するため地方自治団体に任用権者別に人事委員会

が設置される。特別市・広域市・道の場合は、第1人事委員会と第2人事委員会を設置することができる。一般市の区及び自治団体の長が必要だと認める所属機関にも設置することができるが、任用権の委任を受けた補助機関には設置することができない。

## (2) 委員会の構成

7～9名の委員で構成される。このうち、外部委嘱委員は過半数にしなければならない。委員長1名は、国家公務員である副団体長がなり、副委員長1名は互選によって選出される。特別市・広域市・道における第2人事委員会の場合には、特定地域の事務を担当する副団体長または人事担当局長が委員長になり、任用権を委任された機関における人事委員会の場合には、委員長・副委員長は互選によって選出される。

委員は、次の中から地方自治団体長が任命または委嘱する。委員の資格要件に関して必要な事項は大統領令で定められる。

ア 当該地方自治団体の公務員

人事行政に関して学識と経験が豊富な者で

イ 法官・検事または弁護士の資格を有する者

ウ 大学で法律学、行政学、教育学を担当する助教授以上の職にある者または初・中・高等学校の校長又は教頭の職にある者

エ 20年以上勤続して退職した公務員（国家公務員を含む）

オ 非営利民間団体支援法による非営利民間団体で10年以上活動している地域単位組織の長

カ 上場法人の役員または「公共機関の運営に関する法律」第5条により指定された公企業の地域単位組織の長として勤めている者

なお、禁治産者など欠格事由を有する者や、政党法による政党の党員、地方議会議員は人事委員会委員になることはできない。委嘱された委員の任期は3年であり、1回に限り再任できる。

## (3) 委員会の機能

地方自治団体から独立した議決・執行機関である人事委員会の機能は、①公務員充員計画の事前審議及び各種任用試験の実施、②任用権者の要求による補職管理基準及び昇進、転補任用基準の事前議決、③昇進任用の事前審議、④任用権者の要求による公務員の懲戒議決、⑤地方自治団体の長が地方議会に提出する公務員の人事に関連した条例案及び規則案の事前審議、⑥任用権者の人事運営に対する改善勧告、⑦その他法令又は条例の規定によりその管掌に属する事項

複数の人事委員会が設置されている場合には、第1委員会は、①及び⑤の事務と5級以上の公務員に関連する②③⑥の事務を担当し、第2委員会は、6級以下の公務員に関連する②③⑥の事務を担当する。ただし第2委員会の委員長が副団体長の場合には、第2委員会は副団体長の所属する6級以下の公務員に関連する②③⑥の事務を管掌し、第1委員会はそれ以外の①②③⑤⑥の事務を担当する。

#### (4) 会議

委員長が必要と判断した時に招集される。定足数は、在籍委員の3分の2以上で、出席委員の過半数賛成で議決する。

#### (5) 事務職員

事務職員として幹事及び書記が置かれる。幹事及び書記は、当該地方自治団体の機関の長が所属公務員の中から任命する。

### 3 訴請審査委員会（地方公務員法第13条～第21条）

#### (1) 概要

公務員の懲戒その他意思に反する不利な処分や不作為に対する請願に関して審査・決定を行うため、市・道の任用権者別に地方訴請委員会、教育訴請審査委員会を置くこととされている。

#### (2) 構成

委員会は、7人の委員で構成され、このうち、外部委嘱委員は4名以上とされる。

委員長1名は、訴請審査委員会において委嘱委員の中から互選で選ばれる。

委員は、次の中から特別市長、広域市長、道知事又は教育監が、任命または委嘱する。

ア 法官・検事、弁護士

イ 大学で法律学を担当する副教授以上の職にある者

ウ 当該地方自治団体所属の局長級以上の公務員

なお、人事委員会委員、政党法による政党の党员、地方議会議員は訴請審査委員会委員になることはできない。

委員の任期は2年で再任できる。

### 第4節 任用・試験制度と運用

#### 1 任用

##### (1) 一般原則

公務員の任用は、試験成績・勤務成績、経歴評定その他能力の実証により行うこととされている（地方公務員法第25条）。

##### (2) 外国人の任用

外国人の任用については、従来は、契約職の公務員として事実上採用されているだけであったが、2002年12月の地方公務員法改正により、地方自治団体の長は、公権力を行使したり政策決定その他国家保安及び機密に係する分野でない研究・技術・教育など特定の分野の職位について、その資格要件に適合した韓国国民を任用するのが難しい場合には、期間を定めて必要最小限の範囲内で大統領令の定めるところにより外国人を公務員として任用できることとなった（地方公務員法第25条の2）。

##### (3) 補職の原則

韓国では、退職、昇任などで欠員が生じた場合のみ、新規任用、転補、転職及び昇任などの方法により充員する（地方公務員法第26条）補職の原則が徹底してお



り、定期人事異動及び一斉採用はなく、欠員が生じる毎にそれに関する人事異動を実施している。

#### (4) 新規任用

公務員の新規任用は、公開競争試験により行われることとされている。ただし、組織管理上または行政運営の効率性を高めるために一定の場合に特別任用（退職者の再任用、研究者・技術者等専門家の任用、国家公務員の任用、特殊勤務予定者、一定地域居住者任用等 12 種類）が認められている（地方公務員法第 27 条）。なお、新規任用に当たっては、5 級公務員の場合 1 年間、6 級以下及び技能職公務員の場合、6 ヶ月間を試補任用期間としている（地方公務員法第 28 条）。

#### (5) 人事交流

韓国では、行政自治部と広域自治団体、広域自治団体と基礎自治団体との交流が活発に行われている。制度的には、人事交流協議会が定める人事交流基準に従い人事交流案を作成し地方自治団体の長に人事交流を勧告することにより行われている（地方公務員法第 30 条の 2）。

このほか、地方自治団体の長は、他の地方自治団体の長の同意を得て、その所属公務員を転入できる。（地方公務員法第 29 条の 3）。

#### ア 国と地方の交流

教育人的資源部長官または行政自治部長官は、人員の均衡ある配置と地方自治団体の発展のため、教育人的資源部または行政自治部と地方自治団体相互間の人事交流の必要があると認める場合は、教育人的資源部または行政自治部に設置する人事交流協議会が定める人事交流基準に従い人事交流案を作成し当該地方自治団体の長に人事交流を勧告することができる。その場合、地方自治団体の長は、正当な事由がない限り、受け容れなければならないこととされている。

なお、2003 年 8 月には、地域協力官（国家公務員）が制度化され、行政自治部から各広域自治団体（ソウル特別市を除く）に派遣されている。地域協力官は中央部署の推進戦略および情報を地方に提供して、地方世論およびあい路・建議事項を取りまとめて、中央に報告する任務を引き受けるとともに、地域内住民の要望事業、国家政策に対する地域の反発、地域内解決が困難な集団民願などの解決方策に対する中央政府の支援と協調を建議する役割を担当する。しかし地方分権に逆行するので、地方団体からかなり反発があったのも事実である。

#### イ 広域自治団体と基礎自治団体間の交流

特別市・広域市・道知事は、当該地方自治団体及び管轄区域内の地方自治団体との相互間の人事交流の必要があると認める場合には、当該特別市・広域市・道に設置する人事交流協議会が定める人事交流基準に従い人事交流案を作成し管轄区域内の地方自治団体の長に人事交流を勧告することができる。その場合、当該地方自治団体の長は、正当な事由がない限り、受け容れなければならないこととされている。

## 2 試験実施

### (1) 受験資格

韓国では1973年以後、学歴制限を撤廃し公開競争試験の門戸を開放しているが、年齢に関しては一定の制限を設けている。新規任用の場合は、5級任用試験では20～32歳、6級・7級任用試験では20～35歳、8級・9級任用試験では18～28歳となっている。

## (2) 試験実施機関

5級公務員の公開競争新規任用試験、5級以上の公務員の特別任用試験・公開競争昇進試験・一般昇進試験、転職試験は、行政自治部長官または教育人的資源部長官が実施する。ただし、資格証所持者の特別任用試験は、特別市・広域市・道人事委員会が実施する。(地方公務員任用令第42条の2)

6級及び7級公務員の新規任用試験は特別市・広域市・道単位で当該特別市・広域市・道人事委員会が実施する。なお、農村振興事業に従事する研究・指導職公務員に関する新規任用試験については別途、大統領が定める機関で実施する。

8級及び9級公務員の新規任用試験、6級ないし8級公務員の昇進試験、6級以下の公務員の転職試験、技能職新規任用・昇進及び転職試験は当該地方自治団体の人事委員会が実施する。市長・郡守・区庁長は優秀な人材確保のためあるいは試験管理上必要と認める場合には、特別市・広域市・道人事委員会に試験の実施を委託することができる。(地方公務員法第32条)

## (3) 昇進試験の方法

一般昇進試験は昇進候補者名簿の高順位者順に任用しようとする欠員または欠員と予想欠員を合わせて総欠員の2倍ないし5倍の数の人員の範囲内の者に対して実施し、試験成績点数及び昇進候補者名簿による評定点数を合算した総合成績により合格者を決定する。公開競争昇進試験は5級公務員の昇進に限るが、地方自治団体間の昇進機会の均衡維持と有能な公務員を抜てきするために必要な場合に実施し、試験成績によって合格者を決定する。(地方公務員法第39条の2)

# 3 新規任用・昇進の方法

## (1) 新規任用

地方自治団体の長は、当該地方自治団体の人事委員会が実施した新規任用試験の合格者を大統領令の定めるところに従い新規任用候補者名簿(2年間有効)に登載しなければならない。5級公務員の新規任用試験が実施された場合には大統領令で定めるところにより特別市・広域市・道知事及び教育監がその合格者を新規任用候補者名簿(5年間有効)に登載しなければならない。(地方公務員法第36条)

新規任用候補者名簿を作成した地方自治団体の長はその名簿に登載された者の中から公務員を採用するに当たっては新規任用候補者の最高順位者から3倍の数の範囲内から任命しなければならない。市長・郡守・区庁長及び任用権の委託を受けた者が公務員の新規任用をしようとする場合には新規任用候補者名簿を作成した地方自治団体の長に任用候補者の推薦を要請しなければならない。(地方公務員法第37条)

## (2) 昇進

階級間の昇進任用は、勤務成績評定・経歴評定その他能力の実証により行われることとされている。

1 級ないし 3 級公務員への昇進任用は能力と経歴を考慮し行われる。具体的には、1 級公務員への昇進は直近下級の公務員の中から行い、2 級及び 3 級公務員への昇進は同一職群内の直近下級の公務員の中から任用する。これに関連する制度として高位公務員団制度があるが、後ほど詳しく説明することとする。

5 級公務員への昇進任用に当たっては昇任試験を経るが、必要な場合には大統領令の定めるところにより人事委員会の議決を経て任用することができる。

6 級以下の公務員への昇進任用に当たっては必要と認める場合には大統領令の定めるところにより昇進試験を併用することができる。昇任試験による昇進は昇任試験合格者の中から大統領令で定める昇進任用順位によって任用する。

ただし、公開競争昇進試験または特別市・広域市単位別で実施した技術職列 5 級公務員及び研究または特殊技術職列の公務員中 5 級公務員に相当する公務員への一般昇進試験に合格して昇進候補者名簿に登載された者の任用方法は新規任用と同様に昇進任用候補者の最高順位者から 3 倍の数の範囲内から任命するといった方法が採られる。

昇進任用に当たっては人事委員会の事前審査を経ることとされている。なお、市・郡・区の副市長・副郡守・副区庁長への昇進任用の事前審査の場合は、人事委員長職務は、委嘱委員の中から互選された者が行う。

任用権者は大統領令が定めるところに従い勤務成績評定・経歴評定その他能力の実証による順位によって職級別に昇進候補者名簿を作成する。ただし、優秀な人材の確保と昇進機会の均衡維持のために特別市長または広域市長は当該特別市・広域市及び郡・区所属技術職列 6 級公務員及び研究または特殊技術職列の公務員中 6 級公務員に相当する公務員について郡守・区庁長が作成した昇進候補者名簿をもとに大統領令で定めるところにより特別市・広域市単位別で昇進候補者名簿を統合して作成することができる。(地方公務員法第 38 条・第 39 条)

なお、優秀公務員等に対しては特別昇進の途が開かれている。(地方公務員法第 39 条の 3)

## 第 5 節 勤務条件

### 1 勤務時間・休暇

公務員の服務に関する事項は、地方公務員法または同法に基づく大統領令で規定する事項を除いては、地方自治団体の条例で定めるところとされている(地方公務員法第 59 条)。したがって、勤務時間、休暇等については、条例で定められている。

ソウル市の場合、一日の勤務時間は 9 時から 18 時で、一週間の勤務時間は昼休みを除いて 40 時間、土曜日は休業となっている。

### 2 報酬

公務員の俸給・号俸及び昇給に関する事項、手当に関する事項、報酬の支給方法、

報酬の計算その他報酬支給に関する事項は大統領令で定めるとされている（地方公務員法第 45 条）。

特に給与及び諸手当については、地方公務員法、地方公務員報酬規程、地方公務員手当規程で規定されている。

また、従来の俸給表適用とは別に、地方公職社会の競争力強化、生産性向上のため能力と業務実績を重視した報酬制度が部分実施されている。

一般職俸給表については、職位に応じて職級が 1 級から 9 級まで、号俸が 1 号俸から 32 号俸に分かれている。

〈図表 6－6〉一般職公務員と一般職に準じる別定公務員等の俸給表

(2008 年度月支給額 単位 ウォン)

| 号俸／階級・<br>職務等級 | 1 級       | 2 級       | 3 級       | 4 級・<br>6 等級 | 5 級・<br>5 等級 | 6 級・<br>4 等級 | 7 級・<br>3 等級 | 8 級・<br>2 等級 | 9 級・<br>1 等級 |
|----------------|-----------|-----------|-----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 1              | 2,381,100 | 2,126,200 | 1,901,000 | 1,656,800    | 1,453,000    | 1,186,100    | 1,052,700    | 935,100      | 820,100      |
| 2              | 2,473,200 | 2,213,800 | 1,979,900 | 1,731,300    | 1,518,200    | 1,247,700    | 1,107,100    | 986,600      | 868,400      |
| 3              | 2,567,900 | 2,302,600 | 2,061,100 | 1,807,000    | 1,585,800    | 1,311,500    | 1,164,600    | 1,041,000    | 919,600      |
| 4              | 2,664,700 | 2,392,800 | 2,143,300 | 1,884,700    | 1,656,200    | 1,376,800    | 1,225,200    | 1,096,400    | 973,900      |
| 5              | 2,764,000 | 2,484,000 | 2,226,700 | 1,963,500    | 1,728,700    | 1,444,000    | 1,287,900    | 1,154,400    | 1,028,900    |
| 6              | 2,864,700 | 2,575,700 | 2,311,300 | 2,043,200    | 1,802,700    | 1,513,300    | 1,352,300    | 1,213,700    | 1,085,200    |
| 7              | 2,967,000 | 2,668,600 | 2,396,900 | 2,123,800    | 1,878,000    | 1,582,700    | 1,417,400    | 1,273,500    | 1,139,200    |
| 8              | 3,070,500 | 2,761,800 | 2,482,800 | 2,205,000    | 1,954,400    | 1,652,600    | 1,482,800    | 1,330,900    | 1,191,400    |
| 9              | 3,175,300 | 2,855,500 | 2,569,600 | 2,286,400    | 2,031,000    | 1,722,900    | 1,545,200    | 1,385,900    | 1,241,600    |
| 10             | 3,281,000 | 2,949,600 | 2,656,600 | 2,368,100    | 2,108,400    | 1,789,000    | 1,605,000    | 1,438,200    | 1,289,900    |
| 11             | 3,386,800 | 3,044,100 | 2,743,800 | 2,450,500    | 2,180,800    | 1,851,900    | 1,661,600    | 1,488,800    | 1,336,200    |
| 12             | 3,492,700 | 3,138,800 | 2,831,500 | 2,525,900    | 2,248,700    | 1,912,000    | 1,715,600    | 1,537,000    | 1,380,900    |
| 13             | 3,599,200 | 3,234,100 | 2,913,000 | 2,596,400    | 2,313,200    | 1,968,600    | 1,766,900    | 1,583,300    | 1,423,600    |
| 14             | 3,706,000 | 3,320,200 | 2,988,600 | 2,662,200    | 2,373,300    | 2,022,100    | 1,816,000    | 1,627,400    | 1,465,200    |

|    |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 15 | 3,799,200 | 3,399,900 | 3,058,200 | 2,724,100 | 2,430,100 | 2,073,400 | 1,862,700 | 1,669,800 | 1,505,000 |
| 16 | 3,882,100 | 3,472,800 | 3,123,300 | 2,782,400 | 2,483,600 | 2,121,500 | 1,907,100 | 1,710,700 | 1,543,600 |
| 17 | 3,955,500 | 3,539,900 | 3,183,600 | 2,836,600 | 2,533,800 | 2,167,400 | 1,949,700 | 1,749,000 | 1,581,100 |
| 18 | 4,021,000 | 3,601,200 | 3,239,700 | 2,887,400 | 2,581,400 | 2,210,900 | 1,990,300 | 1,786,100 | 1,616,200 |
| 19 | 4,079,500 | 3,657,800 | 3,291,800 | 2,934,700 | 2,626,000 | 2,252,000 | 2,028,500 | 1,821,700 | 1,650,500 |
| 20 | 4,132,200 | 3,709,600 | 3,340,200 | 2,978,900 | 2,667,800 | 2,290,800 | 2,065,000 | 1,855,600 | 1,683,400 |
| 21 | 4,180,500 | 3,756,700 | 3,385,200 | 3,020,300 | 2,707,300 | 2,328,000 | 2,099,800 | 1,888,100 | 1,714,300 |
| 22 | 4,223,700 | 3,800,200 | 3,426,900 | 3,059,000 | 2,744,400 | 2,363,000 | 2,132,700 | 1,919,200 | 1,744,100 |
| 23 | 4,260,000 | 3,839,900 | 3,465,400 | 3,095,500 | 2,779,400 | 2,395,900 | 2,164,500 | 1,948,900 | 1,772,300 |
| 24 |           | 3,872,200 | 3,501,300 | 3,129,600 | 2,812,000 | 2,427,400 | 2,194,700 | 1,977,500 | 1,799,600 |
| 25 |           | 3,903,200 | 3,531,000 | 3,161,000 | 2,842,800 | 2,457,200 | 2,223,100 | 2,004,500 | 1,825,400 |
| 26 |           |           | 3,558,900 | 3,187,700 | 2,871,900 | 2,485,400 | 2,250,500 | 2,030,800 | 1,848,900 |
| 27 |           |           | 3,585,200 | 3,212,200 | 2,896,100 | 2,512,100 | 2,273,700 | 2,052,800 | 1,869,100 |
| 28 |           |           |           | 3,235,600 | 2,919,300 | 2,534,500 | 2,295,300 | 2,073,900 | 1,888,500 |
| 29 |           |           |           |           | 2,940,600 | 2,555,600 | 2,316,200 | 2,093,900 | 1,907,400 |
| 30 |           |           |           |           | 2,961,300 | 2,576,200 | 2,336,000 | 2,113,300 | 1,925,500 |
| 31 |           |           |           |           |           | 2,595,300 | 2,354,800 | 2,132,000 | 1,943,500 |
| 32 |           |           |           |           |           | 2,613,600 |           |           |           |

#### 第6節 地方公務員の労働基本権

憲法第7条第1項で「公務員は国民全体の奉仕者であり、国民に対して責任を負う。」とされ、憲法第33条第2項で「公務員である勤労者は法律が定める者に限り団結権・団体交渉権及び団体行動権を持つ。」と規定されている。

したがって、公務員は公共の福祉増進という基本的な任務遂行のため労働基本権を制限されており、地方公務員法第58条では、事実上労務に従事する公務員（現業機関の作業場で単純労務に従事する者）を除き、地方公務員の労働運動とその他

公務以外のことによる集団行動をすべて禁止している。

2005 年 1 月に公務員の労働組合設立及び運営に関する法律が制定され、6 級以下の一般職公務員等は労働組合活動が可能になり、労働組合員の報酬・福祉その他の勤務条件に関する事項に対し、国会事務総長・法院行政処長・憲法裁判所事務局長・中央選挙管理委員会事務総長・行政自治部長官(行政府を代表する)・特別市長・広域市長・道知事・市長・郡守・区庁長(自治区の区庁長をいう)または特別市・広域市・道の教育委員長と各々交渉して団体協約を締結できる事となった。

## 第 7 節 地方公務員の服務、懲戒と身分保障

### 1 地方公務員の服務

地方公務員法は、地方公務員の服務として公務員就任時の服務宣誓のほか、誠実の義務、服従の義務、職場離脱禁止、親切・公正義務、秘密厳守の義務、清廉の義務、外国政府からの栄誉を受ける場合の許可制、品位保持の義務、営利業務の兼職禁止、政治運動の禁止、集団行為の禁止を規定している（地方公務員法第 47 条～58 条）。なお、公務員の服務に関して必要な事項については、地方公務員法の他、大統領令又は当該地方自治団体の条例で定めることとしている（地方公務員法第 59 条）、

### 2 懲戒処分

公務員の服務に違反した場合、特別身分関係の維持のために制裁として懲戒処分が行われる。懲戒処分には、罷免・解任と停職・減俸・譴責がある（地方公務員法第 70 条）。

懲戒処分は人事委員会の議決を経て任命権者が行う（地方公務員法第 72 条）。

懲戒処分を受けた者で処分に不服のある者は、処分事由説明書を受け取った日から 30 日以内に訴請審査委員会に審査を請求できる（地方公務員法第 67 条）。訴請審査委員会の審査・決定を経なければ行政訴訟を提起できない（地方公務員法第 20 条の 2）。

### 3 身分保障

#### （1）原則

公務員は刑の宣告、懲戒処分または法が定める事由によらなければその意思に反して休職・降任または免職処分を受けないこととされている。ただし、1 級公務員（行政副知事、特別市・広域市の行政副市長等）はこれに該当しないこととされている（地方公務員法第 60 条）。

#### （2）休職

公務員が、心身の故障のため長期療養を必要とする場合（1 年以内）、兵役に就く場合（服務期間満了まで）などにおいては、任用権者は本人の意思にかかわらず休職を命ずることができる。また、国際機構・外国機関・国内外の大学・研究機関・他の国家機関（採用期間）又は大統領令で定める民間企業その他の機関（3 年以内）に臨時に採用されるとき、海外留学をするとき（3 年以内、やむを得ない場合 2 年延長可）、教育人的資源部長官または行政自治部長官が指定する研究機関や教育機関で研修を受けるとき（2 年以内）、3 歳未満の子を養育するときや妊娠・出産の場合（1 年以内、女子公務員の場合 3 年以内）（任用権者はこの場合の休職を理由に不利

な処遇をしてはならないとされる)、事故・疾病等で長期間の療養を要する父母・配偶者・子・配偶者の父母の看護が必要なとき(1年以内かつ在職期間中合わせて3年以内)、外国で勤務・留学・研修することとなる配偶者を同伴するとき(3年以内、やむを得ない場合2年延長可)は、任用権者は、休職願を受けて休職を命ずることができる。(地方公務員法第63条・64条)

### (3) 降任

任用権者は、職制もしくは定員の変更または予算の減少などにより職位の廃止または過員が生じたときは、本人の同意がある場合には所属の公務員を降任することができる(地方公務員法第65条の4)。

### (4) 免職

地方自治団体の廃置・分合及び職制と定員の改廃または予算の減少などにより廃職または過員を生じた場合、休職期間の満了または休職事由の消滅後に職務に復帰しなかったり職務に耐えることができない場合、転職試験で3回以上不合格者として職務遂行能力が不足すると認定された場合、徴兵検査・入営または招集の命令を受けて正当な理由なくこれを忌避したり軍服務のために休職中の者が在営中に軍務を離脱した場合、当該職級で職務を遂行するのに必要な資格証の効力が喪失したり免許が取消されて担当職務を遂行することができなくなった場合等には、任用権者は、職権により免職を命ずることができる。

任用権者は免職を命ずるときは人事委員会の意見を聴かなければならない。

また、任用権者は、地方自治団体の廃置・分合及び職制と定員の改廃または予算の減少などにより廃職または過員を生じた場合の免職基準を任用形態・業務実績・職務遂行能力・懲戒処分事実等を考慮して定めなければならないとされている。この免職基準を定めるときやこの事由による免職対象者を決定するときにはあらかじめ当該人事委員会の議決を経なければならないとされている。(地方公務員法第62条)。

### (5) 定年

定年(停年)は、5級以上の一般職公務員は60歳、6級以下は57歳とされ、定年に達する月が1月から6月の間の場合は6月30日に、7月から12月の間の場合は12月31日に退職する(地方公務員法第66条)。

これについては2008年1月現在、政府と公務員労組との間で6級以下の公務員の定年延長について合意したところであり、今後国家公務員法及び地方公務員法の改正に向けて立法手続きが行われるようである。

### (6) 名誉退職

公務員として20年以上勤続した者が定年前に自ら進んで退職する場合、予算の範囲内で名誉退職手当を支給できる。地方自治団体の廃置・分合及び職制と定員の改廃または予算の減少などにより廃職または過員を生じた場合には、勤続20年未満の者が定年前に自ら進んで退職する場合であっても、予算の範囲内で名誉退職手当を支給できる(1998年の改正で追加)。なお、再び経歴職公務員として就職した

場合などには返還しなければならないとされている。

名誉退職手当の支給対象範囲・支給額・支給手続・返還額・返還手続等に関して必要な事項は大統領令で定めることとされている。（地方公務員法第 66 条の 2）

## 第 8 節 職員研修

すべて公務員と試補公務員になろうとする者は担当職務と関連のある学識・技術及び応用能力の養成のため法令の定めるところにより訓練を受けなければならないとされ、教育人的資源部長官または行政自治部長官は公務員訓練に関する総合的な企画・調整及び監督を行い、地方自治団体の長及び各級監督職位にある公務員は日常業務を通じて継続的に部下職員に訓練をさせる責任を負うこととされている（地方公務員法第 74 条）。

これを受けて、地方公務員教育訓練法、地方公務員教育訓練法施行令が定められ、各地方自治団体では条例が定められている。

地方自治体の長は所属地方公務員の体系的な能力開発のために 5 年単位の教育訓練基本計画を樹立し、これに基づき年度別施行計画を樹立して推進しなければならない。教育訓練基本計画には、教育訓練の目標、中長期人材需要及び所属地方公務員の力量分析、中長期教育訓練需要予測、教育訓練の実施、教育訓練機観の改善・発展、教育訓練に関する中長期投資計画、その他に教育訓練のために必要な事項が記載される（地方公務員教育訓練法第 42 条）。日本の各地方自治体の研修に比べ、研修課程・期間が長く、合宿制を採用するなど集中して研修できる体制になっている。広域自治団体にはそれぞれ公務員教育研修院が設置されており、おもにそこで実施されている。

公務員教育研修院以外の研修としては、次の 3 つがある。

- 1 職場訓練 所属の職場内で行う研修
- 2 国内委託訓練 公共教育機関や民間教育機関、国内大学等に委託して行う研修
- 3 国外教育訓練 外国の大学、研究所や政府機関、国際機構等に派遣する研修

## 第 9 節 高位公務員団制度

2006 年 7 月 1 日、国家公務員法が改正され、新たに高位公務員団制度がスタートした。

高位公務員団制度は、政府の主要政策決定および管理において核心的役割を担う室・局長級公務員を広く政府的次元で適材適所に活用し、開放と競争を拡大して成果責任を強化することを目的とする。

### 1 主要内容

（1）高位公務員団は、行政機関局長級以上の公務員により構成される。

一般職・別定職・契約職と外務公務員約 1,500 人余りが高位公務員団の構成になる。

また、副知事・副教育委員長など地方自治体などの国家高位職も高位公務員団に含まれる。



(2) 高位公務員は身分よりも仕事により人事管理される。

高位公務員に関しては、現行の1～3級の階級を廃止し、職務と職位により人事管理することとなる。

これに伴い、階級にこだわらない幅広い人事により適格者を任用できるようになる。

報酬は、階級や年功序列ではなく、業務と実績により支給される。

すなわち、職務の重要度・難易度および成果により報酬に差をつけて支給するのである。

(3) 高位職の開放を拡大し、競争を促進する。

現行の民間人と競争する開放型制度と共に、他部署公務員と競争する職位公募制が導入される。

(例示) 高位公務員職位を開放型職位 20%、公募職位 30%、部署自律人事職位 50%で区分

また、各政府機関長官は所属に関係なく全体高位公務員団の中から適任者を選することができる。

合わせて、部署に配置された高位公務員は所属長官が人事とサービスを管理する。

中央人事委員会は超過現員の管理と政府機関間の利害関係を調整する。

(4) 高位公務員に対する政府機関別の人事自立権が拡大する。

中央人事委員会の人事審査対象が縮小される。

階級段階別の昇進審査で高位公務員団への進出時にだけ人事審査が実施される。

(人事審査の範囲)



高位公務員の成果を体系的に管理して能力開発を強化する。

成果目標・評価基準などを直上級者と協議し、成果契約を締結し、目標達成度を評価する職務成果契約制が施行される。

また、高位公務員になるためには候補者教育と力量評価を経るようになる計画である。

候補者教育は各部署の課長級を対象にし、政府が直面する実際の政策課題に対する解決策を模索する問題解決型教育(Action Learning)方式で運営される。

合わせて、高位公務員団在職者には個人別に不足力量を補完する「合わせ型教育」を実施する。

職業公務員制の根幹を維持するものの高位職の責任性を向上する。

高位公務員の人事の実績主義原則と政治的中立性が保障されて定年および身分保障制度も存続される。

ただし、成果と能力が著しく劣る者は適格審査を通し、厳正な人事措置を施行する。

(非適格対象)

- ・ 成果評価最下位を2年連続または合わせて3年受けた場合
- ・ 無補職期間が2年に達した場合

(適格審査手続き)

|                                        |          |                                                       |         |      |
|----------------------------------------|----------|-------------------------------------------------------|---------|------|
| 随時：事由発生時<br>↓<br>適格審査対象<br>↑<br>定期：5年毎 | —適格審査要請→ | 高位公務員団適格審査委員会<br>5人以上で構成<br>委員長：中央人事委員長<br>委員：関係部署次官等 | —不適格決定→ | 職権免職 |
|----------------------------------------|----------|-------------------------------------------------------|---------|------|

## 2 開放型職位制度

### (1) 意義

開放型職位制度は公職社会の競争力向上のため、専門性が特に要求されたり効率的な政策樹立のために必要だと判断される職位に公職内外を問わず公開募集による選抜試験を経て、職務遂行要件をそろえた最適格者を選抜し、任用する制度である。

### (2) 導入背景および推進経過

長らく、公職は身分が保障された年功序列による人事運営など競争システムが不十分で、民間部門に比べて、競争力が劣り生産性が低いという指摘を受けるようになった。

したがって、政府では外部専門家を誘致し、行政の専門性を強化し、競争による公務員の資質向上を通し、政府の生産性を向上するために「開放型職位制度」を導入するようになった。

開放型職位制度については、学者らにより長らく開放型職位制導入の必要性が提起されてきた。また、盧武鉉政権もそのスタートと共に国政100大課題の一つとして公職社会に競争体制導入と外部専門家採用拡大を明言するようになった。

中央人事委員会が発足する以前に企画予算委員会(企画予算処の前身)は、1998年11月から1999年3月まで実施した政府経営診断結果を土台に161の開放可能職位を選定し、発表したことがあり、1999年5月24日の国家公務員法と政府組織法の改正により開放型職位制度の根拠が用意された。そして、公務員人事政策の改革を推進する中央人事委員会が発足し、開放型職位制度を管掌するようになった。

中央人事委員会は企画予算委員会経営診断結果を土台に関係機関協議と学界・マスコミ・市民団体・関係公務員など専門家が参加したパネル会議はもちろん関係機関の意見集約などを経て、1999年11月15日、38機関の129職位を開放型職位に指定した。

その後中央人事委員会では、企画予算委員会、経営診断調停委員会の審議と公聴会などを通して整理した意見、各機関の意見および市民団体の意見などを参考にして、

開放型職位の施行に必要な開放型職位の運営などに関する規定(大統領令)を用意した。同規定は学界および民間の人事専門家たちで構成されている中央人事委員会人事政策諮問会議の審議、立法予告、中央人事委員会の審議、閣僚会議議決などの手順を踏み 2000 年 2 月 28 日制定・施行された。

※推進経過

|            |                                                       |
|------------|-------------------------------------------------------|
| 1995.08    | 世界化推進委員会で汎政府的な職務分析について建議                              |
| 1996.01    | 職務分析企画団を構成し職務分析作業実施                                   |
| 1996.12.20 | 201 の専門職位選定                                           |
| 1998.02    | 政府組織改編により開放型専門職位数が 183 に減少                            |
| 1998.08    | 30 職位を追加指定(213 職位)                                    |
| 1998.10.26 | 高位職の開放方針を大統領に報告(室・局長級職位の 30%水準を開放)                    |
| 1998.11    |                                                       |
| ～ 1999.03  | 企画予算委員会で政府業務経営診断を実施                                   |
| 1999.05.24 | 『政府組織法』および『国家公務員法』改正による「開放型職位制度」導入根拠を用意               |
| 1999.07.28 | 161 開放可能職位発表                                          |
| 1999.08.31 |                                                       |
| ～ 11.30    | 『開放型任用制度の発展方案』研究用役(サービス)実施(政府改革研究所)                   |
| 1999.11.15 | 38 機関 129 の開放型職位を確定し発表                                |
| 1999.11.23 | 『開放型職位の運営などに関する規定案』関係部署との協議                           |
| 1999.12.23 | 『開放型職位の運営などに関する規定案』立法予告                               |
| 1999.12.27 | 国防部情報化企画官を開放型職位に追加指定(38 部署 130 職位)                    |
| 2000.01.19 | 『開放型職位の運営などに関する規定案』中央人事委員会が議決                         |
| 2000.02.28 | 『開放型職位の運営などに関する規定』公布・施行                               |
| 2000.03.16 | 『開放型職位運営指針』制定・施行                                      |
| 2001.01.17 | 女性省大会協力局長開放型職位新規指定(39 部署 131 職位)                      |
| 2001.07.21 |                                                       |
| ～11.20     | 『開放型職位制度運営実態調査・評価』研究用役(サービス)実施                        |
| 2002.01.30 | 国家人権委員会人権政策局長を開放型職位に新規指定(40 部署 132 職位)                |
| 2002.04.15 | 『開放型職位の運営などに関する規定』改正                                  |
| 2003.07.21 | 外部任用率活性化のための『開放型職位調整指針』施行                             |
| 2005.03.24 | 国防部人事局長、法務管理官を開放型職位に新規指定(43 部署 152 職位)                |
| 2005.04    | 43 部署 151 職位(文化観光部青少年業務→青少年委員会に移管)                    |
| 2005.06    | 43 部署 152 職位(警察庁治安政策研究所長を新規追加)                        |
| 2005.11    | 44 部署 153 職位(行政複合都市建設庁都市計画本部長を新規追加)                   |
| 2005.12    | 45 部署 156 職位(防衛事業庁 3 職位を新規追加) 獲得企画局長,防衛産業振興局長、契約管理本部長 |
| 2005.12    | 44 部署 157 職位(行政自治部自治人材開発院革新研究開発センター長を                 |

|         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
|         | 新規追加)                                 |
| 2006.01 | 45 部署 158 職位(国家清廉委員会審査本部長職位を新規追加)     |
| 2006.06 | 46 機関 204 職位(高位公務員団 162 職位、課長級 42 職位) |

### (3) 対象職種および指定基準

対象職種 一般職・特定職・別定職・契約職公務員に補する職位

(指定基準)

専門性:職務遂行に要求される経験的または学問的専門知識や技術の水準程度

重要性:職務内容や性格上、当該職位の業務が当てられて、機関の全体業務中で占める比重および当てられて、職位業務遂行結果の対国民影響と波及効果の程度

民主性:政策決定または執行に客観性・公正性が要求されて、多様な国民見解の反映や国民の参加が要求される程度

革新性:行政環境の変化などにより、制度や形態の迅速な改善または改革が要求される程度

調整性:公職社会内部の利害を土台にした機関間または部署間の利害関係調整の必要性程度

### (4) 開放型職位の運営

公告

任用期間満了2月前まで 受験願書受付開始前日まで14日以上

媒体

日刊新聞、官報、情報通信網その他の効果的な方法

選抜試験委員会

委員長を含む5人以上、委員長は民間委員の中から委嘱

民間委員(国公立大学教員含む)は1/2以上含む

## 3 公募職位制度

### (1) 概念

政府人力を効率的に活用するために欠員発生時、政府内公開募集を通し、適格者を選抜任用する制度

### (2) 対象職種および指定基準

対象職種

一般職・特定職高位公務員に補する職位

課長級以下は機関が自律的に指定・運営可能

指定基準

職務共通性:他機関の一部機能と業務性格が似ていて、人的交流が容易な職位

政策統合性:機関間利害関係調整または政策共同歩調などが必要で、人的交流を通し、政府政策の効果を高められる職位

革新必要性:他機関公務員の誘致を通し、機関の業務と政策または人的資源革新

を図る必要があると判断される職位

### (3) 公募職位の運営

公告

欠員予想 1 月前から、受験願書受付開始前日まで 7 日以上

媒体

当該機関および中央人事委員会のホームページ

選抜審査委員会

委員長を含む 5 人以上、他機関公務員または民間委員(国公立大学教員含む)は  
1/2 以上含む

所属長官が適格者を選定し任用

他機関所属公務員が最終選抜された場合、現所属機関の長は該当公務員を転補措置

## 4 人事審査制度

### (1) 制度の意義

高位公務員人事審査制度は国家公務員法第 7 条第 3 項・第 4 項および第 5 項の規定により、高位公務員団に属する一般職公務員、別定職公務員および契約職公務員の採用(契約職公務員の再契約含む)と一般職公務員の高位公務員団職位への昇進任用において公正性と客観性・適格性有無を中央人事委員会が実績主義原則に立ち、事前に検証することによって政策決定階層である高位公務員人事管理が合理的で透明に形成されるようにするのにその意味がある。

### (2) 運営現況

委員会構成:総 7 人

委員長,常任委員 1 人(事務局長兼任)、非常任委員 5 人

委員会運営

開催日時:毎週水曜日 15:00

\* 必要時変更または随時会の開催

意思・議決定足数

在籍委員過半数の出席で開議し、出席委員の過半数の賛成で議決

審査対象

高位公務員団に属する一般職公務員、別定職公務員および契約職公務員の採用  
(契約職公務員の再契約含む)

一般職公務員の高位公務員団職位への昇進任用

審査基準

(適法性など形式要件審査)

| 審査項目        | 審査基準                                                    |
|-------------|---------------------------------------------------------|
| 任用資格要件充足の有無 | 職務遂行要件充足の有無, 個別法令で定めた資格要件具備の有無など                        |
| 任用欠格事由該当の有無 | 国家公務員法第 33 条および公職選挙法第 266 条にともなう任用欠格事由該当の有無、昇進任用制限の有無など |

|           |                |
|-----------|----------------|
| その他適法性の有無 | 定・現員現況、欠員の有無など |
|-----------|----------------|

(適格性など実質要件審査)

| 審査項目   | 審査基準                                                                                |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 勤務実績   | ・最近３年間業務推進実績と職務成果契約制による評価結果、成果管理カードの評価意見<br>・監査院監査結果、国務調整室政策評価結果などを通し、政策成敗などの寄与度を確認 |
| 職務遂行能力 | ・候補者教育過程および力量評価結果、企画力、業務推進力など                                                       |
| 経歴     | ・任用予定職位関連分野勤務経歴、職位および職位別勤務期間など                                                      |
| 人柄     | ・改革性・清廉度・誠実さなど-国家情報院身元調査所属機関公務員と関連機関・団体の世論調査など                                      |

(その他基準)

機関別・職位別特性、職列または任用区分別公平性を考慮

審査実績

[ 1999.5.24 ～ 2007.8.31 ]

| 合計         | 人事審査            |                  |               |              |               |              |             | 審議<br>案件 | 報告<br>案件 |
|------------|-----------------|------------------|---------------|--------------|---------------|--------------|-------------|----------|----------|
|            | 小計              | 原案議<br>決         | 改善勸告<br>部議決   | 調整議<br>決     | 保留            | 否決           | 修正議<br>決    |          |          |
| 5,683<br>件 | 4,997<br>(100%) | 4,324<br>(86.5%) | 388<br>(7.8%) | 16<br>(0.3%) | 221<br>(4.4%) | 39<br>(0.8%) | 9<br>(0.2%) | 620      | 66       |

[審査決定類型] <審査実績>

審査決定類型

| 区分      | 内容                                               |
|---------|--------------------------------------------------|
| 原案議決    | 機関で審査要請した人事案を受け入れて議決する場合                         |
| 改善勸告部議決 | 機関人事案を受け入れるものの、不合理な人事運営に対し改善勸告意見を付けて、議決する場合      |
| 調整議決    | 保留された案件中機関で候補者・人事時期などを調整して再審査要請した人事案を受け入れて議決する場合 |
| 保留      | 関連資料の調査など補完が必要で決定を留保する場合                         |
| 否決      | 法令要件に適合せず、１・２順位者が全て非適格で、人事案に同意しない場合              |
| 修正議決    | １順位者より２順位者がさらに適格だと判断して、順位を変更して議決する場合             |

[再議要求]

中央人事委員会の決定に応じられない特別な事由がある場合その理由を明示して中央人事委員会に再議を要求する。

ただし、任用提案権者が審査結果に応じられない場合には再議を要求しないで中央人事委員会の審査結果を貼付して、直接任用提案可能(国家公務員法第７条第５項)

## 5 適格審査

### (1) 制度概要

#### ア 制度意義

国家公務員法第 70 条の 2 (適格審査) および高位公務原級人事規定第 5 章 (適格審査) の規定により高位公務員団職位の職務遂行が困難な公務員に対して適切な手順を踏み、職権免職するようにすることで高位公務員団の力量を強化して同制度の効率性を向上

#### イ 適用範囲

高位公務員団職位に在職中であつたり、派遣・休職などで人事管理されている一般職高位公務員

### (2) 適格審査の種類

#### ア 定期適格審査

高位公務員で任用された日から 5 年ごとに実施する適格審査

#### イ 随時適格審査

- ・成果最下位等級者適格審査: 連続して 2 年以上最下位等級評定または合計 3 年以上最下位等級評定時に実施する適格審査
- ・無補職者適格審査: 正当な事由なしに職位を与えられない期間が合計 2 年に達した場合実施する適格審査

### (3) 適格審査別基準および手続き

#### ア 定期適格審査

##### 要求要件

一般職高位公務員で任用された日から 5 年ごとが経過した場合 (開放型職位または公募職の上に任用された者は当該職位任用日から 5 年が経過した場合)

##### 対象期間

高位公務員団進入日 (開放型・公募職位任用日、直前適格審査議決通知日) から適格審査当日まで

|                                         |            |                                                                 |           |      |
|-----------------------------------------|------------|-----------------------------------------------------------------|-----------|------|
| 随時：事由発生時<br>↓<br>適格審査対象<br>↑<br>定期：5 年毎 | → 適格審査要請 → | 高位公務員団適格審査委員会<br>7～9 人で構成<br>委員長：中央人事委員長<br>委員：関係部署次官<br>民間専門家等 | → 不適格決定 → | 職権免職 |
|-----------------------------------------|------------|-----------------------------------------------------------------|-----------|------|

##### 審査基準

適格審査要求要件充足の可否など適法性 (形式要件) 審査

勤務成績および能力など適格性 (実質要件) 審査・主要業務推進実績、成果評価結果、叙勲功績、職務遂行能力など

##### 非適格議決基準

最下位等級評定を合計 2 年以上受け、正当な事由なしに職位を与えられない期間が 1 年以上経過した者であつて高位公務員として職務を継続して遂行することが困難であると判断される者

最下位等級の評定を1年以上受けて、正当な事由なしに職位を与えられない期間が合計1年6月以上経過した者であって高位公務員として職務を継続して遂行することが困難であると判断される者

#### イ 随時適格審査

##### 要求要件

正当な事由なしに合計2年間無補職である場合

勤務成績評定の結果、連続2年または合計3年最下位評定を受けた場合

##### 対象期間

適格審査対象期間は高位公務員団進入以後適格審査当日までである。

##### 審査基準

定期適格審査基準と同一

職務成果契約制は長・次官など機関の責任者と室・局長、課長間に公式的な成果契約(Performance Agreement)を締結し、成果目標および指標などに関して合意し、当該年度の“職務成果契約”により個人の勤務成績を評価し、評価結果を成果給・昇進などに反映する人事管理システムである。

##### 非適格議決基準

随時適格審査の要求要件を充足しながらも、高位公務員の職務を継続して遂行することが困難であると判断される者

#### ウ 適格審査議決効果

適格審査を通し不可避な事由または不当な評定などによる最下位評定として非適格事由に該当しないことで判定された評定結果および正当な無職責期間と判定された期間に対しては次回、随時又は定期適格審査対象にならないこと  
非適格議決時所属長官は職権で免職提案可能

#### エ 適格審査委員会構成・運営

##### 委員会構成

委員長(中央人事委員会委員長)を含み、委員7ないし9人で構成するものである。委員は中央人事委員会委員の資格をそろえた人物のうち委員長が提案し、大統領が委嘱する。委員は次官級2人以内、高位公務員2人以内、委員長推薦4人以内

##### 委員会運営

会議は委員長が必要だと認める時に開催

委員会は在籍委員過半数賛成で議決

委員会会議録は記録・維持するものの、委員の発言内容は非公開

#### オ 議決期限

定期適格審査は60日以内、随時適格審査は30日以内(30日延長可能)

#### カ 非適格議決処分および救済手続き

##### 非適格議決にともなう処分

所属長官は非適格議決を受けた者に対し7日以内に職権免職処分可能



この場合職権免職処分私有（事由）説明書交付  
救済手続き

職権免職処分を受けた者は 30 日以内に請願審査請求可能

## 第7章 自治立法

### 第1節 自治立法制定権の根拠

#### 1 地方議会と条例制定権

1961年に地方自治が停止され、「地方自治に関する臨時措置法」の規定により地方議会の権限を上級行政庁が代行するようになって以来、1988年の地方自治法第6次改正により地方議会が復活するまでの間は、自治立法制定権についても上級行政庁の関与が付されていた。すなわち、広域自治団体である市・道の条例については内務部長官の、基礎自治団体である市・郡・自治区の条例については市・道知事の承認が、それぞれ必要とされていた。

1991年に実施された地方議会議員選挙により30年ぶりに議会が復活した結果、この上級行政庁による承認は不要となり、地方自治団体の自治立法権についてもようやく従前の状態となった。

#### 2 条例制定権の法的根拠

条例、規則等の自治立法制定権の根拠は憲法及び地方自治法に求めることができる。

まず、憲法第117条第1項では、「地方自治団体は、住民の福利に関する事務を処理し、財産を管理し、法令の範囲内で自治に関する規定を制定することができる」と規定し、「法令の範囲内」という留保のもとに自治立法権を保障している。

これを受け、地方自治法第22条では、「地方自治団体は法令の範囲内でその事務に関し条例を制定することができる」と規定し、条例制定権の実定法上の根拠となっている。

なお、規則についても地方自治法第23条で「地方自治体の長は法令や条例が委任した範囲でその権限に属する事務に関し規則を制定することができる」と規定しているところである。

### 第2節 条例の制定手続

#### 1 議会の議決等

条例の制定及び改廃は、地方議会の議決事項となっている（地方自治法第39条第1項第1号）。条例案が地方議会で議決されたときは、議長は議決の日から5日以内に当該地方自治団体の長に移送し、移送を受けた地方自治団体の長は20日以内にこれを公布しなければならない。

また、地方自治団体の長は条例案に対して異議があれば、当該条例案を移送の日から20日以内に理由を付して地方議会に還付し再議を要求することができる。ただしこの場合、条例案の一部のみの再議や修正案の再議は要求することができない（地方自治法第26条第1項から第3項）。

再議要求を受けた地方議会は条例案を再議に付すこととなるが、在籍議員の過半数の出席と出席議員の3分の2以上の賛成により従前と同じ議決をした場合はその条例案は条例として確定する。なお、地方自治団体の長が条例案の移送を受けてから20日以内に公布も再議要求もせず不作為により20日の期間が経過した場合であっても、当該条例案は条例として確定することとされている（地方自治法第26条第4項及び第

5 項)。

## 2 公布

再議され確定した条例や地方自治団体の長の不作為により期間が経過した条例は、地方自治団体の長が遅滞なく公布しなければならない。この場合において、条例が確定したとき（再議後確定した条例は移送を受けてから）から 5 日以内に長が公布しないときは、地方議会の議長がこれを公布することとされている（地方自治法第 26 条第 6 項）。

条例に効力発生日の規定が明記されていない場合は、公布の日から 20 日が経過した日からその効力が発生する。公布の方法については、当該地方自治団体の公報に掲載して行うことが定められている。ただし、地方議会の議長が公布する場合は、公報若しくは日刊新聞への掲載又は掲示板に掲載して行うこととされている（地方自治法第 26 条第 7 項及び第 8 条。地方自治法施行令第 30 条第 1 項）。

なお、公布日は、公報や新聞の発行日又は掲示板への掲載日である旨が明定されている（地方自治法施行令第 31 条）。

## 3 報告

条例や規則を制定及び改廃する場合、市・道知事は行政自治部長官に、市長・郡守および自治区の区庁長は市・道知事にその全文を添付して、それぞれ報告しなければならない。報告を受けた行政自治部長官はこれを関係中央行政機関の長に通知しなければならない（地方自治法第 28 条）。

## 4 条例・規則審議会

地方自治団体の長が条例・規則を制定、改廃及び公布等をしようとする場合に、その妥当性・適法性等の適否を検討するため、長の所属下に条例・規則審議会を置くこととされている（地方自治法施行令第 28 条第 1 項）。条例・規則審議会は、次の各号の事項を審議・議決する。

- (1) 地方自治団体の長が地方議会に提出する条例案
- (2) 地方議会の議決を経た条例公布案
- (3) 住民の条例制定又は改廃の請求における有効署名の確認、異議申請及び請求要件に関する事項
- (4) 地方自治団体の長が制定・改廃しようとする規則案
- (5) 予算案、決算案その他地方議会に提出する案件中、地方自治団体の長が審議会の審議・議決が必要と認めた事項

条例・規則審議会の議長には地方自治団体の長が、副議長には副知事、副市長、副郡守、副区庁長が充てられ、委員は室長、局長、課長の中から選任される。

審議会の会議は議長、副議長を含む在籍委員の過半数の賛成により議決する。この条例・規則審議会は、広域自治団体である市・道及び基礎自治団体である市・郡・区の全てに置かれていて、2006 年の実績では、4,742 回開催され、22,312 件が審議されている。なお、広域自治体に限れば、開催 382 回・審議件数 3,041 件であることから、平均すると各市・道で年間約 24 回開催され、1 回当たり約 8 件の審議を行っているこ

とになる。

### 第3節 法的特徴

#### 1 日本との比較

韓国の地方自治法における条例及び規則に関する規定は、概ね日本の地方自治法の規定と類似はしているが、異なる点もいくつか見られる。

第1に、条例制定範囲の限界についてである。これに関し、日本の地方自治法では「...法令に違反しない限りにおいて...条例を制定することができる」(第14条第1項)と規定しているのに対して、韓国の地方自治法は「...法令の範囲内において条例を制定することができる」(第22条)と規定しており、立法範囲と自立性において、文理上より限定されたものとなっている。

第2に、住民の権利を規制し義務を課する、いわゆる行政事務条例の制定についてである。日本の地方自治法では「...義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」(第14条第2項)と規定し、必要的条例事項である旨を明記しつつ自治体任意の条例制定を前提としているのに対して、韓国の地方自治法では「...住民の権利の制限若しくは義務の賦課に関する事項又は罰則を定めるときは法律の委任がなければならない」(第22条ただし書)と規定し、行政事務条例の制定には法律の委任を要することとされている。

第3に、罰則規定の付与についてである。日本の地方自治法では、「...条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁固、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる」(第14条第3項)と規定し、条例に秩序罰だけでなく刑事罰も置くことができるとされている。これに対して韓国の地方自治法では、上述のように「...罰則を定めるときは法律の委任がなければならない」(第22条ただし書)とし、刑事罰については法律の委任を要することとしており、自治体の任意で付与できるのは秩序罰である「1,000万ウォン以下の過怠料」のみである(第27条第1項)。

第4に規則の制定についてである。日本の地方自治法では「普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる」(第15条第1項)としているのに対して、韓国の地方自治法では「地方自治団体の長は、法令又は条例が委任した範囲内においてその権限に属する事務に関して規則を制定することができる」(第23条)とし、長の規則制定権についても法令又は条例の委任の範囲内に制限している。

第5に広域自治団体の条例と基礎自治団体の条例の関係である。地方分権一括法による改正前の日本の地方自治法では、都道府県が市町村の行政事務に関して必要な規定を設けることができ(いわゆる「統制条例」)、これに違反する市町村条例は無効とされていたが、現行の規定ではこれが削除された。これに対して韓国の地方自治法では、「市・郡及び自治区の条例又は規則は市・道の条例又は規則に違反してはならない」(第24条)としており、一般的に広域自治団体の条例の優位性を規定している。

以上をまとめると、次の表のとおりとなる。

〈図表 7－1〉 自治立法権に関する日韓比較

| 区 分                    | 韓国の地方自治法                                                          | 日本の地方自治法                                                                                                                             |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 条例の制定範囲                | 地方自治団体は、法令の範囲内において条例を制定することができる（第 22 条本文）。                        | 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる（第 14 条第 1 項）。                                                                 |
| 権利制限・義務賦課に関する条例の制定     | 住民の権利の制限若しくは義務の賦課に関する事項又は罰則を定めるときは法律の委任がなければならない（第 22 条ただし書）。     | 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。（第 14 条第 2 項）                                                           |
| 条例違反に対する罰則規定           | 地方自治団体は、条例で条例違反行為に対して 1,000 万ウォン以下の過怠料を定めることができる（第 27 条第 1 項）。    | 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2 年以下の懲役若しくは禁錮、100 万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は 5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。（第 14 条第 3 項） |
| 長の規則制定権                | 地方自治団体の長は、法令又は条例が委任した範囲内において、その権限に属する事務に関して規則を制定することができる（第 23 条）。 | 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。（第 15 条第 1 項）                                                                 |
| 規則違反に対する罰則規定           | （規定なし）                                                            | 普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。（第 15 条第 2 項）                                   |
| 広域自治団体の条例と基礎自治団体の条例の関係 | 市・郡及び自治区の条例又は規則は市・道の条例又は規則に違反してはならない。（第 24 条）                     | （規定なし）                                                                                                                               |

## 2 条例制定権の範囲を巡る法的問題と解釈

前述のとおり、韓国の地方自治団体の条例制定権の範囲は、法の文言上、日本と比較して、より限定・制約されたものとなっている。

これらの規定に対しては、韓国内においても議論があるところであるが、現実の判例を見ると、柔軟性のある法解釈などにより、法体系の理論的整合性を図りつつ多少なりとも地方自治団体の条例制定権を保障しようとする傾向が見られる。

### （1）対象となる事務

地方自治団体が制定できる条例の対象となる事務は、固有事務と団体委任事務とし、機関委任事務については法令に委任された範囲内でのみ認められるとした次のような大法院の判示がある。

「地方自治法第 15 条（注；現在の第 22 条）、第 9 条によれば、地方自治団体が自治条例を制定することができる事項は地方自治団体の固有事務である自治事務と個別法令によって地方自治団体に委任された団体委任事務に限り、国家事務が地

方自治団体の長に委任された機関委任事務は原則的に自治条例の制定範囲に属さないもので、ただし機関委任事務においてもそれに関する個別法令で一定の事項を条例によって定めるように委任している場合には、委任を受けた事項に関して個別法令の主旨に符合する範囲内でいわゆる委任条例を定めることができる」（大法院 2000 年 5 月 30 日公園条例改正条例案無効訴訟判決）

## （2）法令の範囲内

「法令の範囲内において」条例を制定することができると定めた地方自治法第 22 条本文の規定については、いわゆる法の先占領域での条例制定の可否を巡る問題がある。これについては生活保護法（1999 年 9 月「国民基礎生活保護法」の制定により廃止）の「上乗せ条例」に相当する条例について、同法の規定に矛盾抵触せず、「法令の範囲内」とした判例がある。即ち生活保護法で生計費支援の対象とならない「自活保護」の対象者の中で、事実上生活が困難な者等一定要件を満たす者に対して、生活保護法とは別途に、同法に準ずる生計費を支援する内容の条例に対して、次のように判示し、これを認めたものである。

「地方自治団体は、法令に違反しない範囲内でその事務について条例が制定できるのであり、条例が規律する特定事項に対してそれを規律する国家の法令が既に存在している場合でも、条例が法令と別途の目的を期して規律することを意図するもので、その適用のために法令の規定が意図する目的と効果を全く阻害することがないとき、又は両者が同一の目的から出発したものであるとしても、国家の法令が必ずその定めにより全国にわたって一律に統一した内容を規律しようとする趣旨ではなく、各地方公共団体がその地方の実状に合うように別途規律することを容認する趣旨であると解釈されるときは、その条例が国家の法令に違反するものではない。」（大法院 1997 年 4 月 25 日低所得住民生計保護支援条例案議決無効確認訴訟判決）

## （3）法律の委任

地方自治法第 22 条ただし書は、行政事務条例の制定には法律の委任が必要とする旨の規定を設けているが、これについては、憲法で「地方自治団体は...法令の範囲内で自治に関する規定を制定することができる」（第 117 条第 1 項）と定めていることから、当該規定が違憲か合憲かについてかねてから争いがあるところである。これに対して大法院では次のように判示してこれを合憲としている。

「地方自治法第 15 条（注；現在の第 22 条）は、原則的に憲法第 117 条第 1 項の規定のとおり地方自治団体の自治立法権を保障しつつ、そのただし書で国民の権利制限・義務賦課を規定する条例の重大性に照らし立法政策的考慮により法律の委任が必要と規定しているところ、これは基本権の制限に対し法律留保原則を宣言した憲法第 37 条第 2 項の趣旨に符合しており、条例制定における上記のような場合に、法律の委任根拠を必要とすることは違憲性があるとはいえない。」（大法院 1995 年 5 月 12 日「全羅北道共同住宅入居者の保護のための条例案無効確認訴訟判決」）

一方、地方自治法第 22 条ただし書の解釈についても、憲法裁判所は、要件であ

る「法律の委任」の意味を柔軟に解釈することにより、自治団体の条例制定権に多少の融通性を与えている。具体的には、たばこ事業法に直接の根拠規定がなく施行規則の規定を委任の根拠として制定された「たばこ自販機」の設置禁止条例について、次のように判示して合法としている。

「条例制定権者である地方議会は、選挙を通してその地域的な民主的正当性を備えている住民の代表機関であり、憲法が地方自治団体に対して包括的な自治権を保障している趣旨からみて、条例に対する法律の委任は、法規命令に対する法律の委任のように必ず具体的な範囲を定めて行う必要がなく、包括的なことで足りる。」(憲法裁判所 1995 年 4 月 20 日 富川市たばこ自動販売機設置禁止条例違憲確認訴訟判決)

このように、現実の法解釈においては柔軟性のある運用がなされてはいるものの、行政学会や地方自治関係者の間では、そもそも地方自治法の規定自体を改正し、地方自治団体の条例制定権を明文法規で保障すべきという意見が強い。

#### 第 4 節 条例の制定事例

条例の制定範囲は様々な分野に及んでいる。

ここでは、広域自治団体の一つである江原道の場合を例として、現行条例の名称を具体的に列挙することにより、実際に条例が制定されている分野を鳥瞰することにする。

なお、分類は地方自治団体の自治法規や自治団体統計情報のデータベースを構築している「自治法規情報システム」による江原道の例規の目次による。

〈図表 7-2〉江原道において制定されている条例

##### 第 1 編 議会

- 江原道議会事務機構設置及び職員定数条例
- 江原道議会議員倫理綱領及び倫理実践規範運用条例
- 江原道議会会期運営等に関する条例
- 江原道議会公認条例
- 江原道議会に出席・答弁することができる関係公務員の範囲に関する条例
- 江原道議会顧問弁護士条例
- 江原道議会行政事務監査及び調査に関する条例
- 江原道議政会支援条例
- 江原道議会議員議政活動費等支給に関する条例
- 江原道議会委員会条例

##### 第 2 編 公報

- 江原道政誌条例

##### 第 3 編 国際協力

- 江原道海外姉妹道研修生奨学金支援条例

##### 第 4 編 監査

- 江原道条例題名分かち書き等一括整備条例

- 江原道訴訟遂行者褒賞金支給条例
- 江原道顧問弁護士条例
- 江原道訴訟事件随行証人等の実費弁償条例
- 江原道公職者倫理委員会構成及び運営に関する条例
- 江原道立法予告に関する条例
- 江原道住民監査請求に関する条例
- 江原道条例・規則等公布に関する条例
- 江原道行政法規相談室条例

## 第5編 企画管理

### ・企画

- 江原道民の日条例
- 江原道各種委員会構成及び運営等に関する条例
- 江原道民提案条例
- 江原道学校用地負担金賦課徴収及び特別会計設置条例
- 江原道南北交流協力基金条例
- 江原道学校給食食材料使用及び支援に関する条例
- 南北江原道交流協力委員会条例
- 江原発展研究院設立及び運営条例
- 江原道政調停委員会条例
- 江原道学術振興条例
- 江原道議会議員詳解等報償金支給に関する条例

### ・予算

- 江原道地方公社・公団社長推薦委員会運営条例
- 江原道開発公社設置及び管理・運営条例
- 江原道地域開発基金設置条例
- 江原道財政運営委員会構成・運営条例
- 江原道補助金管理条例
- 江原道地方公企業法適用対象事業の基準に関する条例
- 江原道統合管理基金設置及び運用条例
- 江原道財政補填金配分条例
- 江原道地方債償還基金設置運用条例

### ・政策管理

- 江原道経済先進道等に関する委員会条例

### ・情報化

- 江原道地域情報化促進条例

## 第6編 自治行政

### ・総務



- 江原道旗条例
- 江原道褒賞条例
- 江原道試験手当支給条例
- 江原道地方公務員手当支給条例
- 江原道地方公務員服務条例
- 江原道地方公務員旅費条例
- 江原道公印条例
- 江原道名誉道民証書授与条例
- 江原道公務員日・宿直手当支給条例
- 江原道地方特別職公務員の任用等に関する条例
- 江原道行政機構設置条例
- 江原道副知事資格基準に関する条例
- 江原道公務員職場協議会設立・運営に関する条例
- 江原道地方公務員定員条例
- 江原道事務の民間委託条例
- 江原道事務委任条例
  - ・自治支援
- 江原道民会館運営・管理条例
- 江原道紛争調整委員会構成及び運営に関する条例
- 江原道住民条例制定及び改廃請求に関する条例
- 江原道ボランティア活動支援条例
- 江原道住民投票条例
- 江原道社会団体補助金支援条例
- 江原道セマウル奨学金支給条例
- 江原道市・郡議会議員定数及び選挙区等に関する条例
- 江原道日帝強占下強制動員被害真相究明実務委員会設置及び運営に関する条例
- 江原道善行道民大賞条例
- 江原道統合防衛協議会構成及び運営等に関する条例
- 江原道居住外国人支援条例
  - ・税務会計
- 江原道収入証紙条例
- 江原道諸証明等手数料徴収条例
- 江原道会計関係公務員財政保証条例
- 江原道公有財産管理条例
- 江原道契約審議委員会構成・運営に関する条例
- 江原道決算監査委員選任及び運営に関する条例
- 江原道物品管理条例

- 江原道保証債務管理条例
- 江原道歳入徴収報奨金支給条例
- 江原道税条例
- 江原道税減免条例
  - ・ 体育青少年
- 江原道体育振興協議会組織運営に関する条例
- 江原道体育会館管理及び運営に関する条例
- 江原道ノルディック競技場運営管理条例
- 江原道体育振興基金設置及び運用条例
- 江原道世界ジャンボリー修練場施設利用料徴収条例
- 江原道青少年希望基金管理条例
- 江原道青少年委員会運営条例
- 江原道未来人材育成及び支援条例
  - ・ 国際行事
- 2009 スノーボード世界選手権大会等組織委員会設立・支援に関する条例
- 2014 平昌冬季オリンピック誘致委員会支援育成条例
- 第7編 環境観光文化
  - ・ 観光政策
- 江原平和賞条例
- 江原道観光事業経営安定資金支援条例
- 江原道地方空港利用航空事業者財政支援条例
- 江原道観光エキスポ主題館等入場料及び施設利用料徴収条例
- 江原道観光エキスポ発展基金設置及び運用条例
  - ・ 観光開発
- 江原道中島観光地入場料及び施設使用料徴収条例
- 江原道立公園管理条例
  - ・ 文化芸術
- 江原道文化賞条例
- 江原道文化芸術振興条例
- 江原道衣岩大賞条例
- 江原道栗谷大賞条例
- 江原国楽芸術会館運営条例
- 江原道立芸術団運営条例
- 江原道伝統寺刹保存区域周辺地域保護条例
- 江原道文化財保護条例
- 江原道史編纂委員会条例
- 江原道地名委員会条例

・環境政策

- 江原道親環境商品購買促進条例
- 江原道自然環境研究公園管理・運営条例
- 江原道自然環境保全条例
- 東江流域自然休息地管理条例
- 江原道環境影響評価条例
- 江原道自然学習院運営条例
- 江原道環境汚染被害紛争調整条例
- 江原道環境基本条例
- 清浄江原 21 実践協議会設置及び運営条例
- 江原道環境保全諮問委員会条例
- 江原道環境大賞条例一部改正条例

・きれいな水保全

- 江原道水質汚染低減基金設置及び運用条例
- 江原道五色温泉管理条例
- 江原道地下水条例

第8編 保健福祉女性

・社会福祉

- 江原道長寿老人手当支給条例
- 江原道国家叙勲対象者優遇及び支援に関する条例
- 江原道障害者総合福祉館設置及び運営条例
- 江原道社会福祉基金設置及び運用条例
- 江原道リハビリ病院条例
- 江原道医療給与基金特別会計設置及び運用条例
- 江原道障害者福祉委員会設置及び運営条例
- 江原道公共施設内の売店及び自動販売機設置障害者優待条例
- 江原道障害者福祉大賞条例
- 江原道商売等に関する条例
- 江原道医療給与審議委員会条例
- 江原道社会福祉委員会条例

・女性家族

- 江原道女性発展条例
- 江原道保育条例
- 江原道申師任堂賞条例

・保健衛生

- 江原道地方医療院設立及び運営条例
- 江原道附設医院設置条例

- 江原道健康生活実践協議会条例
- 江原道抗結核剤補給手数料徴収条例
- 江原道保健医療審議委員会条例
- 江原道食品振興基金設置及び運用条例
- 第9編 農政山林
  - ・農漁業政策
- 江原道農漁業人大賞条例
- 江原道農漁村振興基金設置及び運用条例
  - ・農産支援
- 江原道水利系管理条例
  - ・流通園芸
- 江原道農水特産物品質管理に関する条例
- 江原道農水特産物陳品センター設置及び運営条例
  - ・畜産
- 江原道遺棄動物保護に関する条例
- 江原道家畜衛生試験所検査手数料徴収条例
  - ・山林政策
- 江原道自然休養林入場料及び施設使用料徴収条例
- 江原道立花木園管理及び運営条例
- 江原道立春川狩猟場管理条例
- 第10編 産業経済
  - ・経済政策
- 大関嶺新・再生エネルギー展示館管理及び運営条例
- 江原道地方公務員職務発明補償条例
- 江原道流通紛争調整委員会運営条例
- 江原道地域経済協議会条例
- 江原道消費者条例
- 江原道産業平和賞条例
- 江原道夏季貯炭資金融資条例
- 江原道地方技能競技大会運営条例
- 江原道労使政協議会設置及び運営条例
- 江原道エネルギー基本条例
  - ・企業支援
- 江原道郷土工芸館運営管理条例
- 江原道信用保証財団支援に関する条例
- 江原道中小企業支援機関協議会設置及び運営条例
- 江原道中小企業総合支援センター設立及び運営条例

- 江原道中小企業製品購買促進条例
- 江原道中小企業育成基金設置及び運用条例
  - ・企業誘致
- 江原道企業及び投資誘致促進条例
- 江原道外国人投資誘致促進に関する条例
  - ・知識産業
- 江原道テクノパーク設立及び運営支援条例
  - ・炭鉱地域開発
- 江原道廃鉱地域移転企業支援条例
- 江原道備蓄無煙炭管理基金設置条例
- 江原道廃鉱地域開発基金設置条例
- 江原道廃鉱地域開発支援に関する条例
- 第 11 編 建設防災
  - ・地域都市
- 江原道公営開発事業設置条例
- 江原道都市計画条例
- 江原道景観形成条例
- 江原道地方建設技術審議委員会条例
  - ・住宅地籍
- 江原道地理情報体系の構築及び活用等に関する条例
- 江原道都市・住居環境整備事業条例
- 江原道住宅仲介手数料等に関する条例
- 江原道住宅条例
- 江原道屋外広告物等管理条例
- 江原道農漁村住宅事業運営管理条例
- 江原道建築条例
  - ・道路交通
- 江原道道路保守用装備運営管理条例
- 江原道運輸従事者研修院建設基金運用条例
- 江原道道路占用料徴収条例
- 江原道牽引自動車運営に関する条例
- 江原道建設工事品質試験手数料徴収条例
- 江原道自動車管理事業登録基準に関する条例
- 江原道地方道と他の道路等との連結に関する条例
- 江原道物流政策委員会構成・運営等に関する条例
  - ・災難管理
- 江原道安全管理委員会運営条例

- 江原道災難安全対策本部運営条例
- 江原道安全管理諮問団構成及び運営に関する条例
  - ・防災復旧
- 江原道事前災害影響性検討委員会構成及び運営条例
- 江原道災害影響評価条例
- 江原道災難管理基金運用条例
- 江原道河川占用料及び使用料徴収条例
- 第 12 編 消防本部
  - ・防護救助
- 江原道義勇消防隊子女奨学金支給条例
- 江原道 119 市民水上救助隊設置及び運営条例
- 江原道義勇消防隊設置条例
- 江原道危険物安全管理条例
- 第 13 編 未来企画団
  - ・未来開発
- 江原道革新都市管理委員会構成及び運営に関する条例
- 江原道供与区域周辺地域等の地方発展委員会条例
  - ・革新分権
- 江原道規制改革委員会設置及び運営条例
- 第 14 編 直属機関等
  - ・農業技術院
- 江原道農業技術院試験・分析・生産事務処理条例
- 江原道農業人団体会館運営管理条例
- 江原道農機械巡回修理及び技術教育に関する条例
  - ・保健環境研究院
- 江原道保健環境研究院の試験・研究等に関する条例
  - ・道立江原専門大学
- 道立江原専門大学運営特別会計設置条例
- 江原道立大学奨学基金運用条例
  - ・環東海出張所
- 江原道地域沿岸管理審議会条例
- 江原道海難漁業人遺家族支援基金設置及び運用条例
  - ・女性政策開発センター
- 江原道女性政策開発センター運営条例

## 第8章 消防防災・教育・警察行政

### 第1節 消防防災

地方自治体は、消防防災について、地域及び職場民防衛組織（義勇消防隊を含む）の編成及び運営並びに指導・監督、火災予防及び消防に関する事務を行う。（地方自治法第9条）

#### 1 韓国の消防制度の沿革

韓国では、1946～1948年の米国軍政時代に、それまで警察に属していた消防が独立し、初めて自治消防体制が敷かれた。中央には消防委員会と消防庁が、地方には道消防委員会と地方消防庁が設置された。しかし、1948年の韓国政府樹立後は国家消防体制が敷かれ、1958年の消防法制定により、中央では内務部の国家警察本部の中に消防課が、地方では警察局の中に消防課が設置され、身分は警察公務員法が適用される警察官となった。

1970年以降、見直しが行われ、1972年の政府組織法の改正により、消防は警察から再び独立した。この時点では、ソウル特別市と釜山直轄市の消防は自治消防であるが、その他の市・道は国家消防という二重の制度であった。1975年には内務部に民防衛本部が設置され、その中の組織として消防局が設置された。1978年には消防公務員法が制定され、消防職員の身分を規制・保障することとなった。

1991年には消防法が改正され、1992年4月以降、市・道の広域自治消防が実施されることとなり、市・道に消防本部が設置され、消防職員の大部分は地方公務員となった。

2003年には2月の大邱地下鉄放火事件や9月の台風14号で多数の死傷者が出たことを契機に防災体制が抜本的に見直されることとなった。その結果、旧行政自治部防衛災難統制本部消防局を格上げし、2004年6月1日、政府組織法と災難及び安全管理基本法に基づき、各種災難から国民の生命と財産を保護することを目的とした消防防災庁が行政自治部の外庁として誕生した。

なお、1958年の制定以降、多くの改正により体系や内容が複雑となっていた消防法は、消防基本法をはじめ4つの法律へ機能別に分離（2003年5月制定）されたことに伴い廃止された。

#### 2 消防防災庁

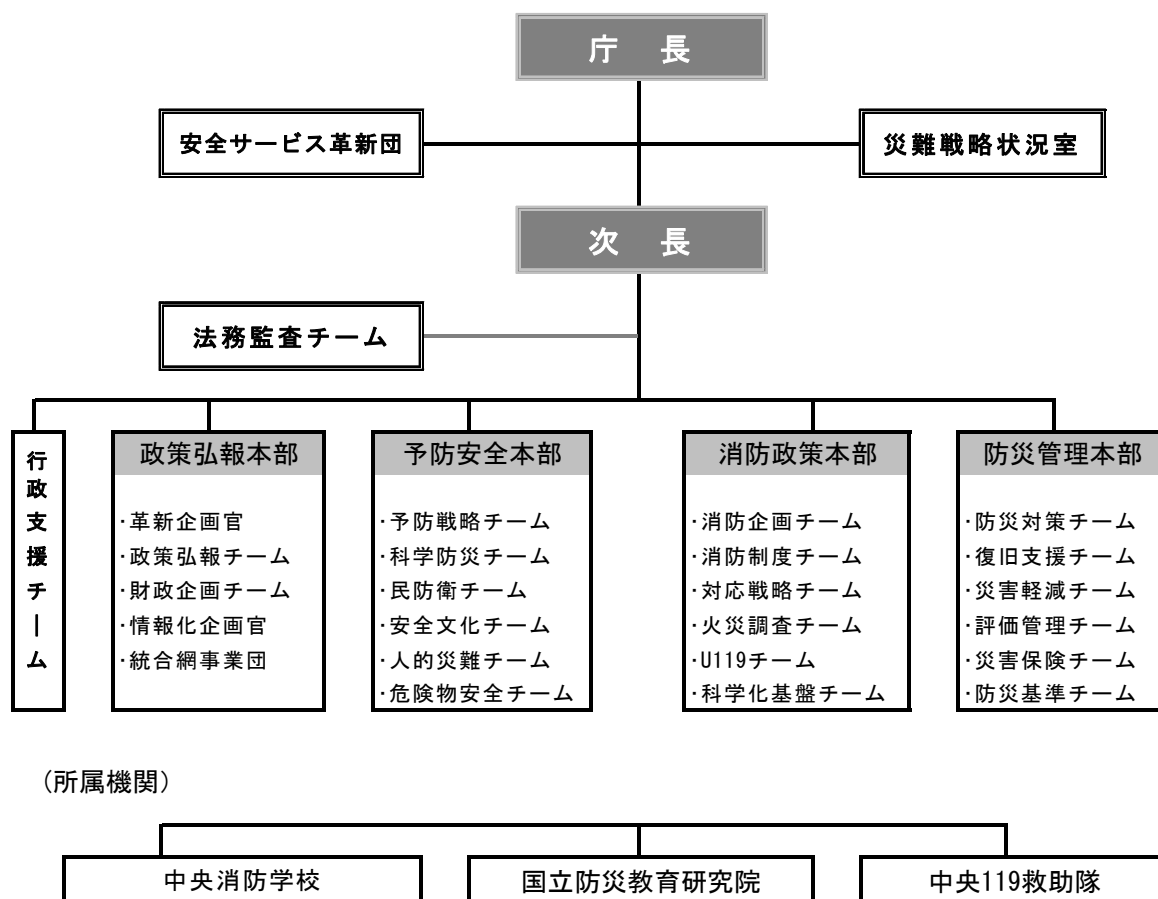
消防防災庁は前述の目的に従い、各種災難関連業務体系を一元化した国家行政組織である（組織図は図表8-1参照）。政策広報本部では政策広報活動や予算、情報システム等を、予防安全本部では民防衛や災害予防を、消防政策本部では消防関連業務を、防災管理本部では防災関連業務を、それぞれ担当している。所属機関として、中央消防学校、国立防災教育研究院及び中央119救助隊が設置されている。

中央消防学校は忠清南道天安市にあり、消防職員の教育訓練を行っている。一方、同じ場所にある国立防災教育研究院は防災専門担当者の教育や防災政策・技術の研究等を行っている。

中央119救助隊は、大型・特殊災難事故の救助・現場指揮、支援等を目的に1995

年 12 月に発足した機関で、京畿道南楊洲市に訓練施設がある。ヘリコプター、車両等を有し、仁川国際空港とソウルを結ぶ高速道路のパトロールの任務にも携わっている。また、1997 年には中央 119 救助隊を中心とする 119 国際救助隊が発足し、2003 年末のイラン地震や 2004 年末のスマトラ島沖地震などで国際救助活動にも携わっている。

<図表 8－1> 消防防災庁組織図



### 3 消防制度

現行の消防制度としては、中央には消防防災庁、地方（17 広域自治団体：特別市・広域市・道・特別自治道）には消防本部が置かれ、その下に消防署が置かれている。

消防本部の長（消防本部長）と消防署の長（消防署長）は、所管市長・道知事の指揮・監督を受ける。

#### (1) 消防本部

各消防本部業務としては、火災の予防・警戒・鎮圧・調査及び構造・救急等があるが、ソウル特別市のように消防防災本部として防災業務を所掌しているところもある。組織は主に消防行政、防護、救助救急などに分かれており、その下に総合状況室、消防航空隊などが置かれている。

消防本部のうち、6つの消防本部（ソウル特別市、釜山広域市、光州広域市、京畿道、忠清南道、慶尚北道）には、地方消防学校が設置され、消防職員の教育訓練



を行っている。

## (2) 消防署

消防本部の下には全国で 172 箇所の消防署が設置されている。また、消防署の下、全国で 195 の 119 救助隊、4 の消防艇隊が組織され、876 箇所の消防派出所が設置されている。

## (3) 消防公務員

消防公務員には国家消防公務員と地方消防公務員の 2 職種があり、消防公務員の任用、教育訓練、服務、身分保障等に関しては、国家公務員法または地方公務員法の特例法として「消防公務員法」が適用される。消防公務員の階級は、図表 8－2 のとおりである。

消防防災庁と各市・道には、それぞれ消防公務員人事委員会が設置されている。国家消防公務員の場合、消防領以上は消防防災庁長の推薦により国務総理を経て大統領が任用し、消防警以下は、消防防災庁長が任用する。地方消防公務員の場合、市・道知事が任用する。

国家消防公務員と地方消防公務員との間では頻繁な人事交流が行われている。

〈図表 8－2〉消防公務員の階級

| 職 級  |        | 職 位                                              |
|------|--------|--------------------------------------------------|
| 国家   | 地方     |                                                  |
| 消防総監 |        | 消防防災庁長（政務職）                                      |
| 消防正監 | 地方消防正監 | 消防防災庁次長                                          |
| 消防監  | 地方消防監  | 消防防災庁本部長、中央消防学校長、ソウル・釜山・京畿 1 消防本部長等              |
| 消防准監 | 地方消防准監 | 消防防災庁チーム長、上記以外の市道消防本部長、ソウル・釜山消防本部課長、ソウル・京畿消防学校長等 |
| 消防正  | 地方消防正  | 上記以外の市道消防本部課長、消防署長、地方消防学校長等                      |
| 消防領  | 地方消防領  | 消防本部係長、消防署課長等                                    |
| 消防警  | 地方消防警  | 消防署課・係長等                                         |
| 消防尉  | 地方消防尉  | 派出所長、救助隊長等                                       |
| 消防長  | 地方消防長  | 係員                                               |
| 消防校  | 地方消防校  | 係員                                               |
| 消防士  | 地方消防士  | 係員                                               |

## 4 防災行政

韓国では数年前まで、防災行政を、自然災害と人的災害に分けて推進していた。災害対策の基本法も、自然災害については自然災害対策法（農林漁業被害に関するものは農漁業災害対策法）であるが、人的災害については災難管理法、と分離していた。これは、1990 年以降、人的災害が多発し、人的災害対策の一層の充実を求める機運が高まっていた中で、1995 年の三豊百貨店の崩壊事故が起こったことが直接の契機となり、人的災害について、特別の法体系で推進することとなったためである。

しかし、この体制は 2003 年 2 月の大邱地下鉄放火事件や 9 月の台風 14 号で多数の死傷者が出たことを契機として抜本的に見直されることとなった。

2004 年 3 月に制定された「災難及び安全管理基本法」では、「国民の生命・身体・財産及び国家に被害を与えたり与え得るもの」として、次の（１）～（３）を『災難』として定義し、自然災害と人的災害の概念を統合した。

- （１）台風・洪水・豪雨・暴風・高潮・大雪・干ばつ・地震・黄砂・赤潮その他のこれに準ずる自然現象により発生する災害
- （２）火災・崩壊・爆発・交通事故・化学等兵器事故・環境汚染事故その他の類似の事故による被害
- （３）エネルギー・通信・交通・金融・医療・水道など国家基盤体系の麻痺と伝染病拡散などによる被害

また、同法では、安全管理の体系及び機能について次の（４）～（７）のとおり定めている。

#### （４）中央安全管理委員会

安全管理に関する重要政策の審議及び総括・調整、関係部署間の協議・調整等を行うため、国務総理所属下に「中央安全管理委員会」を置く。委員長は国務総理、委員は中央行政機関または関係機関・団体の長。また、調整組織としての調整委員会（委員長は行政自治部長官）を置く。

地方には、市・道知事所属下に「市・道安全管理委員会」、市長・郡守・区庁長所属下に「市・郡・区安全管理委員会」（委員長は各自治体の長）を置く。

#### （５）中央災難安全対策本部

大規模災難の予防・準備・対応・復旧等に関する事項を総括・調整し、必要な措置を講じるため、行政自治部に「中央災難安全対策本部」を置く。中央本部長は行政自治部長官。中央災難安全対策本部を設置する時は主務部処の長所属下に中央事故収拾本部を置くが、海外災難発生の場合には外交通商部に置く。中央本部長は災難の効率的な収拾のため、関係機関の長に行政及び財政上の措置と所属職員の派遣等必要な支援を要請できるほか、必要な範囲内で地域災難安全対策本部長を指揮できる。

地方には、市・道知事は「市・道災難安全対策本部」、市長・郡守・区庁長は「市・郡・区災難安全対策本部」（地域本部長は各自治体の長）を設置することができる。ただし、中央で中央対策本部を置く場合には、地方でも安全対策本部を設置しなければならない。

#### （６）総合状況室

消防防災庁長、市・道知事、市長・郡守・区庁長及び消防署長は、災難情報の収集・伝達、迅速な指揮及び状況管理のため、常時「総合状況室」を設置・運営しなければならない。

#### （７）災難状況の報告

市長・郡守・区庁長は、所轄区域内で災難が発生し、又は発生の恐れがある時は、

直ちに災難状況等を市・道知事に報告し、市・道知事は消防防災庁長及び関係中央行政機関の長に報告しなければならない。(海洋災難の場合は、海洋警察署長から地方海洋警察庁長官を通じて海洋警察庁長官へ報告)

## 5 民防衛

民防衛とは、「敵の侵攻や全国または一部地方の安寧秩序を危うくする災害（民防衛事態）から、住民の生命と財産を保護するために政府の指導の下に住民が遂行しなければならない防空、応急的な防災・救助・復旧及び軍事作戦上必要な労力支援等全ての自衛的活動」と定義されている。(民防衛基本法第2条)

民防衛を遂行するため、地域・職場単位に「民防衛隊」を置くこととされ、20歳以上40歳未満の男子主体で編成される。(民防衛基本法第17条～18条)

居住地単位で編成される「地域民防衛隊」は、邑・面・洞の下の統・里と呼ばれる居住地単位で編成される「統・里民防衛隊」と、市長・郡守等により選抜された「市・郡・区民防衛技術支援隊」に区分される。(民防衛基本法第19条)

一方、職場単位で編成される「職場民防衛隊」は、国家及び地方自治団体の機関、学校、韓国銀行、公共機関、地方公企業、防衛産業関連企業、公共組合などに限定されている。(民防衛基本法施行令第21条)

民防衛隊の任務は、図表8-3のとおりである。

〈図表8-3〉民防衛隊の任務（民防衛基本法施行令第19条）

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平常時 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 挙動不審者及び民防衛事態等の申告網の管理運営</li> <li>・ 警報網の管理と警報体制の確立</li> <li>・ 共同地下揚水施設・待避所・待避地域及び統制所の設置管理</li> <li>・ 必要な物資・装備の備蓄</li> <li>・ 灯火音響管制の訓練</li> <li>・ 民防衛施設の保護</li> <li>・ 消防及び化学兵器汚染防止装備の設置管理</li> <li>・ 民防衛教育訓練</li> <li>・ その他民防衛事態の予防、収拾、復旧、支援活動に関する事項</li> </ul> |
| 有事時 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警報及び待避、住民統制・疎開</li> <li>・ 交通統制、灯火管制</li> <li>・ 人命救助、医療活動、消火活動</li> <li>・ 不発弾など危険物の探査・警告</li> <li>・ 破損した重要施設物の応急復旧</li> <li>・ 民心安定のための啓蒙、戦勝意識の鼓吹などの住民指導</li> <li>・ 敵の侵攻時における軍事作戦に必要な物資の運搬等労力支援</li> <li>・ その他民防衛事態収拾に必要な事項</li> </ul>                         |

## 第2節 教育行政（教育自治制度）

### 1 概要

幼稚園、幼稚園、初等学校、中学校、高等学校及びこれに準ずる各種学校の設置、運営及び指導、図書館、運動場、広場、体育館、博物館、公演場、美術館、音楽堂など公教育・体育及び文化施設の設置及び管理は、地方自治団体（特別市・広域市・道）の事務である（地方自治法第9条第2項第5号）が、教育・科学及び体育についての

事務は、地方自治団体の事務であっても、教育の自主性、専門性、地方教育の特殊性を考慮して別途の機関を置くよう規定されている。（地方自治法第 121 条）

1991 年この規定に基づき「地方教育自治に関する法律」が制定され、特別市・広域市・道に教育委員会と教育監（日本の教育長にあたる）を置き、教育・学芸に関する事務を処理することとした。

しかし、教育委員及び教育監の選出が、学校運営委員を選挙人団とする間接選挙であったため、選出の過程で様々な問題点が発生していた。このため 2006 年 12 月、地方教育自治に関する法律を全文改正し、特別市・広域市・道議会議員と教育議員（同法で定められた教育経歴または教育行政経歴を有する者）で構成する教育委員会を議会の常任委員会として位置付け、教育委員の過半数は住民の直接選挙で選出する教育議員で構成することとした。

なお、済州特別自治道に関しては、2006 年 12 月の改正に先立ち、済州特別自治道にだけ適用される特別法である「済州特別自治道設置及び国際自由都市造成に関する法律」で前述の新しい教育委員会制度など今回の改正法の内容が取り入れられており、同法で規定されている。

教育監は首長並みの権限を有し、首長による指揮・監督・調整を全く受けず独自にその事務を執行している。そのため教育監及びその下部機関は同じ地方自治団体の機関でありながら、首長の下にある組織とは完全に分離している点が日本とは大きく異なる。また、教員はすべて国家公務員である点も日本と異なる。

## 2 教育委員会と教育監

教育委員会が、教育・学芸に関する議案や請願の審査・議決機関として特別市・広域市・道議会に設置されるのに対し、教育・学芸に関する事務の執行機関として、教育監が特別市・広域市・道に置かれている。

それぞれの性格、任期等は図表 8－4 のとおりとなっている。教育監の下には、補助機関（副教育監）、教育機関及び下級教育行政機関（地域教育庁）が置かれる。教育監の下にあるこれらの機関は、一般に「教育庁」と呼ばれる。

〈図表 8－4〉教育委員会・教育監の性格、任期等

|                   | 教育委員会                                                                     | 教 育 監              |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 性 格               | ①特別市・広域市・道議会の常任委員会<br>②議案と請願の審査・議決機関<br>③地方教育自治に関する法律第 11 条に規定された事項を審議、議決 | 特別市・広域市・道に置く事務執行機関 |
| 選出方法<br>及び<br>構 成 | ①定数の半数以上は教育議員<br>②教育議員は住民による直接選挙<br>③残りは特別市・広域市・道議会議員                     | 住民による直接選挙          |

|                                       |                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 任期及び定数                                | ①任期：４年<br>②委員定数：<br>ソウル(15)、京畿(13)、釜山(11)<br>大邱、仁川、江原、忠南、全北、<br>全南、慶北、慶南、済州(9)<br>光州、大田、蔚山、忠北(7)                                                                | 任期：４年<br>(３期まで再任可能)                                                                                                                                                                   |
| 資 格<br><br>※教育委員会に<br>ついては教育議<br>員の資格 | ①特別市・広域市・道議会議員の被<br>選挙権のある者<br>②候補者登録申請開始日から過去２<br>年間政党の党员ではない者<br>③候補者登録申請開始日を基準に教<br>育経歴または教育行政経歴が計<br>１０年以上の者                                                | ①特別市・広域市・道の首長の被<br>選挙権のある者<br>②候補者登録日から過去２年間政<br>党の党员ではない者<br>③候補者登録申請開始日を基準に<br>教育経歴または教育行政経歴が<br>計５年以上の者                                                                            |
| 主な権限                                  | 教育・学芸に関する下の審査・議決<br>①条例案<br>②予算・決算案<br>③起債案<br>④基金の設置運用に関する事項<br>⑤大統領令に定める公共施設の設<br>置・管理及び処分に関する事項<br>⑥請願の受理と処理 等<br><br>※これらに関し行った委員会の議決は、<br>市・道議会本会議の議決とみなす。 | 教育・学芸に関する下の事務の執<br>行<br>①左記①～③の作成・提出<br>②教育規則の制定<br>③学校、教育機関の設置・移転・<br>廃止<br>④教育課程の運営<br>⑤科学技術教育、生涯教育等の振<br>興<br>⑥特別賦課金・使用料・手数料・<br>分担金及び加入金に関する事項<br>⑦基金の設置運用に関する事項<br>⑧所属公務員の人事管理 等 |
| 兼職禁止                                  | ①地方自治法第 35 条第 1 項第 1 号<br>～第 6 号に規定された職<br>②私立学校教員<br>③私立学校の経営者または私立学校<br>の設置・経営法人の役職員                                                                          | ①国会議員・地方議会議員・教育<br>議員<br>②国家・地方公務員、私立学校教<br>員<br>③私立学校の経営者または私立学<br>校の設置・経営法人の役職員                                                                                                     |

### ３ 地域教育庁

「地域教育庁」とは、特別市・広域市・道の教育・学芸に関する事務を分掌するため１つまたは２つ以上の市・郡・自治区を管轄区域として設置された下級教育行政機関をいう。

地域教育庁の管轄区域及び名称は大統領令が定めるところによる。２つ以上の基礎自治団体にまたがって設置されている場合も少なくない。地域教育庁は、市・郡・自

治区などの基礎自治団体とは直接関係がなく、日本でいえば市町村の教育委員会というより、むしろ都道府県の教育事務所に相当する。

#### 4 教育自治と一般自治の関係

教育監は、所属公務員の人事権、条例案などの議案提出権、予算の編成・執行権など広域団体長と同様の広範な権限を有している。日本では首長に、組織、職員の身分取扱い、予算の執行及び財産管理等の財務に関する総合的な調整権が認められているが、韓国の場合、広域団体長にそのような権限は認められていない。このため、一般行政と教育行政が連携関係を喪失し、行政全体としての一体性が保持されず効率的に運営されないなど様々な問題点も生じていた。

そのような中、2006 年 12 月、地方教育自治に関する法律の全文改正では、教育監と特別市・広域市・道の首長との間に「地方教育行政協議会」を条例で設置することとし、また、各教育監相互の交流と協力を増進し、共同の問題を協議するために全国的な教育監協議体も設立できるようにするなど、地方教育関連業務の協議を活性化させる方策が取られている。

また予算面では、教育関係予算は一般会計ではなく特別会計とされ、その歳入の大半を中央政府からの移転財源が占めている（第 9 章参照）。

### 第 3 節 警察行政（地方警察庁）

#### 1 韓国の警察制度の沿革

韓国の警察は国家組織として、1948 年に内務部傘下に治安局が、地方には市・道傘下に警察局、その下に警察署が設置された。その後、警察の中立化のため、公安委員会の設置が論じられたが実現されなかった。1969 年には警察公務員法が制定され、公開採用・身分保障・定年制などが確立された。

1974 年には内務部治安局が治安法部に昇格され、各級警察組織の機構拡充と機能の整備などが成し遂げられ、警察活動の活性化が図られた。

1991 年 5 月に警察の基本法として警察法が制定され、警察の組織・機能・運用に新しい基盤が構築された。内務部（現：行政自治部）の外庁として警察庁が設立され、市・道単位に地方警察庁が設立され、警察行政の議事機関として警察委員会が設置されることとなった。

2004 年 1 月に制定された「地方分権特別法」では、警察制度に関連し「国家は地方行政と治安行政の連携性を確保して地域特性に適合した治安サービスを提供するために自治警察制度を導入しなければならない。」（第 10 条第 3 項）と規定し、自治警察制の導入を国家の義務事項として明示した。

これに伴い、政府は 2004 年 10 月、自治警察制関連政策審議・諮問のための「自治警察特別委員会」と実務推進機構である「自治警察制実務推進団」を設置し、自治警察制の導入のために諸般の準備をしてきている。

済州特別自治道では、「済州特別自治道設置及び国際自由都市造成に関する法律」により既に自治警察制が導入されているが、他の地域に関しては自治警察法案が成立していないため、国家警察制度のままである。

## 2 警察制度

現行の警察制度は、警察行政の議事機関として警察委員会が置かれ、警察行政庁として行政自治部に警察庁、地方に地方警察庁と警察署が置かれている。警察官は、自治警察官を除き国家公務員である。

### (1) 警察委員会

行政自治部に警察行政に関する議決機関として警察委員会が設置されている。警察委員会は議決機関である点で、行政機関である日本の公安委員会の場合とは異なる。

警察委員会は、①国家警察の人事・予算・装備・通信などに関する主要政策及び警察業務発展に関する事項、②人権保護と関連した警察の運営・改善に関する事項、③他の国家機関からの業務協力要請に関する事項、④済州特別自治道の自治警察に対する国家警察の支援・協調及び協約締結の調整などに関する主要政策事項、⑤その他重要な事項、について審議・議決する（警察法第9条）。

委員会は委員長1人、常任委員1人、非常任委員5人の7人で構成され、委員は行政自治部長官の推薦で国務総理を経て大統領が任命する。委員中2人は裁判官資格のある者でなくてはならず、政党人などは委員になれない。委員の任期は3年で、連任することはできない（警察法第5条～第7条）。

### (2) 警察庁

治安に関する事務を管掌するため、行政自治部長官所属下に警察庁が設置されている（警察法第2条第1項）。警察庁は行政自治部の外庁としての警察行政庁である。

警察庁長は警察委員会の同意を得て、行政自治部長官の推薦で国務総理を経て大統領が任命する。警察庁長は国家警察に関する事務を統括し、庁務を管掌し、所属公務員及び所属警察機関の長を指揮・監督する（警察法第11条）。

### (3) 地方警察庁及び警察署

警察庁の事務を地域的に分担・遂行するため、市・道知事所属下に地方警察庁が置かれ、地方警察庁長所属下に警察署が置かれている（警察法第2条）。

地方警察庁長は警察庁長の指揮・監督を受け、管轄区域内の警察事務を管掌し、所属公務員及び所属警察機関の長を指揮監督する。警察署長は地方警察庁長の指揮・監督を受け、管轄区域内の所管事務を管掌し、所属公務員を指揮・監督する（警察法第14条、17条）。

地方警察庁長は、市・道知事の所属下にはあるが、市・道の事務を処理するのではなく、中央の警察庁の事務を地域で分担・遂行するのであり、また市・道知事の指揮・監督を受けるのではなく、中央の警察庁長の指揮・監督を受けるので、自治警察行政庁とはいえない。また、市・道には地方警察委員会が設置されていない。この点が日本と大きく異なる。

ただし、地方行政と治安行政の業務協力その他必要な事項を協議・調整するため、市・道知事（済州特別自治道知事を除く）所属下に治安行政協議会を置き（警察法第16条）、市・道行政と警察行政の連携を図っている。

このように、現行の韓国警察制度は、地方警察庁長と警察署長は国家警察組織の

一部と考えられ、一元的な国家警察制というべきものであり、前述のとおり済州特別自治道以外では自治警察制は採られていない(済州特別自治道の自治警察制については、第2章第5節済州特別自治道を参照)。



## 第9章 地方財政

### 第1節 地方財政の規模

#### 1 地方と国の比較

地方財政の2007年度当初予算の規模は、予算純計111兆9,864億ウォンで、2006年当初予算対比で10.5%増加、2006年最終予算純計（注）対比で3.0%減少となっている。

（注）地方自治団体会計間、市道・市郡区間の重複計算分を控除した金額。

政府予算との比較では、2007年度政府予算純計176兆7,561億ウォンは2006年当初予算純計175兆3,882億ウォン対比0.8%増加となっており、2007年度の国家財政と地方財政の比率は、61：39である。日本に比べ、地方財政のウェイトが小さい。（日本は政府一般会計予算規模と地方財政計画の比較で50：50）。

〈図表9-1〉 国家財政と地方財政

| 2007総予算規模(中央+地方)288兆7,425億ウォン) |         |                          |         |           |         |        |
|--------------------------------|---------|--------------------------|---------|-----------|---------|--------|
| 政府                             |         | 自治団体(111兆9,864億ウォン(39%)) |         |           |         |        |
| 176兆7,561億ウォン(61%)             |         | 依存財源(38%)                |         | 自主財源(62%) |         |        |
| 国税                             | その他     | 交付税                      | 補助金     | 地方税       | 税外収入    | 地方債    |
| 1,473.025                      | 294.536 | 214.083                  | 211.590 | 380.732   | 278.509 | 34.950 |

〈図表9-2〉 地方財政会計規模 (単位：億ウォン)

| 年度別  | 計         |           | 一般会計    |         | 特別会計    |         |
|------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|
|      | 当初予算      | 最終予算      | 当初予算    | 最終予算    | 当初予算    | 最終予算    |
| 2004 | 872,840   | 988,924   | 666,495 | 758,668 | 206,345 | 230,256 |
| 2005 | 923,673   | 1,070,625 | 717,504 | 836,437 | 206,168 | 234,187 |
| 2006 | 1,013,522 | 1,154,722 | 786,877 | 899,232 | 226,645 | 255,490 |
| 2007 | 1,119,864 |           | 865,209 |         | 254,655 |         |

〈図表9-3〉 中央政府と地方自治団体の一般会計純計財政規模比較

(単位：億ウォン、億円)

| 区分   | 韓国        |         |         | 日本      |           |         |
|------|-----------|---------|---------|---------|-----------|---------|
|      | 中央政府      | 地方自治団体  | 地方予算構成比 | 中央政府    | 地方自治団体    | 地方予算構成比 |
| 1990 | 274,557   | 154,910 | 36.1%   | 717,035 | 804,100   | 52.9%   |
| 1995 | 514,981   | 366,673 | 41.6%   | 805,572 | 1,013,156 | 55.7%   |
| 2000 | 926,022   | 576,532 | 38.4%   | 849,871 | 889,300   | 51.1%   |
| 2002 | 1,096,298 | 845,082 | 43.5%   | 812,300 | 875,666   | 51.9%   |
| 2003 | 1,146,642 | 965,040 | 45.7%   | 817,891 | 862,107   | 51.3%   |
| 2004 | 1,201,363 | 972,309 | 44.7%   | 821,109 | 846,669   | 50.8%   |
| 2005 | 1,342,077 | 997,142 | 42.6%   | 821,829 | 837,687   | 50.5%   |
| 2006 | 1,260,843 | 899,232 | 41.6%   | 796,860 | 831,508   | 51.1%   |

（注）韓国は一般会計を基準、日本は一般会計予算と地方財政計画を基準にしている。

#### 2 地方自治団体種類別

地方自治団体種類別に予算規模を比較すると、広域地方自治団体の予算規模は699,785億ウォン（構成比62.5%）、基礎地方自治団体の予算規模は420,079億ウォン（構成費37.5%）となっている。

〈図表 9－4〉自治団体種類別予算規模比較

(単位：億ウォン)

| 団体別   | 予算規模      | 構成比    | 一般会計    | 構成比    | 特別会計    | 構成比    |
|-------|-----------|--------|---------|--------|---------|--------|
| 計     | 1,119,864 | 100.0% | 865,209 | 100.0% | 254,655 | 100.0% |
| 小計    | 699,785   | 62.5%  | 542,553 | 62.7%  | 157,233 | 61.8%  |
| 特別市   | 151,812   | 13.6%  | 113,378 | 13.1%  | 38,434  | 15.1%  |
| 広域市   | 194,613   | 17.4%  | 135,889 | 15.7%  | 58,724  | 23.1%  |
| 道     | 331,338   | 29.5%  | 274,815 | 31.8%  | 56,524  | 22.2%  |
| 特別自治道 | 22,022    | 2.0%   | 18,471  | 2.1%   | 3,551   | 1.4%   |
| 小計    | 420,079   | 37.5%  | 322,657 | 37.3%  | 97,422  | 38.2%  |
| 市     | 260,128   | 23.2%  | 179,860 | 20.8%  | 80,268  | 31.5%  |
| 郡     | 111,188   | 9.9%   | 101,773 | 11.8%  | 9,415   | 3.7%   |
| 自治区   | 48,763    | 4.4%   | 41,024  | 4.7%   | 7,739   | 3.0%   |

### 3 地方自治団体の財源

財源は、地方税、税外収入（使用料、手数料、売却財産、賃貸収入など）、地方交付税、交付金、補助金、地方債からなっている。

地方税の構成比は、44.0%であり、ソウル特別市及び広域市では、それぞれ 79%、55%と高いが、特別自治道、道、市ではそれぞれ 23%、36%、27%に過ぎない。

〈図表 9－5〉一般会計歳入財源別比較（単位：億ウォン、億円）

| 区分    | 韓国      |        |         |        | 日本      |        |
|-------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
|       | 2007年度  | 構成比    | 2006年度  | 構成比    | 2006年度  | 構成比    |
| 計     | 865,210 | 100.0% | 899,232 | 100.0% | 831,508 | 100.0% |
| 地方税   | 380,732 | 44.0%  | 380,712 | 42.3%  | 348,983 | 42.0%  |
| 税外収入  | 101,400 | 11.7%  | 131,409 | 14.6%  | 67,779  | 8.1%   |
| 地方交付税 | 214,083 | 24.8%  | 209,205 | 23.3%  | 167,233 | 20.1%  |
| 地方譲与金 | 0       | 0.0%   | 0       | 0.0%   | 37,324  | 4.5%   |
| 補助金   | 162,648 | 18.8%  | 168,730 | 18.8%  | 102,015 | 12.3%  |
| 地方債   | 6,347   | 0.7%   | 9,176   | 1.0%   | 108,174 | 13.0%  |

〈図表 9－6〉一般会計団体別財源別歳入予算構成比較

|        | 地方税 | 税外収入 | 地方交付税 | 交付金 | 補助金 | 地方債 |
|--------|-----|------|-------|-----|-----|-----|
| ソウル特別市 | 79% | 11%  | 4%    |     | 6%  |     |
| 広域市    | 55% | 10%  | 12%   |     | 19% | 4%  |
| 特別自治道  | 23% | 6%   | 36%   |     | 32% | 3%  |
| 道      | 36% | 5%   | 13%   |     | 44% | 2%  |
| 市      | 27% | 13%  | 25%   | 7%  | 27% | 1%  |

(注) 総計規模で作成

### 4 財政規模の拡大と財源の伸張

韓国では、1997 年の経済危機時には緊縮財政となったものの、その後の V 字型景気回復で経済成長が続き、財政規模は概して増加してきている。

〈図表 9－7〉会計別歳入純計予算規模（1990～2007 推移）

（単位：億ウォン）

| 会計・財源別 | 年度別   | 1990    | 1995    | 2000    | 2005      | 2006      | 2007      |
|--------|-------|---------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|
|        |       |         |         |         |           |           |           |
| 総規模    | 計     | 229,140 | 523,789 | 771,761 | 1,284,147 | 1,154,722 | 1,119,864 |
|        | 地方税   | 63,786  | 153,169 | 203,616 | 359,769   | 380,737   | 380,732   |
|        | 税外収入  | 93,240  | 207,465 | 315,315 | 518,631   | 315,612   | 278,509   |
|        | 地方交付税 | 27,647  | 56,746  | 84,494  | 200,253   | 209,278   | 214,083   |
|        | 地方譲与金 | 0       | 18,701  | 37,134  |           |           |           |
|        | 補助金   | 21,905  | 41,092  | 98,927  | 169,457   | 211,004   | 211,590   |
|        | 地方債   | 22,562  | 46,616  | 32,275  | 36,037    | 38,091    | 34,950    |
| 一般会計   | 計     | 154,910 | 366,673 | 576,532 | 997,143   | 899,232   | 865,210   |
|        | 地方税   | 63,786  | 153,169 | 203,616 | 359,769   | 380,712   | 380,732   |
|        | 税外収入  | 39,796  | 90,325  | 166,536 | 291,047   | 131,409   | 101,400   |
|        | 地方交付税 | 27,647  | 56,713  | 84,494  | 200,183   | 209,205   | 214,083   |
|        | 地方譲与金 |         | 18,701  | 37,134  |           |           |           |
|        | 補助金   | 20,418  | 32,190  | 76,529  | 137,978   | 168,730   | 162,648   |
|        | 地方債   | 3,263   | 15,575  | 8,223   | 8,166     | 9,176     | 6,347     |
| 特別会計   | 計     | 74,230  | 157,116 | 195,229 | 287,004   | 255,491   | 194,654   |
|        | 地方税   |         |         |         |           | 26        |           |
|        | 税外収入  | 53,444  | 117,140 | 148,779 | 227,584   | 184,203   | 117,109   |
|        | 地方交付税 |         | 33      |         | 70        | 73        |           |
|        | 地方譲与金 |         |         |         |           |           |           |
|        | 補助金   | 1,487   | 8,902   | 22,398  | 31,479    | 42,274    | 48,942    |
|        | 地方債   | 19,299  | 31,041  | 24,052  | 27,871    | 28,915    | 28,603    |

〈図表 9－8〉地方自治団体一般会計歳入純計増加率比較

| 年度別 |     | 1990    | 1995      | 2000    | 2003    | 2004    | 2005    | 2006    |
|-----|-----|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 韓国  | 規模  | 154,910 | 366,673   | 576,532 | 965,040 | 972,309 | 997,142 | 899,232 |
|     | 増加率 | 基準年度    | 137%      | 272%    | 523%    | 528%    | 544%    | 480%    |
| 日本  | 規模  | 804,100 | 1,013,156 | 889,300 | 862,107 | 846,669 | 837,687 | 831,508 |
|     | 増加率 | 基準年度    | 26.0%     | 10.6%   | 7.2%    | 5.3%    | 4.2%    | 3.4%    |

## 5 事業予算投資総規模

地方自治団体の事業予算投資規模は、2007 年当初で 662,057 億ウォンであり、財源は、国費、譲与金のほかは、各地方自治団体の固有財源で賄われている。

〈図表 9－9〉財源別・投資部門別構成比較（2007 年当初予算）

（単位：億ウォン）

| 区分         | 計       | 国費      | 市道費     | 市郡区費    | その他    |
|------------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 計          | 662,057 | 193,146 | 205,876 | 248,888 | 14,147 |
| 一般行政       | 31,557  | 1,582   | 9,296   | 20,212  | 467    |
| 社会開発       | 388,914 | 121,532 | 114,609 | 146,571 | 6,202  |
| 経済開発       | 237,659 | 69,434  | 79,147  | 81,610  | 7,468  |
| 民防衛、消防、その他 | 3,927   | 598     | 2,824   | 495     | 10     |

## 第2節 地方財政運営と予算・決算

### 1 地方財政運営の基本原則

地方自治団体運営の基本原則は、収支均衡の原則に従った健全財政と国家施策の具現である。(地方自治法第122条、第123条)

地方と国家の関係では、次のようなルールが定められている。

#### (1) 不当な影響の禁止

自治体財政の健全な運営に努め、国家の政策に反したり、国家や他の自治体の財政に不当な影響をあたえてはならない。(地方財政法第3条)

#### (2) 地方財政計画の策定

自治団体長は地方財政計画を作成し、国に提出しなければならない。(地方財政法第33条)

#### (3) 地方財政運営への国の関与

国の予算編成基本指針遵守、地方税法の制改定、交付金・譲与金・補助金の交付、地方債発行承認、予算・決算報告、会計監査実施

### 2 予算制度

#### (1) 予算原則

##### ア 会計年度(地方自治法第125条)

地方自治団体の会計年度は、「1月1日から12月31日」までである。

##### イ 予算の種類

一般会計予算と特別会計予算に分けられる。(地方自治法第126条)

##### ウ 本予算(地方自治法第127条)

地方自治団体の長は、会計年度ごとに予算案を編成して、市道の場合は会計年度開始50日前までに、市郡及び自治区の場合は40日前までに地方議会に提出し、市道議会においては予算案を会計年度開始15日前までに、市郡及び自治区議会においては会計年度開始10日前までに議決しなければならない。このようにして成立した予算を本予算と呼ぶ。

##### エ 修正予算

ほとんどの地方自治団体において、地方交付税、地方譲与金、国庫補助金等の国家への依存財源が多いこと、また1年前から編成作業が始まることから、予算案を作成する時点と議会へ提出する時点とで社会的・経済的環境が大きく変化している場合がある。そのため、予算が議会に提出した後に社会的・経済的環境が変化した場合、すでに議会に提出した予算案に対する修正予算を作成して議会に再度提出できる。

##### オ 追加更正予算(補正予算)(地方自治法第130条、地方財政法第45条)

地方自治団体の予算が成立し、会計年度が開始された後に発生した事由により、既に成立した予算を変更するため編成する予算。地方自治団体の長は、すでに成立した予算に変更を加える必要があるときには、追加更正予算を編成し、地方議会の議決を得なければならない。最終予算に占める割合が高い。

カ 準予算（予算不成立時の予算執行）（地方自治法第 131 条）

地方議会において新しい会計年度が開始されるときまでに予算案を議決できない場合、地方自治団体の長は、予算案が議決されるまでの間は、

（ア）法令や条例の定めるところに従って設置された機関あるいは施設の維持・運営費

（イ）法令又は条例上の支出義務の履行

（ウ）すでに予算として承認された事業の継続推進のための経費

に限り、前年度予算に準じて支出することができる。これは地方自治団体の予算に、政府予算と同じ準予算制度を導入しているもので、準予算として執行された予算については、議会の議決を得る必要はなく、本予算が成立すれば成立した本予算によって執行されたものとみなされる。（地方財政法第 46 条第 2 項）

キ 予算の内容（地方財政法第 40 条）

（ア）予算は、予算総則、歳入・歳出予算、継続費、債務負担行為、明示繰越費を総称する。

（イ）予算総則には、歳入・歳出予算、継続費、債務負担行為及び明示繰越費に関する総括的規定及び地方債及び一時借入金の限度額その他予算執行に関して必要な事項を定めなければならない。

（2）予算の編成と議決

予算の編成と議決の流れは、次のとおりである。

〈図表 9－10〉 予算編成と議決の流れ

|                                                             |                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地方財政計画（地方財政法第 33 条）                                         | 地方予算編成・財政運用の基本計画（1 月、自治団体長が行政自治部長官に提出                                                                                                                                                                   |
| 主要投融资審査（地方財政法第 37 条）                                        | 主要新規事業の事業必要性・事業計画妥当性を審査（2 月～4 月）                                                                                                                                                                        |
| 予算編成基本指針示達（地方財政法第 37 条）                                     | 関係法令の遵守、地方財政の方向性、依存財源の予算編成方法、基準経費の設定など（7 月末）                                                                                                                                                            |
| 予算編成<br>広域自治団体：50 日前<br>基礎自治団体：40 日前<br>（地方自治法第 127 条第 1 項） | 地方財政計画に反映された事業を対象とした投融资審査を経て決定された事業に限り予算編成（8 月～11 月）                                                                                                                                                    |
| 予算議決<br>広域自治団体：15 日前<br>基礎自治団体：10 日前<br>（地方自治法第 127 条第 2 項） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会提出後に予算案の範囲内で修正再提出できる。（修正予算制度）（地方自治法第 127 条第 4 項）</li> <li>・議会の長の同意なく支出予算の増額や新たに費目を設定したりできない。（地方自治法第 127 条第 3 項）</li> <li>・新会計年度開始までに議決できない場合、一部の経費</li> </ul> |

|                                                                          |                                           |
|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
|                                                                          | は前年度予算に準じて執行できる。(準予算制度)(地方<br>財政法第 131 条) |
| 予算案の移送・告示<br>広域自治団体→行政自治部長<br>官<br>基礎自治団体→広域自治団体<br>の長<br>(地方自治法第 133 条) |                                           |

### 3 決算制度

#### (1) 決算制度

地方自治団体の首長は出納閉鎖後 80 日以内に、決算書及び証憑書類を作成して  
地方議会が選任した検査委員の検査意見書を添付して翌年の地方議会の承認を得  
なければならない。

#### (2) 決算の流れ

決算の流れは、次のとおりである(地方自治法第 134 条)。

〈図表 9－1 1〉決算の流れ

|            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| 決算書・証拠書類作成 | 長は出納閉鎖(次年度 2 月末)後、80 日以内に作成         |
| 検査委員の検査    | 検査委員は地方議会・公認会計士などから議会が選任            |
| 議会審議・承認    |                                     |
| 報告・告示      | 長は議会承認後 5 日以内に報告・告示(報告先は予算案と同<br>様) |

### 第3節 地方税体系

#### 1 租税体系

国税、地方税あわせた租税体系は、図表9－12のとおりとなっている。（税目の個別内容は第11章で解説）

〈図表9－12〉租税体系



なお、韓国では国税・地方税全税収に占める地方税の構成比は20%程度であり、日本に比べると低い。

〈図表 9－13〉 国税と地方税の構成比較

(単位：億ウォン：億円)

| 年度別  | 韓国        |           |         |                 | 日本      |         |         |                 |
|------|-----------|-----------|---------|-----------------|---------|---------|---------|-----------------|
|      | 計         | 国税        | 地方税     | 地方税<br>構成比<br>率 | 計       | 国税      | 地方税     | 地方税<br>構成比<br>率 |
| 1990 | 332,260   | 268,474   | 63,786  | 19.2%           | 962,302 | 627,798 | 334,504 | 34.8%           |
| 1995 | 720,914   | 567,745   | 153,169 | 21.2%           | 886,380 | 549,630 | 336,750 | 38.0%           |
| 2000 | 1,132,963 | 929,347   | 203,616 | 18.0%           | 837,158 | 486,590 | 350,568 | 41.9%           |
| 2003 | 1,379,877 | 1,049,257 | 330,620 | 24.0%           | 739,585 | 417,860 | 321,725 | 43.5%           |
| 2004 | 1,423,298 | 1,081,704 | 341,594 | 24.0%           | 740,701 | 417,470 | 323,231 | 43.6%           |
| 2005 | 1,583,695 | 1,223,926 | 359,769 | 22.7%           | 773,259 | 440,070 | 333,189 | 43.1%           |

## 2 課税主体別税配分

広域自治団体と基礎自治団体の税配分は、特別市・広域市の地域と道の地域では異なっている。

### (1) 道税と市・郡税

道税は、取得税、登録税、レジャー税、免許税、共同施設税、地域開発税、地方教育税の7税目である。

市・郡税は、住民税、財産税、自動車税、走行税、農業所得税、屠畜税、たばこ消費税、都市計画税、事業所税の9税目である。

### (2) 特別市・広域市税と自治区税

特別市・広域市税としては、取得税、登録税、レジャー税、共同施設税、地域開発税、地方教育税、住民税、自動車税、走行税、農業所得税、屠畜税、たばこ消費税、都市計画税の13税目である。

自治区税は免許税、財産税、事業所税の3税目である。

## 3 税収構成

税収が最も多い税目は、登録税 67,919 億ウォン（構成比 17.8%）で、取得税 65,179 億ウォン（構成比 17.1%）、住民税 57,516 億ウォン（構成比 15.1%）、地方教育税 39,860 億ウォン（構成比 10.5%）と続く。



〈図表 9－1 4〉 地方税団体別税目別規模（2007 年度）

（単位：億ウォン）

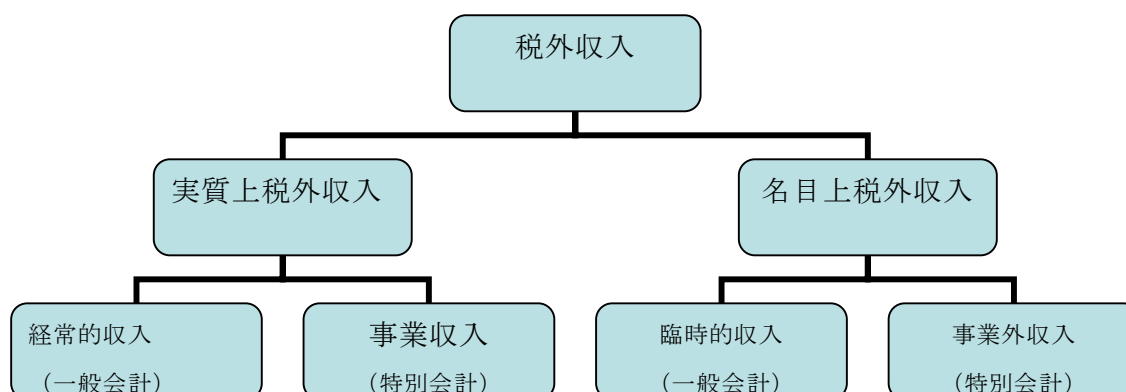
| 税目別   |        | 計       | 特別・広域市税 | 道税     | 特別自治道税 | 市税     | 郡税     | 自治区税   | 構成比（%） |
|-------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 計     |        | 380,732 | 165,815 | 99,768 | 4,180  | 75,236 | 13,928 | 21,806 | 100.0% |
| 普通税   | 取得税    | 65,179  | 30,147  | 34,264 | 768    |        |        |        | 17.1%  |
|       | 登録税    | 67,919  | 32,270  | 34,954 | 695    |        |        |        | 17.8%  |
|       | 免許税    | 761     | 5       | 341    | 9      |        |        | 406    | 0.2%   |
|       | 住民税    | 57,516  | 32,850  |        | 338    | 20,786 | 3,542  |        | 15.1%  |
|       | 財産税    | 33,012  |         |        | 398    | 12,726 | 2,110  | 17,778 | 8.7%   |
|       | 自動車税   | 20,477  | 9,498   |        | 205    | 9,171  | 1,603  |        | 5.4%   |
|       | 農業所得税  | 0       |         |        |        |        |        |        |        |
|       | 屠畜税    | 448     | 80      |        | 13     | 249    | 106    |        | 0.1%   |
|       | レジャー税  | 7,226   | 1,666   | 5,234  | 326    |        |        |        | 1.9%   |
|       | たばこ消費税 | 25,100  | 11,647  |        | 326    | 10,723 | 2,404  |        | 6.6%   |
|       | 走行税    | 28,050  | 13,371  |        | 257    | 11,366 | 3,056  |        | 7.4%   |
|       | 小計     | 305,688 | 131,534 | 74,793 | 3,335  | 65,021 | 12,821 | 18,184 | 80.3%  |
| 目的税   | 土地計画税  | 16,584  | 10,045  |        | 123    | 5,952  | 464    |        | 4.4%   |
|       | 共同施設税  | 5,246   | 2,768   | 2,435  | 43     |        |        |        | 1.4%   |
|       | 事業所税   | 6,458   |         |        | 30     | 2,758  | 439    | 3,231  | 1.7%   |
|       | 地域開発税  | 711     | 144     | 565    | 2      |        |        |        | 0.2%   |
|       | 地方教育税  | 39,860  | 18,491  | 20,776 | 593    |        |        |        | 10.5%  |
|       | 小計     | 68,858  | 31,448  | 23,776 | 791    | 8,710  | 903    | 3,231  | 18.1%  |
| 過年度収入 |        | 6,186   | 2,833   | 1,199  | 54     | 1,505  | 204    | 391    | 1.6%   |

（出典：行政自治部『2007 年度地方自治団体予算概要』）

#### 第 4 節 税外収入

韓国では、一般会計において、財産賃貸収入、使用料収入、手数料収入、徴収交付金収入、事業収入、利子収入のほか、繰越金、純歳計剰余金、過年度収入等も含めて税外収入として整理されている。特別会計においては、事業収入、事業外収入ともに税外収入として整理されている。

〈図表 9－1 5〉 税外収入の体系



| 経常的収入                                                                                                                                     | 事業収入                                                                                                                                        | 臨時的収入                                                                                                                                                                               | 事業外収入                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・財産賃貸収入</li> <li>・使用料収入</li> <li>・手数料収入</li> <li>・徴収交付金収入</li> <li>・事業収入</li> <li>・利子収入</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道事業</li> <li>・下水道事業</li> <li>・住宅事業</li> <li>・公営開発事業</li> <li>・地域開発基金</li> <li>・その他事業収入</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・財産売却代金</li> <li>・繰越金</li> <li>・純歳計剰余金</li> <li>・転入金</li> <li>・預託金及び預受金</li> <li>・融資金</li> <li>・負担金</li> <li>・雑収入</li> <li>・過年度収入</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・繰越金</li> <li>・過年度収入</li> <li>・転入金</li> <li>・その他</li> </ul> |

※その他事業収入

- ・駐車料金、通行料収入、精算金収入、分担金収入、その他

※繰越金

- ・国庫補助金使用残額、市・道費補助金使用残額、前年度繰越事業費

一般会計税外収入団体別細目別規模は、図表 9－16 のとおりであり、2007 年予算ベースで、構成比が高い項目は、純歳計剰余金 40,067 億ウォン（構成比 36.6%）、負担金 8,255 億ウォン（構成比 7.5%）、徴収交付金収入 8,608 億ウォン（構成比 7.4%）となっている。このことは、純歳計剰余金の金額に左右されやすいことを示しており、財政事情が好転した次の年度は税外収入が増加しやすい。図表 9－17 では、2000 年度が高い収入額を示しているが、IMF ショック後の構造調整推進と V 字型景気回復を受けた結果である。

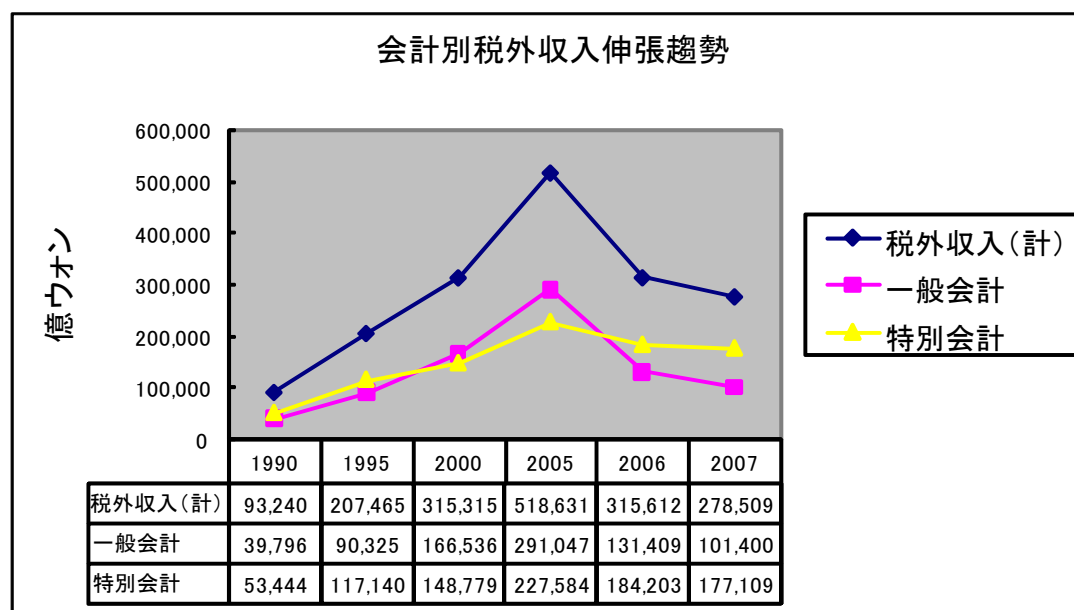
〈図表 9－1 6〉一般会計税外収入団体別細目別規模

(単位：億ウォン)

| 目別      | 団体別      | 計       | 特別・広域市 | 道      | 特別自治道 | 市      | 郡      | 自治区    | 構成比 (%) |
|---------|----------|---------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|---------|
| 計       |          | 109,586 | 26,578 | 11,865 | 1,125 | 35,993 | 12,823 | 21,202 | 100.0%  |
| 経常的税外収入 | 財産賃貸収入   | 1,808   | 795    | 45     | 2     | 488    | 122    | 356    | 1.6%    |
|         | 使用料収入    | 7,000   | 1,814  | 441    | 180   | 1,770  | 718    | 2,077  | 6.4%    |
|         | 手数料収入    | 7,837   | 506    | 229    | 116   | 3,301  | 797    | 2,888  | 7.2%    |
|         | 事業収入     | 6,373   | 4,576  | 105    | 141   | 632    | 752    | 167    | 5.8%    |
|         | 徴収交付金収入  | 8,068   | 405    | 432    | 15    | 2,365  | 466    | 4,385  | 7.4%    |
|         | 利子収入     | 7,588   | 933    | 1,275  | 180   | 2,928  | 1,790  | 482    | 6.9%    |
|         | 小計       | 38,674  | 9,029  | 2,527  | 634   | 11,484 | 4,645  | 10,355 | 35.3%   |
| 臨時的税外収入 | 財産売却収入   | 5,698   | 1,949  | 627    | 4     | 1,449  | 331    | 1,338  | 5.2%    |
|         | 純歳計剰余金   | 40,067  | 7,304  | 4,750  | 380   | 13,841 | 6,682  | 7,110  | 36.6%   |
|         | 繰越金      | 429     | 61     | 20     |       | 146    | 79     | 123    | 0.4%    |
|         | 転入金      | 6,437   | 1,934  | 1,121  | 23    | 3,031  | 231    | 97     | 5.9%    |
|         | 預託金及び預受金 | 725     |        | 700    |       |        | 25     |        | 0.7%    |
|         | 融資金元金収入  | 411     | 13     | 367    | 9     | 14     | 5      | 3      | 0.4%    |
|         | 負担金      | 8,347   | 2,663  | 1,461  | 35    | 3,526  | 338    | 324    | 7.6%    |
|         | 雑収入      | 7,579   | 3,529  | 285    | 31    | 2,062  | 421    | 1,251  | 6.9%    |
|         | 過年度収入    | 1,219   | 96     | 7      | 9     | 440    | 66     | 601    | 1.1%    |
|         | 小計       | 70,912  | 17,549 | 9,338  | 491   | 24,509 | 8,178  | 10,847 | 64.7%   |
|         |          |         |        |        |       |        |        |        |         |
|         |          |         |        |        |       |        |        |        |         |
|         |          |         |        |        |       |        |        |        |         |

(出典：行政自治部『2007 年度地方自治団体予算概要』)

〈図表 9－1 7〉会計別税外収入推移 (1990～2007 推移)



(注) 2005 年度までは決算額、2006 年度最終予算額、2007 年度当初予算額

## 第5節 地方財政調整制度

### 1 中央政府の地方財政への財源移転

中央政府の地方財政への財源移転は、地方交付税、国庫補助金によって、行われている。このうち、地方交付税が 54.1%を占め〈図表 9－19〉、重要な役割を果たしている。

〈図表 9－18〉 中央政府の地方財政への財源移転

| 区分   | 地方交付税                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 国庫補助金                            |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 根拠法令 | 地方交付税法                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 補助金の予算及び管理に関する法律                 |
| 財源構成 | <p>○内国総額税の 19.24%</p> <p>&lt;内訳&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通交付税:分権交付税額と譲与金道路事業補助金補てん分を除外した交付税総額の 96/100</li> <li>※譲与金道路事業補てん分 8,500 億ウォン</li> <li>・特別交付税: 分権交付税額と譲与金道路事業補助金補てん分を除外した交付税総額の 6/100</li> <li>・分権交付税:内国税総額の 0.94/100</li> <li>※不動産交付税:別途運営</li> </ul> | 国家の一般会計または特別会計予算で計算              |
| 用途   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通・分権交付税:用途指定なく自治団体一般会計予算に使用</li> <li>・特別交付税:用途指定・条件付与可能</li> </ul>                                                                                                                                                                             | 用途と条件が指定され、特定目的財源として運用           |
| 配分方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通交付税:団体別 基準財政収入額と基準財政需要額を算定した後、財政不足額を基準として包括配分</li> <li>・特別交付税:地域懸案、災害対策等の申請事業について事業の妥当性等を総合的に審査して事業別に交付</li> <li>・分権交付税:経常的需要と非経常的需要の合計額</li> </ul>                                                                                           | 所管部署別中長期事業計画等を考慮して毎年政府予算として決めるもの |
| 性格   | <p>普通・分権交付税:一般財源(自主財源性格)</p> <p>特別交付税:一般財源(特別事業)</p>                                                                                                                                                                                                                                    | 特定目的財源(依存財源性格)                   |

(「2007 年度 地方自治団体予算概要」行政自治部)

〈図表 9－19〉 2007 年度中央政府移転財源の構成比

(単位：億ウォン)

| 区分 | 計       | 構成比    | 地方交付税   | 構成比   | 国庫補助金   | 構成比   |
|----|---------|--------|---------|-------|---------|-------|
| 計  | 453,180 | 100.0% | 245,134 | 54.1% | 208,046 | 45.9% |

※地方自治団体の 2007 年当初予算を反映した金額ではなく、国家から支援された金額を基準に作成したもの（「2007 年度 地方自治団体予算概要」行政自治部）

## 2 地方交付税

### (1) 目的

地方自治団体の行政運営に必要な財源を交付し、財政を調整することで地方行政の健全な発展を図ることが目的である。(地方交付税法第 1 条)

### (2) 機能

ア 財源の均衡化（財政調整機能） イ 財源の補償（財源補償機能）

### (3) 財源の性格

ア 地方自治団体の固有財源

国税として国家が代わりに徴収するが、合理的基準によって再配分するもので地方の固有財源的性格を持つ。

イ 地方の一般財源

地方交付税の使用目的は、地方自治団体の自主的な判断に任せてあり、国家がその使用目的を制限するような条件をつけるものではない。

この点から、地方交付税は国庫補助金と根本的に違う性格を持っていて、地方税と同様、憲法で保障された地方自治の理念を実現させるための重要な一般財源である。

ウ 国家と地方の税源配分を補完

国家と地方間の税源不均衡を垂直的に調整し、税源配分を合理的に補完する。

### (4) 地方交付税制度の沿革

1951 年：臨時地方分与税制度として出発

- ・ 国税中、特定税目（地稅等）の一定率を交付（34.68%）

1959 年：地方財政調整交付金制度運用

- ・ 国税中、特定税目(營業稅等)の一定率交付(40%)

1962 年：地方交付税制度運用

- ・ 国税中、特定税目（營業稅・酒稅等）の一定率交付（40%）

1969 年：内国税総額の 17.6%（普通 16%、特別 1.6%）法定率交付

1973 年～1982 年：「8.3 措置」で法定率停止

- ・ 「經濟の安定と成長に関する大統領緊急命令」

1983 年以後：「8.3 措置」廃止により、法定率復活

- ・ 内国税総額の 13.27%法定率交付
- ・ 増額交付金制度新設

2000 年：地方交付税法定率上向き調整

- ・ 内国税総額の 13.27%→15%

2005 年：地方譲与金廃止に伴い、対象事業であった道路整備事業及び地域開発事業について地方交付税で交付することによる地方交付税法定交付率上向き調整

- ・ 内国税総額の 15%→18.3%
- ・ 増額交付金制度廃止

同 年：分権交付税の新設に伴う地方交付税法定交付率上向き調整

- ・ 内国税総額の 18.3%→19.13%パーセント
- ・ 分権交付税制度新設

2006 年：地方交付税法定率上向き調整

- ・ 内国税総額の 19.13%→19.24%
- ・ 分権交付税率上向き調整：内国税総額の 0.83%→0.94%

〈図表 9－20〉 地方交付税交付額の年度別推移

(単位：百億ウォン)

| 年度別  | 計          | 普通交付税      | 特別交付税     | 分権交付税     | 増額交付金     |
|------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 1990 | 2,764,654  | 2,304,893  | 230,574   | －         | 229,187   |
| 1991 | 3,452,402  | 3,053,265  | 305,411   | －         | 93,726    |
| 1992 | 3,927,749  | 3,533,726  | 353,373   | －         | 40,650    |
| 1993 | 4,413,085  | 4,011,896  | 401,189   | －         | －         |
| 1994 | 4,724,569  | 4,295,062  | 429,507   | －         | －         |
| 1995 | 5,484,226  | 4,985,661  | 498,565   | －         | －         |
| 1996 | 6,377,734  | 5,797,940  | 579,794   | －         | －         |
| 1997 | 6,798,732  | 6,142,666  | 614,266   | －         | 41,800    |
| 1998 | 7,039,226  | 6,353,842  | 635,384   | －         | 50,000    |
| 1999 | 6,710,770  | 5,782,518  | 578,252   | －         | 350,000   |
| 2000 | 8,266,546  | 7,468,678  | 746,868   | －         | 51,000    |
| 2001 | 12,288,992 | 11,119,539 | 1,111,953 | －         | 57,500    |
| 2002 | 12,259,400 | 10,884,910 | 1,088,490 | －         | 286,000   |
| 2003 | 14,910,674 | 12,238,522 | 1,223,852 | －         | 1,448,300 |
| 2004 | 14,469,054 | 13,012,867 | 1,301,287 | －         | 154,900   |
| 2005 | 19,484,517 | 17,927,570 | 711,566   | 845,381   | －         |
| 2006 | 20,441,392 | 18,691,488 | 743,396   | 1,006,508 | －         |
| 2007 | 22,624,220 | 20,692,123 | 826,756   | 1,105,341 | －         |

※1 2006 年度までは最終予算（追更分 含む）2007 年度は当初予算基準で普通交付税には譲与金道路てん分（8,500 億ウォン）が含まれている。

2 2005 年度には増額交付税制度が廃止され、分権交付税制度が新設された。

（「2007 年度 地方自治団体予算概要」行政自治部）

（5）地方交付税の財源

ア 当該年度内国税総額の 19.24%相当額（地方交付税法第 4 条第 1 項）

内国税総額とは、国税中、目的税（教育税、交通税等）、総合不動産税、他の法律により特別会計の財源として使われる税目（酒税等）の金額を除外したもの

イ 総合不動産税（地方交付税法第 4 条第 3 項）

ウ 内国税清算額（地方交付税法第 5 条）

政府追更予算（追加更正予算の略）のために内国税の増減がある場合地方交付税もこれを増減する。

（６）地方交付税の種類及び財源（地方交付税法第３条、第４条）

ア 普通交付税：分権交付税額及び従前の地方譲与金道路事業補てん分（８,５００億）を除外した交付税総額の 96/100 相当額

※譲与金道路事業補てん分 8,500 億ウォンは既施行中の事業仕上げのため事業費として別途支援

地方自治団体間の財政力格差緩和のための一般財源として、毎年度基準財政収入額が基準財政需要額に達しない自治団体に対してその未達額（財政不足額）を基礎として交付する。

算定方法は公式的な統計、客観性がある資料を基礎にし、法令で定めた方式と手続きによって割り当てる。

イ 特別交付税：分権交付税額及び従前の地方譲与金道路事業補てん分（８,５００億）を除外した交付税総額の 4/100 相当額

普通交付税の算定方法で把握できない財政需要や年度中に発生した各種災害、公共福祉施設復旧等予測できない特別な災害需要の発生時に交付する。

ウ 分権交付税：内国税総額の 94/10,000 相当額

国庫補助事業が地方自治団体に委譲されたことにより地方自治団体が、当該委譲事業を推進するのに必要な財源を交付するため導入（2005 年度）されたもので、これにより地方自治団体が地方委譲された従前の国庫補助事業を効率的で持続的に推進することを目的とする。

※ 総合不動産税導入により不動産交付税 別途運営

（７）普通交付税の算定

算定原則

毎年度基準収入額が、基準財政需要額に達しない自治団体に対し、その未達額を基準に交付する。（地方交付税法第 6 条第 1 項）

なお、韓国では基準財政収入額の算定に当たっては全地方自治団体が地方税収入の 80%に統一されている。

〈図表 9－２１〉地方交付税の算定方式

|                               |   |               |   |       |         |       |
|-------------------------------|---|---------------|---|-------|---------|-------|
| 基準財政需要額                       | － | 基準財政収入額       | = | 財政不足額 | ÷       | 普通交付税 |
| (基礎需要額 (26 細項目)               |   | (地方税収入の 80%   |   |       | ↑       |       |
| ＋補正需要±                        |   | ＋補正収入±収入自助努力) |   |       | (調整率適用) |       |
| 需要自助努力)                       |   |               |   |       |         |       |
| ⇒ 各自治団体別財政不足額を基礎に調整率を適用して調整交付 |   |               |   |       |         |       |

（「2007 年度 地方自治団体予算概要」行政自治部）

自治区は、当該特別市または広域市の基準財政需要額及び基準財政収入額に合

算し算定して、これを当該特別市または広域市に一括交付する。(地方交付税法第6条第1項但し書き)

※自治区を合算算定する理由

自治区は同様の基礎団体である市郡とは異なり、道路、上下水道、都市計画など14事務を自治区ではなく、市本庁で直接処理し、地方税運用も市税中心で自治区税は3税目に過ぎない。

これと同様に、遂行事務と税制面で特例的な部分が多いため、地方自治法第173条の規定により、市税のうち取得、登録税の一定率を税源として別途の「自治区財源調整交付金制度」を運用する。(機能及び配分方式が交付税制度と類似)

都農複合形態の市の場合、洞地域に対しては市の算定基準を、邑面地域に対しては郡の算定基準を適用する。(地方交付税法施行令第4条)

(8) 基準財政需要額の算定

ア 基準財政需要額の意義

すべての地方自治団体が合理的で適正な基本行政水準を維持するとき必要とする基本的な財政需要で、各地方自治団体が実際に支出しようとする経費の実績値でなく、自治団体別地自然的・地理的・社会的諸般の条件に対応する合理的であり妥当な水準の「標準的な財政需要」を意味する。

イ 算定方法

$$\boxed{\text{基礎需要額}} + \boxed{\text{補正需要額}} + \boxed{\text{需要自助努力}}$$

ウ 基礎需要額

$$\boxed{\text{項目別測定単位数値}} \times \boxed{\text{単位費用}} \times \boxed{\text{補正係数}}$$

エ 測定項目

基準財政需要額を合理的に測定するために地方団体の一般会計歳出予算を機能別・性質別に分類設定した財政需要項目。

- ・ 経費別構成比率、代表性などを考慮して設定

※ 一般行政費、保健及び生活環境改善費、社会保障費等9項目

〈26細項目〉

オ 測定単位

需要推定項目別地方財政需要を合理的・客観的に測定するための単位をいう。測定項目別財政運営現況に対する説明力(相関関係)が一番高い単位を採択し採用する。

※人件費：公務員数、清掃費：世帯数、一般社会福祉費：人口数など26単位

カ 単位費用

基準財政需要額を算定するための各測定単位別1単位当たり数値に適用され



る標準的な単価をいう。

同種自治団体の標準行政需要額を求めた後、該当測定単位数値で除した値とする。

※単位費用＝同種自治団体の測定項目別標準行政需要額の和／同種自治団体の測定項目別測定単位数値の和

#### キ 補正係数

基準財政需要額を、自治団体別環境要因を考慮せずに「測定単位数値×標準単位費用」だけで一律算定すれば、標準的な行政需要額より過多・過少算定された不合理な点が発生するため、自治団体の社会的・自然的条件の差による経費等の差を加減反映することをいう（地方交付税法第7条第3項）

※補正係数＝当該団体の実需用単位費用（標準行政需要額／測定単位数値）／同種団体の標準単位費用

（ア）補正需要額：基礎需要額算定項目以外の法令規定等に定められた、別途追加需要額と落後地域等地域の特性と件を反映する需要を算定（地方交付税法施行規則第5条第2項）

##### a 教育特別会計転出金

i) 「地方税法」第260条の3の規定による地方教育税に該当する金額

ii) タバコ消費税の45/100に該当する金額(道を除外する)

iii) ソウル特別市は特別市税総額(「地方税法」第6条第1項第2号による目的税および同法第6条の2による特別市分財産税に該当する金額を除外する)の10/100、広域市および京畿道は広域市税または道税総額(「地方税法」第6条第2項第2号の規定による目的税に該当する金額を除外する)の5/100に該当する金額、その他の道および特別自治道は道税または特別自治道税総額の36/1,000に該当する金額、一般財政補てん金の100%該当額及びその精算額（地方教育財政交付金法第11条第2項第3項）

b 一般財政補てん金：市・郡で徴収する広域市税・道税(原子力発電に係る地域開発税,共同施設税および地方教育税を除外する)の27パーセント(人口50万以上の市と自治区でない区が設置されている市の場合には47パーセント)に該当する金額（地方財政法第29条）の90/100から特別財政補てん金を控除した額（地方財政法施行令第36条）

c 市・道税徴収交付金：広域市および道は、市・区および自治区で広域市税および道税を徴収して、広域市および道に納入した時には納入した特別市税・広域市税および道税徴収金の3/100に該当する金額（地方税法施行令第41条）

d 市・郡統合団体財政需要補強：基礎需要額の9%範囲

e 地方選挙関連経費：地方自治団体が負担する地方選挙関連経費

f 地域均衡（特殊）需要及び社会福祉均衡需要補強：落後地域等の地域の特性を反映して社会福祉・文化水準の向上のため地方交付税施行細則別表2

の2により算定した額

(イ) 需要自助努力：5項目反映

- a 経常経費節減 b 上水道料金現実化 c 邑面洞統合誘導  
d 地方庁舎管理の適正化 e 社会文化・福祉分野予算運営  
(08' 新設(地方交付税法施行規則第5条第3項))

(9) 基準財政収入額の算定

ア 基準財政収入額の意義

『基準財政需要額』に対応する概念として各自治団体の財政収入を合理的に測定するために一定の方法によって算定する金額である。

依存収入、臨時的収入、特定目的のための収入等は普遍的収入ではないため安定的な財政支援のための算定対象から除外する。

イ 算定方法

$$\boxed{\text{基礎収入額}} + \boxed{\text{補正収入額}} + \boxed{\text{収入自助努力}}$$

【基礎収入額】 地方税のうち当該年度普通税推計額の80%

※ 基準税率を80%にする理由自治団体別行政運営に必要な余裕財源保障及び地方税徴収努力等自主収入増大意欲を鼓舞するため（一種のインセンティブ付与システム）

【補正収入額】 基準財政収入額の補正対象及び反映比率（地方交付税法施行規則第5条の2）

○目的税収入額の100分の80

・原電地域開発税、地方教育税除外

○地方税決算額精算分 100分の80

○税外収入中、使用料・手数料・財産賃貸及び利子収入並びにそれらの決算精算分の80%

○一般財政補てん金及びその金額の前々年度決算額生産額（市・郡）

○市・道税徴収交金及びその金額の前々年度決算額生産額（市・郡）

○不動産交付税収入額及び前々年度決算額精算分 100分の80

【収入自助努力算定金額】：6項目を反映

○地方税収入率引き上げ○住民税個人均等割引上

○弾力税率適用 ○経常税外収入拡充

○地方税滞納額縮小 ○地方税税源発掘

(10) 地方交付税の配分

基準財政収入額が基準財政需要額に達しない自治団体に対し、その未達額（財政不足額）を基礎に交付する。

財政不足額が当該年度普通交付税総額を超過する場合、調整率を適用し交付する。（地方交付税法施行規則第3条）

$$\boxed{\text{普通交付税}} = \boxed{\text{財政不足額}} \times \boxed{\text{調整率}}$$

※調整率＝普通交付税総額／財政不足額が発生した団体の財政不足額の総額

(11) 不交付団体

基準財政収入が基準財政需要を超過する場合不交付となる。

広域団体（３）：ソウル、仁川、京畿

基礎団体（８）：水原、安養、城南、安山、高陽、果川、龍仁、  
華城

〈図表 9－２２〉 団体別交付・不交付団体数現況（2007 年度）

（単位：億ウォン）

| 区分  | 団体数 |     |     | 普通交付<br>税交付額 | 備考(不交付団体)               |
|-----|-----|-----|-----|--------------|-------------------------|
|     | 計   | 交付  | 不交付 |              |                         |
| 計   | 177 | 166 | 11  | 192,867      |                         |
| 特別市 | 1   | —   | 1   | 0            | ソウル                     |
| 広域市 | 6   | 5   | 1   | 10,265       | 仁川                      |
| 道   | 9   | 8   | 1   | 37,076       | 京畿                      |
| 市   | 75  | 67  | 8   | 71,620       | 水原、安養、城南、安山、高陽、果川、龍仁、華城 |
| 郡   | 86  | 86  | —   | 73,906       |                         |

※自治区（69 個）は特別・広域市本庁へ合算して算定、済州特別自治道は普通交付税財源の 3 % を定額交付

（「2007 年度 地方自治団体予算概要」 行政自治部）

(12) 特別交付税の運用

ア 需要区分、配分比率と交付時期（地方交付税法第 9 条）

〈図表 9－２３〉 特別地方交付税の交付時期

|        | 配分比率        | 交付時期         |
|--------|-------------|--------------|
| 地域懸案需要 | 特別交付税額の 50% | 当該需要が発生したとき毎 |
| 災害対策需要 | 特別交付税額の 50% | 当該災害が発生したとき毎 |

イ 交付対象

（ア）地域懸案需要

国家的行事、地方公共施設の設置などにより特別な財政需要がある場合に交付する。

例）道路橋梁、上下水道等地域懸案事業費支援

（イ）災害対策需要

a 各種災害などにより必要となる地方費負担分を補てんする必要がある場合に交付する。

例）年度中 各種災害発生時復旧対策費等支援

b 災害対策需要として交付した金額の使用残額が予想される場合には、行政自治部長官が地方行財政及び財政運用実績が優秀な自治団体に対する財政支援のための財源として使用できる。（地方交付税法第 9 条第 2 項）

ウ 運営方法

自治団体の長の申請、又は行政自治部長官が必要と認める場合に交付する。使

用に関して条件の付与、用途の制限が可能であり、交付目的に違反した時は、特別交付税の返還又は減額措置を行う。

### (13) 分権交付税の運用

#### ア 制度概要

- (ア) 分権交付税は普通・特別交付税と共に地方交付税に含まれる。
- (イ) 予算の編成と運営は地方団体の自立性の基礎とし運営される一般財源。

#### イ 財源運用

##### (ア) 財源規模

内国税総額の 0.94% (2006 年度 1 兆 65 億ウォン、  
2007 年度 1 兆 1,053 億ウォン)

(ウ) 運用期間：2005～9 年度(5 年間)→2010 年以降普通交付税に統合

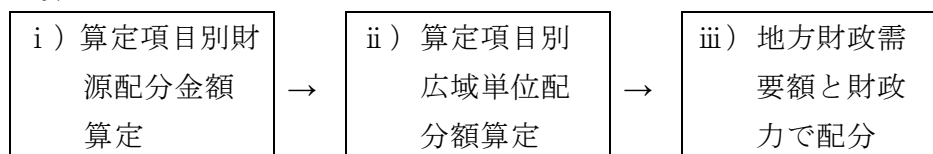
#### ウ 算定方式

##### (ア) 経常的需要算定

###### a 対象：80 事業 5,120 億ウォン (46%)

- －事業性格上継続的に一定水準の財政需要を必要とするもの
- －予算と委譲事業関係統計等を勘案して客観的に算式化が可能な事業

###### b 算定方式



\* 特別市、広域市、特別自治道

本庁一括交付

##### i) 算定項目別 財源配分金額算定

- －まず、分権交付税総財源中、関係部署の事業計画等を考慮して、非経常需要財源を確定して、残りを経常的需要財源とする。

$$\boxed{\text{分権交付税総額}} - \boxed{\text{非経常的需要額}} = \boxed{\text{経常的需要額}}$$

- －経常的授業財源の各算定項目別財源分は、2006 年度自治団体予算編成現況を分析しながら算定項目別財政需要増加率等を考慮して決め、減少する項目は 2006 年度水準を維持。

〈図表 9－24〉算定項目別 分権交付税配分内容

(単位：億ウォン)

| 算定項目    |        | `06   | `07   | 増減  | 増加率   | その他      |
|---------|--------|-------|-------|-----|-------|----------|
| 計       |        | 4,572 | 5,120 | 548 | 12.0% |          |
| 社会福祉    | 小計     | 3,134 | 3,665 | 531 | 16.9% |          |
|         | 老人福祉費  | 526   | 648   | 122 | 23.2% | 施設及び需要増加 |
|         | 障害者福祉  | 531   | 623   | 92  | 17.3% | 施設及び需要増加 |
|         | 児童福祉費  | 911   | 1,087 | 176 | 19.3% | 需要増加等    |
|         | その他    | 1,166 | 1,307 | 141 | 12.1% | 需要増加等    |
| 文化観光    | 小計     | 591   | 595   | 4   | 0.7%  |          |
|         | 文化財費   | 380   | 380   | －   | －     |          |
|         | 文化観光費  | 105   | 108   | 3   | 2.9%  | 需要増加等    |
|         | 公共図書館費 | 106   | 107   | 1   | 0.9%  | 需要増加等    |
| 農林水産    | 小計     | 337   | 348   | 11  | 3.3%  |          |
|         | 農業費    | 215   | 226   | 11  | 5.1%  | 需要増加等    |
|         | 農村振興費  | 80    | 80    | －   | －     |          |
|         | 林業費    | 7     | 7     | －   | －     |          |
|         | 水産費    | 35    | 35    | －   | －     |          |
| 公共勤労費   |        | 453   | 453   | －   | －     |          |
| 女性人力開発費 |        | 57    | 59    | 2   | 3.5%  | 施設及び需要増加 |

(「2007 年度 地方自治団体予算概要」行政自治部)

ii) 算定項目別 広域単位配分額の算定

- －算定項目別地方財政需要額（予算編成額）を、算定項目別配分金額に合うように一定率で調整
- －市・道別に地方財政需要額と関連統計との相関分析等により関数式を導き出す
- －各・市道別財政力差を反映して項目別配分金額に合うように一定率をかけて算定

iii) 道本庁及び市・郡は地方財政需要額（予算編成額）と財政力によって配分

- －ii) により算出された道総額を道本庁と市・郡の地方財政需要額（予算編成額）の比重により 70%を割当
- －残り 30%は財政需要額（予算編成額）と財政力を考慮して割当

(イ) 非経常的需要算定

a 対象：69 事業 5,933 億ウォン (54%)

- －経常的需要と一緒に一定の算定公式を適用するのが困難な事業

b 算定方式：一般需要と特定需要を区分

- －一般需要は特定自治団体について支援計画が具体化していない事業→45 事業 304 億ウォン
  - ・総割当金額を特別・広域市分 30%、道分 70%（本庁分 3.5%、市、郡分 66.5%）
  - ・人口・財政力等を勘案して全自治団体に配分
- －特定需要は中央部署の支援計画の具体化の可否等を考慮して支援が必要な事業→24 事業 5,629 億ウォン(51%)

- ・事業推進状況等を反映して指定自治団体に配分
- ・保健福祉部等 9 部署の事業計画等を反映

#### エ 分権交付税の早期定着

##### (ア) 地方委譲事業の積極推進

国庫補助事業地方委譲により地方自治団体の財政運営に自立性が付与される反面、これに相応の責任性が付与されることを勘案して事業推進を徹底

##### (イ) 地方委譲事業の効率的予算編成

- ・経常的需要については
  - ー前年度支援水準、人件費引上分等を考慮して予算編成
- ・非経常的需要については
  - ー一般需要に該当する事業予算は、自治団体別に地域的特性、事業の至急性等を考慮して自立的に推進する。
  - ー特定需要に該当する事業は、委譲事業の推進状況等を勘案して算定したものを当該事業が効率的に推進されるように予算編成

〈図表 9－25〉分権交付税 対象事業

(単位:個)

| 部署別      | 計   | 経常的需要 | 非経常的需要 |      |      |
|----------|-----|-------|--------|------|------|
|          |     |       | 小計     | 一般需要 | 特定需要 |
| 計        | 149 | 80    | 69     | 45   | 24   |
| 保健福祉部    | 64  | 49    | 15     | 8    | 7    |
| 建設交通部    | 7   | 0     | 7      | 2    | 5    |
| 行政自治部    | 4   | 1     | 3      | 1    | 2    |
| 文化財庁     | 2   | 2     | 0      | 0    | 0    |
| 文化観光部    | 22  | 6     | 16     | 15   | 1    |
| 農林部      | 9   | 7     | 2      | 2    | 0    |
| 海洋水産部    | 16  | 3     | 13     | 10   | 3    |
| 農村振興庁    | 9   | 6     | 3      | 3    | 0    |
| 環境部      | 5   | 0     | 5      | 2    | 3    |
| 女性家族部    | 5   | 4     | 1      | 0    | 1    |
| 国家報勲処    | 1   | 0     | 1      | 0    | 1    |
| 労働部      | 1   | 0     | 1      | 0    | 1    |
| 山林庁      | 2   | 1     | 1      | 1    | 0    |
| 国家青少年委員会 | 2   | 1     | 1      | 1    | 0    |

(「2007 年度 地方自治団体予算概要」行政自治部)

#### (14) 不動産交付税

##### ア 導入経緯

不動産税制改編で増加する総合不動産税の税収全額を地方自治団体に交付することによって、財産税と取引税の税収減少分を補てんして地方財政拡充財源として使用させるために、総合不動産税を財源として 2006 年に新設された。

##### イ 制度概要

##### (ア) 財源

「総合不動産税法」による総合不動産税総額及びその精算額（地方交付税法第 4 条第 3 項）

##### (イ) 交付

不動産交付税は地方自治団体に全額交付しなければならない  
（地方交付税法第 9 条の 3 第 1 項）

##### (ウ) 交付基準

不動産税制改変に伴う地方自治団体の税収減少分（財産税減少分

及び取引税減少分)を基礎として算定するものであるが、財政条件、地方税運営状況等を考慮する。当該年度の不動産交付税総額が自治団体別税収減少分の合計よりも少ない場合には、財産税減収分をまず交付して、残りは取引税減少分比率により分けて交付する。また、不動産交付税総額が自治団体別税収減少分の合計よりも多い場合には、税収減収分を交付した残額を、財政条件(50/100)、社会福祉(25/100)、地域教育(20/100)、不動産保有税規模(5/100)により、特別自治道及び市・郡・自治区別に分けて交付する。ただし、濟州特別自治道に対しては、これによらず残額総額の 18/100 で算定した額を交付する(地方交付税法第 9 条の 3 第 2 項、地方交付税法施行令第 10 条の 3)

(15) 不当交付税の是正

ア 算定資料の誇張・虚偽記載の場合

自治団体が交付税算定資料を誇張又は虚偽記載し、不当に交付税を受けた場合、又は受けようとした場合には、行政自治部長官は、正当に受けることができる金額を超過した部分の返還を命じ、又は不当に受けようとした金額を減額することができる。(地方交付税法第 11 条第 1 項)

イ 経費の過多支出・収入徴収怠慢の場合

自治団体が法令の規定に違反し、著しく過大な経費を支出したとき、又は確保しなければならない収入の徴収を怠慢したときには、行政自治部長官は、当該団体に交付する交付税の減額、又は既に交付した交付税の一部返還を命ずることができる。(地方交付税法第 11 条第 2 項)

ウ 異議申請

普通交付税の決定通知を受けた場合に当該交付税算定基礎などに異議があるときには通知を受けた日から 30 日以内に異議申請をすることができる。

異議申請を受けた行政自治部長官は 30 日以内にこれを審査し、その結果を通知すること(地方交付税法第 13 条)

異議申請が妥当であると認定する場合、次の交付税算定時に加算又は減額すること(地方交付税法施行令第 14 条)

(16) インセンティブ制及び減額制運営

ア インセンティブ制の運営

(ア) 目的

自治団体の経常経費節約、税収増大など自助努力と責務を果たした程度を普通交付税(基準財政需要額及び基準財政需要額)算定時反映させて地方財政運営の健全化の誘導(根拠:地方交付税法施行規則第 5 条の 3)

(イ) 適用対象項目(地方交付法施行規則別表 3 の 2)

基準財政需要・収入額算定項目のうち自助努力が望まれる項目として客観的基準によって反映可能項目対象(現在 10 種)



〈図表 9－26〉 インセンティブ制の項目と年度別運用状況

|                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>〈基準財政需要額（4種）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経常経費 節減運営</li> <li>・ 地方上水道料金 現実化</li> <li>・ 邑面洞 統合運営</li> <li>・ 地方庁舎（面積）管理運営</li> </ul> | <p>〈基準財政収入額（6種）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税徴収率向上</li> <li>・ 住民税・個人均等割引上げ</li> <li>・ 弾税率適用</li> <li>・ 経常税外収入 拡充</li> <li>・ 地方税滞納率縮小</li> <li>・ 地方税税源発掘</li> </ul> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（ウ）運営方法

算定項目別自助努力の程度を関連統計によって客観化（算出公式により算定）、基準財政需要・収入額に加減反映

イ 減額制の運営

（ア）推進背景（目的）

違法な予算編成・支出、確保しなければならない収入の徴収怠慢など不健全財政運営をする地方自治団体に対して、その結果を地方交付税算定時反映（減額）し、地方財政運営の健全性と責任制を確保するもの。（根拠：地方交付税法第11条第2項）

（イ）減額適用対象及び減額基準（根拠：地方交付税法施行令第12条）

- a 地方債発行未承認事業予算編成・支出—支出金額の10/100以内
- b 投・融資未審査事業予算編成・支出—支出金額の10/100以内
- c 予算編成基準に違反した予算編成・支出—支出金額以内
- d 監査結果違法な経費の過大支出・収入徴収怠慢—支出金額・未徴収金額以内

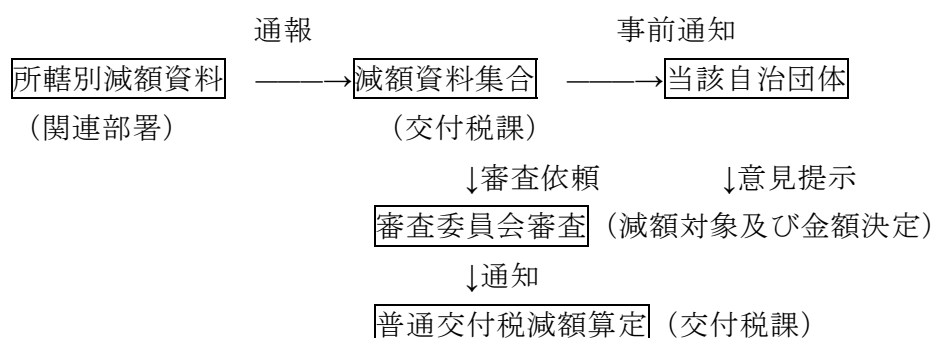
ウ 運営方法

（ア）関連部署、監査部署などで具体的に確認・通報した違法行為対象

- ・ 減額対象金額は「地方交付税調定審査委員会」で審査決定

（イ）審査委員会の決定金額を土台に翌年度当該団体に交付する普通交付税を減額算定

〈図表 9－27〉 減額制の運営の流れ



### 3 国庫補助金

韓国の国庫補助金とは、日本の国庫負担金、国庫委託金、国庫補助金をまとめたものであり、すなわち日本でいう国庫支出金に相当する。

〈図表 9－28〉国庫補助金交付額と地方負担の推移（単位：億ウォン）

| 年度別  | 計       | 国庫補助金   | 地方費負担  | その他    |
|------|---------|---------|--------|--------|
| 1996 | 96,365  | 49,361  | 32,492 | 14,512 |
| 2000 | 151,676 | 98,885  | 51,217 | 1,574  |
| 2001 | 161,614 | 111,779 | 46,991 | 2,844  |
| 2002 | 230,078 | 162,189 | 66,198 | 1,691  |
| 2003 | 171,813 | 111,074 | 56,619 | 4,120  |
| 2004 | 188,693 | 125,007 | 60,022 | 3,664  |
| 2005 | 230,391 | 153,502 | 73,337 | 3,552  |
| 2006 | 261,526 | 183,316 | 73,885 | 4,325  |
| 2007 | 319,720 | 209,006 | 96,721 | 13,993 |

※中央部処確定額 基準

（「2007 年度 地方自治団体予算概要」行政自治部）

国の部処別には、保健福祉部、建設交通部、環境部からの国庫補助金額の規模が大きい。

〈図表 9－29〉2007 年度国庫補助金国家予算確定額（単位：億ウォン）

| 部処別      | 計       | 国庫補助金   | 純地方費   | 財政融資金 | 受益者負担  |
|----------|---------|---------|--------|-------|--------|
| 合計       | 319,719 | 209,005 | 96,720 | 315   | 13,679 |
| 国家青少年委員会 | 861     | 432     | 429    | 0     | 0      |
| 財政經濟部    | 3,739   | 1,880   | 1,859  | 0     | 0      |
| 教育人的資源部  | 100     | 100     | 0      | 0     | 0      |
| 外交通商部    | 245     | 242     | 3      | 0     | 0      |
| 行政自治部    | 9,259   | 5,207   | 4,015  | 0     | 37     |
| 文化観光部    | 10,622  | 4,603   | 5,882  | 0     | 137    |
| 農林部      | 33,795  | 25,184  | 5,761  | 199   | 2,651  |
| 産業資源部    | 5,711   | 4,780   | 825    | 0     | 106    |
| 保健福祉部    | 106,636 | 78,169  | 28,138 | 0     | 329    |
| 環境部      | 39,386  | 22,594  | 14,591 | 20    | 2,181  |
| 労働部      | 133     | 111     | 22     | 0     | 0      |
| 女性家族部    | 23,787  | 10,974  | 12,813 | 0     | 0      |
| 建設交通部    | 53,094  | 34,681  | 11,318 | 0     | 7,095  |
| 海洋水産部    | 7,756   | 5,525   | 1,938  | 4     | 289    |
| 警察庁      | 313     | 313     | 0      | 0     | 0      |
| 文化財庁     | 3,511   | 2,113   | 1,398  | 0     | 0      |
| 農村振興庁    | 1,848   | 1,028   | 805    | 10    | 5      |
| 山林庁      | 10,749  | 6,066   | 3,878  | 82    | 723    |
| 中小企業庁    | 4,154   | 2,759   | 1,269  | 0     | 126    |
| 職員医薬品安全庁 | 2       | 1       | 1      | 0     | 0      |
| 消防防災庁    | 4,018   | 2,243   | 1,775  | 0     | 0      |

※地方自治団体の 2007 年当初予算を反映した金額でなく、国家から支援する金額を基準に

作成したもの

（「2007 年度 地方自治団体予算概要」行政自治部）

#### 4 国家均衡発展特別会計

##### (1) 国家均衡発展特別会計新設の趣旨

ア 部処別に、多数の特別会計及び一般会計を通して分散推進していた均衡発展関連事業を包括補助金として統合支援（2004年度基準 155事業 約5兆円）

イ 地域の特性と優先順位を最大限に反映して地方自治団体主導の元に体系的に地域発展戦略を推進

(2) 国家均衡発展特別会計は国家均衡発展計画の推進を財政的に支援し、地域の特性と優先順位により、地域開発及び地域革新のための事業を効率的に推進するために設置された会計である。会計は、地域開発事業勘定、地域革新事業勘定及び済州勘定の3つで構成されている（図9－30）が、地域開発、地域革新勘定の主な歳入、歳出（事業内容）は図9－31、32のとおりである。なお、2007年度の国家均衡発展特別会計の予算は67,929億ウォン、そのうち地域開発事業勘定は49,115億ウォン、地域革新事業勘定は15,476億ウォンとなっている。

また、この会計の予算執行に際しては、自治体の自律性を高めるため、予算の流用及び繰越の許容範囲などが拡大されている（国家均衡発展特別法第42条、第43条）。なお、地域開発事業勘定の場合、市・道別に限度額を決め、その限度額の範囲内で市道がそれぞれ自律的に予算編成できるようになっており、特別会計の予算編成に関しては、評価委員会が地域発展施行計画の実績を評価し、その結果を次年度予算に反映するようになっている。

〈図表9－30〉国家均衡発展特別会計 規模

| 区分       | 2006年   | 2007年  | 増加率  | 備考                   |
|----------|---------|--------|------|----------------------|
| 合計       | 63,114  | 67,929 | 7.6  |                      |
| 地域開発勘定   | 45,920  | 49,115 | 7.0  | 落後地域 開発事業等           |
| 支援地域革新勘定 | 13,890  | 15,338 | 10.4 | 地域革新体系構築、地域戦略事業育成等支援 |
| 済州勘定     | (3,304) | 3,476  | -    | 07年度新設               |

\* 2007年7月 船出した済州特別自治道が成功的に定着するように済州会計が新設された

（「2007年度 地方自治団体予算概要」行政自治部）

〈図表 9－3 1〉 地域開発勘定 規模

| 区分       | 2006年  | 2007年  | 増加率  | 備考           |
|----------|--------|--------|------|--------------|
| 合計       | 45,920 | 49,115 | 7.0  |              |
| 自律編成事業   | 26,871 | 28,817 | 7.2  | 地域SOC、農漁村投資等 |
| 均衡発展基盤事業 | 10,312 | 10,723 | 4.0  | 僻地、島嶼、農村開発等  |
| 災害予防事業   | 4,700  | 5,233  | 11.3 | 災害危険地区整備 等   |
| その他      | 4,037  | 4,342  | 7.6  | 開発制限区域管理等    |

(「2007 年度 地方自治団体予算概要」 行政自治部)

〈図表 9－3 2〉 地域革新勘定 規模

| 区分       | 2006年  | 2007年  | 増加率   | 備考         |
|----------|--------|--------|-------|------------|
| 合計       | 13,890 | 15,338 | 10.4  |            |
| 地域戦略事業育成 | 7,135  | 7,438  | 4.2   | 地域技術革新拠点構築 |
| 地域人的資源開発 | 4,880  | 4,874  | △ 0.1 | 地方大学支援等    |
| 地域科学技術拡充 | 340    | 677    | 99.1  | 地方R&D支援等   |
| その他      | 1,535  | 2,349  | 53.0  | 文化革新等      |

(「2007 年度 地方自治団体予算概要」 行政自治部)

## 5 広域自治団体から基礎自治団体への財源移転

市・道費補助金、調整交付金、財政補てん金によって広域自治団体から基礎自治団体への財源移転が行われており、一つの財政調整の役割を果たしている。特別市・広域市と自治区・郡の間では、財政補てん金の方が市・道費補助金より多く、道と市・郡の間では、市・道費補助金の方が財政補てん金より多くなっている（図表 9－3 4 参照）。

〈図表 9－33〉 広域自治団体から基礎自治団体への財源移転

| 区分   | 市・道費補助金                                                                                                                                                                                | 調整交付金                                                                                                                                                                                                                                                | 財政補てん金                                                                                                                                                                                                                               |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 根拠法令 | <p>○地方財政法第 23 条『市・道は施策上必要があると認められるとき、又は市・郡及び自治区の財政上特に必要であると認められるときは、予算の範囲内において市・郡及び自治区に補助金を交付することができる。』</p> <p>○地方財政法施行令第 29 条『補助金等に対する交付申請・交付決定及び使用などに関する基本的な事項は当該地方自治団体の条例で定める。』</p> | <p>○地方自治法第 160 条第 1 項『特別市長及び広域市長は、市税収入中の一定額を確保して条例が定めるところにより自治区相互間の財源を調整しなければならない。』（1988 年 4 月 6 日改定）</p> <p>○地方財政法施行令第 57 条『法第 160 条の規定により自治区相互間の調整財源は当該市税中取得税と登録税とし、自治区相互間の財源調整方法を定める条例には調整交付金の交付率・算定方法及び交付時期などが含まなければならない。』（1995 年 7 月 1 日改定）</p> | <p>○地方財政法第 29 条『市・道知事(特別市長を除く)は市・郡で徴収した広域市税・道税(原子力発展のための地域開発税、共同施設税及び地方教育税を除く)の 27% (人口 50 万以上の市と自治区でない区を設置している市の場合には 47%) に該当する金額を市・郡に対する財政補てん金として確保し、人口、徴収実績、当該市・郡の財政事情このほか大統領令の定める基準により当該市・道(特別市を除く。)の管轄区域内の市・郡に配分しなければならない。』</p> |
| 財源   | ○市・道の一般会計又は特別会計                                                                                                                                                                        | <p>○特別市・広域市税である取得税・登録税中条例で定める一定額</p> <p>ソウル 50%、釜山 51%、大邱 52%、仁川 50%、光州 70%、大田 68%、蔚山 58%</p> <p>○一般交付金と特別交付金で運用</p> <p>ソウル 10%、釜山 5%、大邱 10%、仁川 10%、光州 10%、大田 10%、蔚山 10%</p>                                                                         | <p>○広域市・道の徴収交付金中、条例で定める一定額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般財政補てん金：90%</li> <li>・施策推進補てん金：10%</li> <li>・特別財政補てん金(京畿道該当)</li> </ul>                                                                                      |
| 用途   | ○特定の支援対象事業財政需要充当(用途指定)                                                                                                                                                                 | 用途指定なく基礎自治団体の一般財源として使用                                                                                                                                                                                                                               | 用途指定なく基礎自治団体の一般財源として使用(施策推進補てん金は市長・郡守が要請する事業又は市・道知事が必要と認める事業)                                                                                                                                                                        |
| 配分方法 | 支援事業別事業優先順位などによって支援                                                                                                                                                                    | 基礎自治団体別基準財政収入額と基準財政需要額を分析した後財政不足額を基準に包括配分                                                                                                                                                                                                            | 人口、徴収実績、当該市・郡の財政事情その他大統領令で定める基準により配分                                                                                                                                                                                                 |

(「2007 年度 地方自治団体予算概要」 行政自治部)

〈図表 9－3 4〉 2007 年度広域自治団体から基礎自治団体への財源移転（総計）

（単位：億ウォン、％）

| 区分    | 計       | 構成比  | 市・道費<br>補助金 | 構成比  | 交付金・<br>補てん金 | 構成比  |
|-------|---------|------|-------------|------|--------------|------|
| 計     | 110,703 | 100% | 54,370      | 100% | 56,333       | 100% |
| 特別自治区 | 21,741  | 20%  | 5,302       | 10%  | 16,439       | 29%  |
| （広域市） | 30,124  | 27%  | 13,598      | 25%  | 16,526       | 29%  |
| 自治区   | 28,084  | 25%  | 12,029      | 22%  | 16,055       | 28%  |
| 郡     | 2,040   | 2%   | 1,569       | 3%   | 471          | 1%   |
| （道）   | 58,838  | 53%  | 35,470      | 65%  | 23,368       | 41%  |
| 市     | 44,617  | 40%  | 23,806      | 44%  | 20,811       | 37%  |
| 郡     | 14,221  | 13%  | 11,664      | 21%  | 2,557        | 5%   |

（「2007 年度 地方自治団体予算概要」行政自治部）

## 第 6 節 地方債制度

### 1 地方債の意義と現況

地方自治団体が財政収入の不足を補うため、課税権を実質的な担保として資金調達によって負担する債務である。証書借入または証券発行の形式をとる。

なお、韓国の地方財政では、均衡予算の原則が強く維持されており、地方債の発行割合は高くない（一般会計の地方債依存率は 1999 年の 5.3% をピークに低下し 2007 年は 0.7%）。

〈図表 9－3 5〉 年度別地方債発行推移（純計規模）

（単位：億ウォン、％）

| 年度別  | 総規模       |        |      | 一般会計    |       |      | 特別会計    |        |       |
|------|-----------|--------|------|---------|-------|------|---------|--------|-------|
|      | 総規模       | 地方債    | 依存率  | 規模      | 地方債   | 依存率  | 規模      | 地方債    | 依存率   |
| 2001 | 939,956   | 32,163 | 3.4% | 714,607 | 8,147 | 1.1% | 225,349 | 24,016 | 10.7% |
| 2002 | 1,105,078 | 37,517 | 3.4% | 845,082 | 5,732 | 0.7% | 259,996 | 31,785 | 12.2% |
| 2003 | 1,227,260 | 28,358 | 2.3% | 965,040 | 5,556 | 0.6% | 262,220 | 22,802 | 8.7%  |
| 2004 | 1,258,435 | 34,760 | 2.8% | 972,310 | 5,856 | 0.6% | 286,125 | 28,904 | 10.1% |
| 2005 | 1,284,145 | 36,037 | 2.8% | 997,142 | 8,166 | 0.8% | 287,003 | 27,871 | 9.7%  |
| 2006 | 1,154,722 | 38,091 | 3.3% | 899,232 | 9,176 | 1.0% | 255,490 | 28,915 | 11.3% |
| 2007 | 1,119,864 | 34,950 | 3.1% | 865,209 | 6,347 | 0.7% | 254,655 | 28,603 | 11.2% |

注）2005 年度までは決算額、2006 年度最終予算額、2007 年度当初予算額

（「2007 年度 地方自治団体予算概要」行政自治部）

〈図表 9－36〉 地方債現況（会計別）（2006.12.31 現在）

（単位：億ウォン）

| 区分  | 計       | 一般会計   | その他特別会計 | 公企業特別会計 |
|-----|---------|--------|---------|---------|
| 総計  | 174,350 | 97,919 | 42,853  | 33,578  |
| ソウル | 9,189   | 297    | 8,629   | 263     |
| 釜山  | 20,372  | 7,472  | 8,643   | 4,257   |
| 大邱  | 17,345  | 7,850  | 6,756   | 2,739   |
| 仁川  | 13,020  | 9,821  | 497     | 2,702   |
| 光州  | 9,129   | 5,968  | 2,371   | 790     |
| 大田  | 5,797   | 2,469  | 1,870   | 1,458   |
| 蔚山  | 5,937   | 3,707  | 263     | 1,967   |
| 京畿  | 31,786  | 18,960 | 6,328   | 6,498   |
| 江原  | 9,747   | 7,399  | 607     | 1,741   |
| 忠北  | 3,546   | 2,693  | 453     | 400     |
| 忠南  | 5,521   | 1,669  | 1,263   | 2,589   |
| 全北  | 7,474   | 5,969  | 532     | 973     |
| 全南  | 6,506   | 3,246  | 1,952   | 1,308   |
| 慶北  | 10,638  | 7,185  | 371     | 3,082   |
| 慶南  | 11,878  | 9,319  | 610     | 1,949   |
| 済州  | 6,465   | 3,895  | 1,708   | 862     |

（「2007 年度 地方自治団体予算概要」 行政自治部）

## 2 法的根拠

### （1）地方自治法第 123 条、地方財政法第 11 条・第 44 条、地方債発行基準等

一 限度額は自治団体の財政状況、財政規模等を考慮して大統領令により決定（大統領令では行政自治部長官に委任推進）

### （2）限度額の範囲内では、地方議会の議決を得て地方債を発行

### （3）限度額を超過する場合、行政自治部長官の承認を受けて範囲内で地方議会の議決を得て地方債を発行

※外債の場合は、限度額範囲内でも地方議会の議決を得る前に行政自治部長官の承認を得る。

## 3 発行基準

### （1）限度額に含まれる行為

#### ア 地方債発行

※地方公企業法第 19 条の規定により地方開発のための基金の造成のために発行する地方債金額除外

※起債条件を悪化（償還年限の延長、利率の上昇等）させず、借換する場合を除外

#### イ 債務負担行為額

※社会基盤施設に係る民間投資法第 4 条第 2 号の規程により民間投資事業（BTL）は債務負担行為ではないとして除外

#### ウ 保証債務負担行為額中、債務者の破産等により地方自治団体が債務履行の責任を負う金額

※偶発債務（不確定債務）から確定債務に転換

## (2) 地方債発行基準

- ア 地方債発行限度を付与された全ての地方自治団体
  - －原則的に全ての資本的支出に地方債発行可能（golden rule）で、消耗性の経常的支出（経常事業）は、地方債発行が不可
- イ 外債については、特例として外債を発行しようとする場合、限度額の範囲内でも地方議会の議決を受ける前に行政自治部長官の承認を得なければならない
- ウ その他の基準として、事前地方財政管理制度の履行可否、その他事業計画の妥当性・適正性、起債計画の適正性等を本質的に検討しなければならない。

## (3) 限度額を超過する場合の地方債発行基準

限度額を超過して地方債を発行することができる事業（適債事業）

- ・ 中央政府の主要施策事業
- ・ 天災・地変による災害等予測不可能な歳入欠陥の補填
- ・ 災害予防及び復旧作業
- ・ その他住民の福祉増進のため特に必要と認められる事業 等

## 第7節 地方財政管理

韓国では、地方財政管理運営のため、地方中期財政計画制度が定められている。また、地方自治団体の各種投資事業に対する無分別な重複・過剰投資を事前に防止するための地方財政投融资審査制度が 1994 年から講じられている。

### 1 地方中期財政計画制度

#### (1) 制度概要

(地方財政法第 33 条)

##### ア 計画内容

- (ア) 各自治団体単位で中期財政計画（5 ヶ年単位）樹立・運用
- 条件変動によって毎年連動（修正）計画樹立

- (イ) 中期発展目標、財政展望、国家及び地方単位計画の総合推進のため財源配分計画

##### イ 樹立手続き

- (ア) 地方中期財政計画樹立・運用指針示達（行政自治部→地方自治団体）
- (イ) 中央関係部署の意見を聞き、各自治団体別地方中期財政計画樹立、地方議会に報告後提出（地方自治団体→行政自治部）
  - （なお、各地方自治団体は、地方財政計画樹立に当たっては、各地方自治団体に設置する地方財政計画審議委員会に諮問）
- (ウ) 行政自治部から中期地方財政計画を総合・国務会議報告



(2) 重点推進事項

ア 国家施策と地方計画の連携強化

(ア) マクロ経済指標、移転財源規模中「2007～2011 年国家財政運用計画」を遵守して中期地方財計画を樹立

(イ) 自治団体補助事業計画について関係部署の検討意見を反映して中期地方財政計画確定、投資計画の実行性を引き上げ

イ 事業別予算制度試験導入

08 年の事業別予算制度本格導入を前に中期地方財政計画と事業別予算制度連携

ウ 財政公示及び評価制度と連携して計画の予算反映率引き上げ

自治団体の長が公示事項及び地方財政評価項目に「計画的な財政運営」を含め計画的な執行を担保

〈図表 9－37〉 2007 年分野別投資事業計画

(1) 投資事業部門別構成比及び伸張率 (単位：億ウォン)

| 区分       | 事業件数   | 計         | %      | 2006      | 2007      | 2008      | 2009      | 2010      | 年平均伸張率 |
|----------|--------|-----------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------|
| 計        | 56,464 | 7,974,445 | 100.0% | 1,444,508 | 1,522,524 | 1,599,689 | 1,672,386 | 1,735,338 | 4.7%   |
| 一般行政     | 3,529  | 2,533,164 | 31.8%  | 485,010   | 488,249   | 501,033   | 523,031   | 535,841   | 2.5%   |
| 公共秩序及び安全 | 1,210  | 83,467    | 1.0%   | 16,561    | 14,984    | 15,880    | 18,066    | 17,976    | 2.4%   |
| 教育       | 473    | 234,736   | 2.9%   | 42,607    | 47,842    | 47,063    | 48,100    | 49,124    | 3.7%   |
| 文化及び観光   | 4,932  | 334,144   | 4.2%   | 56,271    | 63,637    | 68,205    | 71,104    | 74,927    | 7.5%   |
| 環境保護     | 6,461  | 717,830   | 9.0%   | 126,282   | 140,342   | 152,689   | 149,249   | 149,268   | 4.4%   |
| 社会福祉     | 9,125  | 1,180,138 | 14.8%  | 200,121   | 216,044   | 232,841   | 254,025   | 277,107   | 8.5%   |
| 保健       | 2,344  | 96,470    | 1.2%   | 17,406    | 18,932    | 19,326    | 20,027    | 20,779    | 4.6%   |
| 農林海洋水産   | 10,780 | 559,480   | 7.0%   | 97,109    | 105,611   | 112,735   | 118,529   | 125,496   | 6.6%   |
| 産業・中小企業  | 1,790  | 189,469   | 2.4%   | 35,991    | 38,659    | 41,306    | 36,473    | 37,040    | 1.0%   |
| 輸送及び交通   | 10,869 | 906,072   | 11.4%  | 156,348   | 166,857   | 186,626   | 191,238   | 205,003   | 7.1%   |
| 国土及び地域開発 | 4,771  | 552,142   | 6.9%   | 95,310    | 103,179   | 111,058   | 122,205   | 120,390   | 6.1%   |
| 科学技術     | 80     | 24,188    | 0.3%   | 3,309     | 7,290     | 4,123     | 4,661     | 4,805     | 23.2%  |
| 予備費      | 3      | 519,293   | 6.5%   | 102,055   | 102,759   | 99,303    | 107,315   | 107,861   | 1.5%   |
| その他      | 97     | 43,852    | 0.5%   | 10,128    | 8,139     | 7,501     | 8,363     | 9,721     | 0.1%   |

(「2007 年度 地方自治団体予算概要」 行政自治部)

(2) 分野別財源調達計画 (単位：億ウォン)

| 区分       | 財源別       |        |         |           |        |
|----------|-----------|--------|---------|-----------|--------|
|          | 計         | %      | 国費      | 地方費       | 地方債    |
| 合計       | 1,444,508 | 100.0% | 317,316 | 1,103,219 | 23,973 |
| 一般行政     | 485,011   | 33.6%  | 3,076   | 475,720   | 6,215  |
| 公共秩序及び安全 | 16,561    | 1.1%   | 7,200   | 9,075     | 286    |
| 教育       | 42,607    | 2.9%   | 809     | 41,798    | 0      |
| 文化及び観光   | 56,271    | 3.9%   | 15,415  | 39,545    | 1,311  |
| 環境保護     | 126,282   | 8.7%   | 42,716  | 80,453    | 3,113  |
| 社会福祉     | 200,121   | 13.9%  | 105,792 | 94,098    | 231    |
| 保健       | 17,406    | 1.2%   | 7,604   | 9,764     | 38     |
| 農林海洋水産   | 97,109    | 6.7%   | 56,998  | 39,768    | 343    |
| 産業・中小企業  | 35,991    | 2.5%   | 14,459  | 18,591    | 2,941  |
| 輸送及び交通   | 156,348   | 10.8%  | 35,869  | 113,859   | 6,620  |
| 国土及び地域開発 | 95,310    | 6.6%   | 24,851  | 67,714    | 2,745  |
| 科学技術     | 3,309     | 0.2%   | 430     | 2,749     | 130    |
| 予備費      | 102,055   | 7.1%   | 0       | 102,055   | 0      |
| その他      | 10,127    | 0.7%   | 2,097   | 8,030     | 0      |

(「2007 年度 地方自治団体予算概要」 行政自治部)

## 2 地方財政投融资審査制度

### (1) 必要性

地方財政の計画的・効率的運営を期して各種投資事業に対する無分別

な重複・過剰投資を事前に防止し、毎年予算編成事業の妥当性・効率性を審査し、その結果を予算に反映するために 1992 年から導入され、1994 年 12 月に法的に制度化された。

## (2) 制度概要

### ア 根拠

(ア) 地方財政法第 36 条第 3 項、第 37 条、施行令第 41 条ないし第 44 条

(イ) 地方財政投融资審査事業審査規則（行政自治部令 2001 年 4 月 6 日全文改定）

### イ 対象事業

(ア) 自治団体審査

a 市・郡・自治区審査：市・郡：区 10 億以上 30 億ウォン未満事業

全額市・郡・区費事業中 10 億以上事業

b 市・道審査：ソウル 30 億ウォン以上、

広域市・道 20 億ウォン以上 200 億ウォン未満新規事業、

全額市・道費事業中 20 億ウォン以上事業

(イ) 依頼審査

a 市・道審査：30 億ウォン以上～200 億ウォン未満新規事業

b 中央審査：200 億ウォン以上新規事業、10 億ウォン以上イベン

ト事業（基礎団体 5 億ウォン以上）、外国借款導入・

海外投資事業

※審査除外事業：災害復旧法令又は国家関連計画によって確定した事業（20）

(ウ) 審査基準：事業妥当性、国家計画との整合性、財源確保対策等

〈図表 9－38〉地方財政投融资審査制度施行実績

| 区分  | 2002 年       | 2003 年        | 2004 年        | 2005 年        | 2006 年        |
|-----|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 総対象 | 152 件        | 251 件         | 329 件         | 273 件         | 301 件         |
|     | 111,957      | 253,993       | 278,412       | 288,054       | 300,074       |
| 適正  | 128 件        | 199 件         | 276 件         | 226 件         | 244 件         |
|     | 86,379 77.2% | 214,238 84.3% | 225,244 80.9% | 243,484 84.5% | 257,605 85.8% |
| 非適正 | 24 件         | 52 件          | 53 件          | 47 件          | 57 件          |
|     | 25,578 22.8% | 39,755 15.7%  | 53,168 19.1%  | 44,570 15.5%  | 42,469 14.2%  |

※適正＝適正＋条件付き推進、不適正＝再検討＋不適正＋返戻

（「2007 年度 地方自治団体予算概要」行政自治部）

## 第 8 節 自治団体間財政不均衡の深化と財政自立度

韓国の地方財政においても、地方自治団体間の財政不均衡が深化している。

韓国における財政自立度の指標は、次の算式

$$(\text{地方税} + \text{税外収入}) / \text{一般会計歳入決算額} \times 100 (\%)$$

広域自治団体の財政自立度を比較すると、全国平均 53.6%に対して、最高のソウル特別市が 88.7%、最低の全羅南道が 10.6%となっている。基礎自治団体の財政自立度

を比較すると、最高の城南市（京畿道）が 71.7%、最低の奉化郡（慶尚北道）が 7.4% となっている。

また、財政自立度 50%未満の団体は 215 団体（8 広域自治団体、207 基礎自治団体）で全団体の 87%を占めている。

〈図表 9－39〉 財政自立度比較

| 区分 | 特別市    | 広域市   | 道      | 特別自治道 | 市             | 郡             | 自治区           |
|----|--------|-------|--------|-------|---------------|---------------|---------------|
| 平均 | 88.7   | 62.2  | 35.5   | 26.3  | 39.5          | 16.6          | 37.5          |
| 最高 | 88.7   | 67.7  | 66.5   | 26.3  | 71.7          | 49.6          | 90.5          |
|    | (ソウル市) | (仁川市) | (京畿道)  | (済州道) | (京畿道<br>城南市)  | (蔚山市<br>蔚州郡)  | (ソウル市<br>束草区) |
| 最低 |        | 50.1  | 10.6   |       | 11.1          | 7.4           | 13.5          |
|    | —      | (光州市) | (全羅南道) | —     | (全羅南道<br>羅州市) | (慶尚北道<br>奉化郡) | (西区)          |

(「2007 年度 地方自治団体予算概要」 行政自治部)

〈図表 9－40〉 財政自立度分布 （単位：団体数）

|        | 団体数 | 合計  | 構成比  | 市・道 | 市  | 郡  | 自治区 |
|--------|-----|-----|------|-----|----|----|-----|
| 自立度    |     |     |      |     |    |    |     |
| 合計     |     | 246 | 100% | 16  | 75 | 86 | 69  |
| 10%未満  |     | 13  | 5%   |     |    | 13 |     |
| 10～30% |     | 141 | 58%  | 6   | 31 | 67 | 37  |
| 30～50% |     | 61  | 25%  | 2   | 30 | 6  | 23  |
| 50～70% |     | 25  | 10%  | 7   | 13 | 0  | 5   |
| 70～90% |     | 5   | 2%   | 1   | 1  | 0  | 3   |
| 90%以上  |     | 1   | 0%   | 0   | 0  | 0  | 1   |

財政自立度 50%未満：215 団体（87%）

(「2007 年度 地方自治団体予算概要」 行政自治部)

## 第9節 教育財政

### 1 概要

教育財政については、地方教育自治に関する法律（以下、この節において「地方教育法」という。）に基づき教育費特別会計を置くなど一般の地方財政とは異なった運営が行われている。

#### (1) 教育・学芸に関する経費

ア 教育に関する特別賦課金・手数料および使用料

イ 地方教育財政交付金

ウ 該当地方自治体の一般会計からの転入金

エ 第1号ないし第3号以外の収入として教育・学芸に属する収入（地方教育法第36条）。

#### (2) 義務教育経費

義務教育に従事する教員の報酬とその他の義務教育に関連する経費は「地方教育財政交付金法」が決めるところにより国家および地方自治体が負担し、義務教育以外の教育に関連する経費は「地方教育財政交付金法」が決めるところにより

国家・地方自治体および父兄等が負担する。（地方教育法第 37 条）。

(3) 教育費特別会計

市・道の教育・学芸に関する経費を別に処理するために当該地方自治団体に教育費特別会計を置く（地方教育法第 38 条）。

(4) 教育費の補助

国家は予算の範囲内において市・道の教育費を補助し、国家の教育費補助に関する事務は教育人的資源部長官が管掌する（地方教育法第 39 条）。

## 2 教育財政の現状

(1) 概要

韓国の地方教育財政は、日本のそれと大きく異なり、地方教育財政を教育費特別会計として別途独立させ運営している。その財源の 69% は中央政府からの移転支出であり、その内訳は、中央から地方への地方教育財政交付金及び国庫支援金という制度を通じて行われている。中央政府からの移転支出を除く部分が自治体からの転入金と教育費特別会計負担収入となる。地方自治体からの転入金は、主に法定転入金と非法定転入金で構成され、地方教育財政全体のわずか 17% にすぎない。さらに非法定支援金が地方教育財政に占める割合は 0.5% に過ぎない。

教育費特別会計負担収入は、地方教育財政の 8 % を占め、入学金、授業料、財産収入等で構成され、安定した財源となっている。

不足額を補うため地方教育債が発行されており、5 % を占めている。

このように、地方教育財政はその 7 割程度が中央政府からの移転支出であり、中央政府への依存度が非常に高い構造になっている。さらに、地方一般財政から分離・独立し、地方一般財政からの財政支援もほとんどないため、地方一般行政との連携が取りにくい状況となっている。

〈図 9－4 1〉 2005 年度 地方自治団体教育費特別会計歳入決算

(単位：百万ウォン)

| 区分          | 全国         | ソウル       | 広域市       | 道          |
|-------------|------------|-----------|-----------|------------|
| 総計          | 34,479,404 | 5,391,425 | 8,843,248 | 20,244,731 |
| 国家負担収入      | 23,855,519 | 2,434,847 | 5,957,690 | 15,462,982 |
| 地方教育財政交付金   | 23,740,309 | 2,424,110 | 5,919,801 | 15,396,398 |
| 国庫支援金       | 115,210    | 10,737    | 37,889    | 66,584     |
| 一般会計負担収入    | 5,983,112  | 2,215,616 | 1,480,357 | 2,287,139  |
| 法定転入金       | 5,822,950  | 2,152,963 | 1,460,777 | 2,209,210  |
| 非法定転入金      | 155,784    | 62,653    | 19,404    | 73,727     |
| 支援金         | 4,378      | 0         | 176       | 4,202      |
| 教育費特別会計負担収入 | 2,792,853  | 164,834   | 828,929   | 1,799,090  |
| 財産収入        | 143,406    | 8,971     | 24,374    | 110,061    |
| 入学金及び授業料収入  | 913,929    | 141,427   | 279,869   | 492,633    |
| 使用量及び手数料収入  | 17,038     | 6,711     | 3,480     | 6,847      |
| 雑収入         | 132,252    | 6,825     | 36,301    | 89,126     |
| 繰越金         | 1,586,228  | 900       | 484,905   | 1,100,423  |
| 地方教育債       | 1,815,439  | 571,437   | 565,692   | 678,310    |
| 住民負担収入      | 22,277     | 3,584     | 5,966     | 12,727     |
| その他支援金      | 10,204     | 1,107     | 4,614     | 4,483      |

(「地方財政年鑑 2006」 行政自治部)

## (2) 中央政府からの財源移転

地方自治団体教育費特別会計のうち、中央政府が負担する財源の比率は全体で69.1%に達している。

### ア 地方教育財政交付金

地方教育財政交付金は、地方教育財政交付金法（1971年制定）により確保された法定財源である。現在、地方教育財政交付金は、内国税(目的税、総合不動産傾向税および他の法律により、特別会計の財源として使われる税目の当該金額を除外する。以下同じ)総額の20/100に該当する金額（2007年までは194/1,000）及び当該年度の教育税法による教育税税収額の全額（従前、地方教育譲与金の財源）を財源として、地方自治団体別に算定された基準財政需要額と基準財政収入額の格差を中央政府が交付することとされている。（地方教育財政交付金法第3条、第5条）

1971年に制定されたこの制度は、現在に至るまで数度の改正を経ているが、現行地方教育財政交付金は、普通交付金と特別交付金で構成され、地方教育財政全体の68.8%を占めている。なお、2005年より地方教育財政支援構造の単純・透明化のため、財源については従前の地方教育譲与金が地方教育財政交付金に統合され、交付については義務教育機関の教員俸給に対応していた俸給交付金が普通交付金に統合された。俸給交付金の統合により、義務教育機関の教員の増減による人件費の変動等がある場合には交付率が補正される制度が設置された。（地方教育財政交付金法第4条）

〈図表9-42〉教育地方財政交付金の推移

(単位：百万ウォン・%)

| 区分   | 全国         |      | ソウル       |      | 広域市       |      | 道          |      |
|------|------------|------|-----------|------|-----------|------|------------|------|
| 2005 | 23,740,308 | 68.9 | 2,424,110 | 45.0 | 5,919,801 | 66.9 | 15,396,397 | 76.1 |
| 2004 | 8,584,844  | 25.9 | 461,739   | 9.2  | 1,711,380 | 19.7 | 6,411,725  | 32.9 |
| 2003 | 9,111,151  | 28.1 | 443,338   | 9.1  | 1,996,454 | 24.3 | 6,671,359  | 34.6 |

(「地方財政年鑑」行政自治部 各年度決算分析より)

### イ 国庫支援金

教育人的資源部が、地方自治団体教育費特別会計に国庫支援金を支給している。しかし、国庫補助金規模は2005年で地方教育財政の0.3%程度に過ぎない。

〈図表9-43〉地方自治団体教育費特別会計への国庫補助金の推移

(単位：百万ウォン・%)

| 区分   | 全国      |     | ソウル    |     | 広域市    |     | 道      |     |
|------|---------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|
| 2005 | 115,210 | 0.3 | 10,737 | 0.2 | 37,889 | 0.4 | 66,584 | 0.3 |
| 2004 | 178,013 | 0.5 | 22,073 | 0.4 | 57,669 | 0.7 | 98,271 | 0.5 |
| 2003 | 182,666 | 0.6 | 22,987 | 0.5 | 66,470 | 0.8 | 93,209 | 0.5 |

(「地方財政年鑑」行政自治部 各年度決算分析より)

## (3) 地方自治団体一般会計からの財源移転

### ア 法定転入金

地方教育自治制度は特別地方自治機関で運営され、一般会計と教育費特別会計に完全に分離しているが、地方教育財政交付金法に地方自治団体の一般会計から教育

費特別会計に経費を支援しなければならない旨の規定があり、これに基づき財政支援が行われている。(地方教育財政交付金法第 11 条)

〈図表 9－4 4〉 法定転入金の推移

(単位：百万ウォン・%)

| 区分   | 全国        |      | ソウル       |      | 広域市       |      | 道         |      |
|------|-----------|------|-----------|------|-----------|------|-----------|------|
| 2005 | 5,822,950 | 16.9 | 2,152,963 | 39.9 | 1,460,777 | 16.5 | 2,209,210 | 10.9 |
| 2004 | 6,030,547 | 18.2 | 2,190,994 | 43.9 | 1,463,770 | 16.9 | 2,375,783 | 12.2 |
| 2003 | 5,919,732 | 18.3 | 2,030,288 | 41.6 | 1,421,893 | 17.3 | 2,467,551 | 12.8 |

(「地方財政年鑑」 行政自治部 各年度決算分析より)

主な法定転入金は次のとおりである。

(ア) 地方教育税

地方自治団体の自主財源及び自立性を確保するために 2001 年から新しく施行された制度で、地方税法第 260 条の 3 に規定された地方教育税に該当する金額を毎会計年度予算に教育費特別会計転出金として計上するものである。

〈図表 9－4 5〉 地方教育税の課税対象及び税率

| 課税対象                       | 税率                                         |
|----------------------------|--------------------------------------------|
| ・ 地方税法の規定により納付すべき登録税額      | 100 分の 20                                  |
| ・ 地方税法の規定により納付すべきレジャー税額    | 100 分の 40                                  |
| ・ 地方税法の規定により納付すべき住民税均等割の税額 | 100 分の 10 (但し、人口が 50 万以上の市にあっては 100 分の 25) |
| ・ 地方税法の規定により納付すべき財産税額      | 100 分の 20                                  |
| ・ 地方税法の規定により納付すべき自動車税額     | 100 分の 30                                  |
| ・ 地方税法の規定により納付すべきたばこ消費税額   | 100 分の 50                                  |

(イ) たばこ消費税総額の 45%転入金

ソウル特別市及び広域市がたばこ消費税の 45%に該当する金額を毎会計年度予算に教育費特別会計転出金として計上するものである。たばこ消費税からの転入金について、道は除外されている。

(ウ) 特別市税、広域市税及び道税転入金

ソウル特別市は特別市税総額(「地方税法」第 6 条第 1 項第 2 号による目的税および同法第 6 条の 2 による特別市分財産税に該当する金額を除外する)の 100 分の 10、広域市および京畿道は広域市税または道税総額(「地方税法」第 6 条第 2 項第 2 号の規定による目的税に該当する金額を除外する)の 100 分の 5 に該当する金額、その他の道および特別自治道は道税または特別自治道税総額の 1,000 分の 36 に該当する金額

イ 非法定転入金

地方教育財政交付金法等で転入金額又は一定率を定めず、他の法令により負担経費の一部を補助するものをいう。

〈図表 9－46〉非法定転入金の推移

(単位：百万ウォン・%)

| 区分   | 全国      |     | ソウル    |     | 広域市    |     | 道       |     |
|------|---------|-----|--------|-----|--------|-----|---------|-----|
| 2005 | 155,784 | 0.5 | 62,653 | 1.2 | 19,404 | 0.2 | 73,727  | 0.4 |
| 2004 | 315,974 | 1.0 | 54,551 | 1.1 | 75,276 | 0.9 | 186,147 | 1.0 |
| 2003 | 260,120 | 0.8 | 36,805 | 0.8 | 48,483 | 0.6 | 174,832 | 0.9 |

(「地方財政年鑑」 行政自治部 各年度決算分析より)

主な非法定転入金は次のとおりである。

(ア) 公共図書館運営及び運営経費負担

地方教育自治に関する法律第 34 条の規定により教育監が設立運営する公共図書館については当該自治体の一般会計予算の範囲内でその運営費の一部を負担する。(図書館法第 29 条)

(イ) 特殊教育機関設置経営及び私立特殊学校経費補助

国家及び自治体は特殊教育機関の設置運営及び特殊教育のための施設拡充、特殊教育に必要な教材研究開発普及に係る経費を予算の範囲内で優先的に支給し、私立特殊教育機関について運営費、施設費、教員給与及びその他特殊教育に必要な経費を予算の範囲内で補助する。(特殊教育振興法第 3 条、第 6 条)

(ウ) 学校給食施設、設備の設置・運営及び保護者支援

学校給食の実施に必要な給食施設・設備費は当該学校の設立・経営者が負担するものであるが、国家または自治体が支援することができる。(学校給食法第 8 条第 1 項)

給食運営費は当該学校の設立・経営者が負担するのを原則とするものであるが、保護者がその経費の一部を負担できる。(学校給食法第 8 条第 2 項)

学校給食のための食品費は保護者が負担するのを原則とする。(学校給食法第 8 条第 3 項)

特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事および市長・郡守・自治区の区庁長は学校給食に品質が優秀な農産物使用など給食の質向上と給食施設・設備の拡充のために食品費および施設・設備費など給食に関する経費を支援できる(学校給食法第 8 条第 4 項)

国家または自治体は学校給食法第 8 条の規定により保護者が負担する経費の全部または一部を支援できる。(学校給食法第 9 条)

(3) 地方教育費特別会計自体負担財源

地方教育費特別会計財源のうち、中央政府負担財源、地方自治体からの転入金を除いた残りが自体収入である。このような財源としては、財産収入、使用料・手数料、入学金及び授業料、寄付金、地方債及びその他諸収入等を挙げることが出来る。

2005 年度地方自治団体教育費特別会計における自体負担財源の比率はソウル 13.7%、広域市 15.9%、道 12.3%である。その中で安定的な財源は学生の納入金収入である。



しかし、授業料の決定は、法律的には各自治団体の裁量により決定することになっているが、実際は、教育人的資源部が毎年作成する水準をそのまま適用している。

### 3 教育予算の手続き

#### (1) 予算の編成及び運営

教育監は毎会計年度ごとに予算を編成し、会計年度開始 50 日前までに市・道議会に提出しなければならない。市・道議会では会計年度開始 15 日前までに議決しなければならない。また、地方議会は教育監の同意なしに支出予算各項の金額を増加させたり、新しい費用項目を設置することができない（地方自治法第 127 条）

#### (2) 特別賦課金の賦課・徴収等

地方教育自治に関する法律第 36 条の規定（教育・学芸に関する経費）による特別賦課金は、特別な財政需要がある時に当該市・道の条例が定めるところにより賦課・徴収し、この場合特別賦課金は特別賦課を必要とする経費の総額を超過し賦課することはできない（地方教育法第 40 条第 1 項、第 2 項）。

## 第10章 地方公企業

### 第1節 概念、意義

地方公企業は公共性と経済性を追求しながら、住民福利増進、地域経済の活性化、地域開発の促進のために財貨やサービスを適切に供給するために運営される。

直接的には地域経済の活性化や地方自治体の財政拡充などの地域生産的要素としての重要性を持っている。

間接的には企業性増進を通じた地域住民に対する公共サービスの拡充と地域雇用創出など重要な企業機能を実行する。

地方公企業の存在意義は地域住民の福利増進と地域経済活性化という根本目的を、公企業経営を通してどれくらい効率的に達成するかにかかっている。

地方自治団体は、住民の福祉増進と事業の効率的遂行のため地方公企業を設置し運営することができることとされ、地方公企業の設置・運営に関して必要な事項は別途法律で定めるとされている（地方自治法第137条）。このほか、地方自治団体は、出資により法人を設立したり、地方自治団体の者と共同で民法上の財団法人や商法上の株式会社を設立・運営している。

#### 地方公企業と私企業の差異点

| 区分   | 地方公企業           | 私企業            |
|------|-----------------|----------------|
| 所有構造 | 資本主義的、公的所有      | 資本主義的、私的所有     |
| 追求目的 | 公益実現            | 利潤追求           |
| 経営原理 | 独占原理            | 競争原理           |
| 経営理念 | 目的(公共性)+手段(企業性) | 目的(営利性)+若干の社会性 |
| 事業領域 | 住民生活必須公共事業      | 収益性がある事業       |
| 組織構造 | 民主的+能率的組織       | 能率的組織構造        |
| 価格政策 | 公共規制内の原価補償主義    | 市場原理による価格決定    |
| 労使関係 | 労使関係に対する公的規制    | 自律的労使関係重視      |

### 第2節 地方公企業法

#### 1 地方公企業法の目的(法第1条)

地方自治体が直接企業を設置・運営(行政組織形態)したり、法人を設立(地方公社・公団、民官共同出資法人)して営む企業を対象に、企業運営に必要な事項を定めて地方自治発展及び住民福利増進に寄与することを目的とする。

#### 2 地方公企業の定義(法第2条、第3条)

##### (1) 地方自治体が営む事業中地方公企業法の適用を受ける事業

ア 地方直営企業:地方自治体が直接運営する事業(上下水道、公営開発など)

イ 地方公社・公団:地方自治体が法人を設立して、間接的に運営する事業(都市開発公社、施設管理公団など)

ウ 地方公社及び地方公団以外の出資法人:地方自治体が資本金又は財産の2分の1未満を出資・出捐した株式会社又は財団法人

##### (2) 地方自治体が営む事業中、地方公企業法の適用基準に対し法(第2条)と令(第2条)

で規定していること

### 3 地方公企業法の適用範囲(法第2条、令第2条)

- (1) 地方公企業法の義務的適用対象事業を上下水道、道路、住宅など公共性が強い8事業を規定

#### <地方直営企業の範囲>

| 事業名                | 事業規模                         |
|--------------------|------------------------------|
| 1.水道事業(簡易上水道除外)    | 1日生産能力1万5千トン以上               |
| 2.工業用水道事業          | 1日生産能力1万トン以上                 |
| 3.軌道事業(都市鉄道含む)     | 保有車両50両以上                    |
| 4.自動車運送事業          | 保有車両30台以上                    |
| 5.地方道路事業(有料道路事業限定) | 道路管理延長50Km以上又は有料トンネル・橋梁3ヶ所以上 |
| 6.下水道事業            | 1日処理能力1万5千トン以上               |
| 7.住宅事業             | 住宅管理延面積又は住宅建設面積10㎡以上         |
| 8.土地開発事業           | 造成面積10万㎡以上                   |

- (2) その他に民間人の経営参加が難しい事業として住民福利の増進、地域経済の活性化又は地域開発の促進に寄与できる事業などは経常経費の5割以上を経常収入で充当できる場合に限り、自治団体の条例が決めるところにより、法適用可能

- (3) 法適用基準に新しく到達するようになった事業に対しては基準到達日から6ヶ月以内に法適用に必要な条例(〇〇市〇〇地方公企業設置条例)を制定して、公企業で運営すること

ア 必要時は地方公社・公団を設立して運営できること

### 4 経営の基本原則(法第3条～第4条)

- (1) 地方公企業は常に企業の経済性と公共福利を増大するように運営すること(法第3条①)

- (2) 地方自治体は地方公企業設置経営時に民間経済を萎縮させたり、公正で自由な経済秩序を阻害せず、環境を傷つけないように努力すること(法第3条②)

### 5 沿革

地方公企業法は、1969年に制定、1970年から施行された後、数回の改正が行われた。

地方公企業法の制定当時は、上下水道などの直営企業を中心に設立・運営。

1981年： 最初の公社であるソウル市地下鉄公社、1983年には最初の公団であるソウル市施設管理公団が設立された。

1992年： 経営法化制度の導入及び第3セクター設立根拠を提示。

1999年： 設立認可権及び社長任命承認権の廃止など、事前規制の緩和及び経営診断制度の導入など事後規制を強化。

2002年：① 住宅事業又は土地開発事業を営む地方直営企業の特別会計から必要な時には利金の一部を地方自治団体の一般会計で転出可能

② 社長推薦委員会の構成と運営に関しては大統領令が定める基準によって条例で規定

③ 地方公社の契約秩序確立のための入札参加資格を制限

④ 地方自治団体が出資法人の債務に対して保証をする時には地方自治団

体の出資持分を超過することができない

- ⑤ 地方自治団体の長は、地方公社・公団の外の出資法人に対する検査結果不実経営が認められる場合、株式の譲り渡し、解散請求など必要な措置
- ⑥ 地方公企業に対する経営評価の客観性と信頼性を確保するために経営評価の主体を地方自治団体の長から行政自治部長官に変更した。

2004年：① 地方公企業の事業領域一部拡大

体育施設の設置・利用に関する法律による体育施設業及び観光振興法による観光事業(除外:旅行業、カジノ業)を地方公企業事業領域に追加

- ② 地域開発債権買入対象などの明示

市・道が条例に基づき、発行した地域開発債権の発行根拠と買入対象を法律に明示すること

- ③ 地方公企業の予算編成指針作成権の地方委譲

行政自治部長官が作成した地方公企業の予算編成指針を行政自治部長官が定めた共通基準により地方自治体の長が決めるようにすること

- ④ 地方公社の国内法人に対する出資根拠新設

地方公社は外国人投資法人にだけ出資できたが必要な場合大統領令で定める範囲内で地方自治体の長の承認を得て、地方自治体以外の他の法人にも出資できるようにすること

- ⑤ 地方公社の社債発行限度拡大

住宅事業及び土地開発事業を営む公社の場合社債発行限度を純資産額の10倍以内に拡大すること

2005年：① 公社・公団債発行承認権の自治団体長委譲

自治行政部長官の地方公社・公団社債発行承認権を自治団体長に委譲、大統領令で定める基準を超過する場合に限り、長官の承認を得るようにすること

- ② “破産者→破産宣告を受けた者”として、条文を明確化し行政の信頼性向上  
\*“債務者回復及び破産に関する法律”により第60条第1項第3号改正

- ③ “行政自治部→保健福祉部”に地方公社医療院の所管変更

\*“地方医療院の設立及び運営に関する法律”により第2条第1項第9号削除

2006年：① 地方自治体の長が地方公社社長を任命する場合には経営成果契約を締結

するようにすること。また成果契約の履行実績・経営評価結果・社長評価結果などを考慮して、任期中解任又は任期終了時再任させられる

経営成果契約には社長が遂行しなければならない経営目標・権限・成果に伴う報償及び責任などが含まれること

2007年：① 地方自治体が行政自治部の民営化指針や監査院勧告などにより、地方公社を民営化する場合商法上の株式会社に転換できる法的根拠新設

- ② 地方公企業根拠条文変更

＊“地方自治法”により第8条(過怠金)及び第40条(重要資産の取得・処分)  
改正

- ③ 入札参加資格制限を“一定期間→2年以内の範囲で”と明確化
- ④ 地方公企業(都市鉄道及び住宅建設事業など公益事業)が発行する債権に対して、特別な法律により設立された法人が発行する債権と同じ法的地位を付与

### 第3節 地方公企業の類型

#### 1 地方公企業の経営形態

##### (1) 直接経営(地方直営企業)

地方自治団体が設置し、経営する団体(上水道、下水道、住宅、宅地開発など)

##### (2) 間接経営(地方公社・公団)

地方自治団体が50%以上を出資した独立法人(医療院、施設管理など)

##### (3) 民官共同出資法人(いわゆる第3セクター)

資本金の50%未満を出資して、地方自治団体以外の者と共同で設立・運営する民法上の財団法人や商法上の株式会社

#### 2 地方公企業の特質

経営(設立)主体:地方自治団体(特殊法人)

事業領域:住民の福祉増進のための公益事業の企業性がある事業

経営原則:公共性と企業性の調和、独立採算原則

予算会計:地方公企業特別会計(複式簿記及び予算)

財源調達:受益者負担の原則

管理責任:管理者の指定及び経営権限の付与

#### 地方直営企業と公社・公団の主な差異点

| 区分       | 地方直営企業                 | 地方公社                         | 地方公団                     | 官民共同出資法人                                               |
|----------|------------------------|------------------------------|--------------------------|--------------------------------------------------------|
| 概念       | 地方自治団体が直接行政組織形態で運営する事業 | 地方自治団体が50%以上を出資した法人形態で運営する事業 | 地方自治団体が100%出資した法人で運営する事業 | 地方自治団体が地方自治団体以外の者と共同で資本金又は財産の1/2未満を出資・出捐した法人を設立・運営する事業 |
| 性格       | 行政機関                   | 一種の会社(払い下げ可能)                | 一種の公共機関(払い下げ不可能)         | 株式会社又は財団法人                                             |
| 業務関係     | 地方自治団体の業務の一部           | 独立した事業(完全性)                  | 独立した業務の委・受託(限定性)         | 独立した事業(完全性)                                            |
| 経営費用     | 資本金+販売収入               | 資本金+販売収入                     | 出捐金+受託金+手数料収入            | 資本金+販売収入                                               |
| 資本調達     | 公企業地方債発行               | 社債+民間出資                      | 公団債発行                    | 社債+民間出資                                                |
| 経営者      | 自治団体の長(管理者)            | 社長、理事                        | 理事長、理事                   | 社長、理事                                                  |
| 解散時の資本処理 | 設立団体帰属                 | 出資者に帰属                       | 設立団体帰属                   | 出資者に帰属                                                 |
| 予・決算承認   | 地方議会                   | 理事会                          | 理事会                      | 理事会                                                    |

### 第4節 地方直営企業に関する法制度

#### 1 地方直営企業設置条例の主要内容(法第5条～第6条)

- ①設立趣旨、②事業の範囲、③管理者指定及び責任、④経費区分負担原則、⑤出資及

び一般会計などの財政支援に関する事項、⑥収入金準備支出及び剰余金などの処分手続きなど

## 2 地方直営企業に適用される法令

①地方公企業法(施行令、施行規則)、②地方公企業設置条例、③地方公企業財務会計規則など

上記法令等に規定がない場合は

①地方自治法、②地方財政法、③共有財産及び物品管理法、④地方自治体を当事者にする契約に関する法律、⑤地方公務員法、⑥その他個別事業関連法令など

## 3 組織(法第7条～12条、令第3条)

### (1) 管理者(法第7条～第10条)

ア 事業ごとに管理者1人をおくこと

<例外>同質又は類似の事業:2以上の事業に1人指定可能

医療事業:病院ごとに1人指定可能

イ 当該地方自治体公務員中、直営企業が経営に関して知識と経験が豊富な者を選び自治団体長が任命

大部分の地方公企業設置条例で充て職を指定

上水道、下水道:上水道事業本部長、団(所)長、副市長又は副群守、担当局長など

地域開発基金:企画管理室長

公営開発:公営開発事業室・団長(市、道)

ウ 任期制で可能

任期:2年(経営成果により再任可能、経営成果優秀な場合任期中転任、昇進可能)

任期制運営可能事業範囲:事業規模、職員数など考慮し地方自治体条例に定めること

エ 管理者の権限

地方自治法上、特別に自治団体長の権限に規定されている次の権限を除外した地方直営企業の業務を包括的に掌握

予算案の議会提出(地方自治法第118条①)

決算の議会承認回付(地方自治法第125条①)

議案の議会提出(地方自治法第58条)

過怠金賦課(地方自治法第130条②)

オ 管理者の業務(法第9条)

地方直営企業に関する条例案及び規則案作成提出

事業運営計画及び予算案作成提出

決算作成提出

地方直営企業資産の取得・管理・処分

契約締結

料金・使用料・手数料徴収

予算上一時借入及び予算執行

出納その他会計事務執行

証拠書及び公務書保管

地方直営企業組織及び人事運営に関する事項

カ 管理者と自治団体長との関係(法第10条)

次の業務に限り、団体長が管理者指揮監督

直営企業運営の基本計画に関する事項

住民の福利に重大な影響があると認められる事項

直営企業業務と違った業務との調整に関する事項

(2) 企業職員(法第10条の2)

直営企業運営の専門化のために地方公務員法が決めるところにより、専門職列をおくことができる。—現在上水道事業本部で運営

<地方公務員任用令第3条①星印1>

| 職群 | 職列   | 職類   |
|----|------|------|
| 行政 | 企業行政 | 企業行政 |
| 施設 | 水道土木 | 水道土木 |

(3) 管理者の権限委任(法第12条)

ア 事故時の権限代行

管理者の事故で業務遂行不可時、当該自治団体規則により当該直営企業に務める上位序列の公務員が職務を代行

※当該自治団体規則:財務会計規則、職務代理規則など

イ 必要時権限の一部委任、委託

委任:当該直営企業従事公務員に権限の一部委任、委託

委託:当該自治団体の機関又は他の直営企業管理者に権限の一部委託可能

※あらかじめ自治団体長の承認が必要

#### 4 財務(法第13条～第43条)

(1) 財務一般(法第13条～第16条)

ア 事業別に特別会計設置(法第13条)

事業ごとに地方公企業特別会計を設置すること

2以上の同質、類似事業に管理者1人をおく場合には1個の特別会計設置可能

イ 独立採算(法第14条)

原則、直営企業の経費は当該企業の収入で充当すること

経費区分負担の原則

次の場合一般会計でも他の特別会計で負担

経費の性質上当該直営企業収入で充当することが適当でない経費

直営企業の性質上経営収入だけで充当することが客観的に困難な経費

他会計で負担しなければならない経費(施行令第5条)

- |   |                                                                                                                                |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | すべての事業に共通に適用される経費<br>公共の目的のための無償供給に必要とする経費<br>公共の目的で料金が発生原価以下で策定されたり、維持されるのに伴う料金と原価との差額<br>地域開発のための先行投資経費及び同施設が維持費と先行投資のための外部借 |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

入金に対する元利金償還額

2 法第2条第1項各号の事業に適用される経費

軌道事業

軌道事業用車両以外の車両通行による軌道維持・修繕・改良費及び交通混雑緩和のための軌道撤去経費

住宅事業及び土地開発事業

工事完了後管理機関に引き継ぎ又は分譲完了する時までの経費

医療事業

伝染病診療費、戦時、事変、災害などによる救急、救護対象者の救護に必要とする経費、集団検診、医療相談経費、医療相談など保健行政上必要とする経費

下水道事業

雨水処理、雨水管設置・維持などに必要とする経費

法第2条第2項事業(任意適用事業)適用経費

条例に定める経費

ウ 事業年度(法第15条):自治団体の一般会計と同一

エ 計理の原則(法第16条)

事業の経営成果及び財政状態を明確にするために会計取引を発生の実事に伴う企業会計原則により処理

※一般的に認められた会計原則:企業会計基準(金融監視委員会制定、財政経済部承認)

5 予算(法第23条～第32条)

(1) 予算の編成(法第23条)

ア 合理的な原価基準による経費算定

イ 行政自治部長官が決める基準により(前年度6月30日までに通知)地方自治体の長が前年度7月31日まで予算編成指針を作成して通知

<予算案の主要内容>

①業務の予定量、②予定収入及び予定支出金額、③継続費、④債務負担行為、⑤地方債、⑥一時借入金限度額、⑦第29条による予算転用禁止科目、⑧一般会計又は他の特別会計からの補助金、⑨利益剰余金の予定処分、⑩法第40条の重要資産取得・処分、⑪回転基金収入・支出予定額、⑫その他必要な事項

ウ 予算の内容:①予算総則、②事業予算、③資本予算、④資金運営計画

エ 予算案の提出(法第26条)

自治団体の長は管理者が作成した予算案を調整、議会に提出

管理者が作成した予算案を修正する時には管理者の意見を聞くこと

<提出書類>

①事業運営計画、②事業予算及び資本予算の事項別説明書、③給与費明細書、④継続費に関する調書、⑤債務負担行為に関する調書、⑥当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書と前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

6 決算(法第35条)

(1) 決算の手続き

毎事業年度末現在で帳簿締切→2ヶ月以内に企業決算を作成し自治団体の長に提



出→公認会計士の会計監査報告書を貼付し、翌年度に地方議会の承認を得る

<決算提出書類>

①貸借対照表、②損益計算書、③利益剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書、④資金運用計算書又はキャッシュフロー表、⑤回転基金をおいた場合その運用状況書、⑥決算付属明細書(17種-令第36条②)

## (2) 計理状況の報告(法第36条)

毎月末日現在で試算表、資金運用報告書などを作成し翌月20日までに自治団体の長に提出

## 第5節 地方公社・公団に関する法制度

### 1 設立(法第49条～第50条)

法第2条に規定された事業を効率的に遂行するために必要な時

公社設立、業務及び運営に関する基本的な事項は条例で規定

不良経営を予防するために、公社設立により全住民福利及び地域経済に及ぼす効果、事業性などに対する専門機関の妥当性検討の履行が必要

妥当性検討専門機関

地方公企業に対する妥当性検討を定款の主要事業と規定し、修士学位以上の学位を所持した5人以上の専門担当者を保有している法人  
最近3年以内地方公企業又は地方財政関連研究実績がある法人  
行政自治部長官が必要だと指定する法人

妥当性検討の内容

事業が法第2条に符合するのかの有無  
事業別収支分析  
組織・人材需要判断  
住民の福利増進に及ぼす影響  
地域経済と地方財政に及ぼす影響

設立審議委員会の構成

地方議会議員、関係専門家、公務員など自治団体の長が決定。

共同設立の場合は相互規約を定めて設立する(法第50条)

規約の内容

公社の名称、事務所の位置、設立自治団体、事業内容、共同処理事項、議決機関代表者の選任方法、出資方法、その他必要な事項

### 2 出資及び株主権行使(法第53条～第55条)

出資原則:自治団体が現金又は現物で全額出資

必要時、自治団体以外の自家資本金は1/2未満まで出資可能

公社は他の法人に対しても出資可能

(当該公社事業と関係する事業、自治団体の長の承認要件/公団には未準用)

他法人資本金の20%以内、当該公社の直前年度末資本の10%以内

資本金:株式で分割発行、株式の種類、1株金額、発行時期、発行株式総数、納入時期及び方法は条例に定めること

株主権行使:自治団体長又は自治団体長が決める公務員が行使

### 3 定款(法第 56 条)

(定款記載事項)

①目的、②名称、③主な事務所所在地、④事業に関する事項、⑤任務・職員に関する事項、⑥理事会に関する事項、⑦財務会計に関する事項、⑧公告に関する事項、⑨資本金に関する事項、⑩社債発行に関する事項、⑪定款変更に関する事項、⑫組織及び定員に関する事項、⑬株式発行に関する事項、⑭株主総会に関する事項

※⑬⑭は自治団体以外が自家出資する場合記載

定款変更時は地方自治団体の長の認可を受けるべきで、共同設立された公社は自治団体間の規約が決めるところによる

登記(法第57条)

条例制定→設立決定→資本金納入の順で進行後資本金納入がある日から3週間以内に次の事項を設立登記

<登記事項>

①目的、②名称、③主な事務所の所在地、④資本金、⑤出資方法を定めた時はその方法、⑥役員の姓名と住所、⑦公告の方法

### 4 職員の任免(法第 58 条～第 63 条の 4)

(1) 役員:社長、理事、監査の数及び職務は定款に定めること(法第58条～第59条)

任期:3年

理事:常任、非常任で区分、常任理事(社長含む)は理事定数の50%未満とする

非常任理事は充て職理事(自治団体関係官2人以内、非常任理事数全体の1/2未満)、外部専門家などで構成

(2) 任免(法第58条～第63条)

ア 社長・監査:地方自治体の長(共同設立公社は自治団体間規約に定める)

社長は社長推薦委員会で複数推薦された者の中から任命するものの、委員会構成・運営に関して条例に定めること

任命時経営成果契約を締結するべきで、経営成果により任期中解任したり、任期終了時再任も可能(再任時も社長推薦委員会の審議が必要)

経営成果契約:経営目標と権限、成果に伴う報償と責任

※社長の再任・解任基準:業務成果評価、経営評価結果、成果契約履行実績

イ 社長推薦委員会:7人で構成

構成

地方自治体の長が推薦する者2人(当初設立時4人)

地方議会が推薦する者2人(当初設立時3人)

当該公社の理事会が推薦する者3人

委員資格要件

民間経営専門家、地域経済団体の役員、4級以上又は高位公務員団に属する一般職公務員で退職した者

公認会計士、公企業経営に関する知識と経験が認められる者

※公社の役職員、当該地方自治体の公務員、当該地方議員などは除外  
委員会運営

在籍過半数出席、在籍過半数賛成で議決、委員長は委員中互選  
社長候補推薦

2人以上推薦、自治団体の長が不適当だと認定した時は再推薦要求

ウ 社長・理事及び常任監査の任期保障

<次の事由外には任期を保障>

①大韓民国国民でない者

②禁治産者、限定治産者と破産の宣告を受けて復権しない者

③禁固以上の刑を受けて執行終了又は執行猶予で確定した後2年経過しない者

④法律又は裁判所判決による資格喪失・停止した者

⑤公企業法に違反して、罰金刑を受けて2年経過しない者

⑥経営診断の結果、解任事由が発生した場合

⑦重大な過ちがあったり、廃疾などの事由で業務遂行が不可能だと認められる場合

監査:常任監査又は非常任監査をおくものの非常任監査は自治団体監査担当部署  
公務員で兼任可能

理事:地方自治体の長の承認を得て、社長が任免

職員:定款の規定により社長が任免をするものの、試験成績・勤務成績・能力の実  
証によること

(3) 教育訓練及び報酬(法第63条の2～第63条の4)

経営の基本原則を達成するのに必要な役職員教育訓練義務化  
国内外教育訓練実施

公社の経営成果を反映できる役職員報酬体系を導入できる

役員:理事会で決定

社長:理事会で定めた契約の範囲で自治団体の長との契約

5 財務会計(法第64条～第69条)

(1) 会計(法第64条～第64条の2)

会計年度及び会計原則などは直営企業と同一(法第15条及び第16条、令第6条な  
いし第14条、施行規則第5条及び第6条)

(2) 予算(法第65条～第66条の2、令第58条及び第60条)

予算に関する共通基準:行政自治部長官が前年度6月30日まで地方自治体の長に  
通知(地方自治体の長は7月31日まで公社の長に通知)

社長は毎事業年度事業計画及び予算を当該事業年度開始前までに編成

理事会開催30日前までにそれぞれの理事へ送付(追加経費時7日前)

予算は理事会の議決で確定して成立又は変更時遅滞なしに自治団体の長に報告

自治団体の長は報告された予算が法令に違反したり顕著に不当な場合その是正を  
命じる

是正命令を受けた社長は特別な事由がない限り遅滞なしに予算を修正して、理事会の再議決を受けること

### (3) 決算(法第66条)

時期:事業年度終了後2ヶ月以内に完了

承認:公認会計士の会計監査報告書を貼付し、遅滞なしに自治団体の長に報告して承認を得る

## 6 地方公団に関する規定(法第76条～第77条の2)

次の事項を除外した地方公社に関する規定をそのまま準用

①資本金の1/2未満範囲内で地方自治体以外の者出資、②他の法人に対する出資・株主権行使、③損益金処理方法、④商法の準用、⑤株式会社への登記

地方公団は自治団体が100%出資する一種の公共機関で地方自治体事務を委託を受けて、処理する法人である。

公団に業務を委託した者と公団から業務を提起された者は手数料を負担する。

公団の解散事由

設立目的達成、定款で決める解散事由発生、合併、破産、裁判所の命令又は判決、理事会の議決

商法中株式会社の解散に関する規定準用

## 第6節 地方公社及び地方公団以外の出資法人などに関する法制度

### 1 設立(法第77条の3)

法第2条第2項各号の事業を遂行

地方自治体が資本金又は財産の2分の1未満を出資又は出捐

地方自治体以外の者と共同で株式会社又は財団法人を設立

出資・出捐時は事前に専門機関の妥当性検討必要(地方公社準用)

※2以上の自治団体が共同出資した場合自治団体の出資持分合計が法人全体出資額の1/2を超過できないこと

### 2 地方自治体の指導(法第77条の4)

地方自治体の出資持分が1/4以上である場合

経営状況に対する報告及び書類提出要求権

業務、財産、会計などに対する検査権

経営改善のための指導、助言、勧告権

### 3 地方自治体の社債発行及び償還保証(法第77条の5)

出資持分範囲内で出資法人の社債発行及び償還保証可能

災害復旧、地域経済活性化促進、国際行事の施設費調達の場合は例外とする

### 4 経営不良出資法人の解散(法第77条の6)

法人が自己株式を取得して、償却

地方自治体が他人の株式を引き受けて、資本金の1/2を超過するようになる時は所有株式の処分又は法人解散などの措置を講じること

次の事由発生時自治団体の長は株式の譲渡、解散請求等措置可能

設立後 3 年経過時まで営業を開始することのできない場合

5 年以上継続して当期純損失が発生した時

特別な事由なしで 2 年以上営業収益が顕著に減少した時

## 5 適用規定

次の事項に対し地方公社の規定準用(法第77条の7)

地方自治体の株主権行使、会計年度、代行事業費用負担、公務員の派遣、地方自治体の長の権限の一部委託

## 第7節 地方公企業の経営評価、経営診断

### 1 経営評価(法第78条)

年度別経営実績に対し客観的な評価を行い、その結果を以後の経営に反映させることを企図するとともに、経営評価とインセンティブを連携させた責務経営の具現を図るため導入された。主要内容は、次のとおりである。

#### (1) 評価周期

毎年実施:公認会計士の会計監査終了後 4 ヶ月以内

#### (2) 評価主体

行政自治部長官

行政自治部長官が必要だと認定した時は市・道知事

#### (3) 経営評価担当機関

地方公企業法(法第78条の3)による経営指導法人

経営評価専門機関

会計法人

その他行政自治部長官が認める機関

#### (4) 評価内容

経営目標達成度、業務の能率性、公益性、顧客サービス水準など

#### (5) 評価時期及び方法と費用負担など

公認会計士の会計監査終了時から開始

評価費用は行政自治部で負担して評価の細部基準などは自治行政部長官が決定

#### (6) 経営評価委員会

構成 (7 人以内)

委員長:行政自治部均衡発展支援本部長

委員:行政自治部長官が任命又は委嘱(民間:2 年、再任可能)

公企業経営及び関連分野の副教授以上

5 年以上実務経験がある公認会計士及び経営評価に関する知識と経験が豊富な者

国家又は地方自治体の支援機関に所属した博士学位所持者及びこれに準ずる資格者

地方公企業業務担当 3 級以上公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員

機能

経営評価基準設定

経営評価対象選定

経営評価機関指定

経営評価等級決定

経営評価結果に伴う措置に関する事項など審議

(7) 経営評価団

経営評価機関と指定された機関で構成

評価団員資格要件

地方公企業業務担当公務員

大学の助教授以上で公企業経営及び関連分野に専門知識がある者

5年以上実務経験がある公認会計士

公企業の経営及び関連分野に関する専門知識と経験が豊富な者

付与された業務終了時解散

(8) 結果措置及び事後管理

評価等級を成果年俸及び機関成果給に反映

経営診断対象公企業選定基準で活用

経営評価報告書に指摘された問題点などの改善措置

2 経営診断(法第78条の2)

地方公企業設立認可権、所長任命承認権などの主要権限が地方自治団に委譲されることに伴い、地方公企業の乱立を防止し、地方公企業の健全な育成・発展を図るために、1999年1月29日地方公企業法改定時、国家の事後チェックシステムとして導入された。主要内容は、次のとおりである。

(1) 経営診断対象

ア 選定及び診断主体:行政自治部長官

イ 選定基準

3年以上継続して、当期純損失が発生した地方公企業

前年度に比べて、営業収入が顕著に減少した地方公企業

事業規模縮小、法人清算又は民営化が必要だと認められる地方公企業

経営目標設定が過度に非合理的な地方公企業

組織及び人材管理が非効率的な地方公企業

財務構造が不健全な地方公企業

その他行政自治部長官が、経営診断が必要だと認めた地方公企業

ウ 選定期限:経営評価報告書など書類を受け付けた日から60日以内

(2) 経営診断の実施

ア 『地方公企業経営診断班』構成及び運営

構成

一時的機構で構成・運営

対象公企業に対する診断完了時解散

\* ただし、経営診断を外部専門機関に一括して委託できること

診断班員資格要件

地方公企業業務担当公務員

大学の助教授以上で公企業経営及び関連分野に専門知識がある者

5年以上実務経験がある公認会計士

公企業の経営及び関連分野に関する専門知識と経験が豊富な者

機能

対象公企業に対する資料分析を通した診断指標準備

対象公企業の経営不良原因分析

経営診断報告書作成

対象公企業の経営改善方案を用意して『地方公企業経営診断委員会』に上程→  
経営不良解消のための具体的な改善対策樹立

診断費用など

自治行政部長官が診断経費支出（一部を対象公企業に負担させることは可能）

診断班が経営診断に必要な書類など要求した時、対象公企業はこれに応じること

イ 『地方公企業経営診断委員会』構成及び運営

構成: 7人以内で構成(充て職含む)

委員長:行政自治部次官

委員:行政自治部長官が任命又は委嘱(民間:2年、1回再任可能)

経営評価と経営診断に関する豊富な経験を持った専門家

5年以上実務経験がある公認会計士

大学の助教授以上の職位にある者として公企業経営及びその他関連分野に関する専門知識がある者

地方公企業業務担当3級以上公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員

機能

経営診断の専門職、技術的事項

経営診断指標に関する事項

経営診断班が提出した経営改善方案に関する事項

その他経営診断制度発展などに関する事項

(3) 経営診断結果措置

ア 経営改善命令

行政自治部長官が地方自治体の長、地方公社・公団の社長に経営改善命令

イ 経営改善命令内容

当該地方公企業の役職員に対する減給、解任などの人事措置

事業規模の縮小、組織改編及び人材調整

法人の清算及び民営化

その他経営改善のために必要な事項

#### ウ 経営改善措置

経営改善命令を受けた地方自治体の長、地方公社・公団の長が改善措置履行(経営改善措置結果を行政自治部長官に報告すること)

### 3 経営指導法人(法第 78 条の 3)

設立主体:地方自治体共同

自治行政部長官の設立認可を受けて、地方自治体が共同で法人設立

機能:地方公企業の経営指導、諮問及び経営評価などの業務を専門的に支援

法人は民法中財団法人に関する規定を準用

国家又は地方自治体は法人の必要な経費を補助できること

### 4 報告事項(令第 78 条)

直営企業で法の適用を受けるようになったり、受けなくなった時自治行政部長官に報告

自治団体長は次の事項を行政自治部長官に事由が発生した日から10日以内に報告するものの市郡区は市道知事を経由すること

①法第49条第 1 項及び法第76条第 1 項の規定による地方公社・公団の設立事項

②法第50条第 1 項及び法第76条第 2 項の規定による地方公社・公団の共同設立事項

③法第56条第 3 項及び法第76条第 2 項の規定による地方公社・公団の定款変更事項

④法第58条第 2 項及び法76条第 2 項の規定による地方公社・公団の社長(理事長)と監査の任免事項

⑤法第77条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定による出資法人・出捐法人の設立事項及び追加出資・出捐事項

⑥法第78条の 2 第 3 項の規定による経営改善措置結果

⑦その他地方公社又は公団の清算、民営化などの重要変動事項

## 第 8 節 罰則

公社・公団の役員が予算編成・報告及び予算・決算に関する共通基準違反時500万ウォン以下の罰金

正当な事由なしに長官又は地方自治体の長の業務、会計、財産、検査を拒否したり妨害する場合200万ウォン以下の過怠金

公社・公団の役員と一部職員は刑法上斡旋、収賄などの場合公務員と見なす

公務員で擬制される職員の範囲:定款上公社・公団の課長又はチーム長以上

## 第 9 節 ソウル市における公企業経営の事例

ソウル市公企業社長経営成果契約推進計画(案)の背景

地方公企業法改正(2006 年 10 月 4 日)により公企業社長(公団理事長含む)と「経営成果契約」を締結して履行実績を評価して、報償に反映することによって自律責任経営体制を構築して成果創出を極大化しようとするもの

※地方公企業法第 58 条の 2 (社長との経営成果契約)

⇒地方自治体の長は社長と経営成果契約を締結しなければならない。



## 1 社長経営成果契約の意義

### (1) 導入の必要性

公企業社長に対する具体的な経営目標及び実績評価システムの不在  
中央政府(行政自治部)主導の評価でソウル市の役割が制約的  
成果に伴うインセンティブ差別幅が少なく、責任経営動機付与不十分

### (2) 主要内容

市長と社長間経営成果契約締結

具体的な経営目標、評価基準、成果に伴うインセンティブなどを明文化  
ソウル市が経営成果契約に対する履行実績を評価

1年間事業実績を土台に契約に明示された経営目標達成も評価

行政自治部評価とソウル市評価を総合して、成果報償

評価結果に対するインセンティブ差別幅を拡大して、動機付与強化

### (3) 期待効果

公企業社長自律責任経営体系構築

ソウル市の評価権限を確保して、成果に対する実質的管理体系構築

成果と関連するインセンティブ強化で成果創出極大化

※政府投資機関は「政府投資機関管理基本法」により 1999 年 2 月から施行中

## 2 社長経営成果契約運営体系

|              | 従前体系                                                                                  | 経営成果契約制                                                                                  |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 経営目標設定及び契約締結 | 経営目標規定方式が公企業ごとに異なる。<br>経営目標が抽象的、包括的である。                                               | 経営目標を契約書に明示<br>具体的で評価可能な経営目標を設定                                                          |
| 経営成果評価体系     | 行政自治部主管で評価<br>—地方公企業経営評価                                                              | 行政自治部とソウル市が並行評価<br>行政自治部評価<br>地方公企業経営評価(既存)＋社長業務成果評価(新規)<br>ソウル市評価<br>経営成果契約履行実績評価(新規)   |
| 成果に対する報償体系   | 年俸体系：基本年俸＋成果給＋付加給与<br>評価結果に従って<br>成果給：月基本給の 450～150%支給<br>基本年俸：前年度比 8～0%調整(2006 年度基準) | 年俸体系：基本年俸＋成果給(基準付加給与は基本年俸に含む)<br>評価結果に従って<br>成果給：月基本給の 750～150%支給<br>基本年俸：前年度比 10～－10%調整 |

## 3 推進計画

◆地方公企業法及び行政自治部関連指針範囲内では是正方向及び各公企業条件を反映して、公企業社長と自律的合意により推進  
※行政自治部「地方公企業 CEO 経営成果契約運営指針」通知(2006 年 7 月)及び地方公企業法改正(2006 年 10 月 4 日)で経営成果契約締結法的根拠準備

### (1) 経営目標及び評価基準設定

ア 10 個以内の単純・明確な経営目標設定

行政自治部指定目標(全国地方公企業共通目標): 2 個

①落ち度がない公共サービス提供

②顧客満足増進

ソウル市指定目標: 8 個以内

各公企業共通目標は経営企画室(財政分析担当官)で指定: 3 個

各公企業事業目標は主務部署で指定:5個以内

※例示

- ③経営収支改善(共通)
- ④生産性の向上(共通)
- ⑤政府政策遵守(共通)
- ⑥付帯事業活性化(ソウルメトロ、都市鉄道公社)
- ⑦賃貸住宅の効率的な管理(SH 公社)
- ⑧農水産物流通構造改善(農水産物公社)
- ⑨地下道商店街の効率的な管理(施設管理公団)

各経営目標ごとに3個以内の細部推進事項設定

行政自治部指定目標及び経営企画室指定目標に対する細部推進事項は経営企画室(財政分析担当官)で設定

事業主務部署指定目標に対する細部推進事項は主務部署設定

イ 経営目標別評価基準設定

各経営目標別評価指標設定

行政自治部及び経営企画室指定目標に対する評価指標は経営企画室設定

主務部署指定目標に対する評価指標は主務部署設定

各目標別加重値(配点)設定

行政自治部指定目標 2 個:総 30 点(各 15 点)

経営企画室指定目標 3 個:総 30 点(各 10 点)

主管部署指定目標 5 個以内:総 40 点(各目標別配点は自律決定)

(2) 経営成果契約締結

ア 公企業社長経営成果評価委員会構成・運営

目的:社長経営成果契約履行実績評価の専門性と客観性確保

構成:総 15 人以内(外部専門家 1/2 以上委嘱)

委員長(1):経営企画室長

委員(14):充て職 5 人、委嘱職 9 人以内

※充て職:経営企画官、産業局長、交通局長、建設企画局長、住宅局長

※委嘱職:市政開発研究員及び該当分野外部専門家など

任期:任期 2 年、再任可能

機能

①経営目標及び評価基準審議・確定

②経営成果契約履行実績評価

イ 経営成果契約書(案)作成及び締結

「公企業社長経営成果評価委員会」で経営目標及び評価基準審議・確定後各公企業に通知

各公企業理事会で経営成果契約書(案)作成後市長承認

市長と公企業社長間契約締結

(3) 経営成果契約履行実績評価

ア 評価基準及び履行実績報告書提出

評価基準:毎会計年度 12 月 31 日決算基準

履行実績報告書:毎年 4 月 30 日まで市長に提出

決算書、財務諸表及び付属書類貼付

イ 評価方法

履行実績測定:目標別評価指標により、目標達成も測定

測定結果を土台に等級付与(絶対評価)

|     |       |      |      |      |      |
|-----|-------|------|------|------|------|
| 達成率 | 95%以上 | ～90% | ～75% | ～60% | 59%～ |
| 等級  | S     | A    | B    | C    | F    |

(4) 経営成果に対するインセンティブ

ア 年俸体系変更

既存付加給与(職責遂行費)を基本年俸に含み、年俸体系を単純化して成果に伴う

インセンティブ差別幅拡大

基本年俸及び成果給以外付加給与は廃止

イ 基本年俸額引き上げ又は削減

調整範囲:既存年俸額対応 10%～－10%以内(従来 8%～0%)

経営成果契約書に経営成果評価結果に伴う調整率適用基準明示

行政自治部評価(経営評価、社長業務成果評価)結果とソウル市履行実績評価結果を総合して決定

※行政自治部社長業務成果評価に伴う調整率範囲(行政自治部指針)

|      |        |       |       |        |        |
|------|--------|-------|-------|--------|--------|
| 評価等級 | あ      | い     | う     | え      | お      |
| 新規基準 | 10%～0% | 5%～0% | 0%    | 0%～－5% | 0～－10% |
| 従来基準 | 8%～6%  | 6%～4% | 4%～2% | 2%～1%  | 1%～0%  |

※社長インセンティブ支給関連三種類の評価制度

①経営成果契約履行実績評価(2007 年から新規施行)

ソウル市で傘下地方公企業社長を対象に施行

経営成果契約に対する履行実績を評価して社長インセンティブに反映

②地方公企業経営評価(2001 年から施行中)

行政自治部で全国地方公企業を対象に施行

公企業全般に対する評価後結果は機関成果給(全職員対象)に反映

③社長業務成果評価(2006 年から新規施行)

行政自治部で全国地方公企業社長を対象に施行

別途評価手続きなしで地方公企業経営評価結果中、社長個人の成果と関連が高い部分を選別して、社長インセンティブに反映

ウ 成果給差別支給

支給範囲:月基本報酬額 750%～150%以内(従来 450%～150%)

※月基本報酬額:基本年俸÷12 月

経営成果契約書に経営成果評価結果に伴う成果給支給率適用基準明示

行政自治部評価(経営評価、社長業務成果評価)結果とソウル市履行実績評価結果を総合して決定

※行政自治部社長業務成果評価に伴う成果給支給率上限線(行政自治部指針)

| 評価等級 | あ    | い    | う    | え    | お    |
|------|------|------|------|------|------|
| 新規基準 | 750% | 450% | 385% | 320% | 150% |
| 従来基準 | 450% | 385% | 320% | 260% | 150% |

エ 評価結果に伴う再任保障又は任期中解任制度検討

関連規定:地方公企業法第 58 条、同法施行令(改正案)第 56 条の 2

地方自治団体の長は社長の経営成果により任期中解任又は再任させるのに必要な事項は施行令に定めること(地方公企業法第 58 条)

現在施行令改正案立法予告中(2006 年 11 月 22 日～12 月 12 日)

施行令(案)第 56 条の 2(社長の再任又は解任の基準)主要内容

①再任基準

- 1.三種類評価(ソウル市の経営成果契約履行実績評価、行政自治部の経営評価及び社長業務成果評価)結果で上位評価を受けた場合
- 2.三種類評価結果直前年度に比べて顕著に上昇した場合

②解任基準

- 1.三種類評価結果で下位評価を受けた場合
- 2.三種類評価結果直前年度に比べて顕著に下落した場合
- 3.経営評価結果“お”等級を受けた公企業中行政自治部で経営診断を実施した後、地方自治団体長に解任命令をおろした場合

③社長業務成果、経営評価、経営成果契約履行実績評価の順で適用

④行政自治部地方公企業経営評価委員会及び地方公企業経営診断委員会で①②と関連した上位及び下位基準、上昇及び下落基準決定

オ 成果インセンティブ措置時点

評価結果が確定した年度の 12 月報酬支給時措置

基本年俸:前年度実績に対する評価結果を土台に 12 月に調整(遡及適用)

成果給支給:前年度実績に対する評価結果を土台に 12 月に支給

※例) 2007 年も実績に対し 2008 年度に評価した結果年俸調整事由発生時 2008 年も年俸から適用して、調整差額精算(2008 年 12 月報酬支給時)

評価対象事業年度中社長交替時報償

前任者及び後任者の在任期間(貢献度)相当の成果給配分及び年俸調整

※退任した場合にも本人の成果により成果給を支給して年俸調整事由発生時調整差額精算

【付表:公企業社長年俸体系】

1 既存年俸体系(～2005 年 12 月):基本年俸+成果年俸+付加給与

(1) 基本年俸:前年度基本年俸+政策引上額

政策引上額:前年度基本年俸×政策引上率

政策引上率は前年度自治行政部経営評価結果により自治行政部で決定

| 評価等級  | あ        | い        | う        | え        | お      |
|-------|----------|----------|----------|----------|--------|
| 政策引上率 | 6.0~8.0% | 4.0~6.0% | 2.0~4.0% | 1.0~2.0% | 0~1.0% |

(2) 成果年俸:月基本給(基本年俸÷ 12)×支給率

支給率は自治行政部経営評価結果により決定されて毎年 12 月支給

| 評価等級 | あ | い | う | え | お |
|------|---|---|---|---|---|
|------|---|---|---|---|---|

|     |          |          |          |          |      |
|-----|----------|----------|----------|----------|------|
| 支給率 | 450～421% | 385～356% | 320～291% | 260～231% | 150% |
|-----|----------|----------|----------|----------|------|

(3) 付加給与:職責遂行費(3千万ウォン定額)

2 変更された年俸体系(2006年1月～):基本年俸+成果給

(1) 基本年俸:前年度基本年俸+基本年俸調整額

基本年俸調整額:前年度基本年俸×既存年俸調整率

基本年俸調整率は経営成果契約により決定

既存付加給与は2006年も基本年俸で含む

(2) 成果給:月基本給(基本年俸÷12)×支給率

成果給支給率は経営成果契約により決定

注:本文中の法と令は、それぞれ、法＝地方公企業法、令＝地方公企業法施行令のことである。

## 第 11 章 地方税

### 第 1 節 地方税制の沿革

韓国の地方税制は 1949 年の地方自治制度の発足とともに始まっている。地方税法は 1949 年 12 月 12 日に制定され、道及び市・郡に地方税の賦課徴収権が与えられた。道税には国税附加税と独立税（戸別税、家屋税等）があり、市邑面税には国税附加税、道税附加税、独立税（車両税、特別営業税等）があった。独立税より国税附加税を中心とした構造となっていた。

しかし、地方税法及び他税法で規定していた地方税に関する規定を吸収・統合し、地方税制度を体系化するため、1961 年 12 月 8 日に地方税法は全面改正された。また、「地方自治に関する臨時措置法」により郡が基礎自治団体となる一方、邑・面は郡の下部行政単位になったことに伴い、市邑面税は市郡税に改められた。

1967 年には「国税附加税廃止に関する臨時措置法」が施行され、国税附加税が廃止された。道税附加税は、1976 年に廃止された。

1973 年には住民税が新設された。

1976 年には遊興飲食税が廃止される一方で、登録税を国税から道税に移管し、住民税、自動車税、屠畜税が道税から市郡税に移管されるとともに事業所税が新設された。

1984 年には市郡税としてたばこ販売税が新設され、1988 年にたばこ消費税に改編された。

1989 年には市郡税として総合土地税が新設されたが、2005 年に財産税へ統合された。

1991 年には道税として地域開発税が新設され、共同施設税が市郡税から道税に移管された。

1993 年には馬券税が競走・馬券税とされ、課税対象が競輪、競艇の投票券にまで拡大された。2002 年にはレジャー税に改められ、闘牛も対象とされるようになった。

1999 年末には、韓米自動車貿易協定の結果に伴う自動車税率引下げによる地方税減収を補うために走行税が新設された。

2001 年には、それまで地方税に附加課税されていた教育税が別途分離され、国税の教育税とは別途に地方教育税が新設された。

2007 年末現在、地方税は 16 税目（普通税 11、目的税 5）がある。

### 第 2 節 地方税の概要

#### 1 各税目の課税対象及び税率等

##### （1）普通税

##### ア 取得税（地方税法第 105 条）

不動産・車両等の所有権が移転される流通過程で担税力が露出する取得者に租税を負担させるために一定の資産の取得に対しその取得者に賦課される租税

##### ○課税対象

不動産（土地、建築物）、車両、機械装備（建設機械等）、立木、航空機、船舶、鉱業権、漁業権、ゴルフ・コンドミニアム・総合体育施設利用会員権・乗馬会員権を取得する行為

○税率

一般税率：1,000 分の 20（2％）

※大都市内工場新增設、本店事業用不動産：3 倍重課

※別荘、ゴルフ場、高級住宅、高級娯楽場、高級船舶：5 倍重課

○納付方法：取得日から 30 日以内に申告納付（申告納付期間内に納付しない場合  
20%の加算税を加算して賦課・徴収）

イ 登録税（地方税法第 124 条）

財産権その他権利の取得・移転・変更又は消滅に関する事項を公簿に登記又は登録する場合にその登記又は登録を受ける者に賦課される租税

○課税対象

財産権その他権利の取得・移転・変更に関する事項を公簿に登記又は登録（登載を含む）する行為

○税率

|                          |                               |                           |                                                            |
|--------------------------|-------------------------------|---------------------------|------------------------------------------------------------|
| 不動産登記                    | ①相続による取得                      |                           | 農地：不動産価額の 1,000 分の 3<br>その他：不動産価額の 1,000 分の 8              |
|                          | ②相続以外の無償取得                    |                           | 不動産価額の 1,000 分の 15                                         |
|                          | 上記①②以外の原因による取得                |                           | 農地：不動産価額の 1,000 分の 10<br>その他：不動産価額の 1,000 分の 20            |
|                          | 所有権保存                         |                           | 不動産価額の 1,000 分の 8                                          |
|                          | 地上権、抵当権、地役権、<br>チョンセ権、賃借権設定 等 |                           | 1,000 分の 2<br>※注 1                                         |
|                          | 競売申請、仮差押、仮処分及び仮登記             |                           | 1,000 分の 2<br>※注 2                                         |
|                          | その他登記                         |                           | 1 件当たり 3,000W                                              |
|                          | 法人登記                          | 営利法人設立、合併及び資本等増加          |                                                            |
| 非営利法人設立、合併及び出資等増加        |                               | 払い込んだ金額又は出資価額の 1,000 分の 2 |                                                            |
| 本店又は主たる事務所の移転            |                               | 1 件当たり 75,000W            |                                                            |
| 支店又は従たる事務所の設置<br>及びその他登記 |                               | 1 件当たり 23,000W            |                                                            |
| 自動車登録                    | 非営業用乗用自動車                     | 新規・<br>所有権移転              | 自動車価額の 1,000 分の 50<br>※軽自動車（排気量 800cc 以下）<br>は 1,000 分の 20 |

|        |                   |                       |                                                                 |
|--------|-------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------|
|        |                   | 抵当権設定                 | 債権金額の 1,000 分の 2                                                |
|        |                   | その他登録                 | 1 件当たり 7,500W                                                   |
|        | その他自動車            | 新規・<br>所有権移転<br>(営業用) | 自動車価額の 1,000 分の 20<br>※非営業用は 1,000 分の 30<br>(軽自動車は 1,000 分の 20) |
|        |                   | 抵当権設定                 | 債権金額の 1,000 分の 2                                                |
|        |                   | その他登録                 | 1 件当たり 7,500W                                                   |
| 船舶登記   | 相続による所有権取得        |                       | 船舶価額の 1,000 分の 5                                                |
|        | 贈与およびその他無償取得      |                       | 船舶価額の 1,000 分の 10                                               |
|        | 船舶所有権の保存          |                       | 船舶価額の 1,000 分の 0.2                                              |
|        | その他原因による所有権取得     |                       | 船舶価額の 1,000 分の 10                                               |
|        | その他登録             |                       | 1 件当たり 7,500W                                                   |
| 建設機械登録 | 新規及び所有権移転登録       |                       | 建設機械価額の 1,000 分の 10                                             |
|        | 抵当権設定登録           |                       | 債権金額の 1,000 分の 2                                                |
|        | その他登録             |                       | 1 件当たり 5,000W                                                   |
| 信託財産登記 | 不動産及び船舶           |                       | 不動産および船舶価額の 1,000 分の 10<br>※小型船舶は船舶価額の 1,000 分の 0.2             |
| 航空機登録  | 最大離陸重量 5,700 キロ以上 |                       | 航空機価額の 1,000 分の 0.1                                             |
|        | その他登録             |                       | 航空機価額の 1,000 分の 0.2                                             |

※注 1：地上権、抵当権、地役権、チョンセ権、賃借権設定はそれぞれ、不動産価額、債権金額、要役地価額、チョンセ金額、月賃借借金額の 1,000 分の 2

※注 2：競売申請、仮差押、仮処分は債権金額、仮登記は不動産価額の 1,000 分の 2

#### ○納付方法

登記・登録前に登録税を申告納付し領収証を添付して登記・登録

#### ウ レジャー税（地方税法第 152 条）

競輪・競艇・競馬等と関連した法律により勝者投票権・勝馬投票権等を発売して投票的中者に還付金等を交付する行為として特定事業を営む事業者に賦課する租税（2001 年 12 月 29 日「競走・馬券税」から「レジャー税」に変更）

#### ○課税対象

競輪・競艇・競馬等と関連した法律により勝者投票権・勝馬投票権等を発売して投票的中者に還付金等を交付する行為

○納税義務者：課税対象に該当する事業を営む者

○税率：勝者及び勝馬投票券等の発売金総額の 100 分の 10

○納期：勝者・勝馬投票券等の発売日が属する月の翌月 10 日までに申告納付

なお、1995 年から場外発売所で販売される勝者・勝馬投票券に対する税額は



競馬場所在地の広域自治団体と場外発売所所在地の広域自治団体間で按分する（地方税法第 155 条）こととされた。その割合は 50%対 50%とするが、激変緩和のため、1995 年は 80%対 20%、1996 年は 60%対 40%とされたほか、競輪場・競艇場・競馬場が新設された場合には、5 年間、施設所在地の広域自治団体に 80%、場外発売所所在地の広域自治団体に 20%を納付することとされた（地方税法施行令第 105 条の 3、地方税法施行規則第 56 条の 2 等）。

#### エ 免許税（地方税法第 161 条）

各種の免許を受ける者に対しその免許の種類ごとに一定額で賦課される租税

##### ○課税対象

特定の営業設備または行為に関して権利の設定および禁止の解除をする行政処分と申告の受理・登録の行政行為

※免許の有効期間が 1 年を超過する免許の場合は、毎年 1 月 1 日にその免許が更新されると見なして課税

##### ○税率

| 区分               | 人口 50 万人以上の市<br>及び自治区ではない<br>区が設置されている<br>市 | その他の市   | 郡       |
|------------------|---------------------------------------------|---------|---------|
| 第 1 種：食品接客業など    | 45,000W                                     | 30,000W | 18,000W |
| 第 2 種：食品保存業など    | 36,000W                                     | 22,500W | 12,000W |
| 第 3 種：港湾運送関連事業など | 27,000W                                     | 15,000W | 8,000W  |
| 第 4 種：海運仲介業など    | 18,000W                                     | 10,000W | 6,000W  |
| 第 5 種：輸出入植物防除業など | 12,000W                                     | 5,000W  | 3,000W  |

##### ○納期

定期分：毎年 1 月 16 日～1 月 31 日を納期として賦課・徴収

随時分：免許証書交付時申告納付

#### オ 住民税（地方税法第 173 条）

地域社会の基礎下部施設を拡張するための地方税源確保のため賦課する租税で均等割と所得割に分かれる。

##### ○納税義務者

均等割：市・郡内に住所及び事業場を有する個人または法人

所得割：所得税・法人税及び農業所得税の納税義務者

##### ○税率

（均等割）

個人：10,000W を限度とし法の範囲内で条例により定める税率

個人事業者：50,000W

法人：

| 区分                                                                      | 税額     |
|-------------------------------------------------------------------------|--------|
| 資本金 100 億 W、従業員 100 人超                                                  | 50 万 W |
| 資本金 50 億 W 超 100 億 W 以下、従業員 100 人超                                      | 35 万 W |
| 資本金 50 億 W 超、従業員 100 人以下<br>資本金 30 億 W 超 50 億 W 以下、従業員 100 人超           | 20 万 W |
| 資本金 30 億 W 超 50 億 W 以下、従業員 100 人以下<br>資本金 10 億 W 超 30 億 W 以下、従業員 100 人超 | 10 万 W |
| その他の法人                                                                  | 5 万 W  |

(所得割)

所得税額・法人税額・農業所得税額の 10%

○納付方法

- ・均等割：毎年 8 月 16 日～8 月 31 日を納期として賦課・徴収
- ・法人税割：事業年度終了日から 4 ヶ月以内に申告納付  
※申告納付未履行の場合、20%の加算税を加算し賦課・徴収
- ・所得税割（申告納付）：所得税法に基づき所得税を申告納付する場合（譲渡所得税は予定申告納付）は、その申告納付期間の満了日  
※2001 年 5 月 1 日から所得税と同時徴収
- ・所得税割（特別徴収）：勤労所得税等を源泉徴収する場合、住民税所得割を同時徴収、翌月 10 日までに申告納付

カ 財産税（地方税法第 181 条）

土地、建築物、住宅、船舶および航空機の所有に対しその所有者に賦課する租税。

○課税対象：土地、建築物、住宅、船舶、航空機

○課税標準：時価標準額

○税率

①土地

(総合合算課税対象)

| 課税標準                 | 税率                                  |
|----------------------|-------------------------------------|
| 5,000 万 W            | 1,000 分の 2                          |
| 5,000 万 W 超 1 億 W 以下 | 10 万 W + 5,000 万 W 超過金額の 1,000 分の 3 |
| 1 億 W 超過             | 25 万 W + 1 億 W 超過金額の 1,000 分の 5     |

(別途合算課税対象)

| 課税標準              | 税率                              |
|-------------------|---------------------------------|
| 2 億 W 以下          | 1,000 分の 2                      |
| 2 億 W 超 10 億 W 以下 | 40 万 W + 2 億 W 超過金額の 1,000 分の 3 |

|           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| 10 億 W 超過 | 280 万 W + 10 億 W 超過金額の 1,000 分の 4 |
|-----------|-----------------------------------|

(分離課税対象)

| 種類              | 税率                 |
|-----------------|--------------------|
| 田、畑、果樹園、牧草用地、林野 | 課税標準額の 1,000 分の 7  |
| ゴルフ場、高級娯楽場用地    | 課税標準額の 1,000 分の 40 |
| 上記以外の土地         | 課税標準額の 1,000 分の 2  |

## ②建築物

一般建築物：課税標準額の 1,000 分の 2.5

ゴルフ場、高級娯楽場用地：課税標準額の 1,000 分の 40

住居地域内の工場：課税標準額の 1,000 分の 5

## ③住宅

奢侈性財産（別荘）：課税標準額の 1,000 分の 40

住宅：

| 課税標準                 | 税率                                 |
|----------------------|------------------------------------|
| 4,000 万 W            | 1,000 分の 1.5                       |
| 4,000 万 W 超 1 億 W 以下 | 6 万 W + 4,000 万 W 超過金額の 1,000 分の 3 |
| 1 億 W 超過             | 24 万 W + 1 億 W 超過金額の 1,000 分の 5    |

## ④船舶

高級船舶：1,000 分の 50

その他：1,000 分の 3

## ⑤航空機

課税標準額の 1,000 分の 3

## ○納付方法

毎年 6 月 1 日現在の財産税課税台帳上の所有者に対し、土地については 9 月 16 日～30 日、建築物については 7 月 16 日～7 月 31 日、住宅については税額の 2 分の 1 は 7 月 16 日～7 月 31 日まで、残り 2 分の 1 は 9 月 16 日～9 月 30 日までを納期として賦課・徴収（納付税額 1,000 万 W を超える場合は分納、物納が可能：地方税法第 26 条の 3、4）

## キ 自動車税（地方税法第 196 条の 3）

自動車管理法規定による自動車などの所有者に賦課する租税

## ○課税対象

自動車管理法の規定に基づき登録または申告された車両とダンプトラックおよびコンクリートミキサトラック

○税率

①乗用自動車：排気量×cc 当たり税額＝年税額

| 営業用        |          | 非営業用       |          |
|------------|----------|------------|----------|
| 排気量        | cc 当たり税額 | 排気量        | cc 当たり税額 |
| 1,000cc 以下 | 18W      | 800cc 以下   | 80W      |
| 1,600cc 以下 | 18W      | 1,000cc 以下 | 100W     |
| 2,000cc 以下 | 19W      | 1,600cc 以下 | 140W     |
| 2,500cc 以下 | 19W      | 2,000cc 以下 | 200W     |
| 2,500cc 超  | 24W      | 2,000cc 以上 | 220      |

②その他の乗用自動車（年税額）

| 営業用     | 非営業用     |
|---------|----------|
| 20,000W | 100,000W |

③乗合自動車（年税額）

| 区分     | 営業用      | 非営業用     |
|--------|----------|----------|
| 高速バス   | 100,000W | —        |
| 大型貸切バス | 70,000W  | —        |
| 小型貸切バス | 50,000W  | —        |
| 大型一般バス | 42,000W  | 115,000W |
| 小型一般バス | 25,000W  | 65,000W  |

④貨物自動車（年税額）

| 最大積載量        | 営業用     | 非営業用     |
|--------------|---------|----------|
| 1,000 kg 以下  | 6,600W  | 28,500W  |
| 2,000 kg 以下  | 9,600W  | 34,500W  |
| 3,000 kg 以下  | 13,500W | 48,000W  |
| 4,000 kg 以下  | 18,000W | 63,000W  |
| 5,000 kg 以下  | 22,500W | 79,500W  |
| 8,000 kg 以下  | 36,000W | 130,500W |
| 10,000 kg 以下 | 45,000W | 157,500W |

⑤特殊自動車（年税額）

| 区分      | 営業用     | 非営業用     |
|---------|---------|----------|
| 大型特殊自動車 | 36,000W | 157,500W |
| 小型特殊自動車 | 13,500W | 58,500W  |

⑥三輪以下小型自動車（年税額）

| 営業用    | 非営業用    |
|--------|---------|
| 3,300W | 18,000W |

○納期及び納税義務者

年税額を2期に分けて納期が属する月の1日現在の自動車の所有者に対して賦課・徴収（納税者の申請がある場合には4期に分けて賦課）

第1期分：6月16日～6月30日

第2期分：12月16日～12月31日

※年税額を一時に納税する場合には10%控除

ク 走行税（地方税法第196条の16）

地方自治体の自主財源を拡充するために揮発油・軽油に対する交通・エネルギー・環境税に付加して課税する租税で2000年から施行

○納税義務者

揮発油及び軽油に対する交通・エネルギー・環境税の納税義務がある者

○税率

交通・エネルギー・環境税額の1,000分の320

○納付方法

翌月末までに交通・エネルギー・環境税と合わせて納付

ケ 農業所得税（地方税法第198条）

農業所得を得る者に賦課する租税

○課税対象

統計法第17条の規定により統計庁長が作成・告示する韓国標準産業分類表上の農業のうち作物栽培業の分類に属する作物(穀物およびその他食糧作物栽培業に分類される作物の場合には稲に限ること)の栽培で発生する所得

○税率

| 課税標準              | 税率                          |
|-------------------|-----------------------------|
| 400万W以下           | 課税標準額の100分の3                |
| 400万W超1,000万W以下   | 12万W+400万W超の金額の100分の10      |
| 1,000万W超4,000万W以下 | 72万W+1,000万W超の金額の100分の20    |
| 4,000万W超8,000万W以下 | 672万W+4,000万W超の金額の100分の30   |
| 8,000万W超          | 1,872万W+8,000万W超の金額の100分の40 |

※課税標準＝収入金額－必要経費－基礎控除（560万W）

○納付方法

- ・申告納付～翌年5月31日まで
- ・税額の決定及び精算：翌年6月30日まで

コ たばこ消費税（地方税法第224条、第225条）

製造たばこに賦課される租税で製造たばこの本数（20本）または重量（グラム）

により賦課される従量税である

○課税対象：たばこ

○税率

|        |          |        |
|--------|----------|--------|
| 紙巻たばこ  | 20 本当たり  | 641W   |
| パイプたばこ | 50 g 当たり | 1,150W |
| 葉巻たばこ  | 50 g 当たり | 3,270W |
| 刻みたばこ  | 50 g 当たり | 1,150W |
| 噛みたばこ  | 50 g 当たり | 1,310W |
| 嗅ぎたばこ  | 50 g 当たり | 820W   |

○納付方法および納税義務者

製造者または輸入販売業者が毎月 1 日から末日まで製造場または保税区域から搬出したたばこに対して税額を算出し、翌月末日までに申告納付

#### サ 屠畜税（地方税法第 234 条）

牛・豚の屠殺に対しその屠殺地の管轄市・郡で屠殺者に賦課する租税

○課税対象：牛・豚屠殺行為

○税率：牛・豚の時価の 1,000 分の 10

○納付方法

屠畜場経営者は、特別徴収した前月分の屠畜税を翌月 5 日までに市長・郡守に申告納入

### （2）目的税

#### ア 都市計画税（地方税法第 235 条）

○目的：都市計画事業に必要な費用に充当するため

○課税対象

国土の計画及び利用に関する法律の規定による都市地域内にある大統領令が定める土地・建築物または住宅（公共施設用地、開発制限区域の地上建築物・ゴルフ場・遊園地その他利用施設がない土地は除外）

※納税義務者：課税基準日現在の所有者

※賦課地域の公示：地方自治団体の条例により、議会の議決を得て賦課地域を公示

○税率：時価標準額の 1,000 分の 1.5

○納付方法：普通徴収（賦課公示）

| 区分     | 課税基準日      | 納期                |
|--------|------------|-------------------|
| 建築物    | 毎年 6 月 1 日 | 7 月 16 日～7 月 31 日 |
| 土地     | 毎年 6 月 1 日 | 9 月 16 日～9 月 30 日 |
| 住宅 1/2 | 毎年 6 月 1 日 | 7 月 16 日～7 月 31 日 |
| 住宅 1/2 | 毎年 6 月 1 日 | 9 月 16 日～9 月 30 日 |

#### イ 共同施設税（地方税法第 239 条）

○目的：消防施設、汚物処理施設、水利施設その他公共施設に必要な費用を充当するため

○課税対象：建築物及び船舶

※納税義務者：毎年6月1日現在の建築物及び船舶所有者

○税率

・一般課税（逓次累進課税）

| 時価標準額           | 税率           |
|-----------------|--------------|
| 600 万 W 以下の価額   | 1,000 分の 0.5 |
| 1,300 万 W 以下の価額 | 1,000 分の 0.6 |
| 2,600 万 W 以下の価額 | 1,000 分の 0.7 |
| 3,900 万 W 以下の価額 | 1,000 分の 0.9 |
| 6,400 万 W 以下の価額 | 1,000 分の 1.1 |
| 6,400 万 W 超の価額  | 1,000 分の 1.3 |

・重加税（一般税率の2倍）：火災危険建物

・汚物処理施設・水利施設等の公共施設：土地又は建築物価格の1,000分の0.23

○納付方法：財産税に併記して賦課公示（7月16日～7月31日）

#### ウ 事業所税（地方税法第244条）

○目的：環境改善及び整備に必要な費用に充当するため

○課税対象：市・郡内に所在する事業所

○税率

・財産割：毎年7月1日現在の事業所または事務所用建築物

延べ面積1m<sup>2</sup>当たり 250W

※延べ面積330m<sup>2</sup>以下は除外

・従業員割：従業員給与総額の1,000分の5

○納付方法

・財産割：7月1日～7月31日までを納期として申告納付

・従業員割：毎月の納付税額を翌月10日までに申告納付

#### エ 地域開発税（地方税法第253条）

○目的

地域の均衡開発及び水質改善、水資源保護等に必要な財源を確保するため

○課税対象

発電用水（揚水発電用水は除外）、地下水、地下資源、コンテナ埠頭を利用するコンテナ及び原子力発電

○税率（標準税率）

・発電用水：発電に用いられる水10m<sup>3</sup>当たり2W

・地下水

|     |                           |
|-----|---------------------------|
| 飲料水 | 1 m <sup>3</sup> 当たり 200W |
|-----|---------------------------|

|        |                           |
|--------|---------------------------|
| 温泉水    | 1 m <sup>3</sup> 当たり 100W |
| その他の用途 | 1 m <sup>3</sup> 当たり 20W  |

- ・ 地下資源：鉱物価額の 1,000 分の 5
- ・ コンテナ：コンテナ 1 TEU※当たり 15,000W
- ・ 原子力発電：1 kwh 当たり 0.5W

○納付方法：道条例が定める日までに申告納付

※TEU (Twenty Equivalent Unit)：長さ 20 フィートのコンテナ 1 個の単位  
 オ 地方教育税（地方税法 260 条の 2）

○目的

地方教育の質的向上に必要な地方教育財政の拡充に必要な財源を確保するため

○課税対象

地方税の 6 税目（登録税、レジャー税、住民税均等割、財産税、自動車税（非営業用乗用車）、たばこ消費税）

○税率（標準税率）

| 税目     | 税率                    |
|--------|-----------------------|
| 登録税    | 20%                   |
| レジャー税  | 40%                   |
| 住民税均等割 | 10%（人口 50 万人以上の市 25%） |
| 財産税    | 20%                   |
| 自動車税   | 30%                   |
| たばこ消費税 | 50%                   |

○納付方法

- ・ 申告納付：登録税、レジャー税、たばこ消費税
- ・ 賦課徴収：住民税均等割、財産税、自動車税

## 2 重課税

個々の税目では、地方税法に基づき重課税される場合がある。図表にすると、次のとおりとなる。

<図表 11－ 1> 地方税重課税一覧

| 税目別 | 重課対象及び税率                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取得税 | <p>○重課税対象財産：5 倍重課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高級住宅：建築物延面積 331m<sup>2</sup>（共同住宅の場合は専用面積 245 m<sup>2</sup>）超、課税標準 2,500 万 W 超など</li> <li>・ 高級娯楽場：カジノ場、舞踏遊興飲食店など</li> <li>・ 高級船舶：豪華自家用船舶（課税標準 100 万 W 以上）</li> <li>・ 別荘及びゴルフ場</li> </ul> <p>○首都圏過密抑制圏域内の本店・駐在事務所の新・増築用不動産</p> |



|       |                                                                              |
|-------|------------------------------------------------------------------------------|
|       | および新增設工場：3倍重課                                                                |
| 登録税   | ○大都市内の法人設立と支店または事務所の設置に伴う登記：3倍重課<br>○大都市内の工場新・増設に伴う登記：3倍重課                   |
| 財産税   | ○首都圏過密抑制圏域内の工場新・増設：5倍重課（5年間）                                                 |
| 共同施設税 | ○火災危険建築物：2倍重課<br>・ホテル、遊興場、デパート、給油所、劇場など                                      |
| 事業所税  | ○汚染物質排出事業所：2倍重課<br>（財産割：事業所延面積1m <sup>2</sup> 当 250W→1m <sup>2</sup> 当 500W） |

### 3 地方税に附加される附加税の現況

地方税に附加される税としては、農漁村特別税とそれ自体地方税である地方教育税がある。

農漁村特別税は農漁村特別税法に基づき、農漁業の競争力強化並びに農漁村産業基盤施設の拡充及び農漁村地域開発事業のために必要な財源を確保するために1994年に創設されたもので、所得税など国税の5税目、地方税の3税目に附加されている。

地方教育税は、前述とおり地方税の6税目に附加されるものである。

<図表 11－2>

| 区分  | 本税（地方税）          | 附加税税率           |                        |
|-----|------------------|-----------------|------------------------|
|     |                  | 農漁村特別税          | 地方教育税                  |
| 道税  | ①取得税<br>（取得税減免額） | 10%<br>減免税額の20% | —<br>—                 |
|     | ②登録税<br>（登録税減免額） | —<br>減免税額の20%   | 20%<br>—               |
|     | ③レジャー税           | 20%             | 40%                    |
|     |                  |                 |                        |
| 市郡税 | ①財産税             | —               | 20%                    |
|     | ②住民税（均等割）        | —               | 10%<br>（人口50万人以上の市25%） |
|     | ③たばこ消費税          | —               | 50%                    |
|     | ④自動車税            | —               | 30%                    |

## 第3節 韓国の地方税制の特色

### 1 賦課徴収の委任

韓国では、地方税の賦課徴収は基礎自治団体が行っている。市・郡・自治区は、その市・郡・自治区内の広域自治団体の税を徴収し、広域自治団体に納入する義務を負う。委任においては、基礎自治団体の同意を要せず、基礎自治団体はこれを拒むことはできない。なお、広域自治団体の長は、納税義務者または特別徴収義務者に対して、直接、納税告知書または納入通知書を交付することができる。（地方税法第53条第1

項)

広域自治団体は、納入された税額の中から、大統領令で定めるところに従い条例で定める交付率により、その処理費として市・郡・自治区に徴収交付金を交付しなければならない（地方税法第 53 条第 2 項）。すなわち、広域自治団体は、市・郡・自治区に対して、広域自治団体の税収入の 3 %を徴収交付金として支払うこととされている（地方税法施行令第 41 条）。

この徴収交付金制度は 1949 年に導入されたものだが、交付率が順次引き上げられ、1979 年には 30%に統一され、財政調整的な意味合いも持ってきた。1988 年には自治区制度の導入に伴い特別市税、直轄市税の自治区に対する徴収交付率は新たに 3 %とされたものの、1990 年には地方自治の実施に伴い中央政府と道の事務が大幅に移譲されることによって発生する財源不足を補うねらいで人口 50 万人以上の市に対する交付率が 30%から 50%に引き上げられた。

この様な中で、道では道税事務所を設置して道税を直接徴収するとか、徴収交付金交付率を道条例に委任することを要求したり、反面、市・郡では人口 50 万人以上の市のように徴収交付率の引上げを要求したりするなど、広域自治団体と基礎自治団体の間に葛藤が見られるようになった。

そこで、従前の道税徴収交付率を実際の徴税処理費を勘案し 3 %に統一し、残余財源を人口、徴税実績を勘案して市・郡に再交付する一種の財政調整制度である財政保全交付金制度を導入することとした。財政保全交付金の 90%は一般財源保全金で、人口規模 60%、徴税実績 40%の比率で按分され、基礎自治団体に交付される。10%は施策推進保全金として市・郡の地域開発事業に応じて配分される。なお、交付税不交付団体がある道（京畿道）の場合には、一般財源保全金の一部を不交付団体に対する特別財政保全金として配分できる特例を置いている。

広域自治団体の税務担当部局は、市・郡・自治区に対する指導及び税務調査を行うが、税務調査の結果に伴う賦課徴収は、市・郡・自治区が行う。

なお、市・郡・自治区における賦課徴収実務は、第一線行政機関である邑・面・洞において行われてきたが、1998 年からの邑・面・洞の機能転換に伴い、市・郡・自治区の本庁のみで行われるところも多い。

## 2 官許事業の制限

韓国では、許認可事業者が 3 回以上不当に滞納した場合、ペナルティとして地方自治団体長は主務官庁に事業の停止、許認可等の取消を要求できる。（地方税法第 40 条）

## 3 課税自主権の拡大

### （1）税率設定

韓国でも、租税法律主義の下ではあるが、地方自治団体の課税自主権が拡大されてきた。

そもそも 1949 年の地方税法制定時には、全税目で制限税率とされていたが、1961 年の全面改正でほとんどの税目が一定税率とされた。1973 年によりやくいくつかの税目で標準税率制度が新たに採用された。1991 年に新設された地域開発税は標準税率と

され、自動車税も標準税率に改められた。1995年には住民税個人均等割が制限税率に改められ、1997年には取得税、登録税、財産税が標準税率に改められた。その結果、16の地方税目中、4税目（レジャー税、免許税、農業所得税、走行税）を除く11税目に対する税率決定権が地方自治団体に付与されている。

自主的な税率設定を韓国では弾力税率の活用とよんでいる。財産税については、近年、弾力税を活用して税負担を軽減する地方自治団体が増加し、地域・住宅間の課税不公平等が問題化していたため、行政自治部は地方税法を改正し、財産税の弾力税適用要件及び基準設定を強化した。（2007年1月施行）

<図表 11－3> 弾力税率一覧

| 税目   | 課税対象   |                    | 税率                | 税率適用可能範囲                                                         |
|------|--------|--------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------|
| 取得税  | 不動産等   |                    | 2 %               | 標準税率（100分の50の範囲内で条例により加減調整可能）                                    |
| 登録税  | 不動産登記  | 定率税                | 0.2～2%            | 標準税率（100分の50の範囲内で条例により加減調整可能）                                    |
|      |        | 定額税                | 3,000W            |                                                                  |
| 住民税  | 均等割    | 個人                 | 10,000W以内         | 制限税率（10,000W以内で条例により決定）                                          |
|      |        | 個人事業者              | 50,000W           | 標準税率（100分の50の範囲内で条例により加減調整可能）                                    |
|      |        | 法人                 | 50,000 ～ 500,000W |                                                                  |
|      | 所得割    | 所得税、法人税、農業所得税額の10% |                   |                                                                  |
| 財産税  | 建築物等   |                    | 0.2～5%            | 標準税率（特別な財政需要や災害などの発生で税率調整が避けられないと認められる場合100分の50の範囲内で条例により加減調整可能） |
| 自動車税 | 乗用自動車  | cc当たり税額            | 18～220W           | 標準税率（特別市・広域市は、100分の50の範囲内で条例により加減調整可能）                           |
|      | その他自動車 | 年税額                | 3,300～157,500     |                                                                  |
| 屠畜税  | 牛・豚の時価 |                    | 1 %以内             | 制限税率（1%以内で条例により決定）                                               |

|       |           |                        |          |                               |
|-------|-----------|------------------------|----------|-------------------------------|
| 都市計画税 | 土地・建築物・住宅 |                        | 0.15%    | 標準税率（0.3%以内で条例により決定）          |
| 共同施設税 | 建築物・船舶    |                        | 0.5～1.3% | 標準税率（100分の50の範囲内で条例により加減調整可能） |
| 事業所税  | 財産割       | 事業所 1 m <sup>2</sup> 当 | 250W以内   | 制限税率                          |
|       | 従業員割      | 従業員給与総額                | 0.5%以内   |                               |
| 地域開発税 | 発電用水      | 10m <sup>3</sup> 当     | 2 W      | 標準税率（100分の50の範囲内で条例により加減調整可能） |
|       | 地下水       | 1 m <sup>3</sup> 当     | 20～200W  |                               |
|       | 地下資源      |                        | 0.5%     |                               |
|       | コンテナ      | 1 TEU当                 | 15,000W  |                               |
|       | 原子力発電     | 1 kwh当                 | 0.5W     |                               |
| 地方教育税 | 本税の税額     |                        | 10～60%   | 標準税率（100分の50の範囲内で条例により加減調整可能） |

## （２）任意税目

韓国では、法定の税目以外に各地方自治団体が条例で税を創設することは、認められていない。しかし、地域開発税では任意税目制度が採用されており、法定外税に近い役割を果たしているともいえる。

(参考資料) 広域自治団体の概要

＜ソウル特別市( )の概要＞

基礎データ

|       |                                          |
|-------|------------------------------------------|
| 市庁所在地 | ソウル特別市中区太平路 1-31                         |
| 市長    | 呉世勲（ハンナラ党、2006.7.1 就任）                   |
| 市議会   | 議員数 106 名（ウリ党 2、ハンナラ党 102、民主党 1、民主労働党 1） |
| 行政区域  | 25 自治区（522 洞）（ ）内は下部行政単位                 |
| 面積    | 605.32k m <sup>2</sup>                   |
| 人口    | 10,356,202 名（うち外国人 175,036 名）            |
| 世帯数   | 3,978,938 世帯                             |
| 市の花   | ケナリ                                      |
| 市の木   | 銀杏                                       |
| 市の鳥   | カササギ                                     |

2007 年度歳入予算現況 (単位：百万ウォン)

| 項目      | 予算額        |            |           |         |
|---------|------------|------------|-----------|---------|
|         | 計          | 一般会計       | その他特別会計   | 公企業特別会計 |
| 計       | 16,921,000 | 11,358,500 | 4,773,500 | 789,000 |
| 地方税     | 8,944,322  | 8,944,322  |           |         |
| 税外収入    | 5,552,920  | 1,235,993  | 3,527,927 | 789,000 |
| 地方交付税   | 467,014    | 467,014    |           |         |
| 補助金等    | 1,242,744  | 711,171    | 531,573   |         |
| 公債及び借入金 | 714,000    |            | 714,000   |         |

2007 年度歳出予算現況 (単位：百万ウォン)

| 項目        | 予算額        |            |           |         |
|-----------|------------|------------|-----------|---------|
|           | 計          | 一般会計       | その他特別会計   | 公企業特別会計 |
| 計         | 16,921,000 | 11,358,500 | 4,773,500 | 789,000 |
| 一般行政費     | 503,012    | 503,012    |           |         |
| 社会開発費     | 9,393,071  | 5,929,871  | 2,674,200 | 789,000 |
| 経済開発費     | 3,861,464  | 1,762,164  | 2,099,300 |         |
| 民防衛費      | 401,690    | 401,690    |           |         |
| 支援及びその他経費 | 2,761,763  | 2,761,763  |           |         |

日本との姉妹提携先

東京都－ソウル特別市（1988 年 9 月 3 日提携）

※出典：東亜年鑑 2007、姉妹提携先は 2007 年 10 月現在

プサン  
＜釜山広域市（ ）の概要＞

基礎データ

|       |                                      |
|-------|--------------------------------------|
| 市庁所在地 | 釜山広域市蓮堤区蓮山 5 洞 1000                  |
| 代表電話  | 051-888-2000                         |
| 市長    | 許南植（ハンナラ党、2006.7.1 就任）               |
| 市議会   | 議員数 47 名（ウリ党 1、ハンナラ党 45、民主労働党 1）     |
| 行政区域  | 1 郡 15 自治区（2 邑 3 面 221 洞）（ ）内は下部行政単位 |
| 面積    | 765.02km <sup>2</sup>                |
| 人口    | 3,635,389 名                          |
| 世帯数   | 1,288,672 世帯                         |
| 市の花   | 椿                                    |
| 市の木   | 椿                                    |
| 市の鳥   | カモメ                                  |

2007 年度歳入予算現況

（単位：百万ウォン）

| 項目       | 予算額       |           |           |         |
|----------|-----------|-----------|-----------|---------|
|          | 計         | 一般会計      | その他特別会計   | 公企業特別会計 |
| 計        | 6,062,453 | 3,809,856 | 1,711,170 | 541,427 |
| 地方税      | 2,002,735 | 2,002,735 |           |         |
| 税外収入     | 1,484,197 | 405,441   | 573,271   | 505,485 |
| 地方交付税    | 455,700   | 455,700   |           |         |
| 補助金等     | 1,782,221 | 761,480   | 1,003,799 | 16,942  |
| 公債及び借入金等 | 337,600   | 184,500   | 134,100   | 19,000  |

2007 年度歳出予算現況

（単位：百万ウォン）

| 項目        | 予算額       |           |           |         |
|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
|           | 計         | 一般会計      | その他特別会計   | 公企業特別会計 |
| 計         | 6,602,452 | 3,809,856 | 1,711,169 | 514,427 |
| 一般行政費     | 198,942   | 198,942   |           |         |
| 社会開発費     | 2,677,690 | 1,651,965 | 576,339   | 449,386 |
| 経済開発費     | 2,270,860 | 1,212,493 | 1,033,540 | 24,827  |
| 民防衛費      | 137,445   | 137,445   |           |         |
| 支援及びその他経費 | 777,515   | 609,011   | 101,290   | 67,214  |

日本との姉妹提携先

下関市（山口県）－釜山広域市（1976 年 10 月 11 日提携）

福岡市（福岡県）－釜山広域市（1989 年 10 月 24 日提携）

※出典：東亜年鑑 2007、姉妹提携先は 2007 年 10 月現在

テグ  
＜大邱広域市( )の概要＞

基礎データ

|       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 市庁所在地 | 大邱広域市中区東仁洞 1-1                      |
| 市長    | 金範鎰（ハンナラ党、2006.7.2 就任）              |
| 市議会   | 議員数 29 名（ハンナラ党 27、大統合民主新党 1、無所属 1）  |
| 行政区域  | 1 郡 7 自治区（3 邑 6 面 134 洞）（ ）内は下部行政単位 |
| 面積    | 884.33km <sup>2</sup>               |
| 人口    | 2,513,219 名                         |
| 世帯    | 868,865 世帯                          |
| 市の花   | 木蓮                                  |
| 市の木   | 樅                                   |
| 市の鳥   | 黒ハゲワシ                               |

2007 年度歳入予算現況 (単位：百万ウォン)

| 項目       | 予算額       |           |         |         |
|----------|-----------|-----------|---------|---------|
|          | 計         | 一般会計      | その他特別会計 | 公企業特別会計 |
| 計        | 3,868,500 | 2,639,000 | 847,500 | 382,000 |
| 地方税      | 1,418,824 | 1,418,824 |         |         |
| 税外収入     | 1,062,488 | 277,837   | 453,951 | 330,700 |
| 地方交付税    | 383,854   | 383,854   |         |         |
| 補助金等     | 753,734   | 473,485   | 250,949 | 29,300  |
| 公債及び借入金等 | 249,600   | 85,000    | 142,600 | 22,000  |

2007 年度歳出予算現況 (単位：百万ウォン)

| 項目        | 予算額       |           |         |         |
|-----------|-----------|-----------|---------|---------|
|           | 計         | 一般会計      | その他特別会計 | 公企業特別会計 |
| 計         | 3,868,500 | 2,639,000 | 847,500 | 382,000 |
| 一般行政費     | 169,922   | 169,922   |         |         |
| 社会開発費     | 1,824,017 | 1,157,818 | 284,199 | 382,000 |
| 経済開発費     | 1,163,306 | 678,956   | 484,350 |         |
| 民防衛費      | 106,456   | 106,456   |         |         |
| 支援及びその他経費 | 604,799   | 525,848   | 78,951  |         |

日本との姉妹提携先

広島市（広島県）－大邱広域市（1997 年 5 月 2 日提携）

※ 出典：東亜年鑑 2007、市議会については大邱広域市議会ホームページ

姉妹提携先は 2007 年 10 月現在

インチョン  
＜ 仁 川 ＞ 広域市( )の概要＞

基礎データ

|       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 市庁所在地 | 仁川広域市南洞区九月洞 1138              |
| 市長    | 安相洙（ハンナラ党、2006.7.1 就任）        |
| 市議会   | 議員数 33 名（ウリ党 1、ハンナラ党 32）      |
| 行政区域  | 2 郡 8 自治区（143 邑面洞）（ ）内は下部行政単位 |
| 面積    | 1,002.06km <sup>2</sup>       |
| 人口    | 2,663,854 名（うち外国人 39,463 名）   |
| 世帯    | 965,302 世帯                    |
| 市の花   | 薔薇                            |
| 市の木   | 百合                            |
| 市の鳥   | 丹頂鶴                           |

2007 年度歳入予算現況 (単位：百万ウォン)

| 項目       | 予算額       |           |           |         |
|----------|-----------|-----------|-----------|---------|
|          | 計         | 一般会計      | その他特別会計   | 公企業特別会計 |
| 計        | 4,906,190 | 3,144,585 | 1,761,605 |         |
| 地方税      | 1,874,740 | 1,874,740 |           |         |
| 税外収入     | 1,634,644 | 320,701   | 1,313,943 |         |
| 地方交付税    | 204,918   | 204,918   |           |         |
| 補助金等     | 911,796   | 614,982   | 296,814   |         |
| 公債及び借入金等 | 280,092   | 129,244   | 150,848   |         |

2007 年度歳出予算現況 (単位：百万ウォン)

| 項目        | 予算額       |           |           |         |
|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
|           | 計         | 一般会計      | その他特別会計   | 公企業特別会計 |
| 計         | 4,906,190 | 3,144,585 | 1,761,605 |         |
| 一般行政費     | 164,659   | 164,659   |           |         |
| 社会開発費     | 2,761,329 | 1,492,687 | 1,268,642 |         |
| 経済開発費     | 1,072,567 | 803,557   | 269,010   |         |
| 民防衛費      | 111,317   | 111,317   |           |         |
| 支援及びその他経費 | 796,316   | 572,363   | 223,953   |         |

日本との姉妹提携先

北九州市（福岡県）－仁川広域市（1988 年 12 月 20 日提携）

※出典：東亜年鑑 2007、姉妹提携先は 2007 年 10 月現在



クァンジュ  
< 光州広域市( )の概要 >

基礎データ

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 市庁所在地 | 光州広域市西区内防路 410             |
| 市長    | 朴光泰（民主党、2002.7.1 就任）       |
| 市議会   | 議員数 19 名（ウリ党 1、民主党 18）     |
| 行政区域  | 5 自治区（91 洞）（ ）内は下部行政単位     |
| 面積    | 501.41km <sup>2</sup>      |
| 人口    | 1,415,953 名（うち外国人 8,155 名） |
| 世帯    | 495,065 世帯                 |
| 市の花   | 黒船ツツジ                      |
| 市の木   | 銀杏                         |
| 市の鳥   | 鳩                          |

2007 年度歳入予算現況

（単位：百万ウォン）

| 項目       | 予算額       |           |         |         |
|----------|-----------|-----------|---------|---------|
|          | 計         | 一般会計      | その他特別会計 | 公企業特別会計 |
| 計        | 2,327,701 | 1,644,993 | 425,157 | 257,552 |
| 地方税      | 717,911   | 717,911   |         |         |
| 税外収入     | 588,077   | 147,126   | 240,117 | 200,834 |
| 地方交付税    | 332,913   | 332,913   |         |         |
| 補助金等     | 542,407   | 389,242   | 146,447 | 6,718   |
| 公債及び借入金等 | 146,393   | 57,800    | 38,593  | 50,000  |

2007 年度歳出予算現況

（単位：百万ウォン）

| 項目        | 予算額       |           |         |         |
|-----------|-----------|-----------|---------|---------|
|           | 計         | 一般会計      | その他特別会計 | 公企業特別会計 |
| 計         | 2,327,701 | 1,644,993 | 425,157 | 257,552 |
| 一般行政費     | 118,229   | 115,207   | 7       | 3,015   |
| 社会開発費     | 1,083,497 | 731,297   | 170,511 | 181,689 |
| 経済開発費     | 589,902   | 397,513   | 157,389 | 35,000  |
| 民防衛費      | 49,050    | 49,050    |         |         |
| 支援及びその他経費 | 487,023   | 351,925   | 97,250  | 37,848  |

日本との姉妹提携先

仙台市（宮城県）－光州広域市（2002 年 4 月 20 日提携）

※出典：東亜年鑑 2007、姉妹提携先は 2007 年 10 月現在

テジョン  
＜大田広域市（ ）の概要＞

基礎データ

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 市庁所在地 | 大田広域市西区屯山 2 洞 1420               |
| 市長    | 朴城孝（ハンナラ党、2006.7.1 就任）           |
| 市議会   | 議員数 19 名（ウリ党 1、ハンナラ党 17、国民中心党 1） |
| 行政区域  | 5 自治区（80 洞）（ ）内は下部行政単位           |
| 面積    | 539.79km <sup>2</sup>            |
| 人口    | 1,475,961 名（うち外国人 9,803 名）       |
| 世帯    | 514,039 世帯                       |
| 市の花   | 白木蓮                              |
| 市の木   | 松                                |
| 市の鳥   | 鵲                                |

2007 年度歳入予算現況 （単位：百万ウォン）

| 項目       | 予算額       |           |         |         |
|----------|-----------|-----------|---------|---------|
|          | 計         | 一般会計      | その他特別会計 | 公企業特別会計 |
| 計        | 2,238,489 | 1,577,372 | 342,105 | 319,012 |
| 地方税      | 956,671   | 956,671   |         |         |
| 税外収入     | 582,045   | 142,207   | 176,213 | 263,625 |
| 地方交付税    | 164,781   | 164,781   |         |         |
| 補助金等     | 433,076   | 262,113   | 165,892 | 5,071   |
| 公債及び借入金等 | 101,916   | 51,600    |         | 50,316  |

2007 年度歳出予算現況 （単位：百万ウォン）

| 項目        | 予算額       |           |         |         |
|-----------|-----------|-----------|---------|---------|
|           | 計         | 一般会計      | その他特別会計 | 公企業特別会計 |
| 計         | 2,238,489 | 1,577,372 | 342,105 | 319,012 |
| 一般行政費     | 101,027   | 101,027   |         |         |
| 社会開発費     | 1,164,688 | 692,050   | 225,362 | 247,276 |
| 経済開発費     | 411,435   | 374,886   | 36,549  |         |
| 民防衛費      | 54,711    | 54,711    |         |         |
| 支援及びその他経費 | 506,628   | 354,698   | 80,194  | 71,736  |

日本との姉妹提携先

大田市（島根県）－大田広域市（1987 年 11 月 14 日提携）

※出典：東亜年鑑 2007、姉妹提携先は 2007 年 10 月現在

ウルサン  
< 蔚 山 広域市( )の概要 >

基礎データ

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| 市庁所在地 | 蔚山広域市南区中央路 182               |
| 市長    | 朴孟雨（ハンナラ党、2002.7.2 就任）       |
| 市議会   | 議員数 19 名（ハンナラ党 15、民主労働 4）    |
| 行政区域  | 1 郡 4 自治区（58 邑面洞）（ ）内は下部行政単位 |
| 面積    | 1,057.0km <sup>2</sup>       |
| 人口    | 1,092,494 名                  |
| 世帯    | 373,114 世帯                   |
| 市の花   | 梨                            |
| 市の木   | 銀杏                           |
| 市の鳥   | 白鷺                           |

2007 年度歳入予算現況 (単位：百万ウォン)

| 項目                 | 予算額       |           |         |         |
|--------------------|-----------|-----------|---------|---------|
|                    | 計         | 一般会計      | その他特別会計 | 公企業特別会計 |
| 計                  | 1,587,168 | 1,215,679 | 106,795 | 264,694 |
| 地方税                | 538,014   | 538,014   |         |         |
| 税外収入               | 280,344   | 158,184   | 2,608   | 119,552 |
| 地方交付税(地方譲与<br>税含む) | 383,488   | 257,783   | 48,085  | 77,620  |
| 補助金等               | 265,322   | 198,698   | 56,102  | 10,522  |
| 公債及び借入金等           | 120,000   | 63,000    |         | 57,000  |

2007 年度歳出予算現況 (単位：百万ウォン)

| 項目        | 予算額       |           |         |         |
|-----------|-----------|-----------|---------|---------|
|           | 計         | 一般会計      | その他特別会計 | 公企業特別会計 |
| 計         | 1,587,168 | 1,215,679 | 106,794 | 264,694 |
| 一般行政費     | 189,413   | 189,413   |         |         |
| 社会開発費     | 840,982   | 493,355   | 82,933  | 264,694 |
| 経済開発費     | 283,982   | 272,167   | 11,815  |         |
| 民防衛費      | 46,279    | 46,279    |         |         |
| 支援及びその他経費 | 226,512   | 214,466   | 12,046  |         |

日本との姉妹提携先

萩市（山口県）－蔚山広域市（1968 年 10 月 29 日提携）

※出典：東亜年鑑 2007、姉妹提携先は 2007 年 10 月現在

キョンギド  
＜京畿道（ ）の概要＞

基礎データ

|       |                                          |
|-------|------------------------------------------|
| 道庁所在地 | 水原市八達区梅山路 3－1                            |
| 道知事   | 金文洙（ハンナラ党、2006.7.1 就任）                   |
| 道議会   | 議員数 119 名（ウリ党 2、ハンナラ党 115、民主党 1、民主労働党 1） |
| 行政区域  | 27 市 4 郡（20 区）（ ）内は下部行政単位                |
| 面積    | 10,182.5km <sup>2</sup>                  |
| 人口    | 10,763,157 名                             |
| 世帯    | 3,910,886 世帯                             |
| 道の花   | ケナリ                                      |
| 道の木   | 銀杏                                       |
| 道の鳥   | 鳩                                        |

2007 年度歳入予算現況 （単位：百万ウォン）

| 項目       | 予算額        |           |           |           |
|----------|------------|-----------|-----------|-----------|
|          | 計          | 一般会計      | その他特別会計   | 公企業特別会計   |
| 計        | 11,366,879 | 8,620,410 | 1,007,146 | 1,739,323 |
| 地方税      | 5,795,300  | 5,795,300 |           |           |
| 税外収入     | 2,082,617  | 337,523   | 485,771   | 1,259,323 |
| 地方交付税    | 149,860    | 149,860   |           |           |
| 補助金等     | 2,609,102  | 2,087,727 | 521,375   |           |
| 公債及び借入金等 | 730,000    | 250,000   |           | 480,000   |

2007 年度歳出予算現況 （単位：百万ウォン）

| 項目        | 予算額        |           |           |           |
|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|
|           | 計          | 一般会計      | その他特別会計   | 公企業特別会計   |
| 計         | 11,366,879 | 8,620,410 | 1,007,146 | 1,739,323 |
| 一般行政費     | 309,516    | 309,516   |           |           |
| 社会開発費     | 6,163,481  | 4,231,117 | 806,436   | 1,125,928 |
| 経済開発費     | 2,583,558  | 1,769,453 | 200,710   | 613,395   |
| 民防衛費      | 398,116    | 398,116   |           |           |
| 支援及びその他経費 | 1,912,208  | 1,912,208 |           |           |

日本との姉妹提携先

神奈川県－京畿道（1990 年 4 月 24 日提携）

※出典：東亜年鑑 2007、姉妹提携先は 2007 年 10 月現在

カンウォンド  
＜ 江 原 道（ ）の概要＞

基礎データ

|       |                                        |
|-------|----------------------------------------|
| 道庁所在地 | 春川市鳳儀洞 15                              |
| 道知事   | 金振彪（ハンナラ党、1998.7.1 就任）                 |
| 道議会   | 議員数 40 名（ウリ党 2、ハンナラ党 36、民主労働党 1、無所属 1） |
| 行政区域  | 7 市 11 郡（187 邑面洞）（ ）内は下部行政単位           |
| 面積    | 16,873km <sup>2</sup>                  |
| 人口    | 1,515,672 名（うち外国人 10,252 名）            |
| 世帯    | 583,890 世帯                             |
| 道の花   | 黒船ツツジ                                  |
| 道の木   | 朝鮮松                                    |
| 道の鳥   | 丹頂鶴                                    |

2007 年度歳入予算現況

（単位：百万ウォン）

| 項目       | 予算額       |           |         |         |
|----------|-----------|-----------|---------|---------|
|          | 計         | 一般会計      | その他特別会計 | 公企業特別会計 |
| 計        | 2,456,721 | 2,264,500 | 192,221 |         |
| 地方税      | 564,800   | 564,800   |         |         |
| 税外収入     | 107,242   | 59,849    | 47,393  |         |
| 地方交付税    | 485,751   | 485,751   |         |         |
| 補助金等     | 1,258,928 | 1,114,099 | 144,828 |         |
| 公債及び借入金等 | 40,000    | 40,000    |         |         |

2007 年度歳出予算現況

（単位：百万ウォン）

| 項目        | 予算額       |           |         |         |
|-----------|-----------|-----------|---------|---------|
|           | 計         | 一般会計      | その他特別会計 | 公企業特別会計 |
| 計         | 2,456,721 | 2,264,500 | 192,221 |         |
| 一般行政費     | 371,383   | 371,383   |         |         |
| 社会開発費     | 960,032   | 772,684   | 187,348 |         |
| 経済開発費     | 784,041   | 784,041   |         |         |
| 民防衛費      | 106,634   | 106,634   |         |         |
| 支援及びその他経費 | 234,630   | 229,757   | 4,873   |         |

日本との姉妹提携先（※姉妹都市提携の形をとっていない）

富山県－江原道（1993 年 2 月 10 日提携）※

鳥取県－江原道（1994 年 11 月 7 日提携）

※出典：東亜年鑑 2007、姉妹提携先は 2007 年 10 月現在

チュンチョンブクト  
 < 忠 清 北 道 ( ) の概要 >

基礎データ

|       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 道庁所在地 | 清州市上黨区文化洞 89                   |
| 道知事   | 鄭宇澤（ハンナラ党、2006.7.1 就任）         |
| 道議会   | 議員数 31 名（ウリ党 2、ハンナラ党 27、無所属 2） |
| 行政区域  | 3 市 9 郡（153 邑面洞）（ ）内は下部行政単位    |
| 面積    | 7,432km <sup>2</sup>           |
| 人口    | 1,511,885 名（うち外国人 17,326 名）    |
| 世帯    | 561,762 世帯                     |
| 道の花   | 白木蓮                            |
| 道の木   | ケヤキ                            |
| 道の鳥   | 鵲                              |

2007 年度歳入予算現況

（単位：百万ウォン）

| 項目       | 予算額       |           |         |         |
|----------|-----------|-----------|---------|---------|
|          | 計         | 一般会計      | その他特別会計 | 公企業特別会計 |
| 計        | 2,255,719 | 1,771,103 | 211,360 | 273,256 |
| 地方税      | 455,760   | 455,760   |         |         |
| 税外収入     | 359,837   | 90,767    | 72,814  | 196,256 |
| 地方交付税    | 381,230   | 381,230   |         |         |
| 補助金等     | 945,142   | 806,596   | 138,546 |         |
| 公債及び借入金等 | 113,750   | 36,750    |         | 77,000  |

2007 年度歳出予算現況

（単位：百万ウォン）

| 項目        | 予算額       |           |         |         |
|-----------|-----------|-----------|---------|---------|
|           | 計         | 一般会計      | その他特別会計 | 公企業特別会計 |
| 計         | 2,255,719 | 1,771,103 | 211,360 | 273,256 |
| 一般行政費     | 236,794   | 内訳不明      |         |         |
| 社会開発費     | 1,097,141 |           |         |         |
| 経済開発費     | 655,565   |           |         |         |
| 民防衛費      | 72,499    |           |         |         |
| 支援及びその他経費 | 193,721   |           |         |         |

日本との姉妹提携先

山梨県－忠清北道（1992 年 3 月 27 日提携）

※出典：東亜年鑑 2007 及び道ホームページ、姉妹提携先は 2007 年 10 月現在

チュンチョンナムド  
< 忠 清 南 道 (       ) の概要 >

基礎データ

|       |                                                                             |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 道庁所在地 | 大田広域市中区中央路 155                                                              |
| 道知事   | 李完九（ハンナラ党、2006.7.1 就任）                                                      |
| 道議会   | 議員数 37 名（ウリ党 3、ハンナラ党 20、国民中心党 14）                                           |
| 行政区域  | 7 市 9 郡（24 邑 146 面 39 洞） <span style="float: right;">（    ） 内は下部行政単位</span> |
| 面積    | 8,599.9km <sup>2</sup>                                                      |
| 人口    | 2,000,844 名（うち外国人 26,411 名）                                                 |
| 世帯    | 774,490 世帯                                                                  |
| 道の花   | 菊                                                                           |
| 道の木   | 高麗シダレ柳                                                                      |
| 道の鳥   | オシドリ                                                                        |

2007 年度歳入予算現況

（単位：百万ウォン）

| 項目           | 予算額       |           |           |         |
|--------------|-----------|-----------|-----------|---------|
|              | 計         | 一般会計      | その他特別会計   | 公企業特別会計 |
| 計            | 8,467,946 | 6,523,473 | 1,944,473 |         |
| 地方税          | 1,439,969 | 1,439,969 |           |         |
| 税外収入         | 2,053,908 | 534,613   | 1,519,295 |         |
| 地方交付税（交付金含む） | 1,942,430 | 1,942,430 |           |         |
| 補助金等         | 2,865,039 | 2,568,961 | 296,078   |         |
| 公債及び借入金等     | 166,600   | 37,500    | 129,100   |         |

2007 年度歳出予算現況

（単位：百万ウォン）

| 項目        | 予算額       |           |           |         |
|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
|           | 計         | 一般会計      | その他特別会計   | 公企業特別会計 |
| 計         | 8,467,946 | 6,523,473 | 1,944,473 |         |
| 一般行政費     | 1,219,779 | 1,219,779 |           |         |
| 社会開発費     | 4,356,296 | 2,698,920 | 1,657,376 |         |
| 経済開発費     | 2,446,432 | 2,159,335 | 287,097   |         |
| 民防衛費      | 115,025   | 115,025   |           |         |
| 支援及びその他経費 | 330,414   | 330,414   |           |         |

日本との姉妹提携先

熊本県－忠清南道（1983 年 1 月 22 日提携）

※出典：東亜年鑑 2007、姉妹提携先は 2007 年 10 月現在

チョルラプット  
＜ 全 羅 北 道 （        ）の概要＞

基礎データ

|       |                                            |
|-------|--------------------------------------------|
| 道庁所在地 | 全州市完山区孝子洞 3-1                              |
| 道知事   | 金完柱（ウリ党、2006.7.3 就任）                       |
| 道議会   | 議員数 38 名（ウリ党 22、民主党 13、民主労働党 1、無所属 2）      |
| 行政区域  | 6 市 8 郡（2 区 14 邑 145 面 85 洞）（    ）内は下部行政単位 |
| 面積    | 8,054.62km <sup>2</sup>                    |
| 人口    | 1,895,500 名（うち外国人 10,165 名）                |
| 世帯    | 683,683 世帯                                 |
| 道の花   | サルスベリ                                      |
| 道の木   | 銀杏                                         |
| 道の鳥   | 鵲                                          |

2007 年度歳入予算現況

（単位：百万ウォン）

| 項目       | 予算額       |           |         |         |
|----------|-----------|-----------|---------|---------|
|          | 計         | 一般会計      | その他特別会計 | 公企業特別会計 |
| 計        | 2,956,694 | 2,595,068 | 361,626 |         |
| 地方税      | 439,553   | 439,553   |         |         |
| 税外収入     | 194,573   | 120,119   | 74,454  |         |
| 地方交付税    | 542,000   | 542,000   |         |         |
| 補助金等     | 1,726,568 | 1,439,396 | 287,172 |         |
| 公債及び借入金等 | 54,000    | 54,000    |         |         |

2007 年度歳出予算現況

（単位：百万ウォン）

| 項目        | 予算額       |           |         |         |
|-----------|-----------|-----------|---------|---------|
|           | 計         | 一般会計      | その他特別会計 | 公企業特別会計 |
| 計         | 2,956,694 | 2,595,068 | 361,626 |         |
| 一般行政費     | 301,379   | 301,379   |         |         |
| 社会開発費     | 1,479,602 | 1,117,976 | 361,626 |         |
| 経済開発費     | 887,217   | 887,217   |         |         |
| 民防衛費      | 94,457    | 94,457    |         |         |
| 支援及びその他経費 | 194,039   | 194,039   |         |         |

日本との姉妹提携先（※姉妹都市提携の形をとっていない）

鹿児島県－全羅北道（1989 年 10 月 30 日提携）

石川県－全羅北道（2001 年 9 月 10 日提携）※

※出典：東亜年鑑 2007、姉妹提携先は 2007 年 10 月現在



チョルナムド  
＜ 全 羅 南 道 （        ）の概要＞

基礎データ

|       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 道庁所在地 | 務安郡三郷面南岳里 1000                      |
| 道知事   | 朴峻瑩（民主党、2004.6.7 就任）                |
| 道議会   | 議員数 51 名（ウリ党 3、民主党 46、民主労働 1、無所属 1） |
| 行政区域  | 5 市 17 郡（299 邑面洞）（    ）内は下部行政単位     |
| 面積    | 12,095.04km <sup>2</sup>            |
| 人口    | 1,954,828 名                         |
| 世帯    | 758,234 世帯                          |
| 道の花   | 椿                                   |
| 道の木   | 銀杏                                  |
| 道の鳥   | 山鳩                                  |

2007 年度歳入予算現況 （単位：百万ウォン）

| 項目                    | 予算額        |           |           |         |
|-----------------------|------------|-----------|-----------|---------|
|                       | 計          | 一般会計      | その他特別会計   | 公企業特別会計 |
| 計                     | 10,345,736 | 8,673,155 | 1,044,386 | 628,195 |
| 地方税                   | 899,593    | 899,593   |           |         |
| 税外収入                  | 1,432,365  | 503,088   | 465,838   | 463,439 |
| 地方交付税（調整交付金及び財政補填金含む） | 3,141,822  | 3,127,562 | 14,260    |         |
| 補助金等                  | 4,600,565  | 4,040,290 | 523,419   | 36,856  |
| 公債及び借入金等              | 271,391    | 102,622   | 40,869    | 127,900 |

2007 年度歳出予算現況 （単位：百万ウォン）

| 項目        | 予算額        |           |           |         |
|-----------|------------|-----------|-----------|---------|
|           | 計          | 一般会計      | その他特別会計   | 公企業特別会計 |
| 計         | 10,345,736 | 8,673,155 | 1,044,386 | 628,195 |
| 一般行政費     | 1,446,046  | 1,446,046 |           |         |
| 社会開発費     | 5,306,564  | 3,800,528 | 877,841   | 628,195 |
| 経済開発費     | 3,221,582  | 3,055,037 | 166,545   |         |
| 民防衛費      | 111,016    | 111,016   |           |         |
| 支援及びその他経費 | 260,528    | 260,528   |           |         |

日本との姉妹提携先

なし

※出典：東亜年鑑 2007、姉妹提携先は 2007 年 10 月現在

キョンサンプット  
< 慶 尚 北 道 ( ) の概要 >

基礎データ

|       |                                        |
|-------|----------------------------------------|
| 道庁所在地 | 大邱広域市北区燕岩路 60                          |
| 道知事   | 金寛容（ハンナラ党、2006.7.1 就任）                 |
| 道議会   | 議員数 55 名（ウリ党 1、ハンナラ党 50、民主労働党 1、無所属 3） |
| 行政区域  | 10 市 13 郡（338 邑面洞）（ ）内は下部行政単位          |
| 面積    | 19,025.27km <sup>2</sup>               |
| 人口    | 2,688,567 名                            |
| 世帯    | 1,030,265 世帯                           |
| 道の花   | サルスベリ                                  |
| 道の木   | ケヤキ                                    |
| 道の鳥   | 青サギ                                    |

2007 年度歳入予算現況

（単位：百万ウォン）

| 項目       | 予算額       |           |         |         |
|----------|-----------|-----------|---------|---------|
|          | 計         | 一般会計      | その他特別会計 | 公企業特別会計 |
| 計        | 3,908,543 | 3,151,657 | 475,558 | 281,298 |
| 地方税      | 670,000   | 670,000   |         |         |
| 税外収入     | 431,111   | 133,667   | 161,146 | 136,298 |
| 地方交付税    | 641,400   | 641,400   |         |         |
| 補助金等     | 1,966,032 | 1,651,590 | 314,442 |         |
| 公債及び借入金等 | 200,000   | 55,000    |         | 145,000 |

2007 年度歳出予算現況

（単位：百万ウォン）

| 項目        | 予算額       |           |         |         |
|-----------|-----------|-----------|---------|---------|
|           | 計         | 一般会計      | その他特別会計 | 公企業特別会計 |
| 計         | 3,908,543 | 3,151,657 | 475,588 | 281,298 |
| 一般行政費     | 348,188   | 348,138   |         | 50      |
| 社会開発費     | 1,849,084 | 1,312,656 | 388,428 | 148,000 |
| 経済開発費     | 1,194,655 | 1,107,495 | 87,160  |         |
| 民防衛費      | 139,792   | 139,792   |         |         |
| 支援及びその他経費 | 376,824   | 243,576   |         | 133,248 |

日本との姉妹提携先

島根県－慶尚北道（1989 年 10 月 6 日提携）

※出典：東亜年鑑 2007、姉妹提携先は 2007 年 10 月現在

キョンサンナムド  
< 慶 尚 南 道 (       ) の概要 >

基礎データ

|       |                                                   |
|-------|---------------------------------------------------|
| 道庁所在地 | 昌原市大方路 1                                          |
| 道知事   | 金台鎬（ハンナラ党、2004.6.7 就任）                            |
| 道議会   | 議員数 53 名（ウリ党 1、ハンナラ党 47、民主労働党 2、無所属 3）            |
| 行政区域  | 10 市 10 郡（22 邑 177 面 115 洞）       （    ） 内は下部行政単位 |
| 面積    | 10,521.67km <sup>2</sup>                          |
| 人口    | 3,208,810 名（うち外国人 35,953 名）                       |
| 世帯    | 1,153,979 世帯                                      |
| 道の花   | 薔薇                                                |
| 道の木   | ケヤキ                                               |
| 道の鳥   | 白鷺                                                |

2007 年度歳入予算現況

（単位：百万ウォン）

| 項目       | 予算額       |           |         |         |
|----------|-----------|-----------|---------|---------|
|          | 計         | 一般会計      | その他特別会計 | 公企業特別会計 |
| 計        | 4,286,328 | 3,481,618 | 804,710 |         |
| 地方税      | 1,012,000 | 1,012,000 |         |         |
| 税外収入     | 502,655   | 194,270   | 308,385 |         |
| 地方交付税    | 483,239   | 483,239   |         |         |
| 補助金等     | 2,018,734 | 1,722,409 | 296,325 |         |
| 公債及び借入金等 | 269,700   | 69,700    | 200,000 |         |

2007 年度歳出予算現況

（単位：百万ウォン）

| 項目        | 予算額       |           |         |         |
|-----------|-----------|-----------|---------|---------|
|           | 計         | 一般会計      | その他特別会計 | 公企業特別会計 |
| 計         | 4,286,328 | 3,481,618 | 804,710 |         |
| 一般行政費     | 413,530   | 413,530   |         |         |
| 社会開発費     | 2,048,506 | 1,277,422 | 771,084 |         |
| 経済開発費     | 1,334,565 | 1,300,939 | 33,626  |         |
| 民防衛費      | 145,293   | 145,293   |         |         |
| 支援及びその他経費 | 344,434   | 344,434   |         |         |

日本との姉妹提携先

山口県－慶尚南道（1987 年 6 月 26 日提携）

※出典：東亜年鑑 2007、姉妹提携先は 2007 年 10 月現在

チェジュトウクピョルチャチド  
＜ 済 州 特 別 自 治 道 ＞ ( ) の概要＞

基礎データ

|       |                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------|
| 道庁所在地 | 済州市蓮洞 312-1                                              |
| 道知事   | 金泰煥（無所属、2004.6.7 就任）                                     |
| 道議会   | 議員数 41 名（ウリ党 9、ハンナラ党 22、民主党 1、民主労働党 2、無所属 7（うち教育議員 5 名）） |
| 行政区域  | 2 行政市（7 邑 5 面 31 洞）（ ）内は下部行政単位                           |
| 面積    | 1,848.3km <sup>2</sup>                                   |
| 人口    | 561,695 名（うち外国人 3,199 名）                                 |
| 世帯    | 208,424 世帯                                               |
| 道の花   | チンダルレ                                                    |
| 道の木   | 楠                                                        |
| 道の鳥   | 済州オオアカケラ                                                 |

2007 年度歳入予算現況 (単位：百万ウォン)

| 項目       | 予算額       |           |         |         |
|----------|-----------|-----------|---------|---------|
|          | 計         | 一般会計      | その他特別会計 | 公企業特別会計 |
| 計        | 2,312,042 | 1,852,139 | 290,134 | 169,770 |
| 地方税      | 418,032   | 418,032   |         |         |
| 税外収入     | 367,799   | 112,676   | 140,282 | 114,841 |
| 地方交付税    | 666,839   | 666,839   |         |         |
| 補助金等     | 756,982   | 594,202   | 142,851 | 19,929  |
| 公債及び借入金等 | 102,390   | 60,390    | 7,000   | 35,000  |

2007 年度歳出予算現況 (単位：百万ウォン)

| 項目        | 予算額       |           |         |         |
|-----------|-----------|-----------|---------|---------|
|           | 計         | 一般会計      | その他特別会計 | 公企業特別会計 |
| 計         | 2,312,042 | 1,852,139 | 290,134 | 169,770 |
| 一般行政費     | 411,491   | 388,303   | 23,187  |         |
| 社会開発費     | 955,851   | 603,246   | 185,015 | 167,590 |
| 経済開発費     | 807,485   | 740,682   | 66,803  |         |
| 民防衛費      | 43,057    | 43,057    |         |         |
| 支援及びその他経費 | 94,159    | 76,851    | 15,128  | 2,179   |

日本との姉妹提携先（※姉妹都市提携の形をとっていない）

静岡県－済州道（2000 年 11 月 15 日提携）※

※ 出典：東亜年鑑 2007 及び道ホームページ、姉妹提携先は 2007 年 10 月現在

(参考資料) 基礎自治団体等の概要

〈ソウル特別市内の基礎自治団体〉

1. 面積・人口・世帯数 (2006 年 12 月 31 日現在)

| 基礎自治団体名 |        |      | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | うち外国人数<br>(名) | 世帯数     |
|---------|--------|------|---------------------------|-----------|---------------|---------|
| 漢字      | 地名よみ   | ハングル |                           |           |               |         |
| 鐘路 区    | チョンノ   |      | 23.91                     | 172,690   | 5,897         | 70,925  |
| 中 区     | チュン    |      | 9.96                      | 136,348   | 5,699         | 56,642  |
| 龍山 区    | ヨンサン   |      | 21.87                     | 243,033   | 10,998        | 101,479 |
| 城東 区    | ソンドン   |      | 16.85                     | 340,895   | 6,458         | 133,864 |
| 広津 区    | クァンジン  |      | 17.05                     | 381,540   | 7,098         | 150,736 |
| 東大門区    | トンデムン  |      | 14.21                     | 385,712   | 6,852         | 155,667 |
| 中浪 区    | チュンナン  |      | 18.50                     | 429,404   | 3,326         | 163,509 |
| 城北 区    | ソンプク   |      | 24.57                     | 478,511   | 5,668         | 185,805 |
| 江北 区    | カンブク   |      | 23.60                     | 351,624   | 2,634         | 134,490 |
| 道峰 区    | トボン    |      | 20.71                     | 379,755   | 2,221         | 136,003 |
| 蘆原 区    | ノウオン   |      | 35.42                     | 621,676   | 3,583         | 218,799 |
| 恩平 区    | ウンピョン  |      | 29.71                     | 467,940   | 3,360         | 180,503 |
| 西大門区    | ソデムン   |      | 17.61                     | 356,652   | 7,632         | 141,869 |
| 麻浦 区    | マポ     |      | 23.88                     | 397,049   | 6,466         | 165,036 |
| 陽川 区    | ヤンチョン  |      | 17.40                     | 505,606   | 3,889         | 178,984 |
| 江西 区    | カンソ    |      | 41.43                     | 559,845   | 4,900         | 208,347 |
| 九老 区    | クロ     |      | 20.11                     | 436,786   | 16,954        | 159,991 |
| 衿川 区    | クムチョン  |      | 13.01                     | 263,989   | 10,746        | 99,193  |
| 永登浦区    | ヨンドゥンポ |      | 24.57                     | 429,816   | 21,118        | 164,263 |
| 銅雀 区    | トンジャク  |      | 16.35                     | 414,978   | 6,396         | 161,958 |
| 冠岳 区    | クァナク   |      | 29.57                     | 545,995   | 10,778        | 230,093 |
| 瑞草 区    | ソチョ    |      | 47.03                     | 413,970   | 5,704         | 158,618 |
| 江南 区    | カンナム   |      | 39.54                     | 564,658   | 7,694         | 222,642 |
| 松坡 区    | ソンパ    |      | 33.88                     | 612,527   | 5,522         | 228,770 |
| 江東 区    | カンドン   |      | 24.58                     | 465,203   | 3,443         | 170,752 |

2. 日本との姉妹提携先 (2006 年 8 月現在、※姉妹都市提携の形をとっていない)

|            |   |      |                       |
|------------|---|------|-----------------------|
| 杉並区 (東京都)  | — | 瑞草区  | (1991 年 12 月 9 日提携)   |
| 豊島区 (東京都)  | — | 東大門区 | (2002 年 5 月 9 日提携)    |
| 墨田区 (東京都)  | — | 西大門区 | (2003 年 10 月 3 日提携)   |
| 立山町 (富山県)  | — | 江北区  | (2005 年 4 月 19 日提携)   |
| 根上町 (石川県)  | — | 中区   | (1981 年 12 月 9 日提携) ※ |
| 岸和田市 (大阪府) | — | 永登浦区 | (2002 年 10 月 31 日提携)  |

〈釜山広域市内の基礎自治団体〉

1. 面積・人口・世帯数（2006 年 12 月 31 日現在）

| 基礎自治団体名 |       |      | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | 世帯数     |
|---------|-------|------|---------------------------|-----------|---------|
| 漢字      | 地名よみ  | ハングル |                           |           |         |
| 中 区     | チュン   |      | 2.80                      | 51,516    | 21,487  |
| 西 区     | ソ     |      | 13.73                     | 136,999   | 52,537  |
| 東 区     | トン    |      | 9.77                      | 107,844   | 42,063  |
| 影島区     | ヨンド   |      | 14.03                     | 160,028   | 57,971  |
| 釜山鎮区    | プサンジン |      | 29.68                     | 407,397   | 149,836 |
| 東菜区     | トンネ   |      | 16.64                     | 280,269   | 96,972  |
| 南 区     | ナム    |      | 26.43                     | 299,518   | 106,311 |
| 北 区     | プク    |      | 38.30                     | 331,385   | 111,418 |
| 海雲臺区    | ヘウンデ  |      | 51.44                     | 420,968   | 144,845 |
| 沙下区     | サハ    |      | 40.89                     | 370,108   | 126,908 |
| 金井区     | クムジョン |      | 65.27                     | 264,907   | 93,044  |
| 江西区     | カンソ   |      | 180.01                    | 55,817    | 21,729  |
| 蓮堤区     | ヨンジェ  |      | 12.08                     | 215,449   | 75,681  |
| 水營区     | スヨン   |      | 10.21                     | 178,552   | 64,232  |
| 沙上区     | ササン   |      | 35.84                     | 274,423   | 93,812  |
| 機張郡     | キジャン  |      | 217.90                    | 80,209    | 29,826  |

2. 日本との姉妹提携先（2007 年 10 月現在）

|       |       |   |        |                     |
|-------|-------|---|--------|---------------------|
| 佐賀市   | （佐賀県） | － | 蓮堤区    | （1998 年 10 月 9 日提携） |
| 対馬市   | （長崎県） | － | 影島区    | （1986 年 5 月 16 日提携） |
| 南阿蘇村  | （熊本県） | － | 金井区金城洞 | （1993 年 1 月 18 日提携） |
| 豊後大野市 | （大分県） | － | 機張郡長安邑 | （2003 年 9 月 19 日提携） |

〈大邱広域市内の基礎自治団体〉

１．面積・人口・世帯数（2006 年 12 月 31 日現在）

| 基礎自治団体名 |      |      | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | 世帯数     |
|---------|------|------|---------------------------|-----------|---------|
| 漢字      | 地名よみ | ハングル |                           |           |         |
| 中 区     | チュン  |      | 7.08                      | 79,255    | 33,317  |
| 東 区     | トン   |      | 182.28                    | 339,072   | 123,745 |
| 西 区     | ソ    |      | 17.52                     | 245,587   | 89,656  |
| 南 区     | ナム   |      | 17.44                     | 181,158   | 70,038  |
| 北 区     | プク   |      | 94.34                     | 470,856   | 159,049 |
| 壽城区     | スソン  |      | 76.46                     | 441,549   | 144,596 |
| 達西区     | タルソ  |      | 62.26                     | 595,049   | 194,506 |
| 達城郡     | タルソン |      | 426.95                    | 160,693   | 53,958  |

２．日本との姉妹提携先（2007 年 10 月現在）

なし

〈仁川広域市内の基礎自治団体〉

１．面積・人口・世帯数（2006 年 12 月 31 日現在）

| 基礎自治団体名 |      |      | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | うち外国人<br>数 (名) | 世帯数     |
|---------|------|------|---------------------------|-----------|----------------|---------|
| 漢字      | 地名よみ | ハングル |                           |           |                |         |
| 中 区     | チュン  |      | 114.60                    | 95,116    | 3,200          | 39,329  |
| 東 区     | トン   |      | 7.11                      | 76,554    | 855            | 29,280  |
| 南 区     | ナム   |      | 24.47                     | 421,342   | 4,670          | 161,439 |
| 延壽区     | ヨンス  |      | 33.76                     | 273,307   | 2,297          | 93,776  |
| 南洞区     | ナムドン |      | 56.82                     | 400,950   | 10,906         | 143,117 |
| 富平区     | プピョン |      | 31.98                     | 575,630   | 5,347          | 205,623 |
| 桂陽区     | ケヤン  |      | 45.57                     | 344,908   | 2,573          | 122,313 |
| 西 区     | ソ    |      | 112.19                    | 393,495   | 9,064          | 136,814 |
| 江華郡     | カンファ |      | 411.19                    | 65,839    | 329            | 26,170  |
| 壺津郡     | オンジン |      | 164.36                    | 16,713    | 222            | 7,441   |

２．日本との姉妹提携先（2007 年 10 月現在）

|           |   |        |                      |
|-----------|---|--------|----------------------|
| 成田市（千葉県）  | － | 中区     | （1998 年 9 月 21 日提携）  |
| 添田町（福岡県）  | － | 江華郡    | （1996 年 10 月 28 日提携） |
| 長島町（鹿児島県） | － | 江華郡吉祥面 | （1994 年 5 月 30 日提携）  |



〈光州広域市内の基礎自治団体〉

１．面積・人口・世帯数（2006 年 12 月 31 日現在）

| 基礎自治団体名 |       |      | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | うち外国人<br>数 (名) | 世帯数     |
|---------|-------|------|---------------------------|-----------|----------------|---------|
| 漢字      | 地名よみ  | ハングル |                           |           |                |         |
| 東 区     | トン    |      | 48.87                     | 114,936   | 850            | 47,393  |
| 西 区     | ソ     |      | 46.73                     | 310,129   | 767            | 105,446 |
| 南 区     | ナム    |      | 61.08                     | 212,450   | 706            | 74,859  |
| 北 区     | プク    |      | 121.81                    | 463,088   | 2,103          | 162,988 |
| 光山区     | クァンサン |      | 222.92                    | 315,350   | 3,729          | 104,379 |

２．日本との姉妹提携先（2007 年 10 月現在）

なし

〈大田広域市内の基礎自治団体〉

１．面積・人口・世帯数（2006 年 12 月 31 日現在）

| 基礎自治団体名 |      |      | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | う ち 外 国 人<br>数 (名) | 世帯数     |
|---------|------|------|---------------------------|-----------|--------------------|---------|
| 漢字      | 地名よみ | ハングル |                           |           |                    |         |
| 東 区     | トン   |      | 136.74                    | 238,361   | 1,857              | 89,385  |
| 中 区     | チュン  |      | 61.98                     | 264,825   | 1,233              | 95,790  |
| 西 区     | ソ    |      | 95.40                     | 508,017   | 2,417              | 172,661 |
| 儒城区     | ユソン  |      | 177.22                    | 245,744   | 2,614              | 86,092  |
| 大徳区     | テドク  |      | 68.45                     | 219,014   | 1,682              | 70,111  |

２．日本との姉妹提携先（2007 年 10 月現在）

なし

〈蔚山広域市内の基礎自治団体〉

１．面積・人口・世帯数（2006 年 12 月 31 日現在）

| 基礎自治団体名 |      |      | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | 世帯数     |
|---------|------|------|---------------------------|-----------|---------|
| 漢字      | 地名よみ | ハングル |                           |           |         |
| 中 区     | チュン  |      | 37.0                      | 234,896   | 82,140  |
| 南 区     | ナム   |      | 72.0                      | 345,769   | 118,686 |
| 東 区     | トン   |      | 35.8                      | 185,954   | 61,287  |
| 北 区     | プク   |      | 157.3                     | 148,772   | 47,875  |
| 蔚州郡     | ウルジュ |      | 754.9                     | 177,103   | 63,126  |

２．日本との姉妹提携先（2007 年 10 月現在）

なし

〈京畿道内の基礎自治団体〉

1. 面積・人口・世帯数（2006 年 12 月 31 日現在）

| 基礎自治団体名 |         |      | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | 世帯数     |
|---------|---------|------|---------------------------|-----------|---------|
| 漢字      | 地名よみ    | ハングル |                           |           |         |
| 水原市     | スウォン    |      | 121.1                     | 1,054,619 | 377,823 |
| 城南市     | ソンナム    |      | 141.8                     | 992,758   | 374,223 |
| 高陽市     | コヤン     |      | 267.3                     | 910,602   | 328,375 |
| 富川市     | プチョン    |      | 53.4                      | 863,397   | 302,996 |
| 安養市     | アニヤン    |      | 58.5                      | 629,426   | 220,167 |
| 安山市     | アンサン    |      | 147.1                     | 697,239   | 253,174 |
| 龍仁市     | ヨンイン    |      | 591.5                     | 702,007   | 249,939 |
| 議政府市    | ウィジョンブ  |      | 81.6                      | 404,937   | 144,001 |
| 南楊州市    | ナムヤンジュ  |      | 458.4                     | 454,498   | 161,475 |
| 平澤市     | ピョンテク   |      | 453.1                     | 391,468   | 141,108 |
| 光明市     | クァンミョン  |      | 38.5                      | 239,716   | 118,614 |
| 始興市     | シフン     |      | 134.4                     | 397,983   | 143,602 |
| 軍浦市     | クンポ     |      | 36.4                      | 280,492   | 98,061  |
| 華城市     | ファソン    |      | 688.2                     | 310,562   | 111,517 |
| 坡州市     | パジュ     |      | 672.6                     | 267,607   | 100,278 |
| 利川市     | イチョン    |      | 461.1                     | 194,130   | 69,206  |
| 九里市     | クリ      |      | 33.3                      | 193,532   | 69,180  |
| 金浦市     | キンポ     |      | 276.6                     | 214,901   | 74,942  |
| 抱川市     | ポチョン    |      | 826.4                     | 162,455   | 59,793  |
| 廣州市     | クァンジュ   |      | 431.5                     | 220,705   | 79,288  |
| 安城市     | アンソン    |      | 553.4                     | 160,061   | 58,586  |
| 河南市     | ハナム     |      | 93.1                      | 134,159   | 50,859  |
| 義王市     | ウィワン    |      | 54.0                      | 146,937   | 52,381  |
| 楊州市     | ヤンジュ    |      | 310.2                     | 167,248   | 58,570  |
| 烏山市     | オサン     |      | 42.8                      | 131,377   | 47,265  |
| 驪州郡     | ヨジュ     |      | 607.9                     | 105,279   | 38,060  |
| 楊平郡     | ヤンピョン   |      | 877.7                     | 86,137    | 34,641  |
| 東豆川市    | トンドウチョン |      | 95.7                      | 84,601    | 31,261  |
| 果川市     | クァチョン   |      | 35.9                      | 61,206    | 21,681  |
| 加平郡     | カピョン    |      | 843.4                     | 55,370    | 21,443  |
| 漣川郡     | ヨンチョン   |      | 695.6                     | 47,748    | 18,377  |

2. 日本との姉妹提携先（2007 年 10 月現在）

|      |        |   |        |                      |
|------|--------|---|--------|----------------------|
| 旭川市  | (北海道)  | — | 水原市    | (1989 年 10 月 17 日提携) |
| 青森市  | (青森県)  | — | 平澤市    | (1995 年 8 月 28 日提携)  |
| 日高市  | (埼玉県)  | — | 烏山市    | (1996 年 10 月 1 日提携)  |
| 所沢市  | (埼玉県)  | — | 安養市    | (1998 年 4 月 24 日提携)  |
| 八王子市 | (東京都)  | — | 始興市    | (2006 年 11 月 7 日提携)  |
| 川崎市  | (神奈川県) | — | 富川市    | (1996 年 10 月 21 日提携) |
| 厚木市  | (神奈川県) | — | 軍浦市    | (2005 年 2 月 5 日提携)   |
| 秦野市  | (神奈川県) | — | 坡州市    | (2005 年 10 月 20 日提携) |
| 新発田市 | (新潟県)  | — | 議政府市   | (1989 年 11 月 2 日提携)  |
| 新発田市 | (新潟県)  | — | 漣川郡全谷邑 | (1999 年 8 月 20 日提携)  |
| 津南町  | (新潟県)  | — | 驪州郡    | (1999 年 7 月 23 日提携)  |
| 福井市  | (福井県)  | — | 水原市    | (2001 年 12 月 22 日提携) |
| 北杜市  | (山梨県)  | — | 抱川市    | (2003 年 3 月 21 日提携)  |
| 瀬戸市  | (愛知県)  | — | 利川市    | (2006 年 4 月 20 日提携)  |
| 甲賀市  | (滋賀県)  | — | 利川市    | (2005 年 11 月 19 日提携) |
| 岡山市  | (岡山県)  | — | 富川市    | (2002 年 2 月 26 日提携)  |
| 松山市  | (愛媛県)  | — | 平澤市    | (2004 年 10 月 25 日提携) |
| 上峰町  | (佐賀県)  | — | 驪州郡    | (2004 年 11 月 11 日提携) |

〈江原道内の基礎自治団体〉

1. 面積・人口・世帯数（2006 年 12 月 31 日現在）

| 基礎自治団体名 |        |      | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | うち外国人数<br>(名) | 世帯数     |
|---------|--------|------|---------------------------|-----------|---------------|---------|
| 漢字      | 地名よみ   | ハングル |                           |           |               |         |
| 春川市     | チュンチョン |      | 1,116.42                  | 258,068   | 1,829         | 96,802  |
| 原州市     | ウォンジュ  |      | 867.22                    | 296,251   | 2,096         | 110,023 |
| 江陵市     | カンヌン   |      | 1,040.22                  | 223,499   | 1,483         | 85,372  |
| 東海市     | トンヘ    |      | 180.01                    | 97,935    | 438           | 36,760  |
| 太白市     | テベク    |      | 303.57                    | 51,770    | 177           | 20,386  |
| 束草市     | ソクチョ   |      | 105.25                    | 86,684    | 611           | 34,921  |
| 三陟市     | サムチョク  |      | 1,185.70                  | 72,187    | 437           | 28,366  |
| 洪川郡     | ホンチョン  |      | 1,818.04                  | 70,651    | 614           | 27,197  |
| 横城郡     | フエンソン  |      | 997.93                    | 43,485    | 503           | 16,883  |
| 寧越郡     | ヨンウォル  |      | 1,127.11                  | 40,775    | 264           | 16,834  |
| 平昌郡     | ピョンチャン |      | 1,463.74                  | 44,595    | 263           | 18,226  |
| 旌善郡     | チョンソン  |      | 1,220.62                  | 43,432    | 246           | 18,294  |
| 鐵原郡     | チョロン   |      | 898.78                    | 48,260    | 236           | 18,016  |
| 華川郡     | ファチョン  |      | 909.07                    | 23,457    | 140           | 9,754   |
| 楊口郡     | ヤング    |      | 700.70                    | 21,446    | 177           | 8,396   |
| 麟蹄郡     | インジェ   |      | 1,646.10                  | 32,619    | 126           | 12,963  |
| 高城郡     | コソン    |      | 664.19                    | 31,641    | 356           | 12,793  |
| 襄陽郡     | ヤンヤン   |      | 628.71                    | 28,917    | 256           | 11,904  |

2. 日本との姉妹提携先（2007 年 10 月現在、※姉妹都市提携の形をとっていない）

|                   |   |     |                      |
|-------------------|---|-----|----------------------|
| 赤平市（北海道）          | － | 三陟市 | （1997 年 7 月 18 日提携）  |
| 秩父市（埼玉県）          | － | 江陵市 | （1983 年 2 月 16 日提携）  |
| 利賀村（富山県）          | － | 平昌郡 | （2002 年 9 月 6 日提携）※  |
| 敦賀市（福井県）          | － | 東海市 | （1981 年 4 月 13 日提携）  |
| 東筑摩郡 1 町 5 村（長野県） | － | 春川市 | （1984 年 6 月 8 日提携）   |
| 各務原市（岐阜県）         | － | 春川市 | （2003 年 10 月 31 日提携） |
| 瀬戸市（愛知県）          | － | 利川市 | （2006 年 4 月 20 日提携）  |
| 米子市（鳥取県）          | － | 束草市 | （1994 年 10 月 26 日提携） |
| 米子市（鳥取県）          | － | 高城郡 | （1996 年 10 月 29 日提携） |
| 八頭町（鳥取県）          | － | 横城郡 | （1997 年 9 月 4 日提携）   |
| 琴浦町（鳥取県）          | － | 麟蹄郡 | （1997 年 8 月 24 日提携）  |
| 智頭町（鳥取県）          | － | 楊口郡 | （1999 年 10 月 10 日提携） |
| 大山町（鳥取県）          | － | 襄陽郡 | （2004 年 5 月 21 日提携）  |
| 防府市（山口県）          | － | 春川市 | （1991 年 10 月 29 日提携） |

〈忠清北道内の基礎自治団体〉

1. 面積・人口・世帯数（2006 年 12 月 31 日現在）

| 基礎自治団体名 |        |      | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | うち外国人<br>数 (名) | 世帯数     |
|---------|--------|------|---------------------------|-----------|----------------|---------|
| 漢字      | 地名よみ   | ハングル |                           |           |                |         |
| 清州市     | チョンジュ  |      | 153.44                    | 630,637   | 3,958          | 229,125 |
| 忠州市     | チュンジュ  |      | 983.99                    | 206,236   | 1,626          | 75,053  |
| 堤川市     | チェチョン  |      | 884.05                    | 137,605   | 1,207          | 51,480  |
| 清原郡     | チョンウォン |      | 814.16                    | 138,707   | 2,169          | 52,408  |
| 報恩郡     | ポウン    |      | 584.26                    | 36,711    | 418            | 14,858  |
| 沃川郡     | オクチョン  |      | 537.08                    | 55,537    | 614            | 21,036  |
| 永同郡     | ヨンドン   |      | 844.93                    | 51,226    | 407            | 20,080  |
| 鎮川郡     | チンチョン  |      | 405.90                    | 62,678    | 2,567          | 23,831  |
| 槐山郡     | クェサン   |      | 842.11                    | 37,952    | 382            | 16,093  |
| 陰城郡     | ウムソン   |      | 520.49                    | 90,159    | 3,370          | 33,014  |
| 丹陽郡     | タニャン   |      | 780.16                    | 33,623    | 277            | 13,276  |
| 曾坪郡     | チュンピョン |      | 81.83                     | 30,814    | 331            | 11,508  |

2. 日本との姉妹提携先（2007 年 10 月現在、※姉妹都市提携の形をとっていない）

|            |   |     |                      |
|------------|---|-----|----------------------|
| 五戸町（青森県）   | － | 沃川郡 | （1997 年 8 月 28 日提携）  |
| 湯河原町（神奈川県） | － | 忠州市 | （1994 年 11 月 28 日提携） |
| 甲府市（山梨県）   | － | 清州市 | （2002 年 9 月 27 日提携）※ |
| 鳥取市（鳥取県）   | － | 清州市 | （1990 年 8 月 30 日提携）  |
| 宮崎市（宮崎県）   | － | 報恩郡 | （1993 年 8 月 6 日提携）   |

〈忠清南道内の基礎自治団体〉

１．面積・人口・世帯数（2006 年 12 月 31 日現在）

| 基礎自治団体名 |       |      | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | うち外国人数<br>(名) | 世帯数     |
|---------|-------|------|---------------------------|-----------|---------------|---------|
| 漢字      | 地名よみ  | ハングル |                           |           |               |         |
| 天安市     | チョナン  |      | 636.2                     | 531,193   | 7,870         | 200,280 |
| 公州市     | コンジュ  |      | 940.5                     | 129,862   | 1,532         | 49,744  |
| 保寧市     | ポリョン  |      | 569.0                     | 108,526   | 935           | 41,991  |
| 牙山市     | アサン   |      | 542.2                     | 217,112   | 5,552         | 88,442  |
| 瑞山市     | ソサン   |      | 740.4                     | 152,279   | 1,390         | 57,438  |
| 論山市     | ノンサン  |      | 555.0                     | 132,814   | 1,348         | 51,745  |
| 鷄龍市     | ケリョン  |      | 60.8                      | 36,959    | 113           | 12,259  |
| 錦山郡     | クムサン  |      | 576.3                     | 58,369    | 817           | 23,512  |
| 燕岐郡     | ヨンギ   |      | 361.4                     | 84,107    | 1,360         | 33,388  |
| 扶餘郡     | プヨ    |      | 624.5                     | 80,115    | 520           | 31,592  |
| 舒川郡     | ソチョン  |      | 358.0                     | 63,105    | 476           | 25,656  |
| 青陽郡     | チョンヤン |      | 479.3                     | 34,405    | 319           | 13,761  |
| 洪城郡     | ホンソン  |      | 443.9                     | 90,242    | 687           | 35,177  |
| 禮山郡     | イエサン  |      | 542.8                     | 90,507    | 922           | 35,185  |
| 泰安郡     | テアン   |      | 504.9                     | 64,082    | 328           | 25,747  |
| 唐津郡     | タンジン  |      | 664.7                     | 127,167   | 2,242         | 48,573  |

２．日本との姉妹提携先（2007 年 10 月現在）

|           |   |        |                      |
|-----------|---|--------|----------------------|
| 藤沢市（神奈川県） | － | 保寧市    | （2002 年 11 月 15 日提携） |
| 守山市（滋賀県）  | － | 公州市    | （1991 年 8 月 5 日提携）   |
| 東近江市（滋賀県） | － | 扶餘郡場岩面 | （1992 年 11 月 2 日提携）  |
| 日野町（滋賀県）  | － | 扶餘郡恩山面 | （1990 年 5 月 16 日提携）  |
| 天理市（奈良県）  | － | 瑞山市    | （1991 年 11 月 7 日提携）  |
| 明日香村（奈良県） | － | 扶餘郡    | （1972 年 11 月 28 日提携） |
| 山口市（山口県）  | － | 公州市    | （1993 年 2 月 23 日提携）  |
| 太宰府市（福岡県） | － | 扶餘郡扶餘邑 | （1978 年 4 月 21 日提携）  |
| 和水町（熊本県）  | － | 公州市    | （1979 年 9 月 15 日提携）  |
| 美郷町（宮崎県）  | － | 扶餘郡扶餘邑 | （1991 年 9 月 2 日提携）   |



〈全羅北道内の基礎自治団体〉

1. 面積・人口・世帯数（2006 年 12 月 31 日現在）

| 基礎自治団体名 |       |      | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | うち外国人数<br>(名) | 世帯数     |
|---------|-------|------|---------------------------|-----------|---------------|---------|
| 漢字      | 地名よみ  | ハングル |                           |           |               |         |
| 全州市     | チョンジュ |      | 206.23                    | 623,804   | 2,055         | 209,069 |
| 群山市     | クンサン  |      | 382.23                    | 264,750   | 1,630         | 93,226  |
| 益山市     | イクサン  |      | 507.07                    | 320,780   | 2,274         | 111,358 |
| 井邑市     | チョンウプ |      | 692.97                    | 129,868   | 818           | 50,207  |
| 南原市     | ナムオン  |      | 752.73                    | 94,095    | 425           | 35,300  |
| 金堤市     | キムジェ  |      | 545.06                    | 103,446   | 726           | 40,581  |
| 完州郡     | ワンジュ  |      | 820.98                    | 84,561    | 910           | 32,171  |
| 鎮安郡     | チナン   |      | 789.12                    | 29,199    | 178           | 11,622  |
| 茂朱郡     | ムジュ   |      | 631.74                    | 25,992    | 116           | 10,630  |
| 長水郡     | チャンス  |      | 533.53                    | 24,912    | 157           | 9,775   |
| 任實郡     | イムシル  |      | 597.06                    | 32,681    | 170           | 13,451  |
| 淳昌郡     | スンチャン |      | 495.75                    | 32,146    | 134           | 12,934  |
| 高敞郡     | コチャン  |      | 606.84                    | 63,999    | 323           | 26,158  |
| 扶安郡     | プアン   |      | 493.31                    | 65,267    | 249           | 27,201  |

2. 日本との姉妹提携先（2007 年 10 月現在、※姉妹都市提携の形をとっていない）

|            |   |     |                     |
|------------|---|-----|---------------------|
| 成田市（千葉県）   | － | 井邑市 | （2002 年 1 月 29 日提携） |
| 金沢市（石川県）   | － | 全州市 | （2002 年 4 月 30 日提携） |
| 岩国市（山口県）   | － | 南原市 | （1992 年 8 月 3 日提携）※ |
| 菊池市（熊本県）   | － | 金堤市 | （1985 年 4 月 1 日提携）  |
| 豊後大野市（大分県） | － | 益山市 | （2005 年 8 月 22 日提携） |
| 川辺町（鹿児島県）  | － | 淳昌郡 | （2003 年 4 月 15 日提携） |

〈全羅南道内の基礎自治団体〉

1. 面積・人口・世帯数（2006年12月31日現在）

| 基礎自治団体名 |       |      | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | 世帯数     |
|---------|-------|------|---------------------------|-----------|---------|
| 漢字      | 地名よみ  | ハングル |                           |           |         |
| 木浦市     | モッポ   |      | 47.95                     | 242,755   | 90,511  |
| 麗水市     | ヨス    |      | 501.30                    | 298,825   | 103,626 |
| 順天市     | スンチョン |      | 907.44                    | 271,164   | 93,214  |
| 羅州市     | ナジュ   |      | 604.05                    | 97,475    | 41,172  |
| 光陽市     | クァンヤン |      | 450.06                    | 139,020   | 47,707  |
| 潭陽郡     | タミヤン  |      | 455.12                    | 50,865    | 20,294  |
| 長城郡     | チャンソン |      | 518.56                    | 48,507    | 20,119  |
| 谷城郡     | コクソン  |      | 547.43                    | 33,878    | 14,166  |
| 求禮郡     | クレ    |      | 443.18                    | 28,991    | 11,862  |
| 高興郡     | コフン   |      | 776.09                    | 81,361    | 35,622  |
| 寶城郡     | ポソン   |      | 663.30                    | 52,107    | 22,759  |
| 和順郡     | ファスン  |      | 786.73                    | 73,235    | 28,917  |
| 長興郡     | チャンフン |      | 618.24                    | 44,654    | 19,333  |
| 康津郡     | カンジン  |      | 500.16                    | 42,109    | 18,253  |
| 莞島郡     | ワンド   |      | 395.38                    | 57,689    | 25,095  |
| 海南郡     | ヘナム   |      | 907.18                    | 84,720    | 35,075  |
| 珍島郡     | チンド   |      | 430.86                    | 36,100    | 15,799  |
| 靈岩郡     | ヨンアム  |      | 584.83                    | 62,968    | 25,338  |
| 務安郡     | ムアン   |      | 436.24                    | 62,357    | 25,672  |
| 靈光郡     | ヨングァン |      | 473.72                    | 60,269    | 24,991  |
| 咸平郡     | ハムピョン |      | 392.72                    | 38,956    | 17,412  |
| 新安郡     | シナン   |      | 654.50                    | 46,823    | 21,297  |

2. 日本との姉妹提携先（2007年10月現在）

|          |   |        |                |
|----------|---|--------|----------------|
| 倉吉市（鳥取県） | － | 羅州市    | （1993年4月21日提携） |
| 萩市（山口県）  | － | 靈岩郡徳津面 | （2003年6月18日提携） |
| 唐津市（佐賀県） | － | 麗水市    | （1982年3月5日提携）  |
| 鹿島市（佐賀県） | － | 高興郡    | （1997年1月22日提携） |
| 雲仙市（熊本県） | － | 求礼郡    | （2007年5月18日提携） |
| 別府市（大分県） | － | 木浦市    | （1984年10月1日提携） |

〈慶尚北道内の基礎自治団体〉

1. 面積・人口・世帯数（2006 年 12 月 31 日現在）

| 基礎自治団体名 |       |      | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | 世帯数     |
|---------|-------|------|---------------------------|-----------|---------|
| 漢字      | 地名よみ  | ハングル |                           |           |         |
| 浦項市     | ポハン   |      | 1,127.74                  | 505,008   | 179,593 |
| 鬱陵郡     | ウルルン  |      | 72.82                     | 10,235    | 4,508   |
| 慶州市     | キョンジュ |      | 1,324.08                  | 273,419   | 103,547 |
| 金泉市     | キムチョン |      | 1,009.18                  | 139,682   | 51,688  |
| 安東市     | アンドン  |      | 1,520.91                  | 168,733   | 63,530  |
| 亀尾市     | クミ    |      | 616.25                    | 386,465   | 143,411 |
| 栄州市     | ヨンジュ  |      | 668.89                    | 116,955   | 44,182  |
| 永川市     | ヨンチョン |      | 919.89                    | 105,029   | 42,429  |
| 尚州市     | サンジュ  |      | 1,254.85                  | 108,280   | 42,901  |
| 聞慶市     | ムンギョン |      | 911.73                    | 76,177    | 30,094  |
| 醴泉郡     | イエチョン |      | 660.76                    | 50,218    | 20,936  |
| 慶山市     | キョンサン |      | 411.81                    | 234,839   | 88,427  |
| 清道郡     | チョンド  |      | 696.94                    | 46,144    | 19,282  |
| 高靈郡     | コリョン  |      | 384.00                    | 34,777    | 14,520  |
| 星州郡     | ソング   |      | 616.17                    | 46,358    | 19,163  |
| 漆谷郡     | チルゴク  |      | 450.91                    | 111,390   | 43,894  |
| 軍威郡     | クニイ   |      | 614.17                    | 26,687    | 11,749  |
| 義城郡     | ウィソン  |      | 1,175.79                  | 62,947    | 27,013  |
| 青松郡     | チョンソン |      | 842.65                    | 28,465    | 12,503  |
| 英陽郡     | ヨンヤン  |      | 815.08                    | 19,615    | 8,496   |
| 盈徳郡     | ヨンドク  |      | 740.70                    | 46,460    | 20,109  |
| 奉化郡     | ボンファ  |      | 1,200.98                  | 35,608    | 15,105  |
| 蔚珍郡     | ウルジン  |      | 988.97                    | 55,076    | 23,185  |

2. 日本との姉妹提携先（2007 年 10 月現在）

|           |   |     |                      |
|-----------|---|-----|----------------------|
| 黒石市（青森県）  | — | 永川市 | （1984 年 8 月 17 日提携）  |
| 寒河江市（山形県） | — | 安東市 | （1974 年 2 月 4 日提携）   |
| 上越市（新潟県）  | — | 浦項市 | （1996 年 4 月 29 日提携）  |
| 七尾市（石川県）  | — | 金泉市 | （1975 年 10 月 16 日提携） |
| 小浜市（福井県）  | — | 慶州市 | （1977 年 2 月 13 日提携）  |
| 越前町（福井県）  | — | 盈徳郡 | （2002 年 11 月 9 日提携）  |
| 大津市（滋賀県）  | — | 亀尾市 | （1990 年 4 月 12 日提携）  |
| 城陽市（京都府）  | — | 慶山市 | （1991 年 1 月 22 日提携）  |

|               |   |     |                     |
|---------------|---|-----|---------------------|
| 豊岡市（兵庫県）      | － | 慶州市 | （1993 年 11 月 7 日提携） |
| 奈良市（奈良県）      | － | 慶州市 | （1970 年 4 月 15 日提携） |
| 福山市（広島県）      | － | 浦項市 | （1979 年 1 月 19 日提携） |
| 神埼市（佐賀県）      | － | 慶州市 | （2000 年 4 月 25 日提携） |
| 宇佐市（大分県）      | － | 慶州市 | （1992 年 7 月 3 日提携）  |
| 徳之島 3 町（鹿児島県） | － | 清道郡 | （2003 年 3 月 14 日提携） |

〈慶尚南道内の基礎自治団体〉

1. 面積・人口・世帯数（2006年12月31日現在）

| 基礎自治団体名 |        |      | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | うち外国人数<br>(名) | 世帯数     |
|---------|--------|------|---------------------------|-----------|---------------|---------|
| 漢字      | 地名よみ   | ハングル |                           |           |               |         |
| 昌原市     | チャンウォン |      | 292.70                    | 509,535   | 5,654         | 170,968 |
| 馬山市     | マサン    |      | 329.93                    | 424,727   | 2,944         | 150,068 |
| 晋州市     | チンジュ   |      | 712.86                    | 335,637   | 2,083         | 120,924 |
| 鎮海市     | チネ     |      | 113.60                    | 163,221   | 2,046         | 57,421  |
| 統營市     | トンヨン   |      | 238.06                    | 134,301   | 1,174         | 50,249  |
| 固城郡     | コソン    |      | 516.96                    | 55,827    | 518           | 22,906  |
| 泗川市     | サチョン   |      | 396.98                    | 113,232   | 932           | 43,406  |
| 金海市     | キメ     |      | 463.33                    | 461,925   | 8,197         | 152,154 |
| 密陽市     | ミリャン   |      | 799.01                    | 112,847   | 822           | 43,815  |
| 巨濟市     | コジェ    |      | 401.53                    | 205,821   | 4,409         | 70,545  |
| 宜寧郡     | ウィリョン  |      | 482.90                    | 31,930    | 305           | 14,039  |
| 咸安郡     | ハマン    |      | 416.80                    | 64,867    | 1,407         | 25,296  |
| 昌寧郡     | チャンニョン |      | 532.84                    | 64,098    | 622           | 26,877  |
| 梁山市     | ヤンサン   |      | 484.05                    | 229,573   | 3,148         | 79,676  |
| 河東郡     | ハドン    |      | 675.37                    | 53,070    | 172           | 21,438  |
| 南海郡     | ナメ     |      | 357.64                    | 51,144    | 352           | 21,419  |
| 咸陽郡     | ハミャン   |      | 725.06                    | 41,467    | 305           | 17,534  |
| 山淸郡     | サンチョン  |      | 794.58                    | 35,938    | 234           | 15,837  |
| 居昌郡     | コチャン   |      | 804.07                    | 64,176    | 259           | 25,563  |
| 陝川郡     | ハプチョン  |      | 983.40                    | 55,474    | 370           | 23,844  |

2. 日本との姉妹提携先（2007年10月現在、※姉妹都市提携の形をとっていない）

|            |   |                     |
|------------|---|---------------------|
| 北見市（北海道）   | － | 晋州市（1985年5月16日提携）   |
| 七戸町（青森県）   | － | 河東郡（1994年11月16日提携）※ |
| 由利本荘市（秋田県） | － | 梁山市（1998年10月10日提携）  |
| 狭山市（埼玉県）   | － | 統營市（1973年7月4日提携）    |
| 近江八幡市（滋賀県） | － | 密陽市（1994年12月1日提携）   |
| 姫路市（兵庫県）   | － | 馬山市（2000年4月18日提携）   |
| 安来市（島根県）   | － | 密陽市（1990年10月18日提携）  |
| 松江市（島根県）   | － | 晋州市（1999年11月10日提携）  |
| 玉野市（岡山県）   | － | 統營市（1981年8月3日提携）    |
| 瀬戸内市（岡山県）  | － | 密陽市（2005年11月12日提携）  |
| 三次市（広島県）   | － | 泗川市（1992年5月25日提携）   |

|           |   |     |                      |
|-----------|---|-----|----------------------|
| 呉市（広島県）   | － | 鎮海市 | （1999 年 10 月 12 日提携） |
| 三豊市（香川県）  | － | 陝川郡 | （1996 年 7 月 13 日提携）  |
| 宗像市（福岡県）  | － | 金海市 | （1992 年 4 月 22 日提携）  |
| 大口市（鹿児島県） | － | 南海郡 | （1991 年 10 月 16 日提携） |

〈済州道内の行政市〉

※ 済州特別自治道内には基礎自治団体はなく、地方自治団体でない市である「行政市」が置かれている。

1. 面積・人口・世帯数（2006 年 12 月 31 日現在）

| 基礎自治団体名 |      |      | 面積<br>(k m <sup>2</sup> ) | 人口<br>(名) | うち外国人<br>数 (名) | 世帯数     |
|---------|------|------|---------------------------|-----------|----------------|---------|
| 漢字      | 地名よみ | ハングル |                           |           |                |         |
| 済州市     | チェジュ |      | 977.9                     | 405,819   | 2,218          | 150,379 |
| 西帰浦市    | ソギポ  |      | 870.4                     | 155,876   | 981            | 58,045  |

2. 日本との姉妹提携先（2007 年 10 月現在、※姉妹都市提携の形をとっていない）

|            |   |         |                      |
|------------|---|---------|----------------------|
| 鹿嶋市（茨城県）   | — | 西帰浦市    | （2003 年 11 月 26 日提携） |
| 荒川区（東京都）   | — | 済州市     | （2006 年 2 月 17 日提携）  |
| 三田市（兵庫県）   | — | 済州市     | （1997 年 7 月 31 日提携）  |
| 和歌山市（和歌山県） | — | 済州市     | （1987 年 11 月 12 日提携） |
| 紀の川市（和歌山県） | — | 西帰浦市    | （1987 年 2 月 20 日提携）※ |
| 宗像市（福岡県）   | — | 西帰浦市城山邑 | （1991 年 12 月 3 日提携）  |
| 唐津市（佐賀県）   | — | 西帰浦市    | （1994 年 9 月 14 日提携）  |
| 別府市（大分県）   | — | 済州市     | （2003 年 1 月 17 日提携）※ |

＜別府市－済州市は 5 年毎に提携関係を更新するかどうかを検討する＞

(参考文献)

日本のものは○、韓国のもは●で表示

全般

- 韓国の地方自治 自治体国際化協会ソウル事務所 2003 年 11 月
- 平成 19 年度版全国市町村要覧 市町村自治研究会編 2007 年 10 月 第一法規
- 逐條 地方自治法解説(増補版) (社)地方行政研究所編著 2000 年 2 月 (社)地方行政研究所
- 2007 年行政自治統計年報 行政自治部
- 行政自治部 <http://www.mogaha.go.kr>
- 法制処 <http://moleg.go.kr>
- 法律とビジネス [http://www.lawnb.com/main/P\\_index.asp](http://www.lawnb.com/main/P_index.asp)
- 法律関係のHP <http://www.geocities.co.jp/WallStreet/9133/target.html>  
<http://www.lij.jp/index.phtml?page=hourei/kankoku/zeihou/mokuji>

第 1 章 韓国の地方自治制度の沿革

- 行政区域実務便覧 行政自治部 2006 年 8 月
- 2007 行政自治白書 行政自治部 2007 年 10 月

第 2 章 地方行政制度の基本構造

- 済州特別自治道基本計画 國務總理室済州特別自治道推進企画団 2005 年 10 月
- 2007 行政自治白書 行政自治部 2007 年 10 月

第 3 章 地方と国、地方間の関係

- 2007 行政自治白書 行政自治部 2007 年 10 月
- 全国市・道知事協議会 <http://www.gaok.or.kr/eng/>
- 全国市庁・郡守・区庁長協議会 <http://www.namk.or.kr/>
- 全国市・道議會議長協議会 <http://www.ampcc.go.kr/main/main.asp>
- 全国市郡自治区議會議長協議会 <http://www.klcy.net/html/main.php>

第 5 章 地方選挙と住民参加、民願

- 住民召還制度の施行 行政自治部 2007 年 10 月

第 6 章 地方公務員制度

- 中央人事委員会 <http://www.csc.go.kr>

第 7 章 自治立法

- 自治法規情報システム <http://elis.go.kr/>
- 「2006 年度自治法規運営現況目録」 行政自治部 2007 年 9 月

第 8 章 消防防災・教育・警察行政

- 消防防災庁 <http://www.nema.go.kr>
- 警察庁 <http://police.go.kr>

第 9 章 地方財政

- 2007 年度地方自治団体予算概要 行政自治部 2007 年 3 月



●地方財政年鑑 2006 行政自治部 2006 年 12 月

○韓国教育自治 (クレアレポート No.254) 自治体国際化協会 2004 年 5 月

## 第 10 章 地方公企業

●地方公企業法解説 行政自治部 2007 年 10 月

●ソウル市公企業社長経営成果契約推進計画 (案) ソウル市 2006 年 11 月

## 第 11 章 地方税

●財政經濟部 <http://www.mofe.go.kr/>

●行政自治部 <http://lofin.mogaha.go.kr/>

(財政庫：行政自治部地方財政税制本部が運営)

●地方財政公開システム <http://lofin.mogaha.go.kr:8100/index.jsp>

●教育人的資源部 <http://www.moe.go.kr/>

(参考資料) 広域自治団体の概要、基礎自治団体の概要

●東亞年鑑 2007 東亞日報社 2007 年 5 月

●各自治体の HP

○自治体国際化協会 <http://www.clair.or.jp/> 相手国、地域別姉妹提携一覧 (韓国)

監修 自治体国際化協会ソウル事務所

執筆者

第 1 章 韓国の地方自治制度の沿革 (春名、安岡)

第 2 章 地方行政制度の基本構造 (春名、安岡)

第 3 章 地方と国、地方間の関係 (春名、安岡)

第 4 章 地方自治団体の機関 (竹本、岡内)

第 5 章 地方選挙と住民参加、民願 (竹本、岡内、南川)

第 6 章 地方公務員制度 (上田、南川)

第 7 章 自治立法 (春名、安岡)

第 8 章 消防防災・教育・警察行政 (高本、田中)

第 9 章 地方財政 (宮崎、田渕)

第 10 章 地方公企業 (南川)

第 11 章 地方税 (高本、田中)

(参考資料) 広域自治団体の概要 (南川)

(参考資料) 基礎自治団体の概要 (南川)

## 韓国地方自治

---

平成20年 3月 24日発行

編集・発行 (財)自治体国際化協会(CLAIR)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 19 階

TEL 03-3591-5482 FAX 03-3591-5346

---

クレア刊行物に関する最新情報は、当協会のホームページ(<http://www.clair.or.jp>)をご覧ください。